

豊後國安岐郷の調査

資料編



大分県立歴史博物館

2003

はじめに

国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査は、昭和五六年に当館の前身である大分県立宇佐風土記の丘歴史民俗資料館が開館して以来、実施してきている調査です。昭和五六年からは田染荘の調査、昭和六二年からは都甲荘の調査、続いて平成五年からは香々地荘の調査、そして平成一一年から宇佐八幡宮の根本所領の一つである安岐郷の調査を進めてまいりました。

これらの調査では、現在私たちの目の前に広がる景観自体が過去の人々の生活の痕跡をとどめた「遺跡」とし、地域に残る様々な情報の収集・記録と過去の景観の復元を行ってまいりました。しかしながら、国東半島では圃場整備などの開発だけでなく、過疎による人口の減少により、ムラが大きく変貌しようとしています。「荘園村落遺跡」としてムラを捉えた時、このような調査は必要かつ急務の作業であることを実感いたします。

この資料編は、これまで四年にわたって東国東郡安岐町において歴史・考古・地理・民俗・美術史などの各分野から調査してまいりました諸調査の基礎データを整理したものです。これらの資料をもとに、来年度の報告書では過去の景観の復原を行います。

最後になりましたが、本調査に御協力いただいた地域の方々、安岐町教育委員会をはじめとする諸機関の関係者、種々有益な御助言を賜った調査委員および調査員の諸先生方に厚くお礼申し上げます。

平成一五年三月

大分県立歴史博物館

館長 岩井宏實

目次

I	近世史料	1
II	近代史料	21
III	寺社関係資料	52
IV	小社小堂資料	96
V	石造文化財実測図	119
VI	小字・シコナ一覽	136

付図

A-1	明治期安岐町城土地利用図(1)
A-2	明治期安岐町城土地利用図(2)
A-3	安岐町城寺社小堂分布図(1)
A-4	安岐町城寺社小堂分布図(2)
A-5	安岐町城灌漑概況図(1)

挿図目次

19	弁分八坂社板碑実測図	126
18	護聖寺板碑(二号)実測図	125
17	岩尾板碑実測図	125
16	柳井田板碑実測図	125
15	護聖寺板碑(一号)実測図	124
14	奈多宮宝篋印塔実測図	124
13	實際寺宝篋印塔実測図	124
12	報恩寺宝篋印塔(二号)実測図	123
11	報恩寺宝篋印塔(一号)実測図	123
10	泉正寺宝篋印塔実測図	123
9	護聖寺宝篋印塔実測図	123
8	両子藏神社宝篋印塔実測図	123
7	中ノ川宝篋印塔実測図	122
6	桂徳寺宝篋印塔実測図	122
5	恵良国東塔実測図	121
4	木野国東塔実測図	121
3	大吉堂国東塔実測図	121
2	西福寺国東塔実測図	121
1	益ヶ迫国東塔実測図	120

10	泉正寺宝篋印塔	131
9	護聖寺宝篋印塔	131
8	両子藏神社宝篋印塔	130
7	中ノ川宝篋印塔	130
6	桂徳寺宝篋印塔	130
5	恵良国東塔	130
4	木野国東塔	129
3	大吉堂国東塔	129
2	西福寺国東塔	129
1	益ヶ迫国東塔	129
20	金剛院板碑実測図	126
21	中ノ川板碑実測図	126
22	實際寺開山堂無縫塔実測図	127
23	報恩寺無縫塔(一号)実測図	127
24	報恩寺無縫塔(二号)実測図	127
25	報恩寺無縫塔(三号)実測図	128
26	七郎一石五輪塔実測図	128
27	報恩寺石殿実測図	128

写真目次

11	報恩寺宝篋印塔(二号)	131
12	報恩寺宝篋印塔(二号)	131
13	實際寺宝篋印塔	132
14	奈多宮宝篋印塔	132
15	護聖寺板碑(一号)	132
16	柳井田板碑	132
17	岩尾板碑	133
18	護聖寺板碑(二号)	133
19	弁分八坂社板碑	133
20	金剛院板碑	133
21	中ノ川板碑	134
22	實際寺開山堂無縫塔	134
23	報恩寺無縫塔(一号)	134
24	報恩寺無縫塔(二号)	134
25	報恩寺無縫塔(三号)	135
26	七郎一石五輪塔	135
27	報恩寺石殿	135

凡例

1 本報告書は、平成一一年度から開始した国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県東国東郡安岐町）の報告書資料編である。本調査は、豊後高田市田染地区の調査（昭和五十六年度）昭和六一年度、同市都甲地区の調査（昭和六十二年度）平成四年度、西国東郡香々地町の調査（平成五年度）一〇年度）に続いて実施したもので、第四次調査と位置付けられる。

2 調査地区の東国東郡安岐町は、宇佐宮の荘園安岐郷の故地として種々の歴史資料にめぐまれ、荘園遺跡がのこされている。安岐町は大字下原・塩屋・馬場・瀬戸田・西本・中園・成久・吉松・掛樋・油留木・下山口・山口・大添・糸水・富清・両子・山浦・矢川・朝来・明治から成る。このうち、大字両子には六郎山寺院の一つである両子寺領があり、大字糸水・富清は武蔵郷に属するともいわれる。しかし、安岐郷に隣接し深い関係を有することから調査対象地区とした。

3 本書では、学術調査の立場に立ち、可能な限りの事実を明らかにしている。しかし、人権問題などの配慮を行った箇所もある。閲覧利用にあたっては、差別的解消、人権問題の真の解決につながる視点を要望したい。

4 本書の執筆は以下のように分担した。

- | | |
|-----|----------------|
| I | 平川 毅 |
| II | 櫻井成昭 |
| III | 櫻井成昭 |
| IV | 堀内宜士・中野昭純・櫻井成昭 |
| V | 渡辺文雄・宮内克己・山田拓伸 |
| VI | 菅野剛宏・櫻井成昭・平川 毅 |
| 付図 | 櫻井成昭 |

5 本報告書の編集は櫻井成昭が担当した。

6 図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子・堀 優子・光田智美・永岡充沙子などの協力を得た。

7 調査にあたっては、多くの地元の方々に御協力いただいた。また、資料の探訪では大分県公文書館・大分県立図書館・安岐町役場・安岐町教育委員会に便宜を願っていた。

8 史料の翻刻にあたっては、できる限り常用漢字に直したが、執筆者や印刷上の問題で統一していない所もある。また、宛字や省略などは逐一指摘していない。なお虫食いなど、判読できなかった文字は□で表現し、適宜読点や並列点を付した。

I 近世史料

天明四農年より文化十一年迄

一三拾老年

忠右衛門役中

内

用水出来不申迄

拾七ヶ年

御損米平均拾貳石程

拾四ヶ年

用水後
御春免

ここに収載した「文化十一年亥五月 水一件懸合覚」は、近世安岐手水瀬戸田村（付図A-3参照）の庄屋役を代々つとめた中嶋家に伝世した史料である。六九丁からなる整備の形態をとり、法量は縦二四・六四、横一七・二四をはかる。作成者は、表紙に「瀬戸田村 忠右衛門」と記されているように、当該期に庄屋役をつとめていた中嶋忠右衛門である。また、標題にみえる「文化十一年亥五月」という作成年次は、原史料の表記にしたがっているが、じつは文化一一（一八一四）年は戌年で翌同一二年が亥年となる。後述のごとく、記事内容の上限が文化一二年二月である点をふまえれば、「文化十一年」は誤記であり、この史料の作成年次は文化一二年五月と考えるのが妥当であろう。それでは次に、史料の概要について解説しておきたい。なお、以下の記述の中で、「井手」は井堰を意味するものとする。

この史料は、現安岐川に設置されていたと思われる「唐味井手」に瀬戸田村が築造した「二ヶ免用水」（別に「新溝」とも表記する）をめぐり、同村と馬場村・下馬場村（付図A-3参照）との間に生じた水論の顛末を記録したものである。記事内容は上限が文化一二年二月、下限が文政六（一八二三）年六月であり、次の三件の史料から構成される。

史料① 水論発生の原因となった二ヶ免用水に関する史料で、「文化十一年亥年二月御代官御取調覚」との標題がある。これは、二ヶ免用水の築造以前および築造後の瀬戸田村における損米高について、忠右衛門がその「平均之処荒々取調」べた上で代官衛藤四郎右衛門へ報告したものである。忠右衛門は史料の中で、

と年平均の損米高を書き上げているが、この記載から二ヶ免用水の築造は享和元（一八〇一）年頃に比定される。なお、紙幅等の都合により、史料①は今回翻刻をおこなっていない。

史料② この史料は、忠右衛門が文化一二年五月の水論発生から、翌同一三年三月の代官衛藤四郎右衛門の仲裁による水論解決までの経過を詳細に記録したものである。これをもとに、以下その経過について簡単にまとめておきたい。

先に述べた唐味井手は、後述するように本来は成久村（付図A-3参照）へ水を供給する井堰であったと考えられるが、二ヶ免用水の設置により瀬戸田村へも配水するようになる。これに関して、忠右衛門は「新溝少も参り不申様相成候而ハ實際寺など甚難波」（六月三日条）と述べており、瀬戸田村に所在する実際寺が二ヶ免用水の築造に何らかの関わりをもっていたことを推測させる。この二ヶ免用水の設置にともなう水論の内容は、「瀬戸田（近年新溝出来、過分水取越候付下方甚難波」（六月一七日条）という中園村（付図A-3参照）庄屋役小侯為助の言葉が示している。すなわち、二ヶ免用水の新設により「成久・中園井手も稠敷せき立」（五月二十九日条）であるようになり、そのため現安岐川下流域に位置する馬場村・下馬場村では、「去年も日損二相成、当年などハ根付も出来不申候」（五月二十七日条）と記されているように深刻な水不足が生じて

いたのである。

この問題は、瀬戸田・馬場・下馬場三カ村はもちろん、成久村や中園村なども加わりくり返し協議されたものの不調に終わり、文化一三年三月、代官衛藤四郎右衛門の仲裁により唐味井手の井手口に「箱樋」を設置することによりやく解決した。

さて、史料②には水論の経過とともに、現安岐川下流地域の近世後期における灌漑体系についての情報が数多く記されている。今後、ある地域の過去の灌漑体系を復元する上で、こうした水論史料がもつ情報の有用性には注目していく必要がある。

史料③ この史料は、文政六年の「前代未聞之日照」にともない、瀬戸田村と馬場村・下馬場村との間に再び生じた二ヶ免用水をめぐる水論に関するものである。その内容は、「瀬戸田之方江水分ヶ樋居ハ村々申談四寸角之穴ニ承及居候処、当時四寸ニ五寸之樋居リ、居水過分参リ候者双方共難渋」という馬場・下馬場二カ村の訴えが示しており、前述の文化一三年三月に設置された箱樋の寸法が争点となっている。結局、この問題は従来の箱樋を「整横四寸角之穴、丸木長七尺之樋」に変更することで解決し、瀬戸田村と成久・中園・馬場・下馬場四カ村との間で文書が交わされている。

さて、両者間で交わされた文書によると、瀬戸田村から提出されたものには「唐味井手当村へ水分方之儀」とあり、一方で成久村ほか三カ村からのものには「唐味井手水其御村分分ヶ方之儀」と記されている。これをふまえれば、先に述べたように唐味井手はもともと成久村へ水を供給する井堰であったと考えられる。この点を含め、これまでに述べてきた内容から、唐味井手は現在安岐川に設置されている成久イゼ（付図A-15参照）ではないかと推測される。

凡 例

一 体裁は、左記の場合を除いて、基本的には原史料にしたがった。

* 訂正箇所については、すべて訂正後の文言を表記した。

* 関字については、とくにこれを示さなかった。

一 用字は常用漢字を原則としたが、人名・地名等については原史料の表記にしたがった。

一 変体仮名は、江（え）・而（に）・着（は）のほかは、すべて平仮名に改めた。なお、ゞ（より）についてはそのまま表記した。

一 校訂にあたり、便宜上本文中に読点（、）および並列点（・）を補った。

一 当時、慣用的に用いられた文字、あるいは誤字・誤用と思われるものについては原史料の表記にしたがい、右側に（マ）と傍注を付した。そのほか、校訂者による傍注にはすべて（ ）を付しているが、重出する場合は初出のみ傍注を補い、以降は省略した場合もある。

一 虫損等により判読が不可能な文字については、字数に応じて□で示し、字数が不明な場合には「 」で示した。

文化十一年亥五月 水一件懸合覺（抄出）

文化十式亥五月

一 当年も四月中潤雨無之、無程五月中旬も過候へ共田根付出来兼候二付、左之通小門申談致候

一 五月十四日晚、下役人・組頭組内老人ツ、召つれ罷出候様打寄申候、右根付評儀致候処、恵良分ハ油留木井手ニテ漸苗代七嶋間合兼候仕合植付等出来不申、椿分も池水も減候へハ先廿日過迄ハ根付ハ見合其節ニ至り評儀可致、乍然春田向者何卒植付候様致度申談候、本村分過半水取候へ共相残り居候分ハ不残春田水過分入可申候へハ池水二面いかゝ間合候程も難計、尤川筋殊之外水相減潤雨無之候而ハ成久・中園田^〇付も出来兼可申と相考候へハ川水之処少も心当ニ相成不申、乍然用水致種も懸ヶ置可申、池水を以少ツ、根付も致度段申談候

一 十六日、本村分用水致候処川水減少しも上り不申候へハ、又々於夷際寺役人・組頭評儀致候処今迄町程植付為致度分有之、池水を以右之分植付其上申談取計可申、川水ハ先心当致間敷段申談致候而十六日七時池水申候

一 十七日、成久村^〇井手せき夫申來、人夫遣候処七時過^〇水渡り候而廿一日晩迄池も二番上り、小川井手三本相加へ都合三町五反四畝程根付出来申候而、相殘申式町程有之候へ共延引可致段申談候

一 廿一日早朝、役人・組頭召寄根付も先相止メ候而、中園・成久も根付不相濟儀ニ有之候へハ川水も今日^〇廿五日迄五日程、昼分面ノ原^〇落し夜分ハ此方へ取越可申、明ヶ暮共六ツ時限り取計候様申談候、

一 尤右両村^〇懸合等有之候而之儀ニ無之、此方^〇も水落し候段届も不致候

一 廿二日、人夫式拾人^〇宇右衛門召つれ恵良ノ下より山浦迄^〇掘二罷越漸暮六時二罷掃候処測數々有之、瀬堀^〇致候へハ水珠之外相増候、何卒いか様ニ成共致成久・中園植付も早々相濟候様致度心得を以罷越候儀ニ有之候

一 廿三日、村中門主郷七社參詣、八幡宮へ參籠、雨乞折願致候、今日未明少し潤雨有之候而川水ハ大分相増候

一 廿四日、塩屋村へ用部有之罷越候処、成久・中園ハ水取仕廻馬場・下馬場^〇今水取懸候様子ニ有之、川水ハ日々相増候へハ兩三日ニハ根付可相濟と申越ニ有之、尤本村分も右潤雨ニテ小川も相増今日切ニ植付相濟申候

一 廿五日^〇川水福正寺井手二落し候、是又馬場・下馬場^〇懸合も無之、尚此方^〇及沙汰候程之儀ニも無之候へ共水番之者^〇馬場へ相違候由二候

一 廿七日、馬場^〇蔵殿へ見廻、私申候者川水相増井手懸りハ根付も相濟候処、犬田ニ根付相見候間水差遣候而いかゝ可有之哉之段相咄候処、成程犬田ニ根付有之候へ共御村水犬田ニ貫候様近年相成候付小尾・下堀田^〇甚懸^〇ニ有之候へハ当年柄下^〇方夫是申分有之、御心安御中甚いか^〇數^〇候へ共無余儀御懸合ニも及可申哉ニ有之、下馬場共申談居候由、右^〇二第二^〇候へハ犬田ハ先根付も見合可申と申事ニ有之候、右二付私申候者当年柄川筋植付出来兼候時節本村分疾相濟候段甚不都合可被思召、十日頃迄^〇二過半水取、十六日後取計方之儀前文之通相斷、尚又此上とても於拙者ハ披及御懸合候而も御答可申趣意無之、成程新溝仕御双方御差障ニ相成氣之毒無限候へ共今

更致方も無之、馬場・下馬場逼迫ニ而間合不申候節ハ拙者方ハいか様共不及御相談、成久・中園ノ水道候ハ、一兩日之儀者川水ハ落し候而も差遣可申、既ニ去年も中園ノ御實候節村方ハ落し差遣候、右之心服ニ有之候へハ御懸合者有之候而も御答可申取無之と申候候、廣敷殿御咄ハ近年瀬戸田村へ水取候ニ付成久・中園并手ノせき方御敷、就中當年ハにし本ハ成久へ参り中園二者塩屋ノ大勢罷越候節、尚當年ハ土も持込候而川下ニハ少も申、村方申出候も成久・中園右様并手開方御敷有之候儀者近來瀬戸田村へ川水取候付せき方強御座候由、左候而ハ大川筋之儀ニ有之候へ共去年も日損ニ相成當年などハ根付も出来不申候へハ、いつれ御懸合を以にし本・塩屋ハ不行届と申年柄ニも本川懸り之儀行届候様ニ者有之度、此段懸合候様申ニ付犬田ニ水所望致候儀も先見合候段廣敷殿御咄ニ有之、何分右様心配筋ニ相成候段氣之毒候へ共致方も無之、心服ハ右之通ニ兼々相心得罷在候段御咄申罷候

廿八日、役人中同様八時分惠良へ罷越候處、廿七日迄ニ小野分水取仕舞今日ハ根付も可相濟趣ニテ水少しツ、渡り候而、次兵衛・庄作小野鼻ニ当テ有之候ニ付小野江罷越弁差八百藏出合咄合致候處一兩日中ニハ水も惠良分へ通り可申、村方植村相濟ニ第双方罷出世話致惠良分根付も出来候様取計度段者々申候も致候趣ニ有之、甚深切之儀共年此上得と出作面々も多候へハ申談致候様相懸置候、尤役人申談老人ツ、日々相話居候付若用談も有之候へハ、申談候様相懸置罷候

廿九日、下馬場市兵衛殿被見、御咄ハ兼而御承知も有之候通下馬場分年々水行届不申候付中園ニも御相談申候而地原海老や田番下ヶ去冬村方も加勢いたし余水少ニ而も流れ可申哉、尚又所望之節勝手ニ

も可宜取計仕向も致儀候處當年ハ旱魃根付も出来兼去ル廿三日迄中

園分ハ荒水も行届、馬場・下馬場ハ廿三日ノ川水も少々相増候而荒水取懸り候處、石樋ノ下地原へせき懸ケも廿四日ニハにし本・塩屋

の方へ為介殿御差図を以落し候由、勿論西本・塩屋も中園ノ余水有之候故水行届候村方ニハ可有之候へ共其頃両村共根付も今少しニ相

成、大川水増中園荒水取渡し候ニ付而ハ追々余水落并手も相増居候處、右様村方出情仕向も仕置候へとも右石樋ノ下せき懸ケも落し馬

場・下馬場者本川懸り昨今根付ニも可取懸と申頃、為介殿御差図を以落し塩屋・西本へ被遣候儀者甚以いか敷、畢竟近年中園・成久

并手せきかた不一通川下之村々根付ハ出来候而も水行届不申候付小門蹴出も有之、何分難捨置及懸合候心得ニ有之、拙者存寄も可有之

哉之段御咄有之候、右ニ付前文廣敷殿江御咄申候通拙者心服者當年柄別而御心配出来候段何共御返答可申ニ第も無之、十七日夕方ノ廿

日晚迄川水池相加三町余根付も致候へ共、廿一日ノ水も落シ廿二日

ニハ人夫式拾人拙者召つれ山浦迄瀬堀ニも罷越、其後馬場・下馬場根付御取懸り候初ノ福正寺へ水落し置候心得ニ罷在、尤近年当村へ

水取候ニ付成久・中園并手も欄敷せき立下辺御迷惑之段廣敷殿御咄ニ承之、畢竟当村ノ右御心配残り候段返々不相濟儀共相考候へ共今

更拙者了簡ニていか、共可致様も無之、中園・成久ノ水御實候節者当村之所ハ何ヶ時も不及御懸合ニも水落し候而も川筋融通候様仕度、右御咄之儀者当村へ水取候故両村并手せきかた欄敷御難澁と相成候段ニ相聞候へハ、拙者ノ中園へ懸合候様ニとの思召ニ可有之哉之段

申候處市兵衛殿被申候者左様ニ而ハ無之候、先拙者心服御承知被成候而中園ニハ馬場・下馬場ノ懸合候段ニ被申候而罷候候

六月三日、中園為介殿方へ罷越候處、昨朝日馬場弁差亦作、下馬場

弁差吉右衛門・組頭寅藏右為懸合中園へ罷越候由、下馬場分年々水も御所望申候処兎角不行届ニ付去冬御相談申候而地原海老や田番下も致仕向致置候処、当年根付も出来兼候時節石桶之下せき懸へもにし本・塩屋へ御差園を以落し被遣候由、尚又塩屋村の大勢井手せき夫罷越候よし、近年中園井手稠敷御せき留被成候付下辺者甚難波仕候、尤にし本・塩屋ハ山口筋ニ有之本川余水第一之村方ニハ可有之候へ共本川筋根付も不相濟事ニ候へハ御勤弁も可被下廻り敷被成方ニ有之、兩村甚難波致候付小門申出も有之及御懸合候、委細ハ此上御面倒之儀も御懸合可申との儀ニ有之候由為介殿御咄ニ承之、扱々氣之毒千万之御儀共右及御懸合候儀も近年拙村へ川水参り候ニ付御村方井手も稠敷御せき留メ被成候様双方共申候由、勿論新溝之儀ニ有之候へハ於拙方少も申条ハ無御座、廣藏殿（一兵衛殿御咄合も承知致拙者心服も御咄申置候へハ年此上何卒程克御相談被下候様御頼申度、拙方へ水取候付右鉢御双方御心配出来候段甚以氣之毒不相濟程ニ存候へ共今更仕方も無之、下辺水不廻りニ付中園・成久御相談之上水被遣候節ハ何ヶ時も新溝ハはつし候而差遣度、去夏も右心得ニ而取計候儀も有之候間何分御考合ニ過不申御任せ申上候心得ニ罷在候間宜被仰談被下候様御頼申度段申候処、いつれ内分ハ瀬戸田新溝出来候右様不融通と相成候趣ニ有之候得ハ、貴様御差除ヶ成久・中園・馬場・下馬場・塩屋・にし本六ヶ村出会申談候様ニも可致哉、新溝少も参り不申様相成候而ハ突際寺など甚難波も有之、尚又津引等も出来候様ニ候へハ右六ヶ村井手口計り石少し上ヶ候様ニも致不申候而ハ居り合いかゞ敷、瀬戸田ハ磯大川懸り八反之儀ニ有之候へハからみ北ノ溝崩し候而右八反之免米相弁候様ニも相願度と申者も有之候へ共、是ハ法外之儀ニ候へハ取上ヶ候儀ニ無之、い

つれ共右六ヶ村出会可申談と為助殿御咄有之、何分直接御相談被下度段申置候、御挨拶申置候

同日、成久へ罷越重右衛門殿（成久村）ハ右之邊相咄御挨拶申候処成久村ニハ兩村今以懸合無之、重右衛門殿ニも拙者心服相咄何分宣様御評儀も被下候様ニと申置候処、重右衛門殿被申候者当村之儀ハ井手口ニて候へ共何分双方水之差路ハ出来不申不残中園へ落候而にし本・塩屋へ落候儀ニ有之、尤井手口計り石直し候様之儀有之候共塩屋・にし本御立会ハいかゞ可有之哉、馬場・下馬場とても御立会もいかゞ敷、是ハ成久・中園・瀬戸田立会ニて可相濟儀共相考候、乍然新役之儀万端中園氏心得可有之、水ハ兎角中園村ハ双方融通差路不致候而ハ相叶不申村ニ有之候へハ追々申談も有之候ハ、咄合可致、成久井手ハにし本ニハ出作も過分有之候へ共終ニ井手せき出夫申置候儀無之との儀ニ御座候

六月八日、心願之儀も有之、大神宮江参籠致候間先根付も相濟候儀ニ有之、少々相咄度儀も有之候間下役人・組頭中屋ノ社参致候様申聞罷出申候付前文之（第二内々）一通り相咄聞候、当村余水ハ近年之儀誠恵良分なと御領分ニも相聞候日損場根付ニ大川水相用候儀ハ試時節到来之儀、郷中村々夫是不融通之段申候儀者尤千万之儀共無余儀事ニ有之候間於当村少も申条無之、此上いかゞ様及懸合候而も趣意立候返答無之、於拙者ハ幾重ニも双方程克相談相頼川筋差障ニ不相成時分取越、逼迫ニ付成久・中園辺ノ馬場・下馬場へ水賣候節ハ何ヶ時も落し候心得ニ罷在、先日水ハ廿一日日落し、廿二日潮地ニ罷越候儀も右之心得ニ有之候へハ、下方決而夫是と水一件ニ付而ハ勿論何事ニよらず意論ケ間敷心得等決而無之様万事穩ニ申談可仕旨申聞候、後年ニ至り候而も用水之儀ニ付於当村夫是趣意達申儀有之候而

ハ甚不為之儀ニ有之候間若輩者迄常々心得方奏牒ニ申聞置候様致度
段申談候

但、下馬場去冬海老や田番下ケ致候付而ハ塩屋村ノ余水北ニ落候
而ハ可及迷惑旨每々寿八郎殿御咄も有之候へ共、当村ハ右林双方
差障共相成候程之儀仕置候へハ兎角不被申、右之場所相考候処中
圓余水地原ノ溝ハ塩屋へ落候へハたとへ番下ケよけ溝等いたし候
共老升之処老、武合も北ノ方へ落可申哉、塩屋之方格別不為と申
程之儀も覺聞敷哉ニ相考候へハ、先当年之処を以相考られ其上ニ
て中國・下馬場御懸合いか、可有之哉ニ御咄申候儀ニ有之候処、
拙者心得不承知ニ思召中國へ毎々及懸合右地原余水決而北ノ方ニ
落し兵不申様御頼申遣由、折節下馬場根付取懸り候時節南ニ石樋
ノ下落遣候付余り御無林之被成方と中國へ及懸合候趣、於拙者塩
屋も余り申分強中國も馬場・下馬場根付取懸り候時節にし本・
塩屋も不根付少しツ、有之候へ共、右林中國荒水行届候へハ程な
く阿村へハ水も落、塩屋も水増候付人夫□出井手繕いたし候程之
儀ニ候へハ追々根付も済可申、石樋ノ下せき懸ケ落し不申下馬場
へ少々ニ而も水参り候様有之候へハ右林之儀も及懸合候程ニも有
之間敷哉、乍然ケ様之儀者全時節到来ニて庄屋中互ニ如才有之儀
ニ而ハ無之候へ共村方中出ニ付而ハ役前之儀致方も無之候
右之ニ第櫓木脚藏殿・山口寿、右衛門殿ニハ心服御咄申御考合も可
被下段御頼申候処、拙者存寄無之御双方御相談ニ第御双方差障ニ不
相成節ハ取越可申、逼迫之時節ハいか様共落し可申、其節ニ至り候
へ、成久・中國も申談馬場・下馬場へ水差遣日損出来不申様致度、
中國氏御引受御差略被成候思召ニて村々被申談候へ、随分融通ハ可
致哉ニ相考候段御咄有之候

六月五日頃、馬場・下馬場へ罷越、右水一件ニ付大ニ御心配差免候
儀甚以御笑止ニ相考候へ共今更何分拙者ノ兎角可申筋も無之、兼而
心服御咄申候通之儀いつれ共宜様被仰合可被下旨一通御挨拶可申
ため罷越候処西所共他出ニて不得御意候

六月八日、心願も有之、大神宮へ致参置候ニ付下役・組頭屋時分
致社参候様申聞相備候ニ付、右之次第得と相備候儀氣之毒千万之儀
ニ相心得候へ共何分仕方も無之、只々拙者存寄ニ過不申候間宜様返
答致呉候様申之候、右ニ付下方決而夫是と申儀相咄不申様往々迄も
当村水之儀ニ付而ハ夫是異論ケ間敷相心得候而ハ宜ケ間敷候付、得
と下役人・組頭相はまり大勢之儀ニ候へハ心得違之者も有之候へ、
情々申聞致候様申談置候、誠ニ下辺不行届、於当村ハ可成ニ行届候
儀双方右林及懸合候段尤千万之儀ニ相考候へハ此□ニても何卒少々
ニ而も右余水参り候而相助候様仕度、当時之処少し相減候段申分無
御座下方迄も得と相はまり候様情々可申談旨申之候、役人・組頭左
之通不參無之候

亦右衛門、忠助、永藏、組頭十兵衛、升右衛門、甚右衛門、伊右衛
門、利平、段平、米藏、市藏、永助、次兵衛、肝煎常助、宮懸り文
助、実際寺御長老、拙者徒然可有之と参籠被成候而咄合御聞被成候、
是ハ寺ニも門前過分有之候へハ御心得ニも相成候儀ニ有之候
六月十七日、年番所為助殿方へ当人助給銀之儀ニ付庄屋中打寄有之、
相濟候上左之面々右水一件御咄合有之候

下馬場一兵衛殿 馬場廣藏殿 御儀忠之允殿
成久重右衛門殿 中國為助殿 日本丸
浦下原七助殿 横木鹿藏殿是ハ年番懸り
塩屋寿八郎殿御不參

右御面々御揃中國氏御発言ニ而被申候者、先日以來馬場・下馬場の水一件御懸合筋有之、右趣意之元ハ瀬戸田へ近年新溝出来過分水取越候付下方甚難決之^二第^一、右ニ付当村も井手せきかた強可有之哉、しかし井手も無用ニハせき不申、何卒御双方御出會之儀ニ有之候へはいかゞ致可然哉御詳儀申度、右ニ付爲助殿存寄之処瀬戸田之方も過分相減し、にし本落水・塩屋落水少しツ、相減し候而馬場・下馬場之方江少し落し申度、瀬戸田之方はいづれ共可相成段心服承居候へ共塩屋ハ当春以來毎々懸合有之何分承知可致程難計、にし本ニハ兩所ノ落候へ共是ハにし本計ニ無之、塩屋ニも随分懸り候へハせき揚ヶ候儀も出来兼可申候へ共、塩屋へ落候短少し相減下馬場へ落候様致度御双方いかゞ可被思召哉、たとへ瀬戸田新溝少も不遣候而も井手にてもらし下辺融通候様ニハ難相成候へハ此処いかゞ可有之哉、先村々申分之趣意も瀬戸田ノ発り候儀ニ有之候間瀬戸田之方何ほど相減し可然哉、其処御談申候上ハ村々下方ニも中間方も可有之哉之段被申出、御双方格別申分も無御座候へ共第一「一」小門申出へ不一通儀ニ有之、右之段も組廣藏殿が被申候へ共不承知ニ有之候へはいかゞ可有之哉、村方申分之儀者当年柄之儀ニ無之、昨年下堀田ハ殊之外損ニ相成御毛見ハ出来不申候へ共、利田も地主へ差返漸突逢合之毛上ニ有之候へたとへ「一」井手分々もらひ候様之儀ニ而ハ行届不申候得へ、大川懸り先年ハ日損ハ無之候間瀬戸田を漬し候共成久・中園より井手を勘弁致候而せき候共日損相成不申様世話致良候様、其儀不相叶候へ、御免下ヶ御願可被下哉、左無之候而ハ御百性不相動と一統弼敷申出候由、双方相減候而之処にて下方承知可致難計、右ニ付而ハ第一庄屋勘方不宜段色々申出も有之候へハ難差押相考候由、にし本も落水相減候儀ハ不仕得と申候へ共い

かゞ可有之「一」中園氏被申候処今日不參ニも有之、塩屋之方甚獨敷被申候へハ承知有之間敷、当春以來塩屋之懸合ぶりニ准し取計候へハ疾下馬場とも不安懸合も可有之候へ共中園へ何角引受居候儀故先其分ニ有之、中園氏ハ塩屋ニハ右「一」難相越也ニ有之段爲助殿被申候、且懸種^{（中園氏）}氏被申候も兼而惠良分へ余水遣候儀も甚不忠之允殿ニも塩屋が被申候由、誠小野分出作過分有之儀付差遣候儀と返答被致候由御咄ニ有之、右ニ付拙者「一」者瀬戸田之方水減し方いかゞ致可然哉於拙者いかゞ共差略難相成、此儀御双方御詳儀^二第^一と申候処、廣藏殿被申候者先年之処武歩、近來八歩相増候といたし、右八歩半減にして六歩遣四歩相減し候而者いかゞ可有之哉と被申候、中園思召ハ石種ニいたし「一」四寸角位之種堀込候へはいかゞと申、馬場ハ四寸角ハ過分ニ可有之と申決候儀ハ無之、当時之水を十歩として何歩之計いと申儀筆紙ニも言語ニも尽かた、右ニ付いかゞ御詳儀宜御願申度、此度御双方御心配も拙村ノ発り候儀此上御代官様御厄介ニも相成候而ハ重畳恐入罷在、右御咄申候通之心服ニハ罷在候へ共此上拙者心得方も可有之哉、一通り御賢慮も御願申候而も御双方穩ニ相成候様致度相考候儀も有之候へ共、此時節拙者ノ御内々ニ申上候儀とも有之候而ハ御双方思召ハ御内々御代官様へ罷出御敷々間敷儀申上候様とも成行可申哉と雖と差扣罷在候段申置候、中國氏思召も尤之儀當時瀬戸田ノ乍内分も御代官様へ申上候へ、却而申分ハ募り候儀ニ可有之、幾重ニも往々迄も申分「一」相談いたし規定致置申度と被申候事ニ御座候儀者きまり候儀無之、今日ハ皆々引取申候

但、当村へ新溝出来候而ハ村々差障ハ可有之、右様御懸合下方中分も尤至極之儀ニ相考候、乍然馬場村ハ大田者水之場所有之用水

加勢夫も参り年々水不遣年ハ無之、就中去年ハ毎々中来候付差遣御毛見も一坪□者出来七嶋損も無之、武拾人余も当村水ニテ相助り候面々も有之候へ共当年ハ大田へ責候而ハ下堀田不為と申責不申、右林ニ御免下ケ等も願度一円当村新溝潰し候存寄と申ハあまりした申分相考、尤大田作りと下堀田作りハ不残人も替り居可申哉ニ候へ共一林之処ニ而ハ勘弁もかろく候様相考候、尚塩屋村ニハ三拾ヶ年余之処荒々相覺并手懸り白干等出来候段終ニ承不申村ニ候へ共、此度之申分甚手強ク兼而懸種ハ水遣候儀甚不宣とも申趣ニ候由、当時相考候付右新溝ハいか、致存立□早損村ハいつ迄も日損ニ相成候共飢死散離も致間敷全我分ニ德用計相考候儀ニも無之、不存寄一□者御賞しニも預り当時ハ御厄介も可差免哉甚恐入候次第、右用水懸り之心配いたし候ハ、外道ニも何成共出来も可致上ニ御願申様も可有御座事と存甚以不行届後悔不心痛罷在候、物事向かたニハ成られ不申候ものニ有之候へ共馬場・下馬場申分御尤之儀ニ有之、何品とても日損之心痛ニハ増候儀有之間敷、役内証共生運之心痛不少候へ共皆々無用ニ相成候儀せむもなく候へ共致方無之、我分不行届とのミ相考候、只々此上ハ天道ニ任せ置候へ外無之、乍然心痛ハ不得止事候

十八日、下役人永藤、組頭十兵衛・升右衛門召つれ候而早朝出立、両子走り水祭祀致参詣候

十九日朝飯後、水番伊兵衛・米蔵石呼議候儀有之候間からみまつ井手ニテ水半分川ニ落し、半分を以今日ハ五日程随分出情間合せ候様行届間候へハ幾日ふりニ池汰候様可相成哉、右之通世話致候様申聞候

廿日早朝、役人中召呼本村分今日ハ川水不残落シ池汰間合候様可致、

椿分今晚打寄評儀致御毛見出来不申様可申談旨申談候、川水落候段中園「」

成久并手せき申来、人夫差遣、并手祭り神酒遣ス

今日為介殿飯後ニ御出、御咄合之儀者今日より川水落し候段尤千万之儀中園并手せき候付馬場役人も参り居候付当村落し候ハ、中園も水分ケ可遣、先兩三日ハ池ニ而相弁候様いつれ中園より村々水差略不致候而ハ不相叶候間拙者引受候而成たけ申談可申段御咄有之、勿論拙者存候処も外村ハ差略難相成候へハ兼而左様希罷在、折節羽田方伊右衛門殿被見先ケ様之節後々規定ニも□候様之儀も出来兼候儀ニ有之候へハ何卒当時柄之儀ニも可有之、いか様とも中園御差略を以双方融通候様御取計可被下旨御咄合申候儀ニ有之候、下馬場ニも昨十九日ハ地原少しツ、落し遣候由ニ有之、何卒馬場・下馬場可成三行届候可申「」

今日下馬場并差仁兵衛・組頭勤助罷越、当年柄ニテ水甚不行届当惑仕、右ニ付当村先規之通ニ致異候様申之候、返答ニ当年柄別而双方不行届三付苦々數儀共馬場・下馬場不行届ニ御座候由、昨日ハ川水も半減ニ致今朝ハ不残落し候間其段中園へ中道候、追々中園ハ差略御取計も可有之、於此方者何ヶ時も下辺不行届ニ付中園ハ水被遣候節ハ不及御相談御沙汰ニ第落し差遣候心得罷在候、乍然永々新溝不用ニいたし候儀者拙者之了間を以ハ出来不申段申置候

今日中園并手せき、出作罷出候内ニ為介殿水落し有之候間馬場・下馬場一兩人ツ、罷越見届候様申候よし、阿村□者罷登新溝之上ハ落し候由、石垣も損「」候へ共先其候ニ差置候

廿一日早朝、瀬葉ヶ谷池責候

廿二日、今日雨乞・虫折梅村中參籠、昼時分ハ兩度ほり沈二降候、

懸樋迄ハ両度共坪水流シ上潤十分ニ有之由川水も相増候、尤役人中
中園へ罷越役人中へ挨拶致置候様申談罷越候

廿三日、中園祭礼ニ付中園へ罷越候処、水も余程相増今晚中ニハ馬
場・下馬場も行届可申趣、成久氏被見御談申候者水相増候上ハ又々
取越候候へいかゞ、三日之内水減可申、其節ハ又々落し可申申談
候処中園へ一通り懸合可申と申候付任意、尤兩村ニも段々心配も
有之候へハ拙者役人召つれ一通り罷越候候挨拶致置可申、其上御懸
合被下候様中園氏申談候

成久村小門申分ハ實際寺西ニテ水落し候様相成候へ、本井手□取掃
申度、重右衛門殿方へ申出も有之「一」伝言も有之候へ共誠此度之
儀者當時愈難相渡候事故其通致置候

廿四日、水藏召つれ馬場・下馬場へ罷越、川水も相増追々行届候半、
其上ハ又々当村ニも通し申度、万端水之儀者中園氏御取計ニ無之候
而ハ融通不致候付乍此上いづれ共御相談致度段申置候、昨廿三日夕
迄ニ大奉行届候趣ニ有之、今日成久へハ役人中方へ亦右衛門・忠助
差遣、沢かけ長次郎方へ水藏差遣

水増候付中園弁差良兵衛心付を以實際寺分一□千付居候付相当申度、
下馬場田地見廻り一兵衛方へ立寄候而水増余程行届候間實際寺分へ
当させ申度段申談候処随分可宜旨申候由、馬場ニも立寄候へ共留主
ニ有之由、拙者も居合不申直ニ實際寺へ参り致差因当させ申候、右
之段中園の申来□□今晚中園へ参り實際寺分計ニ可致哉、下辺も大
奉行届候上ハ種も渡し申度いかゞ御考可有之哉と申候処、此度落し
候儀者誠ニ当難渡兩三日位水増居可申候間種ヲ通し候様可然、了兵
衛も召呼申談一兩日ハ中園井手もはね置可申、瀬戸田へ通し候段為
助殿の馬場・下馬場へ御状□遣候而懸合候筈、又々不行届之節ハ何ヶ

時も落し中園も融通取計可申段ニ懸合候筈、御相談申候而廿五日
早朝迄寺分相濟種を渡り申候

廿六日九時分、馬場廣藏殿御出有之、去ル廿三日潤候而水少々相増
一通りハ行届候へ共もしや兩村共水廻り不申候付中園へ罷越候処、
為介殿御出役ニ付下役人良兵衛方へ懸合置候付水落具候様被申候間
随分落し可申段申置、廣藏殿被帰候間即刻水番へ可申聞存候処良兵
衛罷越右之段申候付、下役人水藏へ中園良兵衛同道致にし原より
落し申候

廿八日、潤雨有之、此辺漸雨落少し溜り候位十分之ほこり沈之御届
致候処田□八十之降ニ有之由、川水殊之外相増双方井手□越し候
様相成候ニ付廿九日朝々本村へ取下し申候、尤此段廿九日御代官様
御廻村ニ付為介殿御付廻り御出ニ付御咄申候

七月朔日、御代官中園年番元へ御滞、庄屋中相寄罷出候付去冬小門
献納人御賞し有之、尚又小門高懸り献納も差出候付御酒三合ツ、被
下置候段被仰付候、御毛免状今日被仰渡候

右打寄「一」郷中川懸り庄屋中一通り御評儀も可有之趣ニ有之候
開心服兼而中園・成久江御咄申置候、尚今日も御相談可被下段千万
忝何分宜様御咄合可被下、出候候而ハ馬場・下馬場心服も難相分儀
も可有之哉ニ付引取候、尤中園・成久へ水之儀ニ付趣意ハ無之、乍
然井手口計り石ハ急度規定致置申度段御咄有之、於拙者後□申分無
之様規定相立候上ハ無此上多分之義可申様無之段申置罷帰候

朔日夕、中園へ罷越候処為介殿の被申候^二第

一 打者後、中園・成久・懸種・馬場・下馬場・にし本・塩屋・浦下原
御揃右水一件御評儀も御座候処、馬場・下馬場申条先年之川懸り
八反之外新溝一円相用不申様致度被申候由、右ニ而ハ年内分實際寺

甚迷惑之段成久・中國二者且家過分有之相欺候段爲介殿・十右衛門殿より被申候處、寺之儀ニ有之候へハ其処ハいか様共可致候へ共小川二もらし候儀も不相成段ニ被申候由、右ニ付數年來右様成行候儀成久・中國趣意も申談色々手段御都合も御座候處多少ニよらす種々被儀様之儀者一円出来不中、乍然池も仕懸候上川水も相増候間少し遣具候様之儀者其節之時宜二第二可致御兩村申分ニ有之候ニ付、中國氏被申候者左様之儀ニ候ハ、是迄御取計も致度心得二罷在候へ共中國・成久ハ相除り申度段被申候処いつれ水之儀者右御兩村ハ御差略被下度、尚又此度之取總御中人ニハ御頼不申候而ハ不相成候付御頼申度、御加役之御約合を以も此段瀬下田へ御達被下候様被申候由爲介殿委細被申聞候へ共筆紙ニ難尽、右ニ付拙者申候者毎々一通御辛勞被下御双方御揃御評儀被下候上御手段も御尽被成候處、馬場、下馬場居り合不申段仕方も無御座承知仕候段御返答ハ兼而御咄申候通私了簡にてハ出来不仕候間、乍恐御代官様御伺申上候而返答仕度少し延引候段も宜く被仰達被下候様申置候、然処爲介殿思召も幸御出郷之儀午御内々右申談候二第一通り御咄申上候様致度、もしや御休ミ被成候得共爲介殿御咄被仰上候処甚苦々數被思召上御心配被成下候由、先達内々鹿藏も承候處表立候而ハ甚不安儀ニ思召候付成たけ内証申談候て居り合候様ニと存候處、右御評儀有之候上兩村不居り合と有之候而ハ忠右衛門も相伺候上返答可致候段尤之儀ニ有之、數年來兩村川懸り御毛見等も出来候段終承り不中、瀬戸田ハ先年ハ極日損場ニ有之候處、近年御毛見も出来不申候へハ一円□新漕相用不申様ニと申儀も甚いかも有之、市兵衛・廣藏も下方申解方ハ不行届共候而ハ有之□敷哉、今一応中沢氏可差遣候間年番方も申談候而兩村組頭中へ得と訳合申聞候様ニとの思召ニ御

座候へハ、明二日二罷越承調可申候間先御伺出府之儀見合儀様爲介殿被申聞候、横木氏不快二付出役無之少し快候ハ、押而も御出役候様懸合候而兩村組頭心得承儀上沙汰可致旨爲介殿被申聞候

右御内々爲介殿被仰上候へハ、明朝繰出一通り拙者も御咄申上御挨拶致置可申談之段申談候處可然旨被申候

一
七月二日早朝、中國へ罷出御代官様へ申上候者是迄懸と御咄も不申上候處、爲介御承知被成下候通當年柄水一件殊之外六ヶ敷懸合ニ罷成、昨日郷中村々庄屋中評儀ニも及儀処兎角馬場・下馬場不居り合ニ御座候段甚以恐入候儀ニ御座候へ共、私返答筋此上御伺申上差段二第二仕候外愚案無御座重疊恐入罷在候段申上候處、御代官様被仰聞候も追御聞及甚苦々敷成たけ鹿藏・爲介申談内談居り合候様相咄置候處、兩村不居り合二付右懸返答も御差段二第一と可被申出旨尤之儀ニ有之候へ共、數年川懸り御毛見出来候儀も不承成久・中國之趣意ニ成寄申談居り合候様致度、其元も數年世話致候儀□無甲斐相成候儀も甚不相濟候へハ、今一応拙者も年内分中沢へ申談年番方同道致兩村組頭中心得も承り理害も申聞候様申談可爲致、其上居り合不申節ハ相伺候外有之間敷、左候而ハ其元數年之世話も無甲斐罷成下辺兩村申条も甚以いか敷可被思召上載不安事ニ相成候へ共致方も無之段被仰聞候、右之通今更不居り合之儀申上候段重疊恐入候へ共何分仕方も無御座、左も相成候へハ初發之第二通り御咄不申上候而ハ難相分、迄々罷出万々可申上段中上置中沢氏ニも右挨拶致置候儀

一
七月三日飯後、弁差忠助中國へ差遣、昨夕兩村御取調御出来御引取候談承り合ニ差遣候處々々御引取候由ニ有之候間、即刻忠右衛門中國へ罷越中沢氏年番衆へ右御挨拶致候處兩村共組頭中へ訳合御申聞

置被成候由、今日明朝迄ニ御返答可申之旨申出有之候間明朝否之儀沙汰可致との御事ニ有之候間直ニ引取申候、横木氏も昨日下午馬場迄御出役、中沢氏・為助殿・鹿藏殿御一同二兩村□談置被下候趣ニ有之候。

今日塩屋寿八郎殿被見、一昨朝日打寄評儀候ニ第承知候半、もしや此上内談候時宜有之閑敷、無提右之ニ第御代官様へ御伺申上御差因ニ第返答致可然旨御咄有之候間、乍御内々右之通御代官様之御趣意も有之否明朝迄可申来、其上之儀ニ可仕、いづれ内証居り合出来中間敷趣ニ□者可有之と相咄候。

四日飯後、中國ノ米状、水一件ニ付申談候儀有之候間□役人中・組頭老兩人同道罷出候様申来候付役人中・組頭ハ利平・十兵衛召つれ罷出候処、中澤氏御逗留為介殿之被申候者馬場・下馬場之昨三日夜役人・組頭罷出候処、一昨夜申談置候通右八反水立会之上規定相極候上八反之分黒干ニも相成候位之儀□致融通下刃樋も渡し候共強而苦ケ間敷、いづれ中國・成久御取計ニ御任申候付宜様御評儀可被下旨申出有之、先内済ニ而居合可申趣ニ有之候由、右ニ付中國・成久役人・組頭も中國へ御召呼存寄も可有之哉御聞調被成候処御双方御立会之上規定御立被成候儀ハ随分可宜、水之儀者是迄之処せト田之方兎角御減し可被成御評儀と承候へ下方へ申談ニも及中間敷、たとへ是迄之通ニ而も御立会之上御極被成候事御座候へハ申分も無御座段申候由、左候へハ瀬戸田下方存寄はいかゝ可有之哉、兎角減少可相減候へハ万一下方夫是不磨り合共有之候而ハ相済不申存寄申出候様為介殿・中澤氏御一緒ニ御咄聞有之候、右ニ付拙之申候者段々一不通御心配被成下候段千萬奈、馬場・下馬場申出中國・成久御取計二任内済居り合可申趣ニ御座候得者於当村毛頭申分無御座、右兩

村不磨り合ニ候へハ無提已来新溝懸相用候付御伺申上候上之返答不致候而ハ村役人存寄ニて返答出来不仕、全以公辺相望候儀ニ者無御座、何分水御差路樋居等之儀者別而御幸旨之儀ニ有之甚惡入候得共此上之処いか様共御取計以居り合候様一向ニ御願申度、於小門も心得方情々申聞置候間少も異変ニ存候者無御座段申候由、左候ハ、近日廣藏殿・一兵衛殿御出候得と御心服も承之候上樋居計らひ等之儀も御談も可申、役人・組頭差返恐右衛門儀者相澤下馬場・馬場へ被罷出候様ニ申遣候処、一兵衛殿・大藤藤平殿内方病氣ニ付被罷越候由□廣藏殿七時通中國へ罷出られ候、右ニ付中澤氏・為介殿之右之ニ第御咄有之候処、廣藏殿被申候者小門申出候趣直ニ役人・組頭之御承知被下度候付昨夕差出候通之儀いづれ中國・成久御取計候付規定ハ相立候様致度、乍然樋居之節ハ兩村役人・組頭老人ツ、召つれ見分為致置候様致度候間其段ニ御承知御取計被下候様ニと被申候、右ニ付中沢御氏・為介殿御咄も樋と申も近辺ニ右様之類無之何程之樋ニ致可然哉、左候へハ同地も池懸り同様ニ相成川水相増候とて樋ノ水者増不申根付等ニハ右八反之処も迷惑可有之候へハ、樋ノ上ニ計いニ而も致水増候上ハ瀬戸田之方ニも沢山ニ參り候様致不申候而ハ川之甲斐も不相分、右八反と申もの之新溝も御免有之候得者差路不致候而ハ甚迷惑ニ及可申、右八反切之事ニ候得者夫是申論候儀ニ者無之段御咄有之、廣藏殿ニも御咄井も有之と御咄有之、御心服も先相分候へハ此上一兵衛殿御心服ニ第近々立会も御極可被成段ニ相成候、右ニ付拙者申候者何分御双方御評儀を以御規定相立候而内済御居合被下候上ハ、於瀬戸田ハ毛頭御厄介筋申上候心服無之樋居ニ而も随分承知ハ仕候、乍然右廣藏殿御心服も御咄被成候上於拙者も有御咄申度池も有之候へハ、飢水之節はいか様少分ニ有

之候而も不苦候へ共潤後川水相増候節へ外村御障りニも相成間敷候へハ沢山ニ参り候様致度、是ハ勝手強申分共可思召候へ共誠肌水之砌者池ニ而相度申度、乍然種居ニ而も承知難仕とハ決而存不申候間御存分御取計被下候様、此上之儀ハ唯御勸弁之處希候左右否候段申之、廣藏殿ハ御引取市兵衛殿右之趣御懸合被成候旨ニ有之候、尤廣藏殿被申候も右様御相談之上種居ニも及間敷、拙者も書付等出来候上ハ小門ニ説聞置候様致度、左候へ、種直ニも及間敷段被申候付いか様共御相談ニ第於拙者へ存奇毛頭無御座候間宜御頼申候段中置候、右ニ付拙者・為助殿御談合申候者四日右之趣御代官様大ニ御心配被思召上候ニ付市兵衛殿心服も不相分候へ共小門申分ハ役人・組頭申出有之、廣藏殿御咄合も致候へハ拙者心服市兵衛殿ニも為助殿御達可被下、外用も有之候へハ明五日ニ致出府御心配を以内済成寄居候段御咄申上度、中澤御氏ニも明日御引取委細ハ被仰上可被下候へ共於拙者早々御安氣被下候様申上度段相談候処、明朝一兵衛殿可被罷出候へ共御談可被下間出府候様被申ニ付五日早朝罷出候五日早朝出府、右之趣御代官へ罷出御咄申上委ハ御奉行今日御引取御承知も可被下、先内済成寄居申候へハ此上之儀着いか様共中沢御氏御立合（一）中園・成久ハ水之規定ハ相立候様相預置候、乍此上御考合被成下候様ニと申上置候、御咄ニも増田様ニも追々御聞及も御座候由御咄も有之、いつれニも差立候而ハ甚不安儀ニ候へハ成たけ乍此上内済申候様被仰聞、尚為助殿方ニも御伝言有之

中沢御氏今朝御引取無之、毎々御見舞申候処不願御目候段申候候五日夜出府帰、中園ハ立寄御奉行ニも可懸御目、尚又為介殿御咄も承度立寄候処中澤御氏七時分より御引取候由、いかゞ間違候哉御出會不申、為助殿御咄ニ今早朝下馬場・馬場役人恠人・組頭恠人ツ、

罷越候処昨日廣藏殿被引取いか被相弁候哉趣意違之申分、昨日御咄合之處廣藏殿承候処小門存寄ニハ大ニ相違仕規定計い等も出来中間趣ニ承之、中々左様之事ニ而ハ居り合候儀ニハ無之段申出候ニ付御奉行ニも為介殿被申候者夫ハ廣藏殿いか被相咄候哉決而左様之儀ニハ無之、瀬戸田存寄ニハケ様ハ双方心得ハケ様と咄合致決而計いすへ之儀ニ及間敷と申候而ハ無之、聽辨候而廣藏殿同道被罷出候様申差返候処、飯後ニ右庄屋中・役人・組頭被罷出四日被申談ニ第御咄合も有之候処廣藏殿少し趣意違も有之趣、右ニ付為介殿被申候者右之通被申出候上ハ何分取扱も難敷、何程之種居いたし候而直候哉下辺取拵御持参可然段被申候処差渡三寸角之穴ニて可宜申候由随分可宜、先心見二居へ置候而一両日も相立候而其上見廻り難因可致被申候而右面々被引取、進々兩村組頭老人ツ、右種持参候ニ付中園ハ弁差良兵衛被差遣成久ハ重右衛門殿御立合種居致候上し御咄ニ有之候、昨日廣藏殿御咄合とハ大ニ相違有之候へ共随分右之通可宜御取計御差路ハ中園・成久へ相頼候段ハ毎々被相咄候へ共決而左様ニも無之、先右種水ニて暫く相禮見候上ならてハいか共難相分段御咄合器停候、廣藏殿・一兵衛殿被申候も中園小門内心ハ馬場・下馬場同様之趣意ニ有之候由ニ相咄候由、左様有之間敷儀とハ兼而相考不申候

但、昨四日、大添へ市兵衛殿罷越候付廣藏殿御老仁迄ニ御咄合申候而被罷出候段中園ニて御咄ニ有之候処、大添ハ疾被罷帰平八郎殿方へ被相扣同所ニて御所御相談之上被罷出候而、廣藏殿右之通市兵衛儀者大添病人大造ニ有之難罷帰候段被申候儀ニ有之、平八郎殿方ニハ昨四日森之進様御入候寄御延引ニ相成（一）御間合候付拙者・為助殿ニも相扣れ候へ共、右申談しも有之不參致候

処市兵衛・廣藏疾く罷越、下馬場ハ右一件兼而法外も申候由承伝も有之候へ共其儀ハ兎角不申候へ共、彼ノ地ニテ申談も有之被罷出候而ハ「一」隠居迄ニハ出候由廣藏殿申分甚儀談之儀ニ相聞、尚四日ニ申談候。二第下方ニ相弁候。二第大ニ間違有之、甚いか、數兩人之趣意難相分候へ共右種水ニていか様ニも行届候哉、議候上ならてハ難相分段中國氏「一」御咄合申候儀ニ有之、御同人被申候も何事も不申下刃存寄ニ任せ置候様可然御考ニ有之、於拙者も左様相心得候段申罷帰候。

但、四日九時前、市兵衛殿大添く被帰候由、大道ニテ重右衛門殿出候由、岡氏同道被致候由、廣藏殿被申候へ共岡ハ罷越不申、色々廣藏殿申矣儀談有之候。

一 七月十九日、成久江罷越候、右水一件も盆前日大雨ニテ多少不相分何事も懸合不申、尤極居之節重右衛門殿被立合候間其段及挨拶候處、同人申候者右種居之節中國氏反別取立ニ付罷罷出、立合候様申來候付良兵衛同道下馬場組頭清助入夫三人罷越候而極居致候處、いか様之取合ニテ下馬場右種持來り候哉不承知ニも有之候へ共先議と有之中國申來候付居置候由、尤清ニためし寸致見候處右「一」ハ深窓尺卷寸有之候處種ノ水ニテハ貳寸五歩□者有之候由、是ハ重右衛門殿、良兵衛心覚ニ致候よしニ御座候、尤其節瀬戸田立合之儀ハ懸合も無之候付立合不申候。

一 七月末日限不相覺中國へ罷越、為助殿へ懸御目候而右數種之水廻り方相考候處、安旨ハ反之処も晝夜世話致候へ、行届可申哉ハ反之内ニハ祇ほとあけ水之坪有之、此坪ニハ上り不申趣ニ候へハ寺内之処ニハ中へ参り不申ニ付、寺分ニハ池水両度差遣候位之儀誠心見之種と有之候儀ニ候へハ此段御咄申置候、此上御見廻りも被下候ハ、

御頼申度、近日杵築ニも罷出立石ニも罷越度候付一通り御代官様ニも御咄申上候心組ニ罷在候段申置候。

一 七月廿三日、出府、御代官様へ罷出右水一件御⁶⁵被成下候段御挨拶申上、何分乍此上当年中ニハ何れ共道付候様御差因被下度、先達而ハ内分申談し居り合可申趣ニ有之、右之段申上候處其後市兵衛殿、廣藏殿趣意相考候而ハ存分内証申談出来可申趣ニ而無之甚恐入候。二第二候へ共当年御道付之処御差因御頼申上度、於私最初申談し方不行届と御座候而いか様御答被仰付候共、以来水之儀者溝引等も御免被成下候儀ニ御座候へハ多少ニかゝわらず参り候様ニ御差因被下候ハ、水々御毛見も出来仕間敷、村方も弥出情農業等も仕度御考合被成下御差因奉願候段申上候、尤最初取懸り候時分ノ覚書、去ル末年長日照ニ付馬場・下馬場申談候。二第留帳、尚又別段取立方前改小帳、取立米受私帳、此度懸合一件前文手拍乍御内々御一覽被成下候様御頼申上度、尤右帳面御役場ニ而御被見被成下候様ニハ罷申上候へ共私心服之処一通り御内々御咄申上度候へ共、口濱ニ申上候段不都選ニも有之候へハ御役外ニ而右帳面御被見被成下候へハ誠心服御咄申上候段ニ相心得罷在候段申上候處、御内々御被見被成下旨被仰聞候付右帳面も差上置其日ハ御届申上立石表へ罷越候。

一 廿四日九ツ時、立石出立、暮時杵築迄罷帰候。

一 廿五日飯後、御代官様へ罷出候處右手拍帳面夫々御一覽被成下候處最初ノ取計方懸合一件心得方も一通り相分り、尚別段取立受私⁶⁶□委數相分り尤之儀有之候間道々誓詞廻廻定御出郷之節井手口御見分も可被成下、馬場・下馬場役人・小門前之処中沢政助年番中承調候趣意と市兵衛・廣藏趣意ハ相違有之候へハ、とくと取調出郷之上御差因可被下段被仰聞候。

八月十九日、中國為助殿御出御咄有之、近々誓詞廻し勘定御代官様御出郡可被成、其節并手口御咄も可被成趣ニ御沙汰も有之候、尤出府之節右一件とくと御咄も申上度候へ共御城下ニ而ハ御用多有之候へハ行届兼候付、進々御出郡之上同役中申合得と御咄可申上段御咄ニ有之候、且又近頃成久重右衛門殿申出も有之候儀者、先進而役人・組頭中國へ被召呼候節ハ并手口御計之儀ハ於村方ニ申分無之と申出候処、馬場・下馬場ノ箱桶を掃同村ノ持参居へ込候儀者甚いか、敷、一林成久村引受候并手ニ有之候へハ中國・瀬戸田ニも并手せき出夫成久申遣候上差出、中國ハ敢可広く候へハ行届不^レ□も成久へ相届候上出夫致候儀ニ有之、此度之樋すへ馬場・下馬場ノ持参計い致候儀村方ニおいては不承知ニ相心得候、ケ様之儀者後年ニ至り夫是規定ニも相成候儀、尤瀬戸田之方へ水過分参り候而迷惑筋も有之候へハ其段成久へ懸合可致老仁も有之候へハ已前之儀も見覚候者も有之、并手口計らひ之儀者成久ノ差路致候者ニ可有之処此度馬場・下馬場致し方甚不承知ニ存候段小門ノ申出ニ有之、此儀者御代官様ニも御咄申上候様可致、先右申出之趣御沙汰申候段ニ被申出候よし為助殿御咄ニ承之、為助殿ニも村方申出尤至極之儀ニ思召候由御咄ニ御座候

八月廿四日、中國庄屋本ニおいて郷中誓詞廻し勘定被仰付、廿五日灘目筋村々被仰付候

廿五日ニ中國へ罷出、明廿六日無余儀用事ニ付田深表へ罷越申度、右水一件并手口御^口も可被下段兼而御咄も有之、明日拙者御用筋も可有之哉之段御申上候処日掃ニ罷越候儀不吉、明飯後并手口御見分可有之候へ共成久ノ御出之方御順道も宜、馬場・下馬場御取調之上此方二者御沙汰可被下趣ニ有之、廿六日田深へ罷越候

廿七日、中國へ罷出、年番衆ノ承候処昨廿六日成久村小門申出之趣御代官様ニも申上候処御尤至極ニ被思召候由、馬場・下馬場役人中・組頭三三人ツ、御召呼思召附候御趣被仰聞候処、一兵衛殿病氣、廣藏殿ニも病氣ニ不被罷出村々共引取候上得と申候御返答可申上段申上引取候由、然処今日下馬場・下原・浦下原盆中俄等有之候段御^口畢竟村役人不行届と相成庄屋・下役人中迄追込被仰付候へハ御免之上御返答申出候儀ニ可有之、左候へハ御引取之上御沙汰可有之候、昨日ハ雨天ニ付并手口御見分も無之段承之候、段々用事も有之、今晚中國へ止宿致候

廿八日飯後、御代官様ノ被仰聞候者昨日迄雨天ニ付御見分も不被成下、一昨日馬場・下馬場役人・組頭へ思召之御趣意被仰聞候引取庄屋初申候御返答可申上段申出有之、尚盆中俄等も致候者有之候付一兵衛追込被仰付候へハ御免^口申出可有之、其上御沙汰可被仰聞候何分乍恐御考合御差圖御願申上候段申上候而引取候

誓詞御出郡、雨天ニ付御逗留、御湯候節并手口穢居も御代官様御見分年番衆・成久重右衛門殿罷出候よし、此方二者御沙汰無之故不罷出、何分兩村ノ樋すへ寸法等相違罷越候段いか、敷連被思召上候由、進々御立会御方ノ承之候

九月四日、右御見分被成下候御挨拶并蓬永藏御代官御宅へ差出、中國・成久ニハ忠右衛門罷越挨拶いたし候

誓詞後、市兵衛殿・廣藏殿不快旁ニ付右一件御評儀延引ニ相成候ニ付留置候程之儀無之押移候

翌子三月廿八日、大添村池普請御出郡、村々山之口御用筋罷出御法度向相ゆるみ候段御聞及候付重畳念入候様被仰付相済候処、瀬戸田御山之口^口右衛門・成久村山之口喜介御用有之被召出被仰付候趣左

之通被仰聞候

瀬戸田村唐味井手水一件、去夏以來馬場村・下馬場夫是申分有之候。二付乍内分御郡奉行衆中迄御伺之上候趣井手口敷通いたし候。尤横五寸・高四寸之穴二相極差因致候付瀬戸田村の箱桶拵成久村立金井手口二居へ込候様可致、馬場・下馬場・中園村二ハ御代官御方右之趣被仰付被下候段被仰聞候。

御代官 衛藤四郎右衛門殿

年番中園村庄屋

為 助殿

同断横木村庄屋

鹿 藏殿

同断懸樋村庄屋

忠之丞殿

右御面々大添村池普請場へ□被仰付候

成久村庄屋

重右衛門殿

同村山之口

喜 助殿

同村弁差

半右衛門殿

同村弁差

番 介殿

中園村庄屋

為 助殿

同村弁差

友 介殿

同村弁差

良兵衛殿

同村弁差沢かけ

長次郎殿

馬場村庄屋

廣 藏殿

同村山之口

弥 作殿

同村弁差

政 藏殿

同村弁差

勝 介殿

下馬場庄屋

一兵衛殿

同村山之口

忠 藏殿

同村弁差

吉右衛門殿

同村弁差

仁兵衛殿

瀬戸田御庄屋

忠右衛門

同村山之口

□右衛門

同村弁差

忠助

同村弁差

永藏

右面々役中也

右之通寸法高四寸・横五寸之箱樋いたし成久村庄屋本へ役人持参立
会之上居へ込候、中園・馬場・下馬場ニハ御代官様右之越被仰聞
□、当村より別段通達いたし不申候

右之通御差図被成下双方内齊相成村方大安心仕、右ニ付御代官様初
御当役御面々忠右衛門役人召つれ御礼罷出候

衛藤四郎右衛門殿

御年番

為助殿

同

鹿蔵殿

同

忠之允殿

成久村

重右衛門殿

文政六年末年ハ前代未聞之日照、四月十八、九日頃□□川水相増候
程之雨降、其後五月五日夕立、根付ハ五月十日頃少シツ、種かけ
五月廿五、六日迄郷中田根付致候処、殊之外川水相減下馬場など稠

敷事共中園・成久も番引ニ相成、高原辺四日ぶり地原ハ五日、六日
振ニも水廻り候様有之、左候へハ誠ニ馬場・下馬場ハ稠敷事共有之、
然処当村池水ニて本村分根付ハ五月中ニハ漸相済唐味余水池水も少
し有之候わん、全井手下り水汲候而五日、六日ふりニハ水も廻り
候様有之候処、六月四日中園・成久へ馬場・下馬場申出も有之候趣
意ハ瀬戸田之方江水分ヶ樋居ハ村々申談四寸角之穴ニ承及居候処、
当時四寸ニ五寸之樋居リ、居水過分参り候者双方共難波ニ相成候段申
出候由、四日夕成久へ罷越候処為助殿、十右衛門殿相出候、右者子
三月喜介・弥右衛門へ御代官様大添御普請場ニ而御差圖ニて右之樋
取拵十右衛門殿御見分被成御立会御居へ込被成、其後廣候付樋も仕
替候而弁差忠助・組頭米蔵持参御見分之上茂左衛門殿御同道御立金
寸へ替、右樋へ成久へ御預り被成候段□□衛門殿いか、亡却候哉大
添村ニて御代官喜介・弥右衛門被仰付次第少も寛不申、其後すへ
替候儀ハ承及候得共何事も存不申と有之取調候へハ右樋へ成久□有
之四寸・五寸ニて有之候、右御差圖之次第為助殿ニも寸法しかと寛
不申何と扣候儀も無之、村々小門迄も承及候者四寸角と申候由、左
候へハ四寸・五寸と申ハ当村計申儀ニ相成甚いか敷、尤川筋右様
之時節二候へハ尤之儀共以來之処ハいか様共当村水御減候而も申分
無之御取計次第御差略可被下、於此儀ハ申分ハ無之候へ共子三月御
差圖候付右之樋へ成久立会之上居込有之候処、十右衛門殿少も不相
寛村々共御承知無之と有之候而ハ是迄割者心得を以寸法も相増御双
方及迷惑候段上下ニ対し候而ハ何共難相済、先年夫は御評儀之節も
何と樋之大小、水之多少ハ少も拙者申条無之御取計次第と申理之心
底ニ有之候へハ、右四寸・五寸と申樋取拵成久立会可相□□取ニ可有
之哉、衛藤御氏御伺も申上是迄之心得違不埒之仕方御伺申上候而も

御裁許蒙り不申而ハ拙者役場相濟不申段相咄候処尤之事共と有之、翌五日にし本へ横木・塩屋・下馬場・馬場出会申候由二有之候処拙者取計方御差図と有之候へハ尤二も有之候へ共、成久十右衛門殿一円存不申と有之段いか、敷儀と心得種居立会ハいたし候哉甚不都合、尤弥右衛門退役候へ共存生承調候処相違無之、喜助死後中園友助も立会候由弥右衛門申候へ共、是以向方之役人ニ候へハ不覚段可申出儀共成久・中園とても趣意有之事ニ候へハいたし方も無之、乍心外此度も中園と双方申談差略も致候様相頼候、右二付六月八日成久村にて丸木二四寸之穴種拵いたし中園・馬場・下馬場役人・組頭立会居込候而先相濟候、是迄とハ水ハ兎角相減候へ共少しツ、参り候へ、夫たけ助二も相成可申、尤為後証川筋四ヶ村と一通、当村と一通書替取^カ置候処左之通

覚

一 唐味井手当村へ水分方之儀、古来と石居を以計来候処当村兼而干損村にて為用水先年新溝普請致候処、水上り過川下も村々井手水不廻り二相成差支小門難波之段色々申分有之候処、各様御評儀之上御代官衛藤四郎右衛門殿迄御向被成文化十三子奉金尺整四寸・横五寸之種居候而御計被下、当年迄右寸法之箱種相用來候処当年至而之早魃二付已前ハ安旨前八反程之水分方之場所二候へハ、右之計二而ハ兎角水行過其御村々日損出来候程難計、当年又々各様御立会御評儀之上水分方金尺四寸角之穴長七尺丸木樋二層二御極被下、然上ハ向後右之場所水分方於当村少も申分無御座、仍為後日一札如件

文政六年未六月

瀬戸田村百姓代

米 蔵

同村同断

升右衛門

同村弁差

愛助

同村同断

永蔵

同村同断

忠助

同村庄屋

孫三郎

同村後見

忠右衛門

成久村御庄屋

藤兵衛殿

同村後見

十右衛門殿

中園村御庄屋

為助殿

馬場村御庄屋

廣藏殿

下馬場御兼帯塩屋村御庄屋

寿八郎殿

前書之通相認書替取替置候事、尤此書付ハ成久村藤兵衛殿方へ差遣候様為助殿と申來候付調印之上中園へ相頼遣候

唐味井手水其御村分分ヶ方之儀、先年者安旨前水懸り田畝八反程之
地計ヒ石居候而有之候処、先年新溝普請出来候付水行過川下井手懸
り村々水不廻りニ付小門願出有之候処、文化成年・亥年早魃ニ而新
溝相止メ古來之通り安旨前八反限り被成下候様申出候処、御代官衛
藤四郎右衛門殿迄御伺之上文化十三子奉々堅金尺四寸・横五寸之箱
樋を以計相渡来候処、兎角新溝ニ行過下辺難波之段申出候付又々
立会之上堅横四寸角之穴丸木長七尺之樋居ニ相極水分ヶ方致候処、
双方申分無之候付我々共立会之上印形致相渡置之候、尚又御村小門
迄水分ヶ方申分無之候付別紙書附儘致落手藤兵衛方へ預り置之候、
依而為後証如件

文政六年未六月

成久村百性代

高口治

同村弁差

為右衛門

同村同断

寛兵衛

同村山之口

茂左衛門

同村庄屋

藤兵衛

同村後見

重右衛門

中園村百性代

政藏

同村弁差

良兵衛

同村庄屋

為助

馬場村百性代

連藏

同村山之口

弥作

同村庄屋

廣藏

下馬場百性代

平藏

同村弁差

善助

同村庄屋垣屋村

壽八郎

瀬戸田村御庄屋

孫三郎殿

同村後見

忠右衛門殿

右書附取替し置候段享し置候

表1 慶長・元和期における安城郷の村高

村名	慶長6(1601)年	元和8(1622)年
1) 安城手永	石	石
横城村	339,8280	339,5640
大添村	540,5543	538,4163
下原村	445,40801	461,6991
吉松村	760,0394	753,8161
掛樋村	330,4896	327,2166
中園村	—	831,9037
西本村	919,3063	500,0000
塩屋村	—	383,6467
山口村	1,113,1267	1,113,1267
瀬戸田村	397,8720	395,0900
馬場村	743,3853	787,1753
守江村	201,01333	200,43093
狩宿村	319,0449	316,5040
野辺村	138,2253	132,7527
奈多村	948,2270	948,2275
成久村	375,0000	374,8400
合 計	7,571,52014	8,404,40963
2) 両子手永	石	石
白木原村	199,09657	199,0965
両子村	347,2790	345,4055
富永村	257,9282	257,9282
恒清村	243,9181	236,9046
糸永村	335,0359	329,4430
杉山村	41,0452	39,5010
油留木村	260,6973	260,6973
井分村	868,06016	833,9878
中野村	237,7368	232,7780
小俣村	381,9450	338,7375
藤田村	173,7277	173,3372
久末村	376,1489	389,5500
俣見村	1,496,4110	1,469,41116
中野川村	159,3646	159,3646
矢川村	140,5778	138,5145
山浦村	507,8851	505,0741
合 計	6,028,90233	5,909,73096

[出典] 慶長6年の村高は『知行所付之日録』(八代市立博物館編『松井文庫所蔵古文書調査報告書』五、2001年、P93・94)、元和8年の村高は『小倉藩入番記録』四(東京大学出版会、1957年)P71~139による。

[註1] 安城郷を調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安城手永および両子手永の家数ではない。

[註2] 元和8年における中園村の村高は上中園村・下中園村の2ヵ村分を、同じ成久村の村高は成久村・下成久村の2ヵ村分を合計したものである。

[註3] 慶長6年における塩屋村の村高は西本村に含まれる。中園村の村高については未詳。また、表2にみえる古城村は安城城故地で、本表中の下原村に含まれる。

表2 近世安城郷における村高の推移

村名	正保4(1647)年	元禄14(1701)年	天保5(1834)年	明治元(1868)年
1) 安城手永	石	石	石	石
横城村	242,5000	242,5000	352,6072	352,9032
大添村	393,4250	329,3000	492,7710	493,7088
鍋倉村	—	64,1250	85,6884	85,6884
下原村	344,9000	344,9000	640,5780	643,5090
吉松村	36,3750	36,3750	71,0060	71,0060
吉松村	543,7000	543,7000	824,7100	699,9943
掛樋村	269,0800	269,0800	422,6000	422,6000
中園村	675,8000	675,8000	890,9227	890,9227
西本村	684,0600	375,8000	639,5197	639,5197
塩屋村	—	308,2600	579,9624	580,5724
山口村	792,7000	792,7000	1,117,2956	1,117,2956
瀬戸田村	311,4200	311,4200	448,0564	448,0564
馬場村	546,0200	546,0200	940,8128	943,9908
守江村	140,3200	140,3200	238,8696	242,7210
狩宿村	229,6000	229,6000	398,1681	398,2331
野辺村	92,7700	92,7700	148,0287	150,8802
奈多村	672,0300	672,0300	913,0898	917,4993
成久村	303,3700	303,3700	425,4597	425,4597
合 計	6,278,0700	6,278,0700	9,630,1461	9,524,5586
2) 両子手永	石	石	石	石
白木原村	140,1090	140,1090	266,7787	266,8551
両子村	284,2000	284,2000	851,0997	851,0997
富永村	195,0700	195,0700	445,0040	445,0040
恒清村	193,2000	193,2000	481,0365	481,2045
糸永村	221,0080	221,0080	592,2454	594,4742
杉山村	30,8420	30,8420	53,8392	53,8392
油留木村	174,0500	174,0500	313,9490	438,7967
井分村	558,0300	558,0300	912,0202	912,0339
中野村	184,0070	184,0070	365,0144	365,0144
小俣村	244,0100	244,0100	467,4057	468,3285
藤田村	129,0200	129,0200	285,6452	285,6452
久末村	276,1000	276,1000	458,5243	458,5246
俣見村	1,010,1210	1,010,1210	1,499,9426	1,314,5710
中野川村	108,3800	108,3800	168,7728	168,7728
矢川村	110,0630	110,0630	170,5365	482,9309
山浦村	351,8000	351,8000	570,9814	435,3425
合 計	4,210,0100	4,210,0100	7,902,7976	7,853,6815

[出典] 正保4年・元禄14年・天保5年の各村高は、それぞれ『正保郷帳』(元禄郷帳)『元禄郷帳』(いづれも内閣文庫所蔵)による。明治元年の村高は、木村校訂『旧高田綱目調綴』九州編(近世出版社、1979年)P82・83による。

[註1] 安城郷を調査対象としているため、表中に掲げた各村が近世安城手永および両子手永の家数ではない。

[註2] 明治元年における山口村の村高は山口村・下山口村の2ヵ村分を、同じ油留木村の村高は油留木村・掛樋村内油留木村の各村高を合計したものである。

[註3] 正保4年における鍋倉村の村高は大添村に、塩屋村の村高は西本村に含まれる。また、明治元年における中野川村の村高は矢川村に含まれる。

II 近代史料

ここには、近代初頭のムラの概況を示す史料として、『豊後国東郡村誌』を収載した。収載した地域は、安岐町域の他に沿革の項に「古来安岐郷二属ス」と記された地（現杵築市の一部）も含めた。

さて、奥書によると、本記録は明治十一年二月に「編輯卒業」とあり、当時の大分県令香川真一の名とともに高取成章（大分県六等属・加藤賢成（大分県十等属）・相島織彦（大分県等外三等）の名が編集担当として記されている。大分県当局の編纂になる本記録は在地の実態をそのまま等身大に記録化したものではないにしても、近代初頭の概況を知ることが出来る点で重要な記録といえる。今後、様々な側面からさらなる検討を加えるべきであろう。

収載にあたっては、原本の書式・体裁を尊重したが、割注については活字を小さくすることで表現することとした。文字については、基本的には常用漢字に直している。

最後に、本記録において判読しがたい記述について触れておきたい。特産品の項にある「苧草席」は七島簾のことであり、苧麻は「いちび」と訓じ、これは畳表の緞糸や縄に使用するアオイ科の一年草である。また、地名に登場する宇川は「ふた」がわ」と訓む。

豊後国東郡村誌（明治十一年） ○大分県立図書館蔵

○糸永村

本村古ヨリ武蔵郷二属ス

古時糸永杉山ノ二村タリ、明治八年三月杉山村ヲ本村ニ合ス

東南千兎松ケ迫油原ノ諸山野背筋ヲ界トシ掛樋村ト接シ西ハ朝

来村ト山林ヲ境トシ北ハ富清村ト田畔ヲ界トシ、

幅員 東西拾三町拾間南北貳拾町面積

沿革 本村ノ内元杉山村ハ掛間村ニ同シ元糸永村ハ矢川村ノ条ニ出ス

里程 大分県庁元程大分郡大分町砥田橋中共アリヨリ北方拾貳里三拾三町

三間惣尺程本村字地ノ水百八尺六寸地半畝因作屋宅前田西方貳拾間ノ地ニア

リ、西方朝来村へ拾六町拾五間貳尺、南方掛樋村へ三拾三町六

間、北方富清村へ貳拾壹町四拾八間四尺

地勢 東南山嶽ヲ負ヒ運輸便ナラス耕農用ニ難ル

地味 其色黒其實美ニシテ稲稗菜茶ニ宜シ水利便ナリ

地味 田四拾九町九反四畝貳拾貳歩、畑四拾六町四畝貳歩、宅地七町貳反貳拾七歩

内三反三畝貳歩寺院地、山林三拾六町九反五畝歩、芝地壹町三反四畝拾九歩、

原野拾町三反九畝歩、総計百七拾貳町壹反九畝貳拾九歩

無税地 埋葬地九反壹畝四歩

完有地 山林壹町壹反貳拾八歩

賃租 地租金千二百七拾壹圓八匁、酒類税金五拾三圓六錢三分、牛馬売買税金

戸数 本籍百三拾三戸平民、社戸百廿六、寺三戸

惣計百三拾八戸

人数 男貳百九拾六口平民、女貳百八拾八口平民、總計五百八拾四口
牛馬 牡牛拾七頭牝牛九拾頭總計百七頭、牡馬三拾四頭牝馬拾壹頭、
總計四拾五頭

川

學川 二等河二属ス深五尺浅老尺広拾間長五間長貳拾三町七間流レ緩ク水清ク味
淡シ源アリ西子村岡子山上ニ發シ南流富清村ヲ經テ本村ノ北界ヲ經テヨリ村ノ中央
ヲ別キ南流字荒井ニ至リ掛橋村ニ入り下流安城川トナリ流ニ入ル

道路

安岐道 三等遠路二属ス村北富清村界字中野ヨリ南ハ掛橋村界字荒井ニ至ル長貳
拾八町拾貳間馬路老間道敷卷間五尺字川原田ヨリ西ニ折レ支道アリ朝來堂ニ通ス
朝來道 三等遠路二属ス村ノ中央字川原田ヨリ朝來村界字越トテ至ル長拾町広
卷間

社

八坂社 社地東西貳七間南北貳拾五町余面積貳反三畝四歩村北字小久保ニ
アリ、造須佐之男尊、大己貴尊等々尊其他四十五柱ノ神ヲ祭ル、天保二年六月十
日總講明治五年村社ニ列ス祭日七月廿八日

寺

瑞瑞光寺 天台宗、東西九間余南北貳拾四町余面積七畝貳拾歩、西子村西子寺東
村向字泉敷ニアリ興老二年僧仁開闢基創建ス、寛永五年僧寛成中興ス、杜徳寺津
臨濟宗東西貳拾七町余南北拾六町余面積貳反五畝五歩、岩掛村宣陀寺東、村東字仙
ノ木ニアリ、享保十六年六月僧文孫開基創建ス文化十四年四月僧美田中興ス、光
蓮寺 真宗、東西拾五間余南北貳拾四町面積貳反七步、山越國惠野寺本願寺東村北字
小久保ニアリ永正五年三月僧蓮雲開基創建ス、承德元年僧敬四中興ス

学校 公立小学校老ケ所村ノ中央字仙ノ木ニアリ、生徒男四拾人、女九人
物産 荳芋席實中千七百四拾三束大畝二輪、榎實實中貳千貳百七拾六斤
民業 男農ヲ業トスル者百三拾戶

○富清村

本村古ヨリ武藏郷二属ス

區域 古時富水恒清ノ二村タリ、明治八年三月合シテ本村ノ称ニ改ム
東ハ吉広掛種ノ二村ト山ノ背筋ヲ以テ界トシ、西ハ明治朝來ノ
二村ト相接シ中尾山ヲ以テ境トシ、南ハ糸水村北ハ岡子村二接
シ耕地城ハ山嶺ヲ以テ境トス

幅員

東西拾六町貳拾間、南北拾六町貳拾貳間面積
沿革 本村ノ内元富清村ハ換間村ニ同シ、元恒清村ハ矢川村ノ桑二合
ス

里程

大分県庁 元橋大分郡大分町 額田縣 豊中ニアリヨリ北方拾三里三拾貳町貳
拾間四尺餘在本村字坪井ニ三拾壹番地都羅太郎屋宅南面北方貳拾間ノ地ニアリ、
東方吉広村ハ三拾三町拾壹間老尺、西方明治村ハ三拾町五拾五
間貳尺、南方朝來村ハ貳拾八町拾七間貳尺、糸水村ハ貳拾壹町
四拾八間四尺、掛種村ハ老里貳拾九町四拾八間三尺、北方岡子
村ハ貳拾七町三拾貳間貳尺

地勢

四面皆山嶺ヲ擁シ運輸便ナラス柴薪鮮トセス

地味

糸水村ニ同シ

税地

田五拾壹町貳反三畝拾貳歩、畑五拾間町三反六畝八歩、宅地九町五反五畝廿
三歩内三反廿四歩寺院地、山林五拾壹町壹反九畝拾八歩、芝地七町貳反五畝拾
八歩、秣場拾四町壹反七畝拾八歩、原野六畝拾、總計百八拾八町三反八畝七
歩

無税地

埋葬地 貳町壹反七畝五歩

官有地

山林七反九畝七歩

賈租

地租 金千三百三拾壹兩九拾三錢貳厘、酒類税金六拾貳兩四拾四錢貳厘、銃獵稅
金貳兩、總計金千一百九拾六兩六錢七錢四厘

戸数

本籍百六拾六戸平民、社三戸小社、寺三戸 總計富清村字萬宗七年、總
計百七拾貳戸

人 男三百八拾貳口平民、女三百六拾五口平民、總計七百四拾七口

他出寄居男老入

牛 馬 牡牛六拾五頭牝牛七拾老頭總計百三拾六頭、牡馬三拾四頭牝馬

八頭、總計四拾貳頭

川

學川二等河二属ス深三尺淺者尺広給間狭六間流レ緩ク水清ク味淡シ源ヲ両子村ニ発シ村北字園田ヨリ来リ村ノ中央ヲ南走シ字野入ニテ糸水村ニイル長尺拾貳町下流安岐川トナリ安岐港ニ注ク、夷橋安岐往還ニ属ス村北八町架シテ學川ノ下流字市場ニアリ、水深尺広七間橋長八間橋三尺木架ナリ

池沼 中山池東西拾間南北拾貳間四町村ノ東北ニアリ村ノ用水トナス

道路 杵築往還三等道路ニ属ス村北兩子村界字神ノ水ヨリ西南朝寄界字長迫ニ至ル長拾九町貳拾老頭馬路芝間連敷卷間三尺村ノ中央字佐山ヨリ西北ニ折レ長浦道アリ南ニ折レ安岐道アリ東ニ折レ古長道アリ、菜浦道三等道路ニ属ス村ノ中央字佐山ヨリ北ハ兩子村界字神ノ水ニ至ル長拾五町広卷間、安岐道三等道路ニ属ス村ノ中央字佐山ヨリ南ハ糸水村界字野入ニ至ル長拾七町広卷間、吉広道村ノ中央字佐山ヨリ東吉広村界字見迫ノ社ニ至ル、長拾六町広卷間

八坂社村社、社地東西三拾貳間南北貳拾六間面積貳八畝六歩、村宇新宮ニアリ須佐之男尊、大己貴尊、少彦尊其他貳拾壹柱ノ神ヲ祭ル、宝曆十三年十月勅諭祭日十二月十五日、宮畑社村社、社地東西三拾九間南北貳拾貳間面積三反三畝貳拾壹歩、村ノ西北字宮畑ニアリ、大神、菅公ヲ祭ル、古吉村北字本吉ニ鎮祭ス、元禄十年六月十九日大神ヲ此ニ合祭ス祭日七月十二日、以上二社明治五年村社ニ列ス

西迎寺神攝濟宗、東西拾三間南北八間面積三畝貳拾貳歩、寺界村宝陀寺東村東字西迎寺ニアリ、養老三年倫仁開闢創建ス、伽藍供中興ス、西念寺真宗、東西拾貳間南北拾五間面積壹反四畝拾五歩、兼備園下毛郡中津町明聖寺東村ノ中央字六井ニアリ、元和九年九月開淨念開基創建ス、西福寺淨律宗、東西拾四間南

北畝拾六間東西拾七歩、普濟村宝陀寺東村北字花殿ニアリ、享和十九年倫仁開闢創建ス

山開基創建ス

公立小学校老ケ所村ノ中央字本吉ニアリ生徒男四拾五人、女六人

物産 苧苧麻買中千六百七拾四兩大反二輪ス、榎実四千四百斤

民業 男傭ヲ業トスル者貳百六拾老戶

〇兩子村 本村古ヨリ武藏郷ニ属シ、古來分合ナシ

疆域 東ハ吉広横手ノ二村ト弥爾嶽丸小野村トカ、ラ山嶺ヲ以テ界ス、西ハ都甲村ト兩子山ノ麓、明治村トハ山林ヲ以テ界ス、南ハ富清村ト耕地ヲ接シ、北ハ成仏赤根ノ二村ト兩子山嶺ヲ限リ境トス

幅員 東西貳拾町、南北老里拾四町面積

沿革 被開村ニ出ス

里程 大分県庁元標大分郡大分町嶺南橋中央ニアリヨリ北方拾四里貳拾壹町拾貳間貳尺標本村字惣代四百七拾貳畝地林社三郎屋宅前面西方七間ノ船ニアリ、西方明治村ヘ三拾町七間三尺、南方富清村ヘ貳拾七町三拾貳間貳尺、北方都甲村ヘ三里拾六町貳拾四間成佛村ヘ老里拾三町拾老間三尺、東南吉広村ヘ老里拾四町五拾四間三尺、東方丸小野村ヘ老里九町八間貳尺

地勢 東ニ弥爾嶽御薬山ヲ負ヒ西北兩子山ヲ擁シ運輸便ナラス耕炭乏トセス

地味 糸永村ニ同シ

税地 田五拾町三反七畝廿四歩、畑三拾四町七反四畝歩、宅地九町三反貳畝廿二歩内畑町四反畝餘畝歩中院地、山林五拾八町五反八畝歩、原野八町也反歩、總計

無税地
埋葬地老町區区五畝拾八歩
山林三町三反四畝歩

官有地
地租金九百四十三圓五錢五厘、酒類税金八拾五圓五錢、牛馬売買税金三圓、
賦捐税金六圓、總計金九百九拾五圓八拾五錢五厘

戸數
本籍百三拾三戸平民、杜老戸小社、寺四戸天台宗貳字真言宗貳字、總
計百三拾八戸

人數
男貳百七拾七口平民、女貳百七拾五口平民、總計五百五拾貳口

牛馬
牡牛三拾五頭牝牛七拾四頭總計百九頭、牡馬貳拾七頭牝馬八頭、
總計三拾五頭

山

阿子山 高百八拾丈廣圓孤崖三町村ノ西北ニアリ、嶺上ヨリ四分シ、東ハ成仏
村西ハ都甲村南ハ本村北ハ香樓村ニ属ス、山林東ハ弥修徳文殊山ニ連リ西北特松
巖三樓ス、北ハ桃ノ木山ニ連リ峠地目付石仙殿跡ノ數畝列置シ仙殿跡尤モ高シ、
崇巖本都二冠タリ三面樹木穢セス草莽深茂葳蕤南方老木森立竹樹蒼翠タリ、半腹
寺アリ阿子寺ト稱ス、聖路若桑村西字下リ松ヨリ登リ八町阿子寺ニ至リ左廻シテ
峠地目付石ヲ経テ仙殿跡ノ頂上ニ至ル、長三拾貳町越メテ險峻トス、流水ニ糸ア
リ一ハ仙殿橋ヨリ湧出シ、一ハ目付石湧出シ阿子寺前懸明橋ニ至リ、合流東下シ
山下敷村ノ田ニ灌漑ス、乃チ安岐川ノ源ナリ、水筒三寸広尺間、弥箇嶽高八拾
丈文字杖立ヨリ側ス、周回貳拾四町村ノ正北ニアリ東北ハ横手村ニ属シ西南ハ本
村ニ属ス、山林西南阿子山ニ連ル樹木生ゼス草藪繁茂聖路老桑、莖若桑橋越ヨリ
左ニ廻リ字迫田漢ノ羅テ上ル給三町越メテ險峻流水絶無ノ半腹ヨリ湧出ス、深
五寸深橋老岡字杖立ニ至リ學川ニ合ス、御藏山高三拾丈字川原前ヨリ湧ス、周
圍九町村ノ正南ニアリ、東北ハ吉広村ニ属シ、西南ハ本村ニ属ス、樹木茂生性々
大水アリ、聖路若桑字徳光ヨリ登ル長九町拾間、漢水若桑水深三寸深橋老岡下流字
米九ニ至リ學川ニ入ル、高尾山高四十丈尺字川原ノ前ヨリ湧ス、周回不詳村ノ

東南ニアリ嶺上ヨリ二分シ、東南北ハ吉広村ニ属シ西南本村ニ属ス、山林西南阿子
山ニ連ル樹木生ヤス聖路二橋アリ、一ハ字川原ヨリ登ル、高拾町一ハ字宮ノ嶺ヨリ
登ル、高拾町三拾間

川

學川 二等河ニ属ス、深三尺淺者尺八間狭四間流レ緩ク水清ク味淡シシテ寒冷
ナリ、水源二ツ一ハ村北阿子山字仙殿跡及目付石ノ湧泉ニ発シ、幅貳間長拾三町
一ハ阿子山ノ西麓字老木ヨリ発シ、幅貳間長八町三十間字老木津ニ至リ二水合流シ、
村ノ中央ヲ南流シ、字中川原ニ至リ二等川トナル、字阿田ニ至リ高橋村界ニ入ル、
此間屯里八町下流安岐川トナリ安岐港ニ注ク、久保田橋柵障柵産ニ属ス、村南
拾老町架シテ學川ノ下流字久保田ニアリ、水広六間保老尺橋長五間広老岡橋土橋、
中國橋大分産ニ属ス、村北六町架シテ學川ノ上流字小圃ニアリ、水深貳尺八
四間、橋長四間保老岡橋土橋、杖立橋大分産ニ属ス、村ノ西北字ホツカケニ
アリ、水深老尺八尺間橋長貳間保老岡橋土橋

道路

杵築往還三等道路ニ属ス、北ハ成仏村界字銀ケ尾ヨリ南ハ香樓村界字神ノ木ニ
至ル、長者里拾五町馬籠老岡遠堂老岡五尺村ノ中央字徳台ヨリ、西北貳拾町字西
ツ辻ヨリ西ニ折レ高田往還アリ、又阿所ヨリ東ニ折レ、古所ニ過スル支道アリ、
高田往還三等道路ニ属ス、村ノ中央字徳台ヨリ都甲村界字老木ノ辻ニ至ル廿八
町道巾池間、古市道三等道路ニ属ス、本村ノ中央字徳台ヨリ吉広村界字仙殿ノ
辻ニ至ル、長者里拾五町馬籠老岡遠堂老岡五尺村ノ中央字徳台ヨリ明
治村界字高地至ル、長者里九町巾池尺、丸小野道三等道路ニ属ス、村ノ中央字
徳台ヨリ丸小野村界字丸小野越ニ至ル、長者里五町巾池尺

社

藏神社 村社、社地東西四拾間南北貳拾七間余、面積三反六畝式拾壹歩、村ノ東
南字徳台ニアリ大神神、伊弉諾尊尊ヲ祭ル、明治五年村ニ社ヲ祭日十二月朔
丑ノ日

寺

阿子寺 天台宗、東西四拾八間余南北壹町貳拾間面積老町貳尺八畝拾八歩近江國
滋賀郡延慶寺末村北阿子山ノ半腹ニアリ、養老二年僧仁開闢其地建ス、其後兵火

ニ罹リ堂宇壊敗ス、慶安中僧侶屢中興ス、古ヘハ郡中ノ巨刹ナリ支坊宅宇アリ大
 万劫ト称ス、円壽院寶音塔、東西八間余南北拾五間余面積四畝五歩、蓮見郡
 南村徳村秀生院寒村ノ南方字園田ニアリ、慶安中僧藏山中興ス、天保二年二月僧
 円海更ニ再興ス、知福院真言宗、東西八間南北拾六間余面積五畝五歩山越園宇
 治部三宮院寒村東字中興ニアリ、元禄中僧其再興ス

学校 公立小学校村ノ中央字御台ニアリ、生徒男貳拾名、女拾四人
 物産 荳干志麻質等四拾束大板二棧ス、植実賣美八千四百七拾斤
 民業 男勇ヲ業トスル者百貳拾四戸

○明治村

本村古ヨリ武蔵郷ニ属ス

古時諸田中野小侯ノ三村タリ明治八年三月併セテ本村ノ称ニ改

ム

疆域 東ニ益ノ原ノ原野井ニ鶴峠ノ諸山林ヲ界トシ、両子富清ノ二村
 ト隣リ、西北ハ小野白木原ノ二村ト両子山及ヒ桃ノ木峠ヲ以テ
 境トシ、南ハ山峠井ニ道路ヲ界トシ、朝來村ト接ス

幅員 東西貳拾老町貳拾間南北壹里五町貳拾間面積

沿革 本村ノ内元諸田村ハ狭間村ニ同シ、元中野・小侯ノ二村ハ矢川
 村ノ条ニ出ス

里程 大分県庁迄陸路大分町磯田郷迄本ニアリヨリ北方拾四里五町四拾八

間四尺許若菜村字中加五百九拾六畝地財部官邸宅前東五方六間ノ地ニアリ、
 東方富清村ヘ三拾町五拾五間貳尺、西方小野村ヘ老里拾六町三
 拾老間三尺、南方朝來村ヘ老里老町四拾五間貳尺、白木原村ヘ
 三拾老町五拾六間四尺、北方両子村ヘ三拾町七間三尺

地勢 東西北ノ三面諸山屏立運輸便ナラス薪炭乏トセス

地味 其色黒其實惠水利便ナラス時々旱ニ苦ム桑茶ニ宜シ

税地 田六拾三町三反八畝六歩、畑六拾四町九反壹畝九歩、苜畑六町九反壹畝六歩、
 宅地拾老町六反八畝廿二歩、山林七拾六町三畝貳拾八歩、原野四拾老町三反
 五畝歩、芝地拾町貳反六畝拾六歩、秣場八拾老町六反三畝拾七歩、總計三
 百五拾六町老反九畝拾五歩

無税地 埋葬地壹町六反七畝拾老歩

官有地 山林老町貳反老畝拾老歩

貢租 地租金千九拾八円四拾五錢八厘、酒類税金三拾八円六拾九錢四厘、牛馬光

戸数 本籍百九拾五戸半氏、社六戸小姓、總計貳百老戸

人数 男四百四拾四口半氏、女四百三口半氏、總計八百四拾七口内地出番

牛馬 留男老人老老人

牛馬 牡牛七拾四頭牝牛六拾五頭總計百三拾九頭、牡馬貳拾頭牝馬

貳拾老頭、總計四拾三頭

山 桃木山高百六丈圓廻老里貳町余村西ニアリ、嶺上ヨリ二分シテ西ハ小野村ニ属

シ東北南ハ水村ニ属ス、山林北ハ両子山ニ連リ草水茂生登路老長村西字前田ヨリ
 南ニ折レ、字シル路ヨリ登ル拾五町溪水武藏山ノ半腹ニ湧出ス、一ハ字前田ニ至
 リ朝來野川ニ注テ長拾町朝老間五尺、一ハ字中田ニ下流シ朝來野川ニ注テ長八町

幅員

朝來野川ニ等河ニ属ス、深底尺淺五寸広八間狭三間流レ緩ク水清ク雑樹シ、水原
 村ノ西北字諸田高地池池ヨリ流出シ、村ノ中央ヲ南走シ字樋ノ水ノ下ニ至リ小侯

川ヲ合ス、其間老里六町東流朝來村ニ入ル下流安城川トナル、小侯川三等河ニ

属ス、深底尺淺五寸広老間三尺深老間流レ緩ク水清ク味淡シ、水原村北字益ノ原
 ヲリ湧出シ村北ヲ南流シテ字樋ノ水ノ下ニ至リ朝來野川ニ注テ其長拾五町、樋木
 橋大分往還ニ属ス、村面三町架シテ朝來野川上流字中田ニアリ、水原老尺広間

橋長三間巾巻間被土橋、小中橋古市道ニ風ス、村南七町架シテ朝来野川ノ中流

字前川ニアリ、水深老尺広三間堀長四間幅巻間被土橋、落合橋大分往邊ニ風ス、

村南八町架シテ小俣川下流字喜合ニアリ、水深尺尺広三間堀長三間幅巻間被土橋

高地池東西貳拾三間余南北貳拾九間余周廻式町三拾六間村ノ西北ニアリ、村ノ用

水トス

道 路

大分往邊三等道路ニ風ス、村北兩子村界字高地ヨリ南ハ朝来村界字成邊ニ至ル、

長尺貳路陸間、道敷宅間三尺字前田ヨリ西ニ折レ高山往邊アリ、字袖ノ木ヨリ

東ニ折レ古市村道アリ、字前川ヨリ西ニ折レ番掛駅道アリ、高田往邊村ノ中

央字中畑道ヨリ西方八町ノ邊西ニ折レ小野村界字袖ノ木ノ項上ニ至ル、長尺八町

邊巾巻間、古市道村東字袖ノ木ヨリ東ニ折レ高野村界字草橋ニ至ル、長尺八町

幅五間、番掛駅道村東字前川ヨリ西ハ白木原村界字谷山ニ至ル、長尺五町幅巻

間

社

大御神社社址、社地東西貳拾三間南北貳間余、面積貳畝八歩村西字巻ケ草ニア

リ、大日靈女尊、金山彦尊、菅公ヲ祭ル、文政二年四月勸進祭日十一月二十五日、

山神社社址、社地東西貳拾貳間余南北貳拾九間、面積貳畝壹畝貳拾九歩、村西字

前田ニアリ大山祇神、兼路山津見神、奥山津見神、原山津見神ヲ祭ル、祭日七月二

十八日、日吉社社址、社地東西貳拾七間余南北拾四間、面積貳畝貳拾九歩、

村西字中畑ニアリ、天御中主尊、忍穂耳尊、天山命尊、伊都那部尊、櫻狹穗尊、伊

都那部尊、大己貴尊ヲ祭ル、安政二年六月十八日勸進祭日八月六日、日吉社社址、

社地東西壹町拾七間余南北三拾間、面積七反九畝拾歩、村ノ中央字山玉ニアリ大山

咋神、大己貴尊、國立尊、天忍穗耳尊、國樂土尊、伊都那部尊、瀧々彦尊、他限

尊、制歲姫命、鹽田尊、市代主命ヲ祭ル、建久元年四月十五日勸進、以上四社明

治五年村社二列ス、祭日十二月二十八日

学 校

公立小学校老ケ所村ノ中央字一ノ尾ニアリ、生徒男四拾六人女五人

民 業

男農ヲ兼トスル者百八拾四戸

○朝来村

本村古ヨリ武藏郷ニ風ス

古時弁分久末ノ二村タリ明治八年三月合シテ本村ノ称ニ改ム

疆 域

東ハ富清掛樋ノ二村ト、長坂ノ原野油原ノ山林ヲ以テ境トシ西

ハ山峯或ハ溪谷ヲ界トシ矢川俣水ノ二村ト隣ル、南ハ山浦村ト

原野道路ヲ界トス、北ハ耕地ヲ以テ明治村ニ接ス

幅 員

東西拾七町拾五間南北老里老町面積

沿 革

披間村ニ出ス

里 程

大分県庁元都大分郡原田橋中央ニアリヨリ北方拾三里四町三間

貳尺、標柱本村字峰ノ本八百四拾貳番地河野鉄二郎邸宅南面方面ノ処ニア

リ、東方掛樋村へ老里貳拾老町五拾間老尺、南方山浦村へ三拾

五町三拾老間老尺、北方富清村へ貳拾八町拾七間貳尺、西南矢

川村へ三拾老町拾九間三尺、西北明治村へ老里老町四拾五間貳

尺

地 勢

東ニ長坂油原ノ原野山林ヲ負ヒ、西ハ耕地ニ連リ南原野ニ接シ

地 味

運輸便ナラス耕炭乏シカラス

地 味

其色黒其質美水利便ニシテ稲梁菜茶ニ宜シ

地 味

田八拾五町七反三畝四歩、畑四拾五町五反四畝拾拾歩、宅地拾三町五反壹畝

七歩内三反壹歩壹畝、山林七拾貳町八反貳畝拾五歩、芝地三町六反四畝拾

三歩、棘場拾五町四反九畝廿九歩、原野五拾七町八反三畝、總計貳百九

拾五町五反八畝拾九歩

無 税 地

埋葬地老町貳反壹畝拾六歩

宮 有 地

山林老町九反四畝拾拾歩

買 税

地租金千四百八拾三元貳拾七錢三厘、酒類税金八拾八拾老錢貳圓、牛馬

戸數 売買税金百圓、統稅税金八圓、總計金千五百七拾圓四八錢五厘
本籍百八拾六戸半良、社貳戸小社、寺三戸無佛講堂平徑曹洞宗志平真
當宗志平、總計百九拾老戸

人數 男三百九拾五口附居士族老口平長三百九拾四口、女三百九拾六口附居士
族老口平氏三百九拾五口、總計七百九拾老口

牛馬 牝牛百七頭牝牛三拾八頭總計百四拾五頭、牡馬三拾九頭牝馬九
頭、總計四拾八頭

川 朝來野川二等河二萬ス、深四尺淺老尺広拾間狭五間、流レ緩ク水清ク味淡シ、
源ノ明治村字高地池ヨリ発シ、一ハ村西北字益ノ原ニ差シ字抽ノ木ノ下ニテ二水
合流ニ等河トナリ、本村ノ西界ヨリ中央ヲ割キ東流シテ、山崎村字大橋ニテ矢川
ヲ吞ミ安岐川ト稱ス、長卷ニ進歩橋村字成道ニテ兩子川ヲ容レ東下シ、北ハ瀬戸出馬
場下原ノ三村、南ハ成久中崎塩三村ノ間ヲ経過シテ海ニ注ク長五里ナリ、度生
橋大分往還ニ馬ス、村南拾老町架シテ朝來野川ノ下流字坊方ニアリ、水深貳尺広
六間橋長六間三三尺五釐、小屋光淺宮野沢道ニ馬ス、村南朝來野川ノ下流字小
屋光ニアリ水深老尺広貳拾八間歩數

池沼 長泊池東西貳拾九間南北四拾三間村岡區町拾三間北ニアリ、新池東西老町拾
三間南北貳拾六間、岡岡三町老岡村東ニアリ、蓮池東西老町貳間南北三拾老間
岡三町拾四間村東ニアリ、下油原池東西老町拾三間南北貳拾六間全周四三町
五拾六間村東ニアリ、以上蓄村ノ用水トナス

道路 大分往還三等道路二萬ス、村ノ西北明治村界宇成道ヨリ南ハ山崎村界宇成久ニ至
ル老里武町野郎老間三尺運飯岡村ノ中央字希ノ本ヨリ東ニ折レ安岐池邊ヨリ、村
南松ヶ本ヨリ西ニ折レ香掛道アリ、安岐道村ノ中央字坊ノ本ヨリ東方掛欄村界
字總淵ニ至ル、長卷老里武町老間、杵築往還村北宮清村界宇長道ヨリ村ノ中央字坊
ノ本ニ至リ大分往還ニ合ス、長拾八町老卷間松樹ノ並木アリ、香掛道村ノ中
央字坊ノ本ヨリ、西南矢川村界宇西ノ平ニ至ル、長八町老卷間

社 八坂社舊社、社地東西三拾間貳尺四寸、南北貳拾八間余、面積貳反九畝七步、
村ノ東南字分ニアリ、遠須佐之男尊、御名田比売命、大己尊等其餘十四柱ノ神
ヲ祭ル、明治五年郡社ニ列ス祭日十二月十五日、歲神社舊社、社地東西貳拾老
間余、南北貳拾三間余、面積老反六畝拾八步、村北字久米ニアリ、大年神、天照
皇大神神、月讀尊、須須佐之男尊、大己尊等、俣食神ヲ祭ル、明治五年村社ニ列
ス祭日十二月十五日

寺

護聖寺舊曹洞宗、東西拾七間余、南北貳拾六間余、面積老反五畝拾九步、積手
村界福寺本村北字島越ニアリ、応永十七年僧鐵助開基創建ス、元禄五年僧元廣中
興ス、宝壽院舊曹洞宗、東西拾老間、南北貳拾三間余、面積八畝拾八步、山崎區
宇治郡三津院東村南字島越ニアリ、寛文元年僧教山開基創建ス、享保元年僧中
興ス、西白寺舊臨濟宗、東西三拾三間、南北拾九間余、面積貳反老畝拾二步、
山城區志都野妙心寺東村ノ中央寺内ニアリ、天正十八年僧東嶽開基創建ス

社

八坂社舊社、社地東西三拾間貳尺四寸、南北貳拾八間余、面積貳反九畝七步、
村ノ東南字分ニアリ、遠須佐之男尊、御名田比売命、大己尊等其餘十四柱ノ神
ヲ祭ル、明治五年郡社ニ列ス祭日十二月十五日、歲神社舊社、社地東西貳拾老
間余、南北貳拾三間余、面積老反六畝拾八步、村北字久米ニアリ、大年神、天照
皇大神神、月讀尊、須須佐之男尊、大己尊等、俣食神ヲ祭ル、明治五年村社ニ列
ス祭日十二月十五日

学校

公立小学校舊ケ所村ノ中央字島越ニアリ生徒男五拾四人、女貳拾八人

村公所

用務所村ノ中央字中村ニアリ

物産

苳苳麻實中貳千四百拾貳束大坂ニ輸ス、植實實中貳千六百拾斤

民業

男勇ノ染トスル者百八拾貳戸

○矢川村

本村古ヨリ武藏郡ニ属シ古來分合ナシ

疆域

東北山嶺ヲ分テ朝來村ト界ヲナシ、南ハ山浦村ト耕地ヲ境トシ

幅員

原野ヲ以テ岩屋村ニ接ス、西ハ俣水村ニ接シ山及川ヲ界トス

沿革

東西拾七町貳拾五間南北三拾町面積
慶長五年豊前國小倉城主細川忠興之ヲ領シ、其臣有古立行松并
康之ヲシテ連見那杵築城ヨリ支配セシマ、寛永九年細川氏肥後
へ転封ノ後小笠原忠知行州松本ヨリ徙封代テ之ヲ領ス、正保二

年同氏參州吉田へ転封ス、同年七月松平英親本郡高田城ヨリ杵築へ徙リ同氏ノ所領トナリ貞享二年弟松平重長ニ分治セシメ後世襲松平貫一郎ニ至リ、王政新華明治三年上地ニテ日田県ノ所轄トナリ同四年十一月間県廢セラレテ大分県之ヲ管轄ス

里程

大分県庁元都大分郡大分町至縣中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町三拾三間五尺徑性本村字坪井九百五拾宅地藤原吉島宅前池北貳拾五間ノ地ニアリ、西方俣水村へ老里六町五拾貳間三尺、南方山浦村へ拾九町三拾貳間四尺、東北朝來村へ三拾壹町九間三尺、西南岩屋村へ貳拾七町貳拾四間

地勢

東ニ小越山林南ニ赤ヌタ大野ノ諸山野ヲ負ヒ運輸便ナラス新炭用ニ贖ル

地味

其色黒其實美稻粟ニ宜シ、最モ桑茶ニ適ス溜池ヲ以テ糞ニ旱ヲ防ク

税地

田三町六反六畝三歩、畑拾七町貳反拾五歩、宅地四町三反四畝拾歩内四畝拾六歩寺院地、山林三拾壹町七反四畝歩、芝地七反六畝歩、秣場七町三反六畝歩、原野三町三反三歩、總計百三拾壹町六畝拾八歩

無税地

埋葬地四反貳畝拾歩
山林壹町三反拾歩

官有地

地租金五百六拾壹圓拾七錢六厘、酒類税金三拾八圓九拾九錢九厘、牛馬売買税金貳圓、總計金六百貳圓拾七錢五厘

戸數

本籍八拾壹戸半氏、社三戸小社、寺壹戸釋尊宗、總計八拾五戸

人數

男百五拾九口半氏、女百八拾三口半氏、總計三百四拾貳口

牛馬

牡牛拾貳頭牝牛六拾貳頭總計七拾四頭、牡馬四頭牝馬七頭、總計拾六頭

川

中ノ川三等河二屬ス、深壹尺淺五寸底廣四間、流れ緩ク水汚ク味酸シ、瀨

ヲ村西字中野川溜池ニ築シ、南流宇大野川ニ至リ安岐川ニ注ク此間三拾町、矢川三等河二屬ス、深壹尺淺五寸底廣三間、流れ緩ク水清ク味淡シ、瀨ヲ村北字矢川溜池ニ築シ、村北ヲ南流シ村東字川又ニ至リ安岐川ニ注ク此間三拾町

安岐川三等河二屬ス、深三尺淺壹尺底三間、流壹町三反、長貳拾貳間、水清ク味淡シ、瀨ヲ白木原村ニ築シ、白木原川ト名ケ俣水村ニ流リ、俣川ト名ケ東ニ流

レ村西字大野川ニ至リ、中野川ヲ吞ミ村ノ中央ヲ東流シ村東字山ノ口ニ至リ、嶽

ヶ谷ノ桑畑ヲ穿シ川又又ニ至リ矢川ヲ會シ安岐川トナル、南流山浦村ニ至リ山浦

川ニ合シ下流安岐池ニ注ク長貳拾町

上池東西三拾五間南北三拾四間、南流立間村北ニアリ、下池東西三拾八

間南北貳拾六間、南流立間村北ニアリ、中野池東西四拾四間南北壹町南

三町五拾壹間、南流立間村北ニアリ、以上皆村ノ用水トナス

安岐道三等道路二屬ス、村西俣水界字中野川ヨリ東ハ山浦村界字大橋ニ至ル、

長貳拾八町、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

字間ノ早雄ニ通リ、南流立間村北ニアリ、村ニ中央字井坪ヨリ南ニ折レ井坪村ニ至リ、

○山浦村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

壱城 東ハ耕地ヲ境トシテ掛樋村ニ接シ、西ハ宇赤谷山ノ嶺ヲ以テ矢

川村ニ界ス、西南ハ早瀬原野ヲ以テ岩屋村ニ接ス、南ハ宇津野

女原野ヲ限リ山口村ニ隣リ、北ハ宇上ノ平山絶頂ヲ以テ朝来村

ニ接ス

幅員 東西三拾四町貳拾六間七合南北貳拾町面積

沿革 矢川村ニ出ス

里程 大分県庁元澤大分郡砥田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町三

拾九間貳尺榊字井ノ上八拾壹番地八幡社井ノ上北方貳間貳尺ノ地ニアリ、

東方山口村へ老里三町拾間貳尺掛樋村へ拾六町壹尺、南方岩屋

村へ老里五町四拾九間三尺、北方矢川村へ拾九町三拾貳間四尺、

朝来村へ三拾五町三拾壹間壹尺

地勢 南北高山上ノ平山対峙シ中ニ安岐川東流シ運輸便ナラス新炭硯

等乏トセス

地味 其色黒其實稻糧梁ニ宜シ水利便ナリ

税地 田三拾三町六反五畝四歩、畑拾四町四畝拾歩、宅地貳町五反畝貳拾歩内

地九畝貳拾七歩、堂敷貳拾三歩、林拾町貳尺貳拾七歩、原野拾八町八畝貳拾

八歩、藪九反畝拾七歩、芝地八反二畝拾九歩、秣場壹町壹反歩、總計拾

七町七反七畝八歩

飛地 本村ノ西方矢川村ノ内田貳反六畝壹歩

無税地 埋葬地壹町壹反八畝拾六歩

官有地 社地壹町壹畝拾四歩、林田町九反五畝歩、原野五畝歩、溜池三町壹反貳畝

歩、寺院地六畝三歩、總計八町貳反九畝拾七歩

賃租 地租金四百九拾壹圓五拾八錢貳厘、牛馬売買税金老円、總計金四百九拾貳

四五拾八錢貳厘

戸數 本籍七拾三戸平民、社四戸小社、寺壹戸神曹調索、總計七拾八戸

人 數 男百五拾三口平民、女百四拾八口平民、總計三百零口

牛馬 牛貳拾四頭牝牛四拾壹頭總計六拾五頭、牡馬拾貳頭牝馬拾三

頭、總計貳拾五頭

山 黒岩嶺高七拾丈周圍米津村ノ西南ニアリ嶺上ヨリ三分シ、西南ハ岩屋村ニ属

シ、東北ハ本村及ヒ山口村ニ属ス、山脈西ハ彼多方嶺ニ連ル能ク大樹藪急山上ニ

溜池アリ板木池ト云フ山間ノ田ニ灌リ、登路ニ條一ハ村ノ中央并上ヨリ南西ニ上

ル三拾町七畝ナリ、一ハ村西宇大福ヨリ南ニ向ヒ登ル道堀老間三尺隙ナリ、高取

拾五町六分往還ナリ此山岩屋村ヨリ岩屋山ト稱ス

川 山浦川ニ等河ニ属ス、深老文茂老尺広五拾間狹狹五間長貳拾町深レ急ニ水清ク味

淡シ、源ヲ明治村字小俣及津田ニ號シ朝来野川ト名ケ東南ニ向ヒ朝来野ニ入り東流

シ、本村ノ西北宇釘島ニ來リ山浦川ト稱ス、東南ニ流レ宇大橋ニテ安岐川及村西舞

谷池ノ下流ヲ合シ村北ヲ東流シ宇成池ニ至リ掛樋村ニ入り掛樋川ヲ合シ安岐川トナリ、

南ハ成久中園北ハ瀬戸田島湯村ノ間ヲ、縣下ノ原村字池ニテ海ニ入ル、安岐川三

等河ニ属ス、深四尺淺尺八公三拾間狹狹貳拾間長五拾間流レ急ニ水清ク味淡シ、源ヲ

白木原村ニ發シ白木原川ト名ケ保水村ニ至リ中流川ト名ケ矢川村ニ至リ矢川川ヲ合シ

安岐川トナル、村西宇大橋ニ來リ山浦川ヲ合シ村北ヲ東流シ宇成池ニ至リ、掛樋村

ニ入り原川ヲ合シ成久以在掛樋村ノ間ヲ、縣下安岐池ニ注ク、大橋大分往還ニ属ス、

村西六町崎シテ山浦川ノ上流宇大橋ニアリ、水深尺八公三拾間、橋長拾四間五尺幅

貳圓石製

池沼 板木池東西壹町貳拾間南北五拾貳間東西三拾間村南ニアリ村ノ用水トス

道路 大分往還三等道路ニ属ス、村北朝来村界字水口ヨリ南ハ岩屋村界字黒岩ニ至ル、

長貳拾六町四拾間幅壹町三尺、宇黒岩ヨリ宇大橋ニ至ルヤチ松浦並木アリ長尺拾

八町、掛樋道三等道路ニ属ス、村ノ中央宇井ノ上ヨリ東ハ掛樋村界字岩ノ鼻ニ

至ル、長拾三町六間三尺幅卷間、山口道三等道路ニ属ス、村ノ中央弁ノ上ヨリ
南ハ山口村界ヲツノメニ至ル、長拾四町四拾五間幅卷間、矢川道三等道路ニ属ス、
村ノ中央弁ノ上ヨリ村北矢川村界ヲ夜通ニ至ル、長八町五拾零間幅卷間

社

山神社村社、社地東西拾六間南北拾五間幅卷五畝九歩、村南字蓮下ニアリ、大山
祭命ヲ祭ル祭日十二月廿九日、八幡社村社、社地東西九間、南北拾六間、面積六
畝五歩、村ノ中央弁ノ上ニアリ、菅田明命・高靈神ヲ祭ル、祭日十二月廿八日、
以上二社明治五年村社ニ列ス

寺

密乘院神智洞宗、東面拾間余、南北拾七間余、面積六畝三歩、横年村宗源寺東
村ノ南南字密乘院ニアリ、元禄二年二月僧幻堂開基創建ス

物産
民業

荳芋席賣美瓜干菓百拾圓東大板ニ輸ス、蒟蒻賣美芋千七拾圓買
男農ヲ業トスル者六拾戸

〇掛樋村

本村古ヨリ安岐郷ニ属ス、古時掛樋油留木ノ二村タリ明治八年
三月油留木村ヲ本村ニ合ス

疆域

東ハ鏡石山田平山ヲ以テ吉松瀬戸田ノ二村ニ界シ、西ハ堀切油
原ノ諸山ヲ以テ朝來富清ノ二村ニ接ス、西北倉谷原野ヲ以テ糸
原村ニ界シ、西南宇成澄耕地ヲ以テ山浦村ニ接ス、南ハ山口村
ト夫婦木山ノ嶺ヲ境トス又安岐川ヲ界トシテ吉広村ニ接ス

幅員

東西貳拾七町四拾六間七合南北老里拾五町六間七合

沿革

本村ノ内元油留木村ハ矢川村ニ同シ元掛樋村ハ横間村ニ同シ
大分県庁元禄大分郡大分町領田中中央ニアリヨリ北方拾貳里拾七町拾
貳間幅卷本村千七百七拾零間幅卷大分郡中中央ヨリ、南方四間幅卷五寸ノ
処ニアリ、東方瀬戸田村ヘ三拾貳町壹尺、西方山浦村ヘ拾六町壹
尺、南方山口村ヘ三拾貳町五尺北方朝來村ヘ老里貳拾壹町五拾

間壹尺糸水村ヘ三拾三町六間富清村ヘ老里貳拾九町四拾八間三
尺

地勢

南ニ大平山ヲ負ヒ安岐川其麓ヲ東流ス、村落南北ニ点居運輸便
ナク耕墾乏カラス

地味

其色黒南部其質美ニシテ水利アリ、北部其質悪ニシテ旱ニ苦ム

税地

田七拾六町七反五畝拾歩、畑三拾壹町七反三畝貳拾歩、宅地六町七反七畝拾
八歩内社地五畝三歩寺院地貳畝貳拾九歩堂敷八畝拾歩、林貳拾九町七反三畝貳拾
九歩、原野四拾貳町九反九畝拾八歩、藪五町八反五畝拾九歩、芝地拾壹町
老反貳畝貳拾四歩、秣場三町三反歩、總計貳百八町貳反九畝九歩

無税地

埋葬地壹町五反五畝拾七歩、溜池軍町壹反九畝貳歩、總計三町七反四畝拾九
畝貳拾九歩、原野四拾貳町九反九畝貳拾八歩、藪五町八反五畝拾九歩、芝地
歩

官有地

社地老反四畝九歩、溜池五町三反七畝四歩、寺院地九畝拾五歩、總計五町
六反貳拾八歩

實租

地租金千百六拾八円五拾四錢老里、牛馬売買税金壹円、總計金千百六拾九円
五拾四錢老里

戸数

本籍百六拾貳戸平民、社四戸小社、寺貳戸福音堂宗寺老里高宗寺老里、總
計百六拾八戸

人数

男三百三拾九口平民、女三百四拾三口平民、總計六百八拾貳口

牛馬

牡牛六拾八頭牝牛六拾九頭總計百三拾七頭、牡馬貳拾九頭牝馬
三頭、總計三拾貳頭

川

安岐川二等河ニ属ス、深五丈幅貳尺広四拾間狹狹五間流レ急ニ水清ク味酸シ、水
源三ツ一ハ阿子山ニ發シ聖川ト名ク阿子富清水ノ三村ヲ經テ本村ノ西界字長野ニ
來リ村南ヲ東流シ宇成澄ニ至リ安岐川トナル一ハ隈水村ニ発シ矢川村ヲ經テ
諸湯渡ヲ合シ富清川トナル山浦村ニ至リ山浦川ニ合ス、一ハ明治村宇小俣及諸田ニ

苑シ朝妻野川ト名ケ山蒲村ニ至リ山蒲川ト名ケ雲枝川ニ合シ木村ノ西南界字成澄ニ

至リ幸川ト合ス、東流村南靜野池ノ下流ヲ穿シ宇嶋川ニ至リ、細田木川ヲ合シ成久

瀬戸田二村ノ間ニ入り中野馬場ヲ開テ下原村ヲ經テ宇嶋ニ至ル長尺町、油留

ヨリ成澄ニ至ル幸川長拾四町山蒲川長三拾間合流ヨリ村界ニ至ル長尺町、油留

木川三等河ニ属ス、深尺尺淺五寸広六間長三間長三拾町流レ急ニ水清ク味淡シ、

瀬戸村北字高地池ニ苑シ村ニ中央ヲ東南ニ流レ宇嶋川ニ至リ安枝川ニ入ル、長野

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ヲ長野ニアリ水深四尺広拾間半、成澄

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

渡安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

大藏神社社、社地東西間余南北拾四間余南極祇取八尺、村西宇宮水ニアリ、

大年神、新年神、若年神、大日百神、農神、農比売神、農比日女神、瑞

山比売神ヲ祭ル祭日十二月十五日間太神社社、社地東西六間南北尺拾余間南

武成歩村ノ中央宇島ヲロシニアリ天照坐神、瀬織津姫神、伊吹戸主神、速秋津

姫神ヲ祭ル祭日十二月十五日、山神社社、社地東西拾間余南北拾七間余南極

成世二彦村北字下神田ニアリ、大山郡神ヲ祭ル祭日十二月二十七日以上三社明治五

年村社二列ス

不動院真言宗、東西八間余南北拾間半間積貳拾九歩登後園邊見部御生寺東村ノ西

南字ホクシニアリ弘化四年僧侶管開基ス、泉正寺佛曹洞宗、東西拾三間余南北東

拾貳間余南極九畝拾五歩瀬戸田村長野寺木村北字寺地苑シニアリ、初佛地靈應菩薩

宗ナリシカ志永年間佛明岩中興シ、改メテ曹洞宗ナル

公立小学校モケ所村界中ニニアリ生徒男四拾貳人女拾貳人

荳北唐賣長貳千貳百四東大坂三輪ス

男農ヲ養フスル者百六拾戸

○古松村

本校古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

東ハ小城山ノ頂ヲ以テ小城市ニ界シ、西ハ鏡石山ヲ以テ掛橋村

ニ接シ、南ハ徑路ヲ界トシ瀬戸田村ニ隣ス、北ハ藤ヶ尾山嶺ヲ

限リ吉広志和利兩村ニ界ス

東西老里拾四町拾間南北貳拾三町貳拾間面積

限リ吉広志和利兩村ニ界ス

大分県庁元署大分郡大分町掛橋中央ニアリヨリ北方拾三里貳町五拾九

間五尺橋井本村字島原八畝岩舟池野島野所宅前庭東方七間五尺ノ地ニア

リ、東方小城市ハ三拾貳町五拾五間三尺、西方掛橋村ハ老里貳拾

三町五拾三間五尺広三尺

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

安岐港道ニ属ス、村西八町幸川ノ下流ニアリ水深四尺広拾間半、荒井

四町四拾五間、南方瀬戸田村へ拾三町六拾五間三尺

地勢 南二鏡石山北二小城山ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭用ニ隙ル

地味 其色赤其實積ヤ美稲梁ニ宜シ水利便ナラス

税地 田七拾貳町七畝九步、畑貳拾六町九反九畝貳拾七步、宅地六町四反畝貳步、
社地四畝貳拾步寺院地貳反畝貳拾五步、林五拾貳町四反貳步、原野貳拾町四
反步、藪野町老畝貳拾九步、芝地七町六反七畝拾七步、球場町貳反步、總
計百九拾町老反七畝拾七步

無税地 埋葬地貳町五畝拾四步

官有地 社地貳反畝拾六步、林四反四畝貳步、溜池五町三反三畝貳拾七步、藪數畝
畝拾貳步、總計六町貳畝貳拾七步

賈租 地租壹千九拾八匁五拾四錢四厘、煙草税金拾五匁、牛馬賣買税金壹匁、總
計金千百拾四匁五拾四錢四厘

戸數 本籍百四拾戸平民、社四戸小社、寺三戸真言宗三宇、總計百四拾七
戸

人數 男三百四拾九口平民、女三百四拾三口平民、總計六百九拾貳口

牛馬 牡牛五拾六頭牝牛六拾頭總計百拾六頭、牡馬三拾七頭牝馬九頭、
總計四拾六頭

川 吉松川三等河二屬ス、深六尺淺老尺八尺間深老間長三拾町流シ急ニ水清ク味淡シ、
瀬ヲ村西中村ニ發シ村北ヲ東南ニ流シ仁仁五至リ七郎川ノ合間シ村ノ中央東南
ニ流シ、宇川様ニテ瀬戸田村ニ入り浦川ト稱ス、岡村宇小川ニ至リ安岐川ニ合ス、
七郎川ニ等河ニ屬ス、深六尺淺老尺八尺深老間長老里流シ急ニ水清ク味淡シ、
瀬ヲ村西宇七郎ニ發シ村南ヲ東流シ仁仁五至リ吉松川ニ合ス、浦川橋大分往還
ニ屬ス、本村ヨリ拾老町兼シテ村東吉松川ノ下流宇浦川ニアリ、水深老尺幅三間橋
長四間巾老間橋十間

池沼 瀬葉ヶ谷池東西三拾七間南北老町貳拾間南四町村北ニアリ、長迫池東西老

町八間南北拾八間南三町村南ニアリ、田尾池東西老町貳拾間南北三拾貳間南
四町拾間南村南ニアリ、園田池東西老町拾貳間南北三拾貳間南四町四間村西
ニアリ、皆村ノ用水トナス

道路 大分往還ニ等道路ニ屬ス、村ニ屬ス界字邊ヨリ村南瀬戸田村界字川様ニ至ル、
長四町橋老間三尺字浦葉ヶ谷ヨリ宇波辺ニ至ル、長五町松瀬ノ並木アリ仁仁ヨリ
東西ニ折レテ支道アリ、東ハ瀬戸田村ニ通シ西ハ本村字草場ニ通ス、長谷老町七間
広野間、掛樋道三等道路ニ屬ス、村ノ中央字草場ヨリ村南掛樋村界字路ノ尾ニ至
ル、長谷拾六町五拾七間三尺八分、小城道村ノ中央字草場ヨリ村ノ東北小城村
界字邊ニ至ル、長谷拾老町四間八分

社 八坂社村社、社地東西拾貳間南北拾五間余面積貳畝拾三歩村南宇一ノ瀬ニア
リ、兼業時尊・大己貴尊ヲ祭ル祭日十二月廿八日、山神社村社、社地東西三拾四
間南北三拾老間面積貳反三歩村北宇草場ノ上ニアリ大山天神・中山天神・麓山天神・
原山天神・原山天神・正勝山天神・麓山天神・奥山天神ヲ祭ル祭日十二月十六日
以上ニ社明治五年村社ニ列ス

寺 常覺院真言宗、東西八間南南北拾九間面積壹反老畝拾六步、山城國宇治郡三宮院
東村南宇邊數ニアリ文正三年創建、福壽院真言宗、東西貳拾五間南北拾老間余面
積六畝貳拾七步、山城國宇治郡三宮院東村南宇邊數ニアリ応長十一年創建、西宮院
真言宗、東西拾老間余南北拾老間余面積貳畝貳反山城國宇治郡三宮院東村ノ東南宇
立中ニアリ永正元年僧門開闢創建ス

物産 江上野實貳千五百拾四石四斗二輪ス、蒟蒻七百拾五貫九百日

民業 男農ヲ業トスル者百四拾三戸、商ヲ業トスル者三戸

○瀬戸田村

本村古ヨリ安岐郡ニ屬シ古來分合ナシ

疆域 東ハ徑路ヲ以テ馬場村ト接シ、西ハ掛樋村ト田平山ノ峯ヲ境ト

本村古ヨリ安岐郡ニ屬シ古來分合ナシ

疆域 東ハ徑路ヲ以テ馬場村ト接シ、西ハ掛樋村ト田平山ノ峯ヲ境ト

本村古ヨリ安岐郡ニ屬シ古來分合ナシ

疆域 東ハ徑路ヲ以テ馬場村ト接シ、西ハ掛樋村ト田平山ノ峯ヲ境ト

本村古ヨリ安岐郡ニ屬シ古來分合ナシ

疆域 東ハ徑路ヲ以テ馬場村ト接シ、西ハ掛樋村ト田平山ノ峯ヲ境ト

本村古ヨリ安岐郡ニ屬シ古來分合ナシ

疆域 東ハ徑路ヲ以テ馬場村ト接シ、西ハ掛樋村ト田平山ノ峯ヲ境ト

シ、南ハ安岐川ヲ限り成久中園ノ二村ニ対ス、北ハ西ノ平山ヲ以テ吉松村ニ界ス

幅員 東西貳拾七町貳拾六間七合南北八町五拾三間三合面積

沿革 抜開村ニ出ス

里程 大分県庁至縣大分郡大分町直田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾四町四拾五間五尺程榎木村半小川三百七拾番地小川線八里半前通西方三間三尺ノ短ニ

アリ、東方馬場村へ拾六町五拾八間五尺、西方成久村へ六町五拾八間老尺掛種村へ三拾貳町老尺、南方中園村へ八町四拾間老尺、北方吉松村へ拾四町五間三尺

地勢 南ニ安岐川ヲ帶シ北ニ西ノ平山ヲ負ヒ運輸便アリ薪多シ炭乏シ

地味 其色赤其質稍ヤ美ニシテ稲梁菜茶ニ宜シ東半部水利アリ、西半

部旱ニ苦ム

税地 田三拾四町八反零畝九歩、畑拾五町七反八畝貳拾五歩、宅地三町五反四畝四歩

内寺院地貳區三畝零拾五歩、林三拾四町五反七畝拾六歩、藪八反八畝拾拾三歩、

芝地七反四畝貳拾八歩、物干場九反九畝拾七歩、總計九拾零町三反五畝零

無税地 荒地八反四畝五歩、溜池零畝五歩、埋葬地零町貳反貳拾五歩、總計貳町六

畝五歩

官有地 社地四反零畝貳歩、寺院地五反零畝貳拾五歩、林九反零畝貳拾歩、總計老町

八反五畝拾七歩

賃租 地租壹六百七拾八円三拾錢九厘、煙草税金五円、牛馬売買税金壹円、家

檢税金壹百八拾五錢六厘、總計金六百八拾六円四拾六錢五厘

戸數 本籍八拾七戸主妻貳戸平民八拾五戸、社貳戸小社、寺貳戸曹僧洞宗者

半浄土宗壹戸、總計九拾零戸

人數 男百拾三口土族三口平民百八拾口、女百七拾三口土族四口平民百六拾九口、

總計三百五拾六口

寺 社

實際寺南浦宗、東西三拾七間余南北五拾七間余面積貳反六畝拾貳歩村東宇宮ニア

八幡社社社、社地東側倉八間余南北五拾七間余面積貳反六畝拾貳歩村東宇宮ニア

り豊田別尊、武内宮跡ヲ祭ル、明治五年郡社ニ列ス祭日十一月三十日

福寺末村ノ中央寺レンカンニアリ、延慶二年傳仏照開基創社シ隆興寺アリシカ其後

牛馬 牡牛拾四頭牝牛貳拾六頭總計四拾頭、牡馬拾三頭牝馬六頭、總計拾九頭

川 安岐川ニ等河ニ流ス、渠貳丈貳尺貳寸餘長拾五間長貳拾五町流レ急ニ水清ク濁

淡シ、水源三ツ一ハ阿字山ニ發シ源川ト名ケ阿字ノ高清水ノ三村ヲ經テ掛種村ニ垂

リ安岐川ニ合ス、一ハ榎木村ニ發シ矢川村ヲ經テ源流ヲ合シ安岐川トナル山浦村

ニ至リ山浦川ニ合ス、一ハ明治村字小俣及諸田ニ發シ朝來野川ト名ケ山浦村ニ至リ

山浦川トナル、安岐川ニ合シ掛種村ニ至リ源川ト名ケ安岐川ト名ケ東流藤澤池ノ下

流ヲ穿テ鳴川ニ至リ海軍川ヲ穿レ本村ノ西字新井ニ米リ南方成久村界ヲ東流シ、

字小川ニテ浦川ヲ吞ミ村北中園村界ヲ流シ、馬場村ヲ經テ下原村字溝ニテ海ニ入ル、

浦川三等河ニ流ス、深六尺淺一尺広三間三尺長貳町貳拾間、流急ニ水清ク味淡シ、

水源ニツル吉松村字七郎ニ發シ、一ハ阿字村字中園村ニ發シ、阿字村仁王ニテ二水合

東南ニ流レ源川ト稱シ阿字村界ヲ川線ヨリ來リ、村北字寺ノ東ヲ經テ字小川ニ至リ

安岐川ニ入ル、大道橋大柱道ニ流ス、村南五拾間架シテ安岐川ノ中流字小川ニ

アリ水深貳尺長拾七間、橋長拾八間巾老間架シテ安岐川ノ中流字小川ニ

中央架シテ浦川ノ下流字小川ニアリ水深五寸巾老間老尺、橋長三間三尺巾老間老尺被

土橋、浦川橋大分能連ニ流ス、村ノ中央ヲ經テ浦川ノ上流字寺ノ東ニアリ、水

深老尺巾老間三尺、橋長拾三三尺巾老間被土橋

道路 大分往還ニ等道路ニ流ス、村北吉松村界字仁王ヨリ南ハ成久界字小川ニ至ル、長

三町広老間三尺字小川ヨリ東ニ折レ安岐道アリ、安岐港道ニ等道路ニ流ス、村

西掛種村界字鳴川ヨリ中央字小川ニ至リ大分往還ニ合シ又東ニ折レ馬場村界字馬場

先ニ至ル、長計四拾零町広老間

八幡社社社、社地東側倉八間余南北五拾七間余面積貳反六畝拾貳歩村東宇宮ニア

り豊田別尊、武内宮跡ヲ祭ル、明治五年郡社ニ列ス祭日十一月三十日

實際寺南浦宗、東西三拾七間余南北五拾七間余面積貳反六畝拾貳歩、横手村界

福寺末村ノ中央寺レンカンニアリ、延慶二年傳仏照開基創社シ隆興寺アリシカ其後

り豊田別尊、武内宮跡ヲ祭ル、明治五年郡社ニ列ス祭日十一月三十日

實際寺南浦宗、東西三拾七間余南北五拾七間余面積貳反六畝拾貳歩、横手村界

大友氏ノ為兵變ニ罹リ廢獄セシヲ、以テ正保二年德作藩中興シ以後曹洞宗トナル、
淨國寺沖土宗、東區貳拾四間、余南北三拾九間、余面積三反七畝四歩、山邊國堂公郡
知恩院末村ノ東南宇山ヶ屋敷ニアリ、慶長元年德作藩開闢新造ス

○馬場村
本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ
東ハ溝渠ヲ以テ下原村ニ界シ、西ハ徑路ヲ界トシ瀬戸田村ニ隣
ス、南ハ用水路ヲ境トシテ中園村ニ對ス、北ハ字義辺山ヲ以テ
小城系原ノ二村ニ界ス

學 公立小学校志ケ所村ノ中夫字レンカンイアリ、生徒男百貳拾貳人、女拾三人
物 莊主席百英千石、東大坂二輪ス、蘭麻質夫四百四拾貳貫
民 男婦ヲ合テスル者ハ拾八戸、商ヲ業トスル者四戸

輻 東西拾五町四拾間、南北拾九町拾間、面積
沿 挾間村ニ出ス

里 大分県庁元幕大分郡大分町種田橋中央ニアリヨリ北方拾三里四町四拾貳
間五尺、標柱本村字中村五百六拾貳番地水松社三郎居宅前、橋中央ヨリ東方五町三三
ノ地ニアリ、東方下原村ヘ六町四拾七間三尺、西方瀬戸田村ヘ拾六
町五拾八間五尺、中園村ヘ拾五町三拾三間四尺、系原村ヘ貳拾
九町五拾七間三尺、西北小城村ヘ貳拾貳町

地 土地平坦、南ニ安岐川ヲ帶ヒ運輸便ナレトモ薪炭乏シ
地 其色黒、其質南部ハ美ニシテ北部ハ惡、稲稗兼茶ニ宜シ水利アリ
地 田六拾町貳反八畝拾九歩、畑貳貳町八畝拾四歩、宅地六町六反貳畝壹步、
杜地壹畝貳拾八歩、寺院壹畝貳拾六歩、林貳貳町八反五畝八歩、藪貳反三畝拾
壹歩、芝地貳町三反七畝貳拾七歩、秣場貳町九畝拾歩、物干場壹町貳反貳、總
計百拾八町七反四畝拾四歩

無稅地 荒地七反四畝貳拾貳歩、埋葬地九反四畝貳拾歩、總計壹町六反九畝拾壹歩
官有地 社地貳反六畝拾壹歩、寺院地貳反貳畝拾貳歩、畑壹反五畝拾壹歩、林九反四畝
拾貳歩、溜池六町七反歩、總計八町貳反八畝八歩

貢 地租壹千三百五拾壹兩六拾六錢五厘、總稅金壹千四百五拾四錢、酒類稅壹貳拾九
兩三拾四錢、總計千三百八拾二兩五拾四錢五厘

戶 本籍百五拾五戸、土族三口、平民百四拾七口、社貳戸、寺貳戸、佛堂壹
老字真言宗老字、總計百五拾四戸

人 男三百五拾貳口、土族九口、平民三百四拾三口、女三百貳拾口、土族七口、平民三
百拾二口、總計六百七拾貳口

牛 牡牛貳拾頭、牝牛拾壹頭、總計三拾壹頭、牡馬五拾三頭、牝馬五頭、
總計五拾八頭

川 日本形船風石末、備五拾石以上、總計貳艘
安岐川ニ等河ニ属ス、濤玉又淺敷良庄老町、拾間、築田、築田、急ニ水河ヲ流シ、
水源ニツハ西子山ニ發シ、瀬川ト名ケ、阿子、葛清水ノ三村ヲ經テ、掛繩村ニ至ル、
一ハ掛繩村ニ發シ、矢川村ヲ經テ、掛繩村ニ合シ、安岐川ニ入ル、一ハ掛繩村ノ小俣及ヒ
諸田ニ發シ、朝倉野川ト名ケ、山浦川ト名ケ、安岐川ニ合シ、掛繩村ニ至リ、
半川ヲ合シ、安岐川トナリ、掛繩池ノ下流ヲ穿テ、阿子、油井、木川ヲ穿テ、
成久瀬川ニ入リ、掛繩村ニ入リ、西原字宮ノ前ニ至リ、村南中園村ト界シ、東邊更ニ木村
ニ入リ、小川尻ヨリ下原村ニ入リ、同村字池ニテ池ニ入ル、木村ヲ通スル長九町貳拾
四間

池 邊ノ辺池、東邊老町三拾四間、南邊老町拾七間、西邊老町拾貳間、北ニアリ、谷池
東邊老町拾間、南邊老町三拾五間、西邊老町六間、北ニアリ、夕々ラノ池、東邊老町南邊五拾間
西邊四町、北ニアリ、掛繩村ノ用水トス、赤上ノ池、東邊老町五拾間、南邊老町貳町、
西邊四町、七拾七間、北ニアリ、赤下ノ池、東邊老町拾間、南邊老町五拾間、西邊四拾
貳町、掛繩村北ニアリ、掛繩村ノ用水トス

道路

中國道三等村ノ中央字中村ヨリ西南中國村界字小麓ニ至ル、長九町五拾七間四尺
三尺、小城道三等村ノ中央字中村ヨリ村北小坂村界字陣山ニ至ル、長貳拾貳町
三尺、糸原道三等村ノ中央字中村ヨリ村北糸原村界字二本松ニ至ル、長拾八町
四拾間幅三尺、安岐海道三等道路ニ屬ス、村西瀬戸田村界字土文田ヨリ村東下
原村界字小川尻ニ至ル、長九町三拾三間幅老間

社

熊野社社在、社地東西拾四間南北拾四間全面積貳反貳畝拾四步村ノ西南字政
所ニアリ、伊弉諾美尊・天照皇大神・熊野久須比神ヲ祭ル、祭日十二月十五日、八
社社社在、社地東西拾三間余南北九間余全面積三畝貳拾七步村東字ギアニアリ、素
盞鳴尊ヲ祭ル、祭日十二月二十九日以上二社明治五年村社ニ列ス

寺

大儀寺神羅濟宗、東西拾五間南北貳拾間全面積貳反貳畝四步山城國志野郡妙心
寺末村西字サナニアリ、信心燈開佛窟建ス、最広寺高所、東西貳拾間余南北拾
五間全面積老反貳拾六步、山城國志野郡本願寺末村ノ中央字ヒロマニアリ、観応二年
僧注口開基創建ス

物産

苧玉席實美九百五拾八束大板二輪ス、蒟蒻實美七百拾老實三百日
民業 男農ヲ兼トスル者百四拾宅戸、前ノ業トスル者七戸、既ノ業トスル者三戸

○下原村

本村古ヨリ安岐郷ニ屬ス、古時下原古城ノ二村タリ明治八年三
月古城村ヲ本村ニ合ス
彌城 東ハ海ニ瀕シ西ハ溝渠ヲ界トシテ馬場村ニ接ス、南ハ荒木川ヲ
以テ塩屋村ニ隣ル、北ハ耕地ヲ以テ中園村ニ接ス小径ヲ以テ糸
原村ニ界ス

輻員

東西拾六町貳拾間南北拾町面積

沿革

故間村ニ出ス

里程

大分県庁迄、大分郡大分町田中橋中央ニアリヨリ北方拾三里六町貳拾間

三尺、標柱本村字湊六百八拾四番地被邊八代官邸宅前而中央ヨリ東方拾老間老尺貳
寸ノ船ニアリ、南方塩屋村へ拾三町拾四間三尺、西方馬場村へ六町
四拾七間三尺、北方糸原村へ三拾町四間三尺

地勢 土地平坦ニ屬シ東ハ海ニ面シ運輸便ニシテ薪炭之シ
地味 其色赤或黒ニシテ其實南部ハ美北部ハ惡稻梁兼兼ニ宜シ水利便
ナラス

税地

田五拾三町九畝拾四步、畑四拾三町八反七畝拾四步、宅地八町八反五畝拾四
步内社地畝五步寺院地畝三畝拾六步伊林三拾貳町五反五畝貳拾五畝、藏三反五
畝六步、芝地三町老反五畝六步、者干場四町九反九畝拾六步、總計百四拾六
町八反五畝拾五步

無税地 溜池三畝拾老步、埋葬地老町貳反六畝拾九步、總計老町三反步
官有地 社地三反五畝拾貳步、寺院地九畝拾七步、林拾貳町三畝貳拾老步、芝地五畝
九步、溜池七反五畝拾老步、總計拾三町貳反九畝貳拾步

質税

地租金七十七拾五円拾四錢五厘、船税金拾三円拾錢、總計金七百八拾八円八
拾四錢五厘

戸數

本籍百九拾三戸、土族貳戸、平民百九拾老戸、社老戸小社、寺三戸、神羅濟宗
老字京茶老字、總計百九拾六戸

人數

男四百四拾四口、土族四口、平民四百拾口、女四百五拾七口、土族四口、平民四
百五拾五口、總計八百七拾老口

牛馬

牛 廿九拾三頭、牛貳拾老頭、總計三拾四頭、
馬 四拾四頭、牛六頭、
總計五拾頭

舟

日本形船貳拾六艘、實石以上老艘貳百石未満五拾石以上四艘、五拾石未満貳拾
老艘、總計貳拾六艘

川

安岐川ニ等河ニ屬ス、深七尺淺貳尺、広老町狹三拾間、流レ緩ク水清ク味淡シ、村西
字川原マテ潮汐進退舟棹通ス、水脈三ツ、一、阿子山ニ発シ、津川ト名ケ、阿子高津水

寺

光明寺 萬葉、東西貳拾四間余南北三拾六間西極貳度三畝拾六歩山邊國志野郡本願寺東村百字松尾ニアリ、慶長五年六月僧徒祐福若利建ス、管門寺神祇齊濟、東西拾八間余南北拾六間余面積九畝拾七歩、山城國志野郡妙心寺末村、中央字門田ニアリ、僧徒中興ス

古跡

安岐城 東西三町南北四町極聖己二遺スルモ遺址尙本跡スヘシ、大友建直ノ二子蕃広色ノ國東郡ニ食シ納メテ安岐城ヲ築キ唐ル天中垂広十二世孫魂野大友氏ニ反シ為メニ討滅セラル、大友氏歸陣ノ後登中公原谷真跡ヲ封シ此城ニ居シム、直隸罪ヲ重罪公ニ得テ國除セラル、慶長五年右田三成ノ氏ヲ率クルニ及テ直隸ノ旧跡ヲ復シ命シテ大垣城ヲ保セシム、直隸其叔父展谷外記ヲシテ安岐城ヲ守ラシム己ニシテ黒田孝高ノ為メニ國マル東少幾ハナラス、外記直隸ノ戦死ヲ聞キ城ヲ棄テ去リ城從ニ廢ス

道路

塩屋道 三等道路二属ス、村ノ中央字港ヨリ村南塩屋村字川原ニ至ル、長貳町四拾間極老間、馬場道 三等道路二属ス、村ニ中央字港ヨリ村西馬場村字小川尻ニ至ル、長五町三間三尺幅間、糸原道 三等村ノ中央字港ヨリ村北糸原村字幸ニ至ル、長拾八町幅間

港

安岐港 無等安岐川ノ東流東西七町南北四拾五間深瀬南八尺千潮四尺東方二町ワ村ニ東方ニアリ東南南三置シカラス、港名アレトモ其美ハ舟船投擲ノ便ナリ、南舟米ラス唯小舟往復スルノミ修繕費ハ民ニ属ス

暗礁

二ツ石 礁東西五間南北三間二大石相ツ瀧南ニハ深六尺千潮ニハ露出スルコト凡三尺村ノ東北ニアリ海江ヲ去八町安岐港ヲ距ル拾三町、九石 礁東西四間南北貳間南端ニハ深六尺千潮ニハ露出スルコト三尺村ノ東北ニアリ海江ヲ去八町安岐港ヲ距ル拾八町、八町安岐港ヲ距ル拾八町

社

加茂社 村社、社地東西貳拾四間余南北拾八間南極壹反三畝貳拾四歩村東字港ニアリ、加茂武俊命・伊加古改志美命・王依姫命・加茂別當命・瓊々杵命・神日本鏡余比古尊・五十鈴命等ヲ祭ル、明治五年村社ニ列ス祭日十二月十八日

校

公立小学校 卷ケ所本村中央字港ニアリ生徒男七拾貳人女拾三人

物産

甘藷 實長五千五百四拾貫、商賈實長七百六拾八貫、苳苳 實長五千九百七拾七束以上大板二輪ス

民業

男農ヲ業トスル者七百七拾五戸、商ヲ業トスル拾貳戸

園圃

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

強城

東八田畔ヲ界トシ下原村ニ隣シ、西ハ道路ヲ以テ成久村ニ接シ西南大通寺川ヲ以テ下山口ニ界シ、南ハ荒木川ヲ以テ西本村ニ界シ、北ハ安岐川ヲ限リ瀬戸田村ニ対シ用懸水路ヲ以テ馬場村ニ界ス

沿革

東西貳拾貳町拾間南北六町五拾間面積

里程

大分県庁元祿大分郡大分町須田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾九町老

間原柱本村字トヲボシ田七百九拾八番地大森社拜殿前中央ヨリ間ノ処ニアリ貳拾四間四尺下山口村へ拾八町七間老尺、南方西本村へ四町三拾四間三尺馬場村へ拾五町三拾三間四尺、北方瀬戸田村へ八町四拾間老尺

地勢 南ニ荒木川北ニ安岐川ヲ帯ヒ土地平坦ニ屬シ運輸便ナルト雖ト毛薪炭殊ニ乏シ

地味 東部ハ其色赤西部ハ其色黒其質共ニ美ニシテ稲梁兼茶ニ宜シ水利便ナリ

税地 田七拾町老尺九畝老歩、畑三町六反四畝拾三歩、宅地六町三反貳畝拾貳歩、林五反六畝七歩、藪貳畝拾五歩、芝地四畝歩、物干場三反四畝拾六歩、總計八拾壹町老尺四畝四歩

無税地 埋葬地六畝拾四歩

官有地 社地老尺三畝九歩

貢租 地租金十五百六拾八円貳錢五厘

戸数 本籍百三戸土著貳百貳拾老尺、社老尺小社、總計百拾四戸
人数 男貳百六拾七口土著三〇口平民貳百六拾四口、女貳百八拾口土著五口平民百七拾五口、總計五百四拾七口

牛馬 牝牛七頭牝牛四頭總計拾壹頭、牡馬七拾壹頭牝馬五頭、總計七拾六頭

川 安岐川 等河ニ屬ス、深老丈淺尺広老町狹三拾間長拾町、流シ急ニ水清ク味淡シ、水漲三ツ一ハ河川山ニ乘シ準川ト名ケ河子萬清永永ノ三村ヲ經テ掛樋村ニ乘リ、一ハ飛水村ニ乘シ飛川村ヲ經テ掛樋村ヲ合シ安岐川トナル、山瀬村ニ至リ山瀬川トナリ一ハ明治村字小俣及ヒ諸田ニ乘シ、朝菜野川ト名ケ山瀬村ニ至リ山瀬川ト名ケ掛樋村ニ乘リ準川ト合シ掛樋川ト稱シ、瀬戸田成久西村間ヲ過キ本村ノ西界ヲ大

道ヨリ來リ村北瀬戸田村界ヲ、東流シ北方馬場村ト界ヲナシ中河原ニ至リ同村ニ

入ル同村及ヒ下原村ヲ經テ海ニ入ル、荒木川ニ屬ス、深六尺淺老尺広貳拾間長四間長貳拾町流レ緩ク水清ク味淡シ、水漲三ツ一ハ山口村字津津山一ハ同村馬場池ニ乘シ、同村字中津尾ニテニ水合流シ本村ノ西南界下山口西本西村ノ間字荒木ヨリ來リ、村南西本村界ヲ東ニ流レ同村字一本松ニテ大通寺川ノ余流ヲ經シ字河原ニ至リ、東北ニ向ヒ堀原池邊西村ノ間ニ入り、馬場池字新蓮ニ至リ安岐川ニ合ス、大通寺川ニ屬ス、深貳尺淺五寸広四間長老尺、瀬ヲ成久村字上野ニ參シ、西方下山口成久同村界ヲ經テ同村字南ヲ東流シ字一本松ニ至リ荒木川ニ入ル、長貳町、大通橋大分往蓮ニ屬ス、村北北七町狹拾間架シテ安岐川ノ中流字大通ニアリ、水深尺五寸廣四尺長拾七間堀老老堀土橋、山鼻橋西本道ニ屬ス、村南五町狹シテ荒木川ノ中流字唯田ニアリ、水深老尺五寸廣三尺長四間堀老堀土橋、大通寺橋大分往蓮ニ屬ス、村西拾貳長架シテ大通寺川下流大通寺ニアリ、水深五寸廣三尺長老間三尺幅四尺五寸石製、中間溝安岐川ノ支流ヲ容レ字河原ヨリ起リ字迫ニ至リ二派ニ分レ字柳田ニ至リ又二派トナリ田ニ入ル、長五町堀老間田狹貳町五畝拾五歩ノ用水トナス

道路

大分往蓮二等道路ニ屬ス、村ノ西北瀬戸田村界大道路ヨリ南瀬下山口村界字大通寺ニ至ル、長拾町広老間三尺、西本道二等道路ニ屬ス、村ノ中央寺田ヨリ村南西本村界字池田ニ至ル、長四町六間三尺広三尺、成久道三等道路ニ屬ス、字トボシヨリ村南成久村界字大通ニ至ル、長七町狹拾間架橋形

郵便所

成久村 莊土席菅天武千四百九拾九米坂等二輪ス、簡麻賃米千五百八拾七百五百圓
男勇ヲ業トスル者百拾老尺、医ヲ業トスル者老尺

物産

民業

○成久村

本村古ヨリ安岐郷ニ屬シ古來分合ナシ
東八道路ヲ以テ中間村ニ接シ、西ハ夫婦木池ヲ境トシ掛樋村ニ

隣シ、南ハ茶畑山ヲ以テ山口村ニ界シ大通寺川ヲ以テ下山口村
界シ、北ハ安岐川ヲ限リ瀬戸田掛樋村ニ対ス

幅員 東西貳拾九町貳拾間余七合、南北九町拾間余三合面積

沿革 抜開村ニ出ス

里程 大分県庁元藩公郡大分町通田中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾六町五
拾三間三尺程本村字橋本九百拾六番地利行三拾里老道田中央ヨリ北方拾四間

三尺ノ短ニアリ、東方中園村へ拾貳町貳拾四間四尺瀬戸田村へ六町
五拾八間老尺、南方下山口村へ拾五町五拾三間四尺、西南山口
村へ貳拾八町三拾三間

地勢 西南夫婦木山ニ対シ北ハ安岐川ニ沿ヒ運輸便ニシテ耕炭乏カラ
ス

地味 東部其色黒其實美ニシテ稲粟ニ宜シ水利便ナリ西部ハ之ニ及ス

税地 田三拾三町七反七畝八歩、畑拾町七反五畝六歩、宅地三町六畝拾五歩、林拾
八町九反三畝八歩、原野拾三町七反五畝歩、藪老町三反拾老歩、芝地貳町老

反老畝五歩、物干場五畝拾歩、總計八拾三町七反四畝三歩
無税地 荒地三畝歩、埋葬地一町貳反五畝拾三歩、總計老町貳反八畝貳拾三歩
官有地 社地老反八畝拾九歩、溜池老町五反歩、堂敷三畝拾歩、總計老町七反五畝
九歩

賃租 地租金六百八拾圓八匁、牛馬売買税金老円、家禄税金三円七拾

老銭老匁、總計金六百八拾八円五拾五銭九匁

戸數 本籍六拾四戸土族貳戸平民六拾五戸、社老戸小社、總計六拾五戸

人數 男百五拾三口土族五口平民百四拾八口、女百六拾老口土族三口平民百五拾

八口、總計三百拾四口

牛馬 牡牛三頭牝牛五頭總計拾八頭、牡馬貳拾三頭牝馬貳頭、總計貳

拾五頭

強城 東ハ海ニ沿ヒ西ハ岐路ヲ以テ西本村ニ界シ、南ハ耕地ヲ以テ奈

多村ニ隣リ北ハ荒木川ヲ境トシテ下原村ニ対ス

川 安岐川二等河ニ属ス、隈貳丈深貳尺五寸拾間三拾間長ニ拾町流レ急ニ水清ク味

淡シ、水源三ツ一ハ阿字山ニ発シ津川ト名ケ阿字富清水ノ三村ヲ經テ掛樋村ニ集

リ安岐川ニ合シ、一ハ保水村ニ發シ矢川村ヲ經テ津漢流ヲ合シ山瀬村ニ至リ山瀬川

ト名ケ、一ハ明治村字小後及ヒ津田ニ發シ朝霧野川ト名ケ、山瀬村ニ來リ山瀬川ト

名ケ安岐川ト合シ、掛樋村ニ來リ津川ト合シ油留木川ヲ經テ本村ノ西北内ケ瀬ニ來リ、

村北瀬戸田界ヲ東流シ字大連ニ經リ中園馬場二村ノ間ヲ經テ、下原村字濱ニテ海

ニ入ル、大通寺川三等河ニ属ス、深貳尺淺五寸広畝間長志間流レ緩ク水濁リ味

淡シ源ヲ村西字上野ニ発シ村南ヲ流シ字一本松ニテ中園下山口ニ村界ヲ東流シ、

西本村字一本松ニ至リ荒木川ニ合ス、長八町、大通橋大分往連ニ属ス、村東六町

拾間五尺深シテ安岐川ノ中流字東ニアリ、水深貳尺広拾七間長拾八間幅老町三

尺被土橋、大通寺橋大分往連ニ属ス、村ノ東南拾町拾貳間城シテ大通寺川ノ下

流字大通寺ニアリ、水深五寸広老町三尺橋長老町三尺幅四尺五寸石製

剛北五拾七間圓三町三拾七間村西ニアリ、皆村ノ用本トナス

池沼 上野池東面老町南北三拾間圓貳町拾間村南ニアリ、夫婦木池東西老町三間

剛北五拾七間圓三町三拾七間村西ニアリ、皆村ノ用本トナス

道路 大分往連二等道路ニ属ス、村北瀬戸田村界字大連ヨリ南ハ下山口村界字大通寺ニ

至ル、長七町広老町三尺、中園道三等道路ニ属ス、村ノ中央寄橋本ヨリ村東中園

村界字大連ニ至ル、長五町四間四尺幅老町掲示場村東入口ヨリ五間字大連ニアリ

村会所 用務所村東字大連ニアリ

物産 苳苳席實莖子九拾束大板等二種ス、南麻實莖子貳百八拾七七百五百目

民業 男農ヲ業トスル者六拾五戸

○塩原村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

東ハ海ニ沿ヒ西ハ岐路ヲ以テ西本村ニ界シ、南ハ耕地ヲ以テ奈

多村ニ隣リ北ハ荒木川ヲ境トシテ下原村ニ対ス

幅員 東西九町南北貳拾壹町三拾間面積

沿革 狹間村二出ス

里程 大分県庁ニ至テ大分町車田橋中央ニアリヨリ北方拾三里拾壹町五拾八間貳尺九寸樓柱本村字横谷七拾四番地相平四町角ヨリ北方六間貳尺貳寸ノ地

ニアリ、南方奈多村ヘ貳拾壹町四拾九間、西方西本村ヘ貳拾貳町拾六間貳尺六寸、北方下原村ヘ拾三町拾四町貳尺

地勢 土地平坦ニシテ海ニ沿ヒ運輸便ナレトモ峭壁ニシ

地味 其色赤黒ニシテ其質美ナラスト雖未穀甘薯ニ宜シ桑茶ニ適セス

水利便ナリ

税地 田五拾三町九反四畝貳拾四歩、畑貳拾四町七反七畝貳拾壹歩、宅地八町八反貳拾五歩内老反六歩寺院地、林五町四畝拾八歩、藪壹町八反八畝貳拾歩、芝地八反九畝七歩、物干場壹町八反四畝老歩、總計九拾九町壹反九畝貳拾六歩

無税地 荒地三畝貳拾六歩、溜池壹畝貳拾壹歩、埋葬地八反老畝拾八歩、總計八反七畝五歩

官有地 社地三反畝九歩、林四反八畝歩、芝地六畝貳歩、寺院地九畝貳拾貳歩、畑五畝貳拾歩、溜池四反六畝老歩、總計壹町四反六畝貳拾四歩

賃租 地租金八百九拾九円五錢三厘、家禄税金貳円六拾三錢貳厘、船税金五円八拾錢、總計金九百七十四圓八錢五厘

戸數 本籍百三拾貳戸土著老戸平民百三拾老戸、社老戸小社、寺貳戸無籍済宗老戸其宗老戸、總計百三拾五戸

人數 男貳百八拾壹口土著老口平民貳百八拾口、女三百貳拾四口土著老口平民三百貳拾三口、總計六百五口也出寄留居人

牛馬 牡牛四頭牝牛八頭總計貳拾頭、牡馬六拾六頭

舟 日本形船三拾四艘五拾石未満船

川 荒木川三等河二屬ス、深三尺底老尺広拾六間長八間長五町流レ緩ク水清ク味鹹ナ

リ、水落二ツ一ハ山口村宇中除免山一ハ岡村坊後池ニ落シ、下山口舊本ノ二村ヲ越

テ本村ノ西面本村界字樓本ヨリ来リ字老本ニテ大通寺川ノ余流ヲ穿レ、下原村界

ヲ東流シ宇新莊ニ至リ安岐川ニ合ス、塩屋橋下原庄ニ屬ス、村北八町華シテ荒木

川ノ中流宇新田ニアリ水深貳尺広拾六間、橋長拾六間幅三間三尺樓上橋

東迫池東西貳拾貳間南北拾九間河面壹町拾六間村東ニアリ、西迫池東西貳拾四

間南北拾八間河面壹町貳拾間村中央ニアリ、雷村ノ用水トナス

道路 奈多道三等道路ニ屬ス、村ノ中央字樓谷ヨリ村南奈多村界字大水ヶ谷ニ至ル、長

三町五拾五間広老間、下原道三等道路ニ屬ス、村ノ中央字樓谷ヨリ村北下原村界

字新田ニ至ル、長拾町三拾四間広老間、西本道三等道路ニ屬ス、村ノ中央字樓谷

ヨリ村西本村界字カシカ石ニ至ル、長拾壹町五拾貳間広老間

暗礁 小島礁東西貳拾間南北拾四間深四尺千潮ニハ露出スルコト五尺村東海打ヨリ

壹町ヲ隔ツ、小々島礁東西貳拾八間南北拾四間深四尺千潮ニハ露出スルコト

五尺村東海打ヨリ壹町ヲ隔ツ、中津礁東西六間南北六間深四尺千潮ニハ露出

少シク出フ村打ヨリ六町ヲ隔ツ三礁安岐浦ヲ隔ル風打町

社 天神社社址、社地東西四拾八間余南北貳拾間面積貳反三畝拾壹歩、村ノ中央字樓

谷ニアリ福澤重寶ヲ祭ル、明治五年村廿二列ス祭日十月八日

心月寺佛堂済栄、東西拾四間南北拾六間面積九畝貳拾貳歩、山城國高野郡妙心寺

末村西字リヨウニアリ、元久年間備前津島開基創建ニ寛政中僧月嶋再興ス、真乘院

真常宗、東西六間南北貳拾四間面積老反六歩寺松村村西院末村ノ中央白石上ニア

リ正徳五年備前真乘開基建ス

學校 公立小学校壹ヶ所村西字リヨウニアリ、生徒男三拾貳人女貳拾貳人

物産 莊主席實美氏千貳拾三束大飯二束、苜蓿六百四拾九貫

民業 男婦ヲ業トスル者百貳拾九戸

○西本村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古來分合ナシ

東ハ岐路ヲ以テ塩屋村ニ界シ、東南ハ塔ノ尾山上ヲ以テ奈多村

ニ界シ、西ハ三手谷川ノ流ヲ境トシテ下山口村ニ隣シ、南ハ鷹

島山ノ背筋ヲ以テ横城村ニ界シ、北ハ荒木川ヲ限リ中國村ニ界

ス

輻員 東西拾四町拾六間余南北拾町三拾六間余面積

沿革 挾間村ニ出ス

里程 大分県庁元縣大分郡大分町嶺田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里貳拾五町四

拾貳間三寸標柱本村宇山ノ鼻百四拾五番地其補博定宅前面中央方拾三間四尺

八寸ノ處ニアリ、東方塩屋村へ貳拾貳町拾六間貳尺六寸、西方下山

口村へ拾五町四間四尺五寸、南方横城村へ貳拾三町貳拾間四尺

五寸、奈多村へ老里五拾五間老尺六寸、北方中國村へ四町三拾

四間三尺

地勢 南鷹島山ニ對シ北荒木川ヲ帯ヒ運輸便ナレトモ薪炭ニ乏シ

地味 其色赤其實北部ハ川ニ沿ヒ美ナリ、南部ハ山ニ屬シテ悪シ未穀

甘薯ニ宜シ葉茶ニ適セス土壤水旱相半ス

稅地 田四拾五町九反五畝拾三歩、畑六町六畝拾七歩、宅地四町五反六歩、林拾六

町貳反八畝拾四歩、藪貳反壹歩、芝地八反壹畝拾壹歩、總計七拾三町八反貳

畝貳歩

無稅地 荒地九畝拾四歩、埋葬地七反三畝拾四歩、總計八反貳畝貳拾八歩

官有地 社地六畝貳八歩、溜池八反三畝拾四歩、總計八反八畝拾八歩

賃租 地租金七百五拾六圓六拾七圓

戸數 本籍八拾貳戸單民、社老戸小、總計八拾三戸

人數 男百八拾貳口單民、女百九拾貳口單民、總計三百七拾四口

牛馬 牡牛七頭牝牛八頭總計拾五頭、牡馬四拾九頭牝馬貳頭、總計五

拾老頭

高尾山高五拾五間五町村ノ西南ニアリ嶺上ヨリ東西ニ二分シ南半面ハ横城村ニ

屬シ、北半面ハ本村ニ屬ス、樹木杉栗大榎ナシ、楚路一兼村南宇内道ヨリ上ル高

八町

荒木川三等河ニ屬ス、源者間貳尺八反五間餘三間長尺拾町流レ緩ク水清ク味淡シ、

水源二ツ一ハ山口村宇中津尾山、一ハ間村馬渡池ニ染シ間村宇中津尾ニ至リ二水合

流シ、下山口村ヲ經テ本村ノ西宇橋浦ヨリ来リ村北中國村界ヲ東流シ、宇一本郷ニ

テ大通寺川ノ余流ヲ穿レ宇大フチニ至リ、東南塩屋村ニ入り間村界ヲ越ニテ安岐川

ニ合ス、樋掛橋下山口道ニ屬ス、村西八町架シテ荒木川ノ上流宇橋掛ニアリ、水

深貳尺八反四間餘長四間餘廣一丈、山鼻橋中權連ニ屬ス、村ノ中央架シテ荒木

川ノ中流宇山ノ鼻ニアリ、水深壹尺八反四間餘長四間餘廣一丈餘

立瀬池東西七間南北三拾九間餘長四町餘村ノ東南ニアリ、平原池東西拾九間

南北貳拾貳間東西貳町貳拾壹間村ノ東南ニアリ、内迫池東西拾三間南北貳拾壹間

間餘老町八間村西ニアリ、木野池東西貳拾六間南北三拾五間東西町五拾間村ノ

西北ニアリ、皆村ノ用水トナス

塩屋道三等道路ニ屬ス、村ノ中央宇田中下ヨリ村南塩屋村界宇カン石ニ至ル、

長拾町貳拾四間餘、奈多道三等道路ニ屬ス、村ノ中央宇田中下ヨリ村南奈多

村界宇伊予野原ニ至ル、長拾六町三拾五間餘、横城道三等道路ニ屬ス、村ノ

中央宇田中下ヨリ村南横城村界宇島屋場川ニ至ル、長四町拾間餘、下山口道

三等道路ニ屬ス、村ノ中央宇田中下ヨリ村西下山口村界宇橋掛ニ至ル、長八長五拾

三間餘、中國道三等道路ニ屬ス、村ニ中央宇田中下ヨリ村北中國界宇山鼻ニ

至ル、長貳拾八間餘

領社社社、社地東西拾四間余南北拾貳間余面積六畝拾八歩ノ中央宇三反畑ノ上

ニアリ兼養蠶等事、祭日十二月一日、八幡社社社、社地東西拾間余南北貳

拾間面積貳反九畝四歩、本村ノ社社ニテ横城村境内宇大將軍ニアリ仲夏天皇忌神天

島津功胤后ヲ祭ル、祭日十二月一日明治五年村社ニ列ス

物産 苳生席實勇千疋留八疋東大板二輪ス、蒟蒻六百八拾八貫

民業 農ヲ業トスル者八拾四戸

○下山口村

本村古ヨリ安岐郷ニ屬ス、古時山口村ノ一村タリ元禄中分テ本村ヲ置ク

疆域 東ハ荒木川ヲ境トシテ西本村ニ隣シ、東北ハ代通寺川ヲ以テ中園村ニ界シ、西ハ小徑ヲ界トシテ山口村ニ接ス西南下り山、城ノ越原野ヲ以テ大添村ニ界シ、南ハ堂ノ山ヲ以テ横城村ニ界シ

幅員 北ハ大通寺川ヲ以テ成久村ニ対ス 東西拾三町貳拾間南北拾七町四拾間面積

沿革 被開村ニ出ス

里程 大分県庁免舞大分郡大分町取田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾三拾七間壹尺八寸權柱本村字向貳百三拾番地木田東吉居宅前面中央ヨリ南方壹間三

地勢 南ニ堂ノ山北ニ重尾山ヲ負ヒ中ニ荒木川ノ流アリ、運輪便ニシテ薪炭乏カラス

地味 西本村ニ同シ

税地 田園拾三町九反六畝五歩、畑六町七反八畝五歩、宅地三町三反壹畝八歩、林拾八町四反壹畝拾五歩、原野五町三反五畝五歩、秣場壹町貳畝九歩、芝地壹町四反四畝貳拾七歩、總計八拾町貳反九畝九歩

無税地 荒地三反七畝拾五歩、畑葬地七反三畝貳拾歩、總計壹町壹反壹畝壹歩

官有地 社地六反四畝拾歩、林四町五反歩、寺院地壹反壹畝拾四歩、溜池壹町三畝九歩、總計六町貳反九畝三歩

賃租 地租金五百貳拾六圓九拾七錢壹厘、家禄税金及田捨老銀五圓、總計金五百貳拾九圓八錢六厘

戸數 本籍七拾三戸土著戸平民七拾貳戸、社貳戸小社、寺仲士平壹平、總計七拾六戸

人數 男百七拾九口土族四口平民百七拾五口、女百五拾貳口土族壹口平民百五拾壹口、總計三百三拾壹口他出寄留四人男三人女壹人

牛馬 牛三拾三頭牝牛拾貳頭總計四拾五頭、牡馬貳拾四頭 妙見山高八拾壹丈周圍壹里村南ニアリ、崖上ヨリ東西ニ二分シ南半面ハ大添村ニ屬シ北半面ハ本村ニ屬ス、山狀直立ス樹木繁茂シ整然一條村南半面ノ越ヨリ堂ル高五町畝ニシテ近シ

川 荒木川三等河ニ屬ス、深六尺淺壹尺広拾間狭五間長拾町流レ緩ク水清ク味酸シ、水源二ツ一ハ山口村字中津尾山ニ發シ一ハ岡村馬渡池ニ出テ岡村字中津尾ニテ二水合流シ、村南字三郎丸ニ奉リ村ノ中央ヲ東ニ流シ字尾吉ニ至リ西本村ニ入り岡村字一本松ニテ大通寺川ヲ合シ、塩屋村字新進ニ至リ安岐川ニ合ス、大通寺川惣等深貳尺淺五寸広貳間狹池間長拾町流レ緩ク水清リ味淡シ、源ヲ成久村字上野ニ發シ北方成久中園村界ヲ東流シ字キノハタリニテ西本村ニ入り岡村字一本松ニテ荒木川ヲ合ス、大通寺橋大分往還ニ屬ス、村東五町四拾壹間架シテ大造寺川ノ下流字大通寺ニアリ、水深五寸成卷南三尺橋長壹間三尺幅西尺五寸石製、柳津橋大分往還ニ屬ス、村ノ中央ニ架シテ荒木川ノ中流ヲ御津ニアリ、水深貳尺広五間橋長五間經貳間御津上橋

池沼 深迫池東西三拾九間南北貳拾六間周圍貳町五間村北ニアリ、野原池東西貳拾四間南北拾六間周圍壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周圍

開南北拾六間周圍壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周圍

開南北拾六間周圍壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周圍

開南北拾六間周圍壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周圍

開南北拾六間周圍壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周圍

開南北拾六間周圍壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周圍

開南北拾六間周圍壹町五間村ノ西南ニアリ、走水池東西貳拾三間南北拾五間周圍

老町八園村西ニアリ、堤奥池東西貳拾壹間南北三拾貳間西園老町三拾間村東ニアリ、新村ノ用水トナス

学校 公立小学校老ケ所村ノ南半宇大間ニアリ生徒男八拾六人女五拾五人

古跡 庄田戰場土人相伝フ慶長五年熊谷直胤ノ區城谷佐助軍田兵ト此地ニ戦フ今ハ稻トナリ遊葉生ス

物産 莊主席賣美千貳百五拾七東大坂ニ輸ス

民業 男扇ノ業トスル者七拾七戸

○山口村

本村古ヨリ安岐郷ニ屬ス、古時下山口村ト一村タリ元禄ノ頃分テ二村トナル

疆域 東ハ小徑ヲ以テ下山口村ニ界シ、西ハ道路ヲ境トシ山浦村ニ接ス、南ハ鷹城山及高雲山ノ嶺ヲ限リ大内大添ノ二村ニ接ス、北ハ茶畑山ノ峯ヲ以テ成久掛樋ノ阿村ニ界ス

幅員 東西壹里七町貳拾六間余南北拾七町五拾間面積

沿革 挾間村ニ出ス

里程 大分県庁元禄大分郡大町郡田樂中央ニアリヨリ北方拾貳里五町拾八間

三尺粟柱本村ヲヘキ三百五拾壹地高機勝早尾屯御田中央ヨリ南方拾八間ノ処ニアリ、東方下山口村ヘ拾七町貳拾三間、西方山浦ヘ壹里三町拾間貳尺、南方大添村ヘ貳拾町五拾五間壹尺、大内村ヘ老里貳拾九町五拾七間、北方掛樋村ヘ三拾貳町五尺

地勢 南ハ鷹城山及高雲山ニ対シ北ハ茶畑ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭鮮トセス

地味 其色赤黒ニシテ其實美ナラス稲粟ニ宜ク葉茶ニ適セス早ニ苦ム

税地 田六拾七町七反四畝拾八歩、畑拾四町八反四畝貳拾七歩、宅地五町九反三畝歩

内寺院地五畝拾六歩、林四拾九町五畝貳拾壹歩、原野六拾三町七反三畝貳拾七歩、秣場拾壹町老反拾歩、藪五畝貳拾六歩、芝地三町七反三畝九歩、總計貳百拾六町貳反壹畝拾三歩

無税地 溜池四畝貳拾歩、埋葬地六反六畝六歩、總計七反八歩

官有地 社地貳反七畝拾八歩、林八町九反九畝拾四歩、田三畝九歩、溜池三町八反七畝貳拾歩、總計壹三町老反八畝壹歩

實租 地租金九百貳拾四圓九拾壹錢七厘、家祿税金壹圓八拾五錢六厘、總計金九百貳拾六圓七拾七錢三厘

戸數 本籍百四拾四戸土族三戸平民百四拾壹戸、社三戸小社、寺老戸其當宗老、總計百四拾四戸

人數 男三百貳拾六口土族六口平民三百貳拾口、女三百拾五口土族八口平民三百七口、總計六百四拾壹口

牛馬 牡牛六拾四頭牝牛四拾六頭總計百拾頭、牡馬貳拾六頭牝馬九頭、總計三百五頭

山 黒岩嶺高七拾六丈麓回詳ラカナラス、嶺上ヨリ三分シ東ハ本村ニ屬シ、西南ハ岩屋村ニ屬シ、北ハ山浦村ニ屬ス、山脈西ハ波多方郷ニ進ル東西兩樹木ノ唯芝草アリ、北側ハ樹木盡クタリ高城山高八拾五丈周圍貳里山腹ヨリ貳分シ、南ハ大添村ニ屬シ東南北ハ本村ニ屬ス、山脈南ハ黒岩嶺ニ進ル陸々雜樹アリ、並路一條村西宇今ヶ倉ヨリ發ル高拾八町ニシテ隔斷シ

荒木川ニ等河ニ屬ス、深六尺淺壹尺広拾間狭上間是老里拾八町流レ緩ク水沓ク味淡シ、水面ニツ一ハ木村中津尾山一ハ鷹城山ニ號シ字中津尾ニ號リ合流シ村ノ中央ヲ東流シ字三郎丸ニ至リ下山口村ニ入り廻本村ニ入り廻村字一本松ニアテ大邊寺川ノ余流ヲ入レ、塩屋村字新藤ニ至リ安岐川ヲ合ス、乙ヶ淵橋大添置ニ屬ス、村ノ中央類シテ荒木川ノ上流宇乙ヶ淵ニアリ、水潭老尺広四間橋長四間橋老尺石數

馬渡池東西拾四間南北五拾八間四町五町貳拾九間村西ニアリ、下流荒木川トナル、

波柿池東西四拾貳間南北拾七間西側町四拾五間村東ニアリ、下流寛木川ニ入ル、

茶畑池東西三拾五間西側町五拾八間村東ニアリ、舊村ノ用水トナヌ、萬巻池

東西町貳拾八間南北四拾三間西側町村ノ東北ニアリ、成久村ノ用水トナヌ

道路

下山口道三等道路ニ屬ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ下山口村界字大坪ニ至ル、長拾

三町四拾九間經老間、大添道三等道路ニ屬ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ大添村界字

岩鼻ニ至ル、長拾四町四拾三間經老間、掛繩道三等道路ニ屬ス、村ノ中央字ヲヘキ

ヨリ掛繩村界字夫婦木ニ至ル、長拾四町貳拾四間、山浦道三等道路ニ屬ス、

村ノ中央字ヲヘキヨリ山浦界字角目ニ至ル、長拾四町貳拾五間經老間、大内道

三等道路ニ屬ス、村ノ中央字ヲヘキヨリ村南大内村界字高堂ニ至ル、長拾五町五

間經瓜尻

社

山神社社、東西貳拾伍間南北貳拾壹間經老間經老間經老間、村ノ中央字村ニアリ

大山極神、高懸神ヲ祭ル祭日十二月十六日、天満社社、社地東西拾六間南北拾

三間西側八畝九步村東字新進ニアリ、普公祭ル祭日十二月十六日、以上二社明治五

年村社二列ス

寺

敬學院真言宗、東西拾八間南北貳拾間面積五畝拾六步、山城國宇治郡三寶院末村

ノ中央字寺ニアリ正長元年僧良雲開基創建ス

物産

苳苳坐席質美千八百三拾九束大坂二輪ス、苳麻質美九百四拾六貫

民業

男農ヲ業トスル者百三拾五戸

○大添村

本村古ヨリ安岐郷ニ屬シ古來分合ナシ

疆域

東ハ小徑ヲ以テ下山口村ニ接シ、東南ハ大藏山ノ嶺ヲ以テ横城

村ニ界シ、西南ハ尾迫原野ヲ以テ大内村ニ界ス、南ハ大藏山ノ

嶺ヲ以テ守江村ニ界シ、北ハ廣城山ノ嶺ヲ限リ山口村ニ接ス

幅員

東西貳拾九町拾三間余南北貳拾町三拾三間余面積

沿革 狹間村ニ出ス

大分県庁元種大分縣大分町領同種中央ニアリヨリ北方拾七町貳拾三町拾

五間貳尺經任本村字寶藏四百三拾壹地延慶曆丙寅中央ヨリ南方拾五間三尺三寸ノ

地ニアリ、東方横城村ヘ貳拾九町五拾四間三尺守江村ヘ壹里八町

三拾貳間三尺、南方大内村ヘ壹里拾七町七間壹尺貳寸、北方下

山口村ヘ貳拾五町五拾貳間四尺貳寸山口村ヘ貳拾町五拾五間壹

尺

地勢 南大藏山ニ對シ北廣城山及妙見山ヲ負ヒ運輸便ニシテ薪炭用ニ

地味 鹽ル

地味 山口村ニ同シ

稅地 田四拾五町貳反六畝七步、畑九町三反九畝五步、宅地三町貳畝壹步、林貳拾

九町貳反六畝壹步、原野九拾九町九反壹畝貳拾八步、林場拾六町五反五步、藪

壹反九畝七步、芝地貳町五畝五步、總計貳百五町八反六畝貳拾四步

無稅地 荒地貳反五畝貳拾八步、溜池七畝拾三歩、埋葬地八反壹畝拾九步、總計壹

町壹反五畝步

官有地 社地三反九畝三歩、林三拾町六反七畝貳拾八歩、芝地三畝壹步、溜池拾貳町

六反拾九步、總計四拾三町七反貳拾壹步

賃租 地租全百拾壹六拾錢壹厘、家祿稅金六円八錢五厘、總計金六百拾六円七拾四

錢六厘

戸數 本籍七拾七戸土著四戸平民七拾三戸、社者戸小社、總計七拾八戸

人數 男百七拾四口土著八口平民百六拾六口、女百七拾八口土著六口平民

百七拾貳口、總計三百五拾貳口總出奔留男五人

牛馬 牡牛五拾六頭牝牛三頭總計五拾九頭、牡馬貳拾三頭

山

妙見山高八拾壹丈西側町村北ニアリ嶺上ヨリ二分シ、北ハ下山口村ニ屬シ孤立

ス樹木鬱鬱路一條村東字原ヨリ登ル高五町畝、高城山高八拾五丈西側町村東

川

度ヨリ二分シ、東西北ハ山口村ニ属シ南ハ本村ニ属ス山脈南ハ黒岩嶺ニ連ル、驛路
一條村西字今ヶ倉ヨリ壱ル高拾八畝ニシテ流シ
守江川三等河ニ属ス、壱三尺徑五寸広、其間至五尺流レ種々水清ク味淡シ水櫃二ツ、
一ハ本村ノ東尾池ニハ流シ北流シ字野田ニ至リ西流シ、一ハ村ノ西北小池池ニ出
テ南流シ字長迫ニ至リ二水合流村ノ中央ヲ西走シ守江村ニ至リ松川ノ池ニ入り更ニ
流出シ南ニ流シ海ニ入ル、尾池池ヨリ合流マテ長六町合流ヨリ松川池ニ至ル長四町、
長迫橋大分往還ニ属ス、村西七町架シテ守江村ノ土流字長迫ニアリ、水櫃貳尺広
老間橋長老間三尺幅四尺石製

道路

尾池池東西町五拾間南北町五拾間西町三町三拾五間村東ニアリ横城奈多
下山口守江ノ四村ニ及ヒ、本村ノ用水トナス下流守江川ニ入ル、尾池池東西五拾
町間南北老町八間西町三町五拾五間村西ニアリ本村ノ用水トナス、松川池東西五
拾間南北四拾間西町五町村南ニアリ、守江村ノ用水トス下流守江川ニ入ル
大分往還二等道路ニ属ス、東ハ下山口村界字城ノ越ヨリ西ハ守江村界字岩川ニ至
ル長老里老町幅四間三尺、横城道三等道路ニ属ス、村ノ中央字御部ヨリ横城村界
中大敷ニ至ル長七町五拾尺間幅四間、山口道三等道路ニ属ス、村ノ中央字御部ヨ
リ山口村界字岩川ニ至ル、長六町四拾間幅老間、守江道三等道路ニ属ス、村ノ
中央字御部ヨリ守江村界字夕夕島ニ至ル、長七町七拾八間幅老間

物産

庄主席實美千五百八拾畝東大敷二輪ス、苜麻四百三十拾畝
男農ヲ業トスル者ハ拾七戸

○横城村

本村古ヨリ安岐郷ニ属シ古来分合ナシ

疆域

東ハ田畔ヲ界トシテ奈多村ニ接シ、西ハ大藏山ノ嶺ヲ限リ大添

村ニ隣ス、西北ハ堂ノ山流跡ヲ以テ下山口村ニ接シ、西南ハ平
河原原野ヲ以テ守江村ニ界シ、南ハ用水溜池ヲ以テ奈多村ニ界
シ北ハ西本村ト耕地ヲ接シ田畔ヲ境トス

沿革

東西貳拾七町五拾三間余南北拾四町三拾間面積
披開村ニ出ス

里程

大分県庁元禄公郡大分町坂田中中央ニアリヨリ北方拾貳里拾貳町貳拾
九間老尺六寸標柱本村字松木五百拾三番地字嶋次郎伯門前中央ヨリ北方拾三間
五尺ノ処ニアリ、東方奈多村ハ拾六町四拾老間四尺五寸、西方大添
村ハ貳拾九町五拾四間三尺下山口村ハ貳拾町貳拾七間五尺、北
方西本村ハ貳拾三町貳拾間四尺五寸

地勢

南見立野山ニ對シ西ニ大藏山ヲ負ヒ運輸便ニテ薪炭餅トセス

地味

其色白其實懸稻梁甘藷ニ宜ク兼茶ニ適セス水利便ナラス

田地

田三拾町八反五畝拾五步、畑五町六反九畝三歩、宅地貳町壹反三畝貳拾七步内
寺院地壹反三畝拾步、林壹町六町壹畝拾步、原野三拾六町六反三畝貳拾八歩、
秣場五町四反四畝拾五步七畝五歩、芝地四反壹畝貳拾九歩、總計百七拾町
貳反七畝八歩

無稅地

荒地老町七反六畝貳歩、埋葬地貳反八畝拾八歩、總計貳町四畝貳拾步

官有地

社地四反七畝貳拾三歩、林貳町老尺七畝六歩、溜池五反三畝九歩、總計三町
壹反八畝八歩

貢租

地租金三百三拾貳円六錢九厘

戸數

本籍四拾五戸土著老尺平民四拾四戸、社貳戸小姓、寺老尺又村老老尺、
總計四拾八戸

人數

男九拾七口土族四口平民九拾三口、女九拾三口土族老尺平民九拾五口、總
計百九拾口他出寄留男一人

牛馬

牡牛三拾貳頭、牡馬七頭牝馬貳頭、總計九頭

山

高尾山 高五拾丈 岡田五町村ノ東北ニアリ 嶺上ヨリ東西二分シ 北反面ハ西本村ニ
異シ、南反面ハ本村ニ属ス 孤立樹木樹叢

川

長谷川 三等河ニ属ス、深武尺深五寸 広二間 狹者 岡長七町 流レ急ニ 水溜ク 樹叢シ、
源ノ村 西子 尾 弘口 二 壑 シ 村 南ヲ 東 流 シ 宇山ノ 神ニ 至リ 南 流 シ 宇 長 谷 川ニ テ 奈 多 村
ニ 入リ 宇 濱 田ニ テ 海ニ 注ク

池

新田池 東 流 武 志 岩 間 南 北 各 九 間 廣 田 宅 町 拾 五 間 村ノ 東 北ニ アリ、溝 淵 池 東 山 三
拾 間 南 北 貳 拾 八 間 廣 田 宅 町 三 拾 七 間 村ノ 東 北ニ アリ、谷 迫 池 東 流 武 志 岩 間 南 北 三
拾 五 間 廣 田 宅 町 四 拾 五 間 村 東ニ アリ、皆 本 村ノ 用 水ト ナス

道

西 本 道 三 等 道 路ニ 属ス、村ノ 中 央 宇 松 本ヨリ 東 西 本 村 界ヲ 隔 越ス 二 至ル、長 拾 九
町 堀 田 間、奈 多 道 三 等 道 路ニ 属ス、村ノ 中 央 宇 松 本ヨリ 南 奈 多 村 界ヲ 兼 越ス 二 至ル、
長 貳 町 五 拾 七 間 堀 田 間、大 添 道 三 等 道 路ニ 属ス、村ノ 中 央 宇 松 本ヨリ 西 大 添 村 界
宇 大 越 二 至ル、長 拾 貳 町 貳 間 堀 田 間、下 山 口 道 三 等 道 路ニ 属ス、村ノ 中 央 宇 松 本ヨ
リ 北 下 山 口 村 界ヲ 兼 越ス 二 至ル、長 九 町 堀 田 間 堀 田 間

寺

東光寺 天台宗、東西拾間 余南北貳拾間 積武尺貳貳拾七步、近江國 滋賀郡 延曆
寺 末村 北子 塚ノ 前ニ アリ、養 老 年 間 佛了 秀 則 基 創 建ス、寛 文 四 年 佛了 俊 中 興ス

物産

苧 草 磨 實 年 產 百 三 拾 七 大 板 二 輪 ス、蒟 蒻 實 年 產 百 六 拾 五 百 日

民業

男 農 戸 粟 ト ス ル 皆 三 拾 八 戸

○奈多村

本 村 古ヨリ 安 岐 郷 二 属 シ 古 來 分 合 ナシ
疆 域 東 海 二 瀕 シ 東 北ハ 耕 地ヲ 以テ 塩 屋 村ニ 接 ス、西ハ 見 立 野 山ノ
嶺ヲ 以テ 守 江 村ニ 界 シ 西 北ハ 耕 地 原 野ヲ 以テ 横 城 村ニ 接 ス、南
ハ 道 路ヲ 境ト シテ 同 村ニ 接 ス、北ハ 塔ノ 尾 山 背 筋ヲ 限リ 西 本 村
ニ 界 ス

幅員

東 西 拾 貳 町 三 拾 八 間 余 南 北 貳 拾 四 町 貳 拾 三 間 余 面 積

沿革

換 間 村ニ 出 ス
大 分 県 庁 元 稱 大 分 縣 大 分 町 新 田 間 中 央ニ アリヨリ 北 方 拾 貳 里 三 拾 三 町 四
拾 七 間 五 尺 五 寸 標 本 村 子 寺ノ 前 五 百 九 拾 四 畝 地 矢 野 三 四 畝 野 宅 前 田 中 央ヨリ
東 方 貳 拾 六 間 四 尺 五 寸ノ 地ニ アリ、西 方 横 城 村ヘ 拾 六 町 四 拾 七 畝 間 四 尺 五
寸 守 江 村ヘ 壹 里 九 町 五 拾 七 間、北 方 西 本 村ヘ 壹 里 五 拾 五 間 壹 尺
六 寸 塩 屋 村ヘ 貳 拾 壹 町 四 拾 九 間

里程

西 二 見 立 山ヲ 負ヒ 東 海 二 泊ヒ 運 輸 便 ナレトモ 附 級之シ
横 城 村ニ 同シ

地勢

田 八 拾 町 壹 反 貳 畝 四 步、畑 三 拾 六 町 四 反 拾 步、宅 地 六 町 壹 反 壹 畝 貳 拾 六 步 内 社
宅 壹 畝 八 步、林 三 拾 三 町 貳 畝 貳 拾 五 步、原 野 貳 拾 四 町 貳 拾 五 步、狹 場 三 町 九
反 九 畝 九 步、藪 壹 町 貳 反 壹 畝 五 步、芝 地 九 反 九 畝 壹 步、物 干 場 六 町 六 反 七 畝 壹
步、總 計 百 九 拾 六 町 五 反 四 畝 貳 拾 四 步

地味

無 稅 地 荒 地 七 反 七 畝 三 步、埋 藏 地 八 反 五 畝 壹 步、總 計 壹 町 六 反 貳 畝 三 步
官 有 地 社 地 壹 町 六 反 四 畝 七 步、林 拾 貳 町 五 反 七 畝 拾 六 步、寺 院 地 三 反 壹 畝 拾 六 步、
溜 池 四 町 三 反 五 步、總 計 拾 八 町 八 反 三 畝 拾 四 步

官有地

無 稅 地 荒 地 七 反 七 畝 三 步、埋 藏 地 八 反 五 畝 壹 步、總 計 壹 町 六 反 貳 畝 三 步
官 有 地 社 地 壹 町 六 反 四 畝 七 步、林 拾 貳 町 五 反 七 畝 拾 六 步、寺 院 地 三 反 壹 畝 拾 六 步、
溜 池 四 町 三 反 五 步、總 計 拾 八 町 八 反 三 畝 拾 四 步

貢租

地 租 金 九 百 五 拾 五 円 六 拾 壹 錢 九 厘、船 稅 金 八 円 五 拾 六 錢、總 計 金 九 百 六 拾 四
円 拾 七 錢 九 厘

戸数

本 籍 百 三 拾 五 戸 土 康 二 戸 平 民 百 三 拾 貳 戸、社 宅 戸 貳 社 宅 肆、寺 宅 戸 肆 肆
湧 澤 寺 宇、總 計 百 三 拾 七 戸

人数

男 三 百 三 拾 貳 口 土 康 七 口 平 民 三 百 貳 拾 五 口、女 三 百 拾 七 口 土 康 七 口 平 民 三
百 拾 口、總 計 六 百 四 拾 九 口

舟

日 本 形 船 三 拾 四 艘 五 拾 石 以 上 荷 船 壹 艘、五 拾 石 未 滿 小 船 三 拾 三 艘
見 立 山 高 貳 百 六 拾 六 丈 村 西ニ アリ 嶺 上ヨリ 二 分 二 分、東ハ 本 村ニ 属 シ、西ハ 守 江 村ニ

幅員 東西凡貳里南北老里余面積

沿革 抜間村二出ス

里程 大分県庁至樺太分郡大分町南田中央ニアリヨリ北方拾老里貳拾三町五拾

間五尺九寸樺柱木村下原貳拾貳畝地並經警廳署宅後田西方拾畝間老尺九寸八分

ノ所ニアリ、西方大内村へ老里拾五町貳拾五間三尺、東方奈多村へ

老里九町五拾七間大添村へ老里八町三拾貳間三尺、北方横城村

へ老里老町拾八間四尺

地勢 東南海ニ瀕シ北ハ見立大平ノ両山ヲ負ヒ運輸便ナラス耕農乏シ

地味 其色黒其實質惡稲稔ニ宜シ黍黍ニ適セス早ニ苦ム

地味 田百五拾老町四反八畝廿七步、畑七拾畝町九畝步、宅地拾五町八反五畝九步

内社地老反拾八步寺院地九畝九步、山林五拾六町四反七畝六步、原野八町貳反

四畝步、芝地四拾畝町五反五畝拾老步、秣場拾老町九反九畝步、物干場三町

七反八畝步、沓洲貳町六反五畝廿四步、總計三百六拾五町老反貳畝拾七步

無稅地 荒地拾老町八反五畝三歩、埋葬地貳町三反七畝九步、溜池老反畝廿四步、

總計拾四町三反四畝六歩

官有地 社地老町六反拾六歩、林五拾七町八反五畝步、溜池七町五畝拾五歩、總計六

拾六町五反壹畝老步

貢租 地租金七百五拾五圓四拾畝七厘、家賃税金拾五圓五拾七錢貳厘、酒類税金

拾七圓九拾三錢五厘、銃獵税金陸老円、船税金貳拾四圓七拾錢、牛馬売買

税金九圓、總計金千八百八拾三圓六拾零錢陸厘

戸數 本籍三百八拾九戸、主族拾貳戸、平民三百七拾七戸、社五戸、小社、寺老戸淨

土家老戸、總計三百九拾五戸

人數 男九百五拾貳口、主族貳拾貳口、平民九百三拾口、女九百拾貳口、土族貳拾七口

平民八百八拾五口、總計千八百六拾四口、他出留留男老入、外國留留男老入男

五人

牛馬 牡牛百八拾六頭、牝牛三拾八頭、總計貳百貳拾四頭、牡馬六拾五頭

北馬八頭、總計七拾三頭

日本形船七拾五艘、五百石未満貳百石以上壹艘、貳百石未満五百石以上三艘、

五拾石未満船貳拾貳艘、他船拾九艘

大熊山、高野、貳拾六町、高野、貳拾六町、貳拾六町、貳拾六町、貳拾六町、貳拾六町、

州ヨリ船被ニ乘軌スル者指込シテ方角ノ目表トス、登降或乘ニ乘リ、八村老歩南ノ西

南ヨリ登リ三町貳拾間ニシテ近シ、一ハ村東守江ヨリ登リ四町馬場ニシテ遠シ

園田川三等河ニ屬ス、深老尺五寸淺五寸、成田間與老間三尺、瀨ノ段夕滑ク味淡シ、

瀨ノ本村ノ北界大添村松川池ニ繋シ、村北ヨリ東ノ境南濱海ニ注ク長尺拾三町、江

頭川三等河野筋ス、深三尺淺六寸、安武間流レ緩ク水汚ク味淡シ、瀨ノ大内村字新

野川長谷池ニ繋シ、本村ノ北ヨリ来リ中央ヲ割キ南ニ奔リ宇神池ニ至リ海ニ入ル長

拾貳町貳間、宇江類ニ至ルマテ浦汐遠逝ス、園田橋村東三町貳間、園田川ノ下流

字守江ニアリ本村ヨリ園東郡奈多村ニ通ス、水深老尺五寸、成田橋長尺貳間、成田橋

尺貳寸石製、長久橋架シテ村東町江頭川ノ下流宇江川類ニアリ本村ヨリ奈多村

ニ通ス、湖ノ畔、老尺水、成田橋長拾老間三尺、幅老間三不製

後野池、東西四拾五間、南北三拾七間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、河間、

ノ原池東西町九の南北三拾間四三町三拾六間村西ニアリ、一本松池東西五拾八間余南北拾五間同國武町貳拾七間村西アリ、平川原池東西五拾四間南北壹町五拾六間同國五町四拾間村ノ東北ニアリ横城村種崎ノ余洗ヲ管ル御本村ノ用水トナス、行安池東西老町三拾三間南北老町四拾四間同六町貳拾八間村ノ東南ニアリ得下ノ池二間水田管スルノミ十八家多社ノ御池ト稱ス

道路

大分性道二等道路二區ス、西北大森村界字井川ヨリ東ハ大内村界字梅ヶ坂ニ至ル長四町拾間老間、横城道三等道路三區ス、村ノ東北字野邊ヨリ北ハ横城村界字平川原ニ至ル長貳拾町貳尺、奈多道三等道路二區ス、村東奈多村界字飯田ヨリ西南大内村界字崎ニ至ル長貳里老町貳尺、守江港三等港三區ス、東西九拾町南北貳尺拾四町追瀬ノ時深取丈ヨリ九尺ニ至ル、西南二向ヲ出洲アリ津浦ヲ横ス、村ノ東南ニアリ北風ニ直カラス、此池々名アレトモ其東港ニ非ス、風浪ヲ避ケ或ハ便風ヲ横シ性々投擲スルノミ

出崎

住吉崎白沙一帯御松城シ村ノ西南ニ出スル、凡尺町住吉北風城スルヲ以テ上條地名トス、御野崎崎石崎磯村ノ東南ニ出スルコト凡五町

社

山神社村社、社地東西七間三尺南北貳拾七間面積七畝八歩、村東字神ニアリ大山大神・大森神・御神神、若殿神ヲ祭ル祭日六月廿八日、住吉神社村社、社地東西三拾間南北壹町拾三間面積八反四畝貳拾壹步、村東字神邊ニアリ住吉神並ニ神功坐所ヲ祭ル元禄元年正月創立祭日十月十三日、八幡神社村、東西四拾七間南北貳拾八間面積貳反六畝八歩、村ノ中央字天村ニアリ応神天皇ヲ祭ル慶長中勧誘祭日六月十五日、八幡神社村社、社地東西拾五間南北貳拾壹間面積壹反六畝廿八歩村ノ西南字王子ニアリ、応神天皇ヲ祭ル祭日六月十五日、以上四社明治五年村社ニ列ス

学校

公立小学校貳ヶ所一ハ村ノ東南字守江ニアリ生徒男貳拾六人女拾老人一ハ村東字前ニアリ生徒男拾二人女七人

古跡

御野崎古戰場明治三年五月安藝縣主原田親宗官兵長千余人ヲ率ヒ遠國ニ去ルノ原城野内ヲ襲ヒ敗レテ還ル、木村城主木村長久兵ヲ御野崎ニ伏シ親宗ヲ要撃之レヲ

新ル其塚今猶存ス

物産 煎鹽實中千三百七拾五斤、煎海風實中五百斤、荳干生磨實中三千八拾東大板二輪送ス

民業 男傭ヲ業トスル者三百五拾九戸、女傭ヲ業トスル者七戸、魚網ヲ業トスル者四拾三戸

○大内村

本村古ヨリ安岐郷二區ス、古時藤野川・大内山・草場・權原・皆尾ノ五村タリ明治八年三月併セテ本村ノ稱ニ稱ス

區域

東ハ小徑ヲ以テ守江村ニ界シ、西ハ耕地山林ヲ以テ鴨川村及速見郡鴨川村ニ界シ、南ハ海及鷹山川ヲ境トシ同郡杵築村ニ對シ西南ハ鷹山川ヲ以テ同郡宮司村ニ隣ス、北ハ高良平ノ原野ヲ以テ本郡山口村ニ尾迫ノ原野ヲ以テ大添村ニ界ス

幅員

東西老里余南北三拾三町面積

沿革

狭間村ニ出ス

里程

大分県庁元龜文大分町面積中中央ニアリヨリ北方拾里八町貳拾五間貳尺九寸標住本村字立岩四百五拾貳步地標本字ノ宮尾宅後面野之間ノ地ニアリ、東方守江村ハ老里拾五町貳拾五間三尺、西方鴨川村ハ三拾壹町四拾貳間五尺宮司村ハ貳拾壹町五拾八間五尺老寸、南方杵築村ハ拾四町拾七間四尺北方山口村ハ老里貳拾九町五拾七間大添村ハ老里拾七町七間老尺貳寸

地勢

東守江村ニ接シ西南鷹山川ニ沿ヒ海ニ瀕シ北原野ニ連リ運輸便ナラス窮乏シ

地味

守江村ニ同シ

税地

田壹畝拾三町八反三畝拾四歩、畑五拾六町貳尺五畝六歩、宅地拾三町大分性五反七畝拾貳步内社地宅反四畝拾九歩、寺院地四畝拾四歩、塩田貳拾町也

反八畝八歩、製塩場八反三畝拾五歩、山林七拾町三七七畝貳拾四歩、原野四拾貳町貳反壹畝貳拾八歩、秣場三町九反六畝歩、總計三百三拾壹町貳反貳畝拾七歩

無稅地

荒地四町貳反七畝壹歩、潮溜九反五畝貳拾八歩、溜池壹畝貳拾貳歩、埋葬地貳町貳反六畝拾壹歩、總計七町貳反壹畝拾貳歩

官有地

社地壹反九畝四歩、溜池三町五反八畝壹歩、總計三町七反七畝五歩
塩浜長有三畝ス、東西六町拾五間南北三町四間村南ニアリ、竊米六半伴薪薪々費

新開地

ヲ以テ新開シ堤岸四方ヲ圍ミ、反別貳拾八町五反六畝拾五歩内貳拾町壹反八畝八歩ヲ
畑田トシ、食塩毎年凡四千石余ヲ製シ之ヲ輸出ス、人民大ニ其利ヲ享ク

公租

地租壹千七百拾八円四錢八厘、家禄税金貳拾壹拾四錢八厘、酒類税金五拾九円四錢三厘、銃獵税金三円、船税金三円、牛馬売買税金貳円、總計金八百六円五拾九錢九厘

戸數

本籍三百四戸土族拾六戸平民貳百八拾八戸、寺惣戸真言宗壹戸、總計三百五戸

人數

男七百貳拾三口上族四拾口平民六百八拾三口、女七百三拾九口上族三拾六口平民七百三口、總計千四百六拾貳口外男婦寄寓男貳人

牛馬

牡牛百五拾五頭牝牛五拾五頭總計貳百拾頭、牡馬八拾八頭牝馬拾三頭、總計百壹頭

舟

日本形船拾三艘貳百石兼備五拾石以主兼備五拾石兼備船隻貳艘

川

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

池沼

尺五寸広五間長卷町拾八間壹尺貳寸広壹間石製
尾伏池東西老町西拾四間南北四拾六間西四町五拾壹間村ノ東北ニアリ、長谷池東西老町南北三拾四間東西三町八間村ノ東北ニアリ、長迫池東西老町拾五間南北三拾六間東西三町四拾貳間村ノ東北ニアリ、平原池東西老町三拾四間南北貳拾四間東西三町五拾六間村ノ東北ニアリ、古畑池東西拾五間南北九間東西四拾八間余村ノ東北ニアリ、大人跡池東西拾七間南北拾八間東西老町拾間村ノ東北ニアリ、琵琶田池東西老町貳間南北三拾三間東西三町貳拾壹間村東ニアリ、神田池東西貳拾八間南北拾七間東西三町拾五間村東ニアリ、黒ノ田池東西三拾五間南北拾七間東西貳町三拾間村北ニアリ、南黒ノ田池東西三拾九間南北五拾五間東西三町七間村北ニアリ、黒岩岩池東西三拾五間南北四拾四間東西貳町三拾八間村ノ西北ニアリ、芝ノ中池東西拾五間南北拾七間東西老町四間村ノ西北ニアリ、黒山石谷池東西貳拾六間南北老町拾七間東西三町貳拾六間村ノ北方ニアリ、戸功石尻池東西貳拾五間南北老町貳拾三間東西三町三拾七間、村南ニアリ、戸功石池東西老町拾壹間南北三拾二間東西三町貳拾八間村ノ西北ニアリ、密本村ノ用水トス

堤塘

塩浜堤村南末代橋ヨリ東北ニ隔リ風船ヲ圍面ス、長拾九町三拾六間九尺狹五尺

寺

光明寺淨土宗、東西長七間南北拾四間面積九坪九歩見部南伴村長田寺末村ノ西南半派ニアリ古へ小堂アリ元禄九年十二月僧信心再興ス、天龍院真言宗、東西六間余南北貳拾四間面積四畝貳拾三歩見部南伴村壽生院末村北字藤原ニアリ

道路

大分往還ニ等邊路ス、村ノ東北守江村界字海分級ヨリ、南へ進見部并築村界字北街ニ至ル長卷里拾三町老間堀老間三尺淺數間、兩子往還ニ等邊路ニ屬ス、村西邊見部鴨川村界字五田ヨリ北ハ山口村界字馬場ニ至ル長尺拾貳町四拾九間堀老間三尺馬場堀間三尺松樹ノ並木アリ路薄ク味、掘示場木村南口ヨリ老町字立岩ニアリ

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

水路

鷹山川ニ等河二屬ス、徑五尺淺窄尺五寸広宅町拾九間架園長拾九町拾圓三尺淺レ様々水清ク味淡シ、村西宇鹿山ニ至ルマテ湖沙追退ス、溝溜ニハ字季石石ニ至ルマテ湖舟ヲ通ス可シ、湖ヲ進見部大片字村字湖池ニ發シ南流同部湖并村字乙五ニ至リ給部川ヲ香ミ湖井川トナリ東流、鴨川村宇山道ニ至リ鴨川ヲ湖山川トナリ本村ノ界界ヨリ來リ村ノ南界ト官司科漆二村ノ間ヲ湖シ東流梅ニ入ル、永代橋大分往還ニ湖ス架シテ村南老町鷹山川ト流字坂場ニアリ湖シ湖二八五尺淺窄二八寸

學校 公立小学校貳ヶ所一ハ村兩字並ニアリ生徒男大拾老人女貳拾六人、一ハ村北字福吉ニアリ生徒男三拾三人女六人

物産 食塩實中四千石、荳正席實中三千百食塩ハ長四日向等ニ輸出ス、荳正席ハ大阪ニ輸出ス

民業 男農ヲ業トスル者三百拾貳戸

○鴨川村

本村安岐郷ニ屬ス、古時連見郡鴨川村ト一村タリ明治五年割テ本部ニ屬ス

疆域 東ハ耕地山林ヲ以テ大内村ニ界シ、西南ハ鴨川ヲ境トシ連見郡鴨川村ニ接シ、北ハ高平山嶺ヲ以テ岩屋村ニ界ス

幅員 東西三拾町南北拾貳町拾間面積

沿革 狹間村ニ出ス

里程 大分県庁元樺大分郡大町嶺田橋中央ニアリヨリ北方拾壹里四町五拾五間郡社村字原三拾壹番地小津治平居宅前通南方六間ノ地ニアリ、南方鴨川村

ハ拾町拾五間北方岩屋村ハ三拾町

地勢 東北ニ黒岩嶺ヲ負ヒ西南ニ鴨川ノ流ヲ帯ヒ運輸便ナラス崩炭乏シ

地味 土地粘硬其色赤ク其實惡ク禾穀粟蔬適セス少ク荳芋植ス

稅地 田拾壹町七反歩、畑壹町九反三畝拾五歩、宅地九反八畝九歩、山林拾町三反八畝貳拾壹歩、藪田反九畝貳拾七歩、芝地四反五畝拾五歩、總計陸拾六町九反五畝貳拾七歩

無稅地 溜池九畝拾貳歩、埋葬地貳反三畝貳拾七歩、總計三反三畝九歩

官有地 社地七畝、山林貳反八畝八歩、總計三反五畝八歩

實租 地租金八拾八圓六拾貳錢七厘

戸數 本籍貳拾三戸平民、社老戸小社、總計貳拾四戸

人馬 男四拾六口平民、女五拾貳口平民、總計九拾八口
牛馬 牝牛九頭牝牛七頭總計拾六頭、牡馬三頭

鴨川 鴨川三等河二屬ス、源流長淺老代九間長三間長拾五町流レ續ク水清ク味淡シ、源ヲ連見郡川平村字尾池ニ發シ、曲折シテ則村ト岩尾村ノ間ヲ經テ村北ヨリ流リ西界ヲ限リ南流シ、村南半道月ニ至リ連見郡鴨川村ニ入り南流シテ浦井川ニ合シ源山川トナル、大鴨橋村西町嶺シテ鴨川ノ上流字下原ニアリ長拾間幅九尺、水深老尺幅九尺連見郡鴨川村ニ通ス被上橋

道路

俣水道三等道路ニ屬ス、村東大内界字岩尾ヨリ西出總村界字高平ニ至ル、長拾五町六間幅貳間、鴨川道村ノ中央字原ヨリ西南連見郡鴨川村界字大橋ニ至ル、長壹町三尺

社

八幡社社址、社地廣西谷間余所北貳拾間面積七畝歩村南字原月ニアリ応神天無ヲ奉ル、明治六年村社ニ列ス祭日十二月廿四日

物産

荳正席實中百四拾束、榎實實中百五拾四斤大阪長四等ハ輸ス

民業

男農ヲ業トスル者貳拾三戸

○岩屋村

本村安岐郷ニ屬ス、古時連見郡川平村ト一村タリ明治五年割テ岩屋村トシ本部ニ屬ス

疆域 東ハ高平山ヲ以テ山口村ニ界シ、西ハ岩屋川ヲ界トシ連見郡川平村ニ隣シ、南ハ高平山麓ヲ以テ鴨川村ニ界シ、北ハ岩屋山嶺ヲ以テ山口矢川俣水山ノ浦四村ニ接ス

幅員 東西拾三町貳拾間南北拾五町貳拾間面積

沿革 狹間村ニ出ス

里程 大分県庁元樺大分郡大町嶺田橋中央ニアリヨリ北方拾貳里拾町連見本村

宇岩谷四百七拾八畝地、一宮ニ葦持田野方老問ノ地ニアリ、東方山浦村へ老里五町四拾九間三尺、西方川平村へ貳町、南方俣水村へ老里貳町拾四間貳尺矢川村へ貳拾七町貳拾四間

地勢 東南ハ高平山ヲ負ヒ、北ハ岩屋山ニ依リ、西ハ岩屋川ヲ帯ヒ山

地味 其色白ク其實態ク多ハ深渾冷水稲支熟セス収利甚タ薄シ

税地 田拾五町七畝拾貳歩、畑八町三反五畝歩、宅地老町四反八畝貳拾貳歩、山林拾四町五反四畝六歩、藪三町老反九畝貳拾四歩、秣場三拾貳町九反六畝歩、芝地老町五反三畝貳拾四歩、總計七拾七町老反五畝三歩

無税地 埋葬地貳反拾貳歩

官有地 社老反九畝貳拾六歩、溜池老町四反三畝歩、山林三町貳反歩、總計四町八反貳畝貳拾六歩

賈租 地租金百八拾貳円四拾四錢

戸數 本籍三拾五戸平民、社老戸小社、總計三拾六戸

人數 男八拾九口平民、女七拾五口平民、總計百六拾六口他出番男老口

牛馬 牡牛三頭牝牛三拾頭總計三拾三頭

山 岩谷山高七拾六丈周圍詳カナラス嶺上ヨリ三分シ、東ハ山口村ニ懸シ北ハ山浦村ニ懸ス、山林四ハ彼多方嶺ニ連ル樹木生セス唯老ヤアリ北面樹木稠密野庭老桑、村西宇岩谷ヨリ登ル高松町吹峠此山ニ一風岩嶺ト云

川 岩谷川三等河ニ屬ス、濶貳尺深老尺広三間發成間長三拾町老レ緩ク水清ク味淡シ、源ヲ連見郡川平村宇岩池池ニ發シ、本村ノ西北ヨリ來リ村南川平村界ノ間ヲ經テ村南ニ垂リ連見郡鴨川ニ入ル

池沼 高平下池東西三拾五間南北老町八間周圍四町村ノ東南ニアリ、鴨川村兼ニ連見郡鴨川村ノ用水トナス、高平上池東西三拾間南北五拾間周圍老町貳拾間村南ニアリ、岩屋池東西三拾間南北五拾間周圍老町村北ニアリ、皆村ノ用水トナス

道路 兩子往還三等道路ニ屬ス、村東山口村界ヨリ北ハ山浦村界字樓上ニ至ル、長拾老町堀老町三反尺堀ノ並木アリ、俣水道三等道路ニ屬ス、村東鴨川村界字樓ヨリ北ハ俣水村界字樓水ニ至リ、長老里八町広老間三尺字樓ニ越ヨリ北ニ折レ矢川道一ノ小路アリ

社 東山八幡社村社、社地東西貳拾貳間南北貳拾七間余面積老反九畝貳拾七歩、村ノ中央宇岩谷ニアリ昔山別尊、天照大神、大山祇神ヲ祭ル明治五年村社ニ列ス祭日十二月廿三日

物産 苧笠唐實番百八東大板ニ輸ス

民業 男農ヲ業トスル者三拾五戸

III 寺社関係資料

一 東国東郡寺院明細帳（明治二十三年）

○大分県公文書館蔵

安岐町の地域信仰に関する資料として、ここには明治期の行政資料である寺院明細帳と神社明細帳を翻刻収載した。なお、収載対象地は安岐町とともに「国東郡村誌」（本書Ⅱ）で古くは安岐郡域とされた地域もこれに含めた。

明治期の大分県における寺院・神社明細帳の編纂は、明治四年（神社のみ）、五年（寺院のみ）、一五年、二三年、四四年に実施されている。東国東郡については、現在明治二三年以降のものが大分県公文書館に所蔵されており、今回は明治二三年編纂の明細帳を翻刻した。ここからは、神社における合祀の様子をはじめ、明治時代の神社の状況や当時認識されていた神社の由緒も知ることができる。

このうち、神社明細帳については注目すべき点が二つほどある。

一点目は、独立した神社として記載されているもの、明治一八年に他社に合祀した旨が記された社がみられる点である。これは明治一五年の明細帳編纂後に実施された「社寺検査」の結果に拠るもので、ここからは明治二三年作成の明細帳が、基本的に一五年作成の明細帳を踏襲してまず製作されたことが窺える。

次に二点目としては、明細帳に掲載された神社の数が非常に多い点である。大字（近世村）単位の鎮守とともに、より小さな単位の鎮守まで記されており、これは従前の調査対象地となった西国東郡域と異なる。

なお、翻刻にあたっては、書式は原本の体裁を尊重したが、紙幅の都合から本尊あるいは祭神・建物の規模については一行にまとめ、神社の所有地・大分県庁までの距離に関する項目は省略した。

大分県管下豊後国東国東郡糸水村字杉山

両子寺末

天台宗

瑠璃光寺

本尊

薬師如来

由緒

此寺タルヤ養老二戊午年仁聞大士創建開基タリ、中古堂

堂字

字類傾、宝永五戊子年住職寛度再興シ其講堂明治五年正月七日焼失ス

境内

堅九間三尺 横三間三尺

檀徒

貳百三拾坪 民有地一種 六拾人

大分県管下豊後国東国東郡糸水村字柚ノ木

宝陀寺末

臨濟東福寺派

桂徳寺

本尊

観音大士

由緒

此寺タルヤ応永十六己丑年開山文溪創立シ、文化十四丁

堂字

丑年住職実田再興ス

境内

堅拾間三尺 横五間 民有地一種

境内仏堂

二字

観音堂

本尊 観音

由緒 不詳
堂宇 竪貳間 横貳間

地藏堂

本尊 地藏石仏

由緒 不詳

堂宇 竪老間三尺 横老間三尺

一 壇 徒 貳拾三人

大分県管下豊後国東国東郡糸水村字小久保

本願寺直末

真宗本願寺派

光蓮寺

一 本尊 阿弥陀仏

一 由緒 開基蓮城ナルモノ本願寺八世蓮如上人ノ末弟ニシテ、寺

号ヲ光蓮寺ト号法名ヲ蓮城ト賜フ、且本山ノ山号ヲ龍谷

山ト称ス故ニ龍ノ一字ヲ賦テ以テ該寺ノ山号ヲ龍光山ト

ス、之ニ依テ蓮如上人ノ自筆六字ノ尊号今ニ存在ス

一 堂宇 竪七間 横七間

一 鐘堂 竪老間三尺 横老間三尺

一 庫裏 竪六間 横四間三尺

一 境内 三百七坪 民有地一種

一 壇 徒 三百二十九人

大分県管下豊後国東国東郡富清村字西迎寺

宝陀寺末

臨濟宗東福寺派

西迎寺

一 本尊 弥陀仏

一 由緒 抑養老年度天台宗仁開大士両子山ヲ開キ漸次国東郡六郷

ノ寺院開キタリ、此寺タルヤ仁開大士ノ開基ナルニ中古

其法跡哀絶シ天正二戌年禪僧器溪再興シテ、禪宗宝陀寺

末トナリ爾後住職不詳、当度僧尼足利順香寓居シ糸水村

桂徳寺住職足利祖綱兼務タリ

一 本堂 竪六間 横三間

一 境内 百拾貳坪 民有地一種

一 壇 徒 拾老人

大分県管下豊後国東国東郡富清村字花テ

宝陀寺末

臨濟宗東福寺派

西福寺

一 本尊 弥陀仏

一 由緒 夫此寺タルヤ開山巴山禪師ノ道場ナリ、西国東郡菅掛村

宝陀寺開山悟庵禪師之嗣法ニ而応永十九年辰正月創建、

宝陀寺末トナリ爾後星霜ヲ経ル四百六拾余年也

一 堂宇 竪九間 横四間

一 門 竪貳間 横貳間

一 境内 三百六拾七坪 民有地一種

一 境内仏堂 一字

地藏堂

本尊 地藏菩薩

由緒 中古当村友成利平祖先某回國シテ筑前ノ国ニ至

リ、路傍ニ石仏地藏安置アルヲ背負掃リ境内ニ

堂宇ヲ建設安置シタリト古老ノ口碑ニ伝

壇 徒 百九拾貳人
堂 宇 竪一間二尺七寸 横一間二尺七寸

大分県管下豊後国東国東郡富清村字六井

明連寺末

西念寺

真宗派本願寺派

本 尊 阿弥陀仏

一 由 緒 仰此寺タルヤ当地散在ノ信徒下毛郡中津町真宗明連寺ニ

隨掃スルニ、避違ノ地ニシテ教導解怠ナルヲ以同寺次男

僧淨念元和九年当地ニ派遣シ此寺ヲ創建、西京府下該宗

西派本願寺ニ清願本尊安置ス、爾後明治十三年迄星霜二

百六十七年連綿世襲十一世タリ

一 本 堂 竪六間 横七間

一 山 門 竪貳間一尺八寸 横貳間一尺八寸

一 鐘 堂 竪老間一尺八寸 横老間一尺八寸

一 庫 裏 竪五間 横八間

一 境 内 四百四拾五坪 民有地一種

一 境内仏堂 一字

弘法堂

本 尊 弘法大師

由 緒 字カツルニ安置アルヲ明治九年七月七日境内ニ

移転ス

堂 宇 竪貳間 横老間五尺

一 壇 徒 八百六拾九人

大分県管下豊後国東国東郡岡子村字両子山

本 寺

両子寺

天台宗

一 本 尊 不動明王

一 由 緒 人王四拾代元正天皇養老二年ノ秋開山仁閑和尚親ヲ不動

明王ノ尊像ヲ彫刻シ以當寺ニ安置シ、鎮護国家万民安穩

ヲ禱リシヨリ今ニ至リ、長日護摩供修行スル事怠慢ナシ

一 堂 宇 竪五間 横十一間

一 境 内 五千貳百七拾坪 官有地一種

一 境内仏堂 五字 三千九百三十五坪 民有地一種

岩屋本堂

本 尊 岡子大菩薩

由 緒 養老二年ノ春開山仁閑当寺草創ノ志願ヲ起シ先

ツ山上ノ巖石ニ坐シ一夏九旬誦々精修志願成就

ヲ禱リケルニ、或時威徳熾盛ノ天童來現シテ山

岳ヲ揺動シ天地ヲ踴眞シ種々恐怖ノ事ヲ為シ、

又或時端正有相ノ天女來現シテ嬉戲快樂姿態種

々仁聞精修ヲ擾ス、然ルニ仁閑益精心ヲ勵シ頻

ニ観音ヲ念シケルニ一時観音示現告ケ曰ク、彼

ノ天童天女ハ欲界ノ諸天汝ヲ試ルノミ汝子精心

勇猛ナルトキハ、今ヨリ汝ヲ守護シ利益ヲ為ス

事究リ無ラント云々、其後彼天童天女來現シ

テ護祐ヲ加ヘケレハ、乃仁聞岩畔ニ一字ヲ創テ
主坐ニ親音ヲ安シ左右ニ彼ノ天童天女ヲ祭リ兩
子大菩薩ト崇メ、又此菩薩擁護ニ困リ寺門ノ榮
昌ヲ欲シ寺ヲ兩子ト名ケタリ、後世兩子トハ彼
男天女天ヲ崇メタルナレハ、男女ノ二子ヲ授ケ
子孫繁昌ヲ守リ玉フノ義ナリトシ、世人出生長
寿ヲ禱ルニ其応驗結尤著シト云フ

堂 宇

長六間老尺 横貳間五尺

一 境内支坊

一 宇

堂 宇 長二間 横二間

本 尊 文殊菩薩 十六善神

由 緒 文殊菩薩十六善神俱ニ大般若經隨喜衆ナルニ因
リテ、此ヲ以本尊ト爲シ大般若經ヲ納シ觀キ時
ニ此ヲ転読シテ祈禱ヲ爲スモノナリ

講堂

由 緒

開山仁聞親ヲ渠師仏ヲ彫刻シ以テ本尊トシ一
月一日第八日ニ至リ、渠師仏ノ大像ヲ修行シ國
家ノ幸福ヲ禱リテヨリ修正会ト名ケ、例テ永年
式ト爲シ今ニ至リテ怠ルコトナシ

一 壇 徒

千五百五十七人

堂 宇 長四間 横九間
門 長四尺 横一間一尺

堂 宇

長五間 横五間

大分県管下豊後国東郡兩子村字中屋敷

開山堂

本 尊 仁聞和尚

由 緒 後世息報ノ爲メ一字ヲ創テ之ヲ安置ス年月不詳

堂 宇 長一間 横二間

真言宗

一 本 尊 不動明王

一 由 緒 不詳

弁天堂

本 尊 弁才天

由 緒 弁才天女ハ金光明経ノ説ニ依ルニ福德自在仏法
守護ノ天神ナルヲ以此ニ安置シテ寺門ノ榮昌ヲ
禱ルナリ、創立ノ年月不詳

一 境 内

百五十貳坪 民有地第一種

堂 宇

長貳間 横壹間三尺五寸

大分県管下豊後国東郡兩子村字園田

三宝院末

十六善神堂

真言宗

円寿院

- 本尊 愛宕地藏
- 由緒 不詳
- 堂宇 長二間 横二間
- 庫裡 長二間卷尺 横五間卷尺
- 境内 百三拾五坪 民有地第一種

大分県管下豊後国東郡朝来村字小屋元

三宝院末

宝寿院

- 真言宗
- 本尊 將軍地藏
- 由緒 不詳
- 堂宇 長三間 横二間半
- 境内 貳百五拾八坪 民有地第一種
- 信徒 五人

大分県管下豊後国東郡朝来村字台ノ内

妙心寺末

西白寺

- 禅宗臨济宗妙心寺派
- 本尊 聖觀世音菩薩
- 由緒 不詳
- 堂宇 長八間三尺 横五間三尺
- 境内 六百四拾三坪 民有地第一種
- 境内仏堂 老宇

釈迦堂

本尊 釈迦如来

- 由緒 不詳
- 堂宇 長貳間 横貳間
- 壇徒 千百八拾老入

大分県管下豊後国東郡朝来村字鳥越

泉福寺末

護聖寺

- 禅宗曹洞宗
- 本尊 觀世音菩薩
- 由緒 不詳
- 堂宇 長六間三尺 横五間
- 禅堂 竪三間 横三間
- 境内 四百六拾九坪 民有地四種
- 壇徒 四百九拾七人

大分県管下豊後国東郡矢川村字高地

万樹寺末

玉林寺

- 臨济宗妙心寺派
- 本尊 地藏大菩薩
- 由緒 不詳
- 堂宇 長六間三尺 横三間三尺
- 境内 百三拾六坪 民有地一種
- 境内仏堂 老宇

觀音堂

本尊 觀世音菩薩

由緒 不詳

— 壇 徒 仏堂宇 長老間三尺 横老間三尺
百五人

大分県管下豊後国東国東郡掛種村字北西

— 三宝院末

— 真言宗

— 本尊 薬師如来 不動明王

— 由緒 不詳

— 本堂 長三間 横三間

— 庫裡 長六間 横三間

— 境内 八拾九坪 民有地一種

— 信徒 五百三十拾人

大分県管下豊後国東国東郡掛種村字上油留木

— 泉福寺末

— 泉正寺

— 曹洞宗 観世音菩薩

— 本尊 不詳

— 本堂 長四間二尺 横五間三尺

— 庫裏 長二間 横二間三尺

— 境内 二百八拾五坪 官有地一種

— 壇 徒 百五十五人

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字一之瀬立中

— 三宝院末

— 真言宗 西宝院

— 本尊 不動明王

— 由緒 永正元年申子正月三日開基、修験宗派ナルヲ明治七年二

月廿一日真言佛入トナル

— 堂 宇 竪四間 横六間

— 境内 百二拾二坪 民有地第一種

— 信徒 三人

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字

— 三宝院末

— 真言宗

— 本尊 不動明王

— 由緒 慶長十乙巳正月十日開基、修験宗派ナルヲ明治七年二月

廿一日真言宗佛入トナル

— 堂 宇 竪六間二尺 横三間三尺

— 護摩堂 竪二間三尺 横二間

— 境内 貳百七坪 民有地第一種

— 信徒 三人

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字

— 三宝院末

— 真言宗

— 本尊 愛宕地藏

— 由緒 天正三乙亥十月十日開基、修験宗派ナルヲ明治七年二月

廿一日真言宗佛入トナル

— 常寛院

— 福寿院

- 一 堂宇 竪六間五尺 横四間二尺
- 一 護摩堂 竪二間三尺 横二間
- 一 境内 三百四拾六坪 民有地第一種
- 一 信徒 三人

大分県管下豊後国東郡瀬戸田村宇山香屋敷

知恩院末

淨園寺

浄土宗

一 本尊 阿弥陀如来 観世音菩薩 勢至菩薩

一 由緒 当郷官代職馬場村住片山越後守一千ノ開起ニテ天正十五年一字建立シタリト云

一 本堂 長九間 横七間

一 庫裏 長十二間 横六間

一 境内 千百拾四坪 内三百九拾九坪 官有地四種

一 境内 七百拾五坪 民有地一種

一 境内仏堂 老宇

一 境内仏堂 鎮守堂

一 本尊 大日如来

一 由緒 不詳

一 堂宇 長二間四尺 横老間五尺

一 壇徒 貳千貳百三拾五人

大分県管下豊後国東郡瀬戸田村宇レイカン

泉福寺末

禅宗曹洞派

実際寺

一 本尊 釈迦如来

一 由緒 弘仁年中ニ弘法大師草創シ、延慶二己酉年四月ニ至リ勅賜仏照禪師来臨シテ再建スト云、此時隆濟宗ナリ開基ノ

一 一 鑑ハ大友七代孫太郎藏人前式部大輔源ノ氏泰公ナリ、大

一 友兵乱ノ勅御靈燒失シ寛永年中ニ至リ伝尊和尚再建ス

一 本堂 長七間 横五間

一 庫裏 長八間三尺 横四間三尺

一 境内 千八拾六坪 官有地四種

一 境内仏堂 老宇

一 観音堂

一 本尊 観音菩薩

一 由緒 不詳

一 堂宇 長二間四尺 横二間三尺

一 壇徒 四百八人

一 大分県管下豊後国東郡馬場村宇ウジナ

一 臨濟宗妙心寺派 妙心寺末

一 本尊 十一面観世音菩薩 大儀寺

一 由緒 不詳

一 本堂 長八間 横五間三尺

一 庫裏 長九間 横五間

一 門 長三間五尺 横老間三尺

一 鐘堂 長老間二尺 横老間二尺

一 境内 六百六拾四坪 官有地四種

壇 徒 六百三拾七人

大分県管下豊後国東国東郡馬場村字広松

本願寺末

真宗西派本願寺派

最広寺

本 尊 阿弥陀如来

由 緒 不詳

本 堂 竪六間 横六間

庫 裡 竪四間 横七間

境 内 三百二十六坪 民有地第一種

壇 徒 三百四十七人

大分県管下豊後国東国東郡下原村字門田

妙心寺末

臨濟宗妙心寺派

普門寺

本 尊 観音

由 緒 不詳

本 堂 長六間三尺 横五間

庫 裏 長八間 横五間

境 内 貳百八拾七坪 官有地四種

境 内 仏堂 一字

地藏堂

本 尊 地藏

由 緒 不詳

堂 宇 長一間二尺 横一間二尺

壇 徒 六拾人

大分県管下豊後国東国東郡下原村字松尾

西京西本願寺末

真宗西本願寺

光妙寺

本 尊 阿弥陀如来

由 緒 不詳

本 堂 長七間三尺 横九間三尺

庫 裏 長九間三尺 横四間三尺

境 内 七百六坪 民有地第一種

壇 徒 百九十人

大分県管下豊後国東国東郡塩屋村字白石上

三宝院末

真言宗古義派

真乘院

本 尊 不動愛染明王

由 緒 正徳五年創立以來無担ニテ住職ノ者代々之ヲ保護ス、明治八年七月三日間選俗ノ情願許可セラレタシトキ、元來

所有地内ノ安置故元住職鈴木清順平民ニテ之ヲ保護ス

堂 宇 長六間 横五間

境 内 三百六坪 民有地第一種

大分県管下豊後国東国東郡塩屋村字リヨウ

妙心寺末

臨濟宗妙心寺派

心月寺

一 本尊 西方無量壽如来

一 由緒 創立年月日不詳

一 本堂 長拾間三尺 横五間

一 境内 二百九拾貳坪 官有地四種

一 境内仏堂 一字

觀音堂

本尊 如意輪觀世音

堂 長二間 横老間三尺

一 壇徒 百二十人

大分県管下豊後国東国東郡下山口村字大間

知恩院末

淨泉寺

一 本尊 阿弥陀如来

一 由緒 従来本郡瀬戸田村淨國寺末ノ処、明治十七年一月知恩院直末トス

一 本堂 長七間半 横六間

一 庫裡 長八間 横五間

一 門 長貳間 横貳間

一 境内坪數 三百四拾四坪 官有地第四種

一 境内仏堂 一字

十王堂

本尊 地藏菩薩

由緒 不詳

堂 長一間三尺 横一間三尺

一 壇徒 四百五拾人

大分県管下豊後国東国東郡下山口村字寺

三宝院末

敬寛院

一 本尊 不動明王

一 由緒 不詳

一 堂宇 長二間三尺 横二間

一 境内 百六拾六坪 民有地一種

一 信徒 二人

大分県管下豊後国東国東郡横城村字堂ノ前

延暦寺末

東光寺

一 本尊 不動明王

一 由緒 養老二戊午年仁開菩薩ノ創建六郷二十八ヶ山ト称スル一ナリ寛文年間中興了俊以後大阿闍梨法印ニ任ス

一 堂宇 一棟 長拾老間 横五間

一 境内 四百坪 民有地第一種

一 境内仏堂 一字

薬師堂

本尊 薬師如来 弥勒菩薩

由緒 養老二戊午年仁開菩薩ノ開基東光寺旧境内宇堂

山鎮座明治九年移転、字同所弥勒菩薩宇畑ノ前

観音堂宇西阿弥陀堂宇堂面毘沙門堂ヲ合併ス

一 壇 徒 堂 字 方二間
百七拾五人

大分県管下豊後国東国東郡奈多村字宗清

妙心寺末

臨濟宗妙心寺派

報恩寺

一 本 尊 觀世音

一 由 緒 不詳

一 本 堂 長七間 横六間

一 庫 裏 長七間 横五間

一 鐘 樓 門 長貳間三尺 横貳間

一 境 内 九百四拾六坪 官有地第四種

一 境 内 仏 堂 一 字

釈迦堂

本 尊 釈迦如来

由 緒 不詳

堂 字 方貳間三尺

一 壇 徒 六百拾五人

大分県管下豊後国東国東郡守江村字浜町

長昌寺末

光明寺

一 本 尊 阿彌陀如来

一 由 緒 開山伝心和尚往生地、元禄九年丙子十二月十四日ノ創立

一 堂 宇 長七間 横 五間三尺

一 境 内 二百七拾九坪 民有地第一種
一 境 内 仏 堂 卷 字

觀音堂

本 尊 觀音仁聞菩薩ノ作

由 緒 村内信仰者ノ創立、年月日不詳

堂 宇 長二間二尺 横 一間五尺

一 壇 徒 六百四人

大分県管下豊後国東国東郡大内村字タカラ迫

寿生院末

天龍院

一 本 尊 不動明王

一 由 緒 不詳

一 堂 字 長三間 横二間

一 庫 裡 長四間三尺 横三間

一 境 内 百四拾三坪 民有地第一種

一 境 内 石 仏 卷 字

本 尊 弘法大師

由 緒 不詳

一 信 徒 八人

二 東国東郡神社明細録（明治二三年） ○大分県公文書館蔵

大分県管下豊後国東国東郡糸永村字小久保

村社

八坂社

由緒 不詳

石祠 七寸四歩 九寸二歩

八幡社

祭神 応神天皇

由緒 不詳

石祠 一尺一寸五歩 二尺七寸

八坂社

祭神 速須佐之男神

由緒 字小久保本宮ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内ニ移

転ス

石祠 一尺二寸九歩 一尺五寸七歩

郷分社

祭神 八衢比古神 八衢比売神

由緒 郷分ノ神ト称シ字牛頭王ケ久保ニ鎮座ノ処ヲ明治

九年七月廿此境内ニ移転ス

石祠 一尺七寸 二尺二寸

龍神社

祭神 大總津見神

由緒 字花棚耕地ノ傍ニ鎮座ノ処明治九年七月廿四此境

内ニ移転ス

石祠 二尺七歩 一尺一寸五歩

一 氏子

戸数 百三拾四戸

大分県管下豊後国東国東郡糸永村字山ノ神

無格社

一 祭神 速須佐之男神 大己貴命 少彦名命

一 由緒 天承二壬子年創立、同年六月十日勧請旧糸永村・旧恒清村ノ産土神タリ、天和二年以来松平図書口地折願所三社ノ内

ニ列シラレ松平貞一郎ニ至明治二年正月廃セラル、宝曆十三年十月恒清村新社ヲ建設タリシニヨリ糸永村一村ノ産土

神トナリ明治五壬申年中村社ニ列セラル、十一年二月一日神

幸再興ノ官許アリ例祭七月廿八日執行セリ

一 神殿 竪四間 横四間

一 押殿 竪四間半三尺 横貳間

一 直会殿 竪六間 横三間

一 境内神社 六社

龍神社

祭神 九頭能神

由緒 小字武蔵越ノ山野ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内

ニ移転ス

石祠 七寸七歩 一尺四寸五歩

住吉社

祭神 上筒男之神

山神社

無格社

山神社

〔明治十八年一月本村字嶺原御祖社（合併）〕

- 一 祭神 大山祇神 谷山祇神 葉山祇神
- 一 由緒 勸請年月不詳、旧杉山村拾三戸産土神ノ処、明治八年此村ヲ糸永村ニ合併、同年十月二月村社八坂大神幸再興ノ官許ヲ得氏子議シテ仮ニ神幸所トナス
- 一 神殿 竪一間二尺 横一間一尺
- 一 境内 百四拾七坪 官有地第一種
- 一 信徒 拾三人

大分県管下豊後国東郡糸永村字峯

無格社

御祖社

- 一 祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊 大山祇神
- 一 由緒 抑古老ノ口碑タルヤ享保五年ノ春字峯山ノ岬ニ毎夜火明リスルヲ西山亦七ナル者怪シミ、村内桂徳寺住職南嶺ニ告テ神名ヲ伺ヒシニ両子大権現ト現レシニ由リ一ノ祠ヲ建立シ峯権現ト齋キ奉リ、西山家ノ守神ト仰キ寛政ノ度ニ至リ、一村準テ信仰例祭執行ス、大山祇神ハ村字峯鎮坐ノ処明治十八年一月合併
- 一 石祠 竪一尺八寸 横一尺五寸
- 一 拝殿 竪三間 横一間三尺
- 一 境内 六拾四坪 民有地一種
- 一 信徒 百二十二人

大分県管下豊後国東郡糸永村字峯

無格社

山神社

- 一 祭神 大山祇神
- 一 由緒 古老ノ口碑ニ往昔清水三郎ト云ヘル者石祠ヲ設山神ヲ祭りシニ其苗裔死絶ヘ祭ル者無キヲ、慶長元年福田文七郎ナル者蕪ヲ伐採拝殿ヲ造営シ福田家四戸ノ守護神ト仰キ其後種田家七戸相加里共ニ祭典執行セリ
- 一 石祠 竪二間三尺 横二間
- 一 拝殿 六坪 民有地一種
- 一 境内 六坪 民有地一種
- 一 信徒 拾老人

- 一 石祠
- 一 境内
- 一 信徒

大分県管下豊後国東郡糸永村字迫

無格社

山神社

- 一 祭神 大山祇神
- 一 由緒 此祠タル明和二年二月古庄和左エ門ト云者字迫ノ山地ヲ堀穿テ二ノ古祠ニ堀当リ其地ニ其俣山神ト改、古庄家ノ守神ト信仰祭典執行ス
- 一 石祠 一尺四寸 一尺五寸
- 一 境内 六坪 民有地一種
- 一 信徒 七人

大分県管下豊後国東郡富清村字宮畑 村社

宮畑社

祭神 大年大神 菅原大神

此社タルヤ菅原大神往昔ヨリ鎮座在シニ、大年神宇本宮ニ鎮座アリテ富清村字富水分七十三戸ノ産土神タリシヲ氏子議定シテ新社造営、元禄十丁丑年二月十九日大年神ヲ相殿シ遷社シ、以ニ柱ノ神ヲ一村ノ産土神ト仰キ宮畑社ト称ス、七月廿日例祭ニテ神幸アリ来リ、明治五壬申中年村社ニ列セラル

神殿 竪貳間三尺 横老間三尺七寸

押殿 竪貳間三尺 横貳間

直会 殿竪四間三尺 横貳間老尺

神庫 竪二間 横老間三尺

教会所 竪六間 横四間二尺

境内 三百三拾六坪 官有地第一種

境内神社 八社

賀来社

祭神 武内大神

由緒 文政年度大分郡賀来村善神王ヲ勧請スト云、然レトモ年月不詳

石祠 八寸 九寸

金刀比羅社

祭神 金刀比羅大神

由緒 天保四知年三月十日大久保山ノ頂ニ勧請鎮座ノ処、明治九年七月三日境内ニ移転ス

石祠 六寸 八寸六歩

山神社

祭神 大山彦神

由緒 鎮座年月不詳、石祠ハ享保二年十一月更設字米丸ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月三日境内ニ移転ス

石祠 一尺四寸 二尺三寸

産霊神社

祭神 天御中主神 高皇産霊神 神皇産霊神

由緒 弘化四未年宇大久保ノ峯ニ勧請鎮座ノ処ヲ明治九年七月三日境内ニ移転ス

石祠 九寸 一尺三寸

黄舟社

祭神 弥都波能売神

由緒 往昔ヨリ字広圍ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月三日境内ニ移転ス

石祠 七寸 八寸八歩

夷社

祭神 八重宮代主神

由緒 故字市場ニ鎮座在シテ明治九年七月三日境内ニ移転ス、口碑ニ伝ルハ性古毎年十二月祭典有リ、市ヲ成セシニ当郡古市村ニ譲リシトカヤ此市ニ来觀

人渡川スル架橋所ヲ市場川ト云ヘリ

石祠

祭神 今日靈社

由緒 宇神ノ木ニ鎮座ノ処、明治九年七月三日境内ニ移

石祠 今日靈社

祭神 今日靈

由緒 宇神ノ木ニ鎮座ノ処、明治九年七月三日境内ニ移

石祠 今日靈

由緒 宇神ノ木ニ鎮座ノ処、明治九年七月三日境内ニ移

転ス

石祠 一尺二寸五歩 二尺

今日靈社

祭神 今日靈

由緒 往昔ヨリ宮畑社境内ニ鎮座、由緒不詳

石祠

氏子 戸數 七拾八戸

大分県管下豊後国東郡富清村字新宮

村社

八坂社

一 祭神 速須佐之男命 大己貴命 小彦名命

一 由緒 此社タルヤ宝曆十三年社地ヲ選定新社造営同年十月廿三日

八坂大神ヲ勧請鎮座之処、富清村字恒清分九拾老戸ノ産土

神ト仰キ例祭祭十一月三十日ヲ以神幸祭典ノ執行、明治五

壬申年村社ニ列セラル

一 神殿 縦二間貳尺 横貳間

一 拜殿 縦二間一尺三寸 横二間三尺七寸

一 直会殿 縦六間 横三間老尺

一 神宝庫 縦二間三尺 横老間三尺

一 境内 八百四拾六坪 官有地第一種

一 境内神社 八社

住吉社

祭神 上筒男之神

由緒 不詳

石祠 七寸五歩 一尺

八幡社

祭神 応神天皇

由緒 不詳

石祠 七寸、九寸

産靈社

祭神 天御中主神

由緒 往昔ヨリ字妙見山ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内

ニ移転ス

石祠 一尺 一尺四寸

年神社

祭神 大年神 御年神 若年神 夏之禊神 秋畧禊神

冬年神

由緒 往昔ヨリ字年ノ神ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月七日

境内ニ移転ス

石祠 一尺六寸 一尺九寸

愛宕社

祭神 火貝土神

由緒 字寺山ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月七日境内

石祠 二尺一寸 一尺六寸

住吉社

祭神 上筒男之神 中筒男之神 下筒男之神

由緒 字住吉ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺二寸五歩 二尺

貴舟社

祭神 弥都波熊禰神

由緒 宇貴舟ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺五步 一尺五寸

八幡社

祭神 応神天皇

由緒 宇高野ニ鎮座ノ処ヲ明治九年七月境内ニ移転ス

石祠 一尺 一尺四寸

氏子 九拾老人

大分県管下豊後国東国東郡富清村字伊勢谷

無格社

伊勢兩大御神社

祭神 天照大御神 豊受大神

由緒 此社タルヤ伊勢參詣為シ得サル者有ルヲ以テ長保三年辛午

年社地ヲ撰ヒ神殿造営シ、同年六月十六日勸請大神宮卜齋

奉リ明治二年官ノ許可ヲ得テ、伊勢阿大御神ト改メ字恒清

分九拾老人ノ守神ト信仰ス

神殿 竪貳貫老尺 横貳間

押殿 竪三間四尺 横老間四尺

境内 百三拾貳坪 官有地第一種

信徒 九拾老人

大分県管下豊後国東国東郡富清村字山王

無格社

御祖社

祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊

由緒 往古天台宗道妙寺ト云守アリ、其ノ境内ニ山王権現鎮座ニ

シテ守護タリシトカ古老ノ口碑ニ伝ヘリ、其山王権現神仏

混淆云々、御布告ニ因リ明治二年管庁ノ指揮アリ、祭神ニ

柱ノ神ト改タリ

神殿 竪四尺 横三尺

押殿 竪貳間 横老間三尺

境内 四百七坪 官有地一種

信徒 貳拾老人

大分県管下豊後国東国東郡富清村字長野

無格社

御祖社

祭神 伊邪那岐尊 伊邪那美尊

由緒 古老ノ口碑ニ金当倉吉ナルモノノ祖先某紀伊国ヨリ移住タ

リシニ、養老元年六月大旱シ井出水モ涸シ困苦ノ際生国紀

州熊野権現ニ誓願スルニ忽チ大降雨アリシニ由リ之ヲ勸請

シ、今殿権現ト齋奉リ、明治二年御祖社ト改ム姓古ハ金当

一統ノ守護タリシニ現今信徒貳拾戸ニテ祭典執行ス

押殿 竪貳間半三尺 横老間半三尺

境内 貳百五拾三坪 官有地一種

信徒 貳拾人

大分県管下豊後国東国東郡富清村字永吉

無格社

伊勢岡大御神社

大分県管下豊後国東郡両子村字徳代

一 天照大御神 豊受大神

無格社

一 由緒 往昔ヨリ財前家ノ鎮守神ニシテ同家所有地字永吉ニ鎮座アリシヲ、文政七申年ヨリ字日平土團貳拾六戸守神ト信仰シ

〔明治十八年一月本村字天徳鎮坐鎮守神社境内へ移座〕 常磐社

共同シテ神殿修繕祭典執行ス

一 神殿 竪五尺 横老間

一 石社 長三尺 横二尺五寸

一 拝殿 竪二間半 横二間

一 拝殿 長貳間 横老間三尺

一 境内 百貳拾七坪 民有地一種

一 境内 六十三坪 官有地第一種

一 信徒 貳拾六人

一 信徒 貳拾人

大分県管下豊後国東郡両子村字天徳

大分県管下豊後国東郡両子村字二郎丸

村社

無格社

歳神社

菅原社

一 祭神 大年大神 伊邪那岐尊

一 祭神 菅原道実公

一 由緒 創立年月不詳、明治五年村社ニ列セラル

一 由緒 不詳

一 神殿 長七間 横三間

一 石祠 一尺四寸 一尺四寸

一 拝殿 長貳間三尺 横貳間半

一 拝殿 長二間 横老間三尺

一 境内 千百一坪 官有地第一種

一 境内 百三拾坪 官有地第一種

一 境内神社 一社

一 信徒 百十二人

住吉社

大分県管下豊後国東郡両子村字神ノ森

一 祭神 底筒男命 中筒男命 上筒男命

無格社

一 由緒 不詳

無格社

一 社殿 長老間三尺 横老間三尺

山神社

一 氏子 百三拾戸

一 祭神 大山祇神

一 由緒 不詳

- 石祠 二尺四寸 二尺七寸
- 境内 四百五拾八坪 官有地第一種
- 信徒 拾五人

大分県管下豊後国東国東郡兩子村字エキ

無格社

山神社

〔明治十八年〕月本村字神ノ森嶺山神社〔合併〕

- 祭神 大山祇神
- 由緒 不詳
- 石祠 長老尺五寸 横老尺老寸
- 境内 百六拾八坪 官有地第一種
- 信徒 拾五人

大分県管下豊後国東国東郡明治村字徳林

村社

山神社

- 祭神 大山祇命 淤藤山見津命 奥山見津命 原山見津命 水象女神
- 由緒 創立年月不詳、往古諸田飛騨守ナル者社地ヲ撰定シ、社殿ヲ設ケ大山祇命・淤藤山見津命・奥山見津命ヲ祭り、山王社ト称シ奉リ村名ヲ諸田ト呼ヒ一村ノ産土神ト仰キ奉リシト古老ノ口碑ニ伝ヘリ、中曾字宮ノ原ニ鎮座アリシ水象女神ヲ相殿ニ遷シ奉リシト云フ、明治五年壬申年村社ニ列シラレ山神社ト称シ奉ル
- 神殿 堅老間 横老間

- 拜殿 竪六間 横貳間
- 境内 六百五拾九坪 官有地第一種
- 境内神社 五社

八坂社

祭神 速素盞鳴尊

石祠

創立年月詳カナラス往古ヨリ字大榎ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転

八坂社

祭神

石祠

速素盞鳴尊

八坂社

祭神

石祠

速素盞鳴尊

今日靈社

祭神

石祠

速素盞鳴尊

今日靈社

祭神

石祠

速素盞鳴尊

今日靈社

祭神

石祠

速素盞鳴尊

由緒 創立年月詳カナラス水ケ尾ニ鎮座アリ明治九年七月境内ニ移転
石祠 六寸 九寸
氏子 五拾八戸

大分県管下豊後国東郡明治村字宮永谷

村社

日吉社

一 祭神 天御中主尊 伊邪那岐尊 伊邪那美尊 忍穗耳尊

一 由緒 國狹穂尊 大山咋尊 大己貴尊

安元二年丙申年六月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧中野村字中畑拾老戸ノ産土神ナリ、明治五壬申年村社ニ列セラレ七拾七戸ノ氏神ト仰キ奉ル

一 神殿 竪四尺 横三尺五寸

一 押殿 竪三間三尺 横貳間

一 境内 三百八拾九坪 官有地第一種

一 氏子 七拾七戸

大分県管下豊後国東郡明治村字中尾

村社

日吉社

一 祭神 大己貴尊

一 由緒 建久元年申子四月ノ創立ニシテ明治村ノ内旧小俣村ノ産土神ナリ、天和二年以来領主松平家ノ祈願所トナル、明治二年正月廃セラレ同五壬申年社格村社ニ列セラル

一 神殿 竪老間三尺 横老間三尺

一 押殿 竪貳間三尺 横貳間三尺

一 境内 貳百九拾三坪 官有地第一種

一 境内神社 三社

天満社

祭神 菅原道実公

由緒 不詳

社 一間五尺二寸 一間四尺

大御神社

祭神 天照大御神

由緒 創立年月詳カナラス明治村ノ内字吉行ニ鎮座アリ

シヲ弘化四年十一月境内ニ移転ス

石祠 一尺二寸五歩 一尺七寸

山神社

祭神 大山祇命

由緒 創立年月詳カナラス明治村ノ内字山ノ神ニ鎮座アリ

リシヲ明治九年八月四日境内ニ移転ス

石祠 一尺四寸 一尺七寸五歩

一 氏子 六拾六戸

大分県管下豊後国東郡明治村字願ヶ平

村社

大御神社

一 祭神 大日靈尊

一 由緒 文政二年己卯四月社地ヲ撰定シ天照大神ヲ勧請シ新石闕ヲ

股ケ明治村ノ内旧中野村ノ守神ト仰キ奉ル

一 拝殿 堅二間三尺 横二間

一 境内 六拾八坪 官有地第一種

一 境内神社 貳社

琴平社

祭神 金山彦神

由緒 文政二己卯年四月勧請

石祠 一尺一寸八歩 一尺五寸四歩

天満社

祭神 菅原道実公

由緒 文政二己卯年四月勧請

石祠 九寸四歩 一尺一寸六歩

一 信徒 七拾三人

大分県管下豊後国東郡明治村字岩詰

無格社

多賀社

一 祭神 伊邪那岐尊

一 由緒 不詳

一 社殿石祠 卷尺貳寸 横卷尺

一 拝殿 堅三間 横老間三尺六寸

一 境内 三拾坪 民有地一種

一 信徒 十三人

大分県管下豊後国東郡明治村字宮ノ原

無格社

蛭子社

一 祭神 事代主神

一 由緒 此社タルヤ古老ノ口碑ニ建久年度ノ創立ナリ、中古大塚仙太郎ノ祖先和平ナルモノ土中ヨリ御鏡ヲ掘出シ箱中ニ納アルニ光輝珠ニ赫々タリ、夜中夢ニ經子宮ノ御心ナリト因テ之レヲ社内ニ納タリト云々、明治村ノ内故諸田村貳拾三戸ノ守神ト往古ヨリ仰キ奉ル

一 社殿石祠 堅貳尺四寸五歩 横卷尺八寸

一 境内 四百五坪 官有地第一種

一 境内神社 壹社

琴平社

祭神 金山彦神

由緒 不詳

石祠 一尺五寸 一尺三寸

一 信徒 貳拾三人

大分県管下豊後国東郡明治村字宮ノ平

無格社

龍頭社

一 祭神 海津見神 壺玉比売神

一 由緒 此社タルヤ創立年月詳カナラス、古老ノ口碑ニ川野吉三郎ノ祖先仁右エ門ナル者拾六歳ニテ出陣ノ際利ヲ得テ帰陣アラハ、産土神ト仰キ奉ラシト誓願スルニ程ナク凱旋アリ、夫ヨリ川野家ノ産土神ト仰キ奉リシト云フ

一 祭神 海津見神 壺玉比売神

一 由緒 此社タルヤ創立年月詳カナラス、古老ノ口碑ニ川野吉三郎ノ祖先仁右エ門ナル者拾六歳ニテ出陣ノ際利ヲ得テ帰陣アラハ、産土神ト仰キ奉ラシト誓願スルニ程ナク凱旋アリ、夫ヨリ川野家ノ産土神ト仰キ奉リシト云フ

一 祭神 海津見神 壺玉比売神

一 由緒 此社タルヤ創立年月詳カナラス、古老ノ口碑ニ川野吉三郎ノ祖先仁右エ門ナル者拾六歳ニテ出陣ノ際利ヲ得テ帰陣アラハ、産土神ト仰キ奉ラシト誓願スルニ程ナク凱旋アリ、夫ヨリ川野家ノ産土神ト仰キ奉リシト云フ

一 祭神 海津見神 壺玉比売神

一 由緒 此社タルヤ創立年月詳カナラス、古老ノ口碑ニ川野吉三郎ノ祖先仁右エ門ナル者拾六歳ニテ出陣ノ際利ヲ得テ帰陣アラハ、産土神ト仰キ奉ラシト誓願スルニ程ナク凱旋アリ、夫ヨリ川野家ノ産土神ト仰キ奉リシト云フ

一 祭神 海津見神 壺玉比売神

一 由緒 此社タルヤ創立年月詳カナラス、古老ノ口碑ニ川野吉三郎ノ祖先仁右エ門ナル者拾六歳ニテ出陣ノ際利ヲ得テ帰陣アラハ、産土神ト仰キ奉ラシト誓願スルニ程ナク凱旋アリ、夫ヨリ川野家ノ産土神ト仰キ奉リシト云フ

一 神殿石祠 竪貳尺 横貳尺

一 押殿 竪貳間、横老間三尺

一 境内 四百三十拾五坪 官有地第一種

一 境内神社 三社

山神社

祭神 大山祇命

由緒 不詳

石祠 一尺二寸 一尺五寸

山神社

祭神 大山祇命

由緒 不詳

石祠 七寸 一尺

大杉社

祭神 大己貴尊 素盞鳴尊

由緒 不詳

石祠 一尺六寸 二尺二寸

信徒 拾老人

大分県管下豊後国東郡明治村字貴船

無格社

貴船社

〔明治十八年一月本村字中島嶽山日吉社境内へ移転〕

一 祭神 水象女神

一 山緒 不詳

一 社殿石祠 竪老尺五寸 横老尺五寸

一 押殿 竪老間三尺 横老間三尺

一 境内 三百拾老坪 官有地第一種

一 信徒 三拾九人

大分県管下豊後国東郡明治村字樋ヶ迫

無格社

〔明治十八年一月廿三日明細結取附許可〕 明見社

一 祭神 天御中主神

一 由緒 不詳

一 社殿石祠 竪老尺五寸 横老尺

一 境内 五坪 民有地一種

一 境内神社 老社

一 弁天社

一 祭神 市杵嶋比売神

一 由緒 不詳

一 石祠

一 信徒 拾人

大分県管下豊後国東郡明治村字田ノ上

無格社

山神社

一 祭神 大山祇命

一 由緒 此社タルヤ延享三年丙午十月ノ創立ニシテ明治村ノ内田中野村字桐畑貳拾貳戸ノ産土神也、明治五壬申年社格被定無

格社トナル

一 神殿 竪四尺 横三尺五寸

一 神殿 竪四尺 横三尺五寸

— 押殿 整貳間三尺 横貳間
— 境内 百六拾貳坪 官有地第一種
— 信徒 貳拾貳人

大分県管下豊後国東郡明治村字峯

無格社

日吉社

— 祭神 大己貴尊
— 由緒 此社タリヤ享保二年丁酉二月ノ創立ニシテ、明治村ノ内田中野村字市ノ尾及ヒ紺屋台ノ両台産土神ト仰キ奉ル、社格被定
— 神殿 整四尺八寸 横三尺六寸
— 押殿 整五間 横貳間
— 境内 三百貳十六坪 官有地第一種
— 境内神社 貳社
— 生日八幡社

祭神 景清公

— 由緒 創立年月不詳、古老ノ口碑ニ字佐野国太郎ノ祖先 瀧右エ門ナルモノ眼病ヲ煩ヒ困苦ノ余日向国生目 八幡宮ニ誓願シ病癒ニルニ因リ字片峯ニ勧請スト
— 石祠 九寸 一尺一寸
— 云フ、明治九年八月十日境内ニ移転ス

無社

— 祭神 八衢比古神 八衢比売神

— 信徒 四拾貳人
— 由緒 創立年月不詳、性古ヨリ字下野添ニ鎮座ノ処明治九年八月十日境内ニ移転ス
— 石祠 一尺五歩 一尺六寸

大分県管下豊後国東郡明治村字外園

無格社

天満社

— 祭神 菅原道真公
— 由緒 不祥
— 神殿 整貳尺五寸 横貳尺
— 押殿 整壹間三尺五寸 横壹間三尺六寸
— 境内 三拾坪 民有地一種
— 信徒 拾貳人

大分県管下豊後国東郡朝来村字宮園
郷社 八坂社

— 祭神 速須佐之男命 櫛名田姫命 大己貴命
— 由緒 往昔宝蔵火災ニ罹詣記録漸焼失シ創立及沿革等不詳ト雖モ、安岐郷二十余名ノ惣廟ニシテ年々大祭御幸ノ節ハ数村ノ座子群拝シ大ニ賑榮タリシニ中世以降絶止シタリト古老ノ口碑ニ存、明治五年壬申年郷社ニ列セラレテ明治十年ヨリ復夕御幸ノ式執行
— 神殿 長壹間貳尺 横壹間壹尺

一 押殿 長拾間 横貳間

一 直会殿 長六間、横三間

一 境内 三百拾壹坪 官有地第一種

一 境内神社 五社

五靈神社

一 祭神 菅原大神 大年神 吉備大神

由緒 不詳

一 社殿 長貳間、横叁間三尺

八幡神社

一 祭神 応神天皇

由緒 不詳

一 石祠 一尺一寸 二尺二寸

郷分社

一 祭神 八衢彦神 八衢姫神

一 由緒 字トラノ尾ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移

転ス

一 石祠 一尺一寸 一尺五寸

大御神社

一 祭神 天照皇大御神

由緒 不詳

一 石祠 七寸 九寸

山神社

一 祭神 大山抵神

一 由緒 字釜ケ迫鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス
一 石祠 一尺二寸 一尺九寸

一 氏子 八百八拾戸

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字大石ケ本

村社

歳神社

一 祭神 大年神 月読命 天照皇大御神 大己貴命

菅原神

一 由緒

此社タルヤ性古宮ノ渡リト云川ノ中洲ニ鎮座アリシヲ正徳
二壬辰年字流田ニ遷社セシニ四面田圃ニテ稻汚穢ノ恐アリ、
亦享保八癸卯年字大石ケ本ニ移転セリ、明治五年壬申年村
社ニ列セラル、菅原神ハ本村字寺山鎮座之処明治十八年一
月本社ヘ合併

一 神殿 長一間二尺五寸 横五尺五寸

一 押殿 長二間 横二間四尺二寸

一 直会殿 長二間三尺八寸 横五間二尺八寸

一 境内 三百坪 官有地第一種

一 境内神社 四社

大御神社

一 祭神 天照皇大御神

由緒 不詳

一 石祠 一尺四寸 一尺七寸

大御神社

一 祭神 天照皇大御神

一 由緒 字伊勢ノ前ニ鎮座シテ明治九年八月境内ニ移転ス
一 石祠 一尺二寸 一尺七寸

貴然社

祭神 水象女神

由緒 宇賣船ノ谷ニ鎮座シテ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 一尺五寸 一尺七寸

氏子 六拾四戸

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字寺山

無格社

〔明治十八年一月本村字大石ヶ本鎮座神社境内へ合併〕 琴平社

祭神 金山彦神

由緒 不詳

石祠 長老尺八寸 横老尺三寸

境内 拾三坪 民有地一種

信徒 六拾四人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字寺山

無格社

〔明治十八年一月本村字大石ヶ本鎮座神社境内へ合併〕 菅原社

祭神 菅原大神

由緒 不詳

神殿 長二間四尺 横貳間老尺

境内 六坪 民有地

信徒 貳拾人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字上ノ迫

無格社

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 長三尺四寸 横四寸

拜殿 長二間老尺 横一間五尺六寸

境内 百八拾八坪 官有地第一種

信徒 拾三人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字横畑

無格社

吉田社

祭神 天兒屋根命 大山祇神

由緒 不詳

社殿 長一間二尺五寸 横一間一尺

境内 百貳拾七坪 官有地第一種

信徒 拾三人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字下油原

無格社

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 長老間 横老間

拜殿 長四間三尺 横一間三尺

一 境内 百拾八坪 民有地第一種
一 信徒 拾七人

大分県管下豊後国東国東郡朝来村字白ハケ

無格社

生目八幡社

一 祭神 平景清

一 由緒 字長迫ニ鎮座タリシヲ明治九年八月郷社八坂社御旅所ニ移

転ス

一 社殿 長一間二尺 横一間二尺

一 境内 百拾坪 民有地第一種

一 境内神社 老社

善神王社

祭神 武内大神

由緒 字松ケ本ニ鎮座タリシヲ明治九年八月移転ス

石祠

一 信徒 百二十人

大分県管下豊後国東国東郡矢川村字芭蕉

村社

山神社

一 祭神 大山祇神

一 由緒 不詳 明治六年癸酉年村社ニ列セラル

一 神殿 長五尺 横五尺

一 拝殿 長貳間三尺 横貳間

一 境内 百八拾三坪 官有地第一種
一 境内神社 貳社

溝山八幡社

祭神 宍神天皇

由緒 字溝山ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠

加藤社

祭神 清正大神

由緒 字川又ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠

一 氏子 八拾貳戸

大分県管下豊後国東国東郡矢川村字久保盛敷

無格社

山神社

一 祭神 大山祇神

一 由緒 不詳

一 神殿 長四尺 横四尺

一 拝殿 長貳間 横一間一尺

一 境内 九拾坪 民有地第一種

一 信徒 四人

大分県管下豊後国東国東郡矢川村字宮ノ山

無格社

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 長四尺 横四尺

押殿 長三尺 横三尺

境内 四百九拾九坪 官有地第一種

境内神社

今日靈社

祭神 今日靈

由緒 宇池下ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 竪七寸 横一尺

稲荷社

祭神 受持神

由緒 宇油ノ木ニ鎮座タリシヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 竪一尺 横一尺二寸

信徒 貳拾貳人

大分県管下豊後国東国東郡矢川村宇宮谷

無格社

山神社

大山祇神

由緒 不詳

神殿 長五尺 横五尺

押殿 長四間 横老間三尺

境内 貳百五拾貳坪 官有地第一種

境内神社 老社

貴船社

祭神 水象女神

由緒 宇松ヶ迫ニ鎮座在シヲ明治九年八月境内ニ移転ス

石祠 竪一尺二寸 横一尺五寸

信徒 三拾人

大分県管下豊後国東国東郡山浦村字井ノ上

村社

八幡社

祭神 菅田別尊 高麗神

由緒 不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 竪四尺五寸 横三尺五寸

押殿 竪五間二尺 横老間五尺

境内 百八拾五坪 官有地第一種

氏子 五拾五戸

大分県管下豊後国東国東郡山浦村字橋上

村社

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 竪四尺 横三尺

押殿 竪三間三尺 横二間

境内 百五拾九坪 官有地第一種

氏子 貳拾老戸

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字鬼ヲロシ

村社

関大神社

祭神 天照皇大神 瀬織津姫神 氣吹戸主神 速秋津姫神
由緒 元禄年中当国海部郡瑛峨岡ヨリ飛來鎮座ス、其濫暢ヲ尋ル
ニ当村有寺号西岸寺、元禄十五年壬午八月廿九日夜烈風暴
雨ノ時塩屋村ノ方海上ヨリ九光飛來リ同寺ノ側ニテ消滅ス、
村人怪ミ該寺ニ至ルニ人面三枚胡珠一顆有テ堂中燗灼タリ、
依テ昨夜ノ九光果シテコレナルヲ知り、尊信スルニ其応驗
如響隨声、且瑛峨ノ関ノ社司某來云、夜上関権現ノ神体此
地ニ飛來ス再ヒ上関ニ移シ奉ラント、村人諾セス官許ヲ得
西岸寺ノ境内ニ小社ヲ創建シ三社権現ト称ス、時ニ元禄十
五年壬午年六月十五日再來当村ニ蠲蕪ナシ

神殿 豎老間老尺 横老間

押殿 豎四間 横二間

境内 六拾坪 官有地第一種

氏子 七拾三戸

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字下神田

村社

山神社

祭神 大山祇神
由緒 不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 豎老間四尺五寸 横老間貳尺五寸

押殿 豎六間 横貳間老尺

渡殿 豎貳間 横老間

境内 百四拾三坪 官有地第一種

氏子 六拾貳戸

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字宮ノ本

村社

大歳社

歳神 大年神 御年神 若年神 大己貴神 奥津彦神

由緒 奥津彦神 豊受比売神 埴山比売神
不詳 明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 豎老間 横老間

押殿 豎三間三尺 横二間

境内 六拾八坪 官有地第一種

信徒 貳百拾五人

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字宮ノ本

無格社

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

神殿 豎老間三尺五寸 横老間三尺五寸

押殿 豎四間五寸 横貳間老尺

境内 百三坪 官有地第一種

氏子 貳拾六戸

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字雲取

無格社

菅原社

祭神 菅原神

由緒 不詳

神殿 竪三尺 横三尺

押殿 竪一間 横一間

境内 五拾五坪 官有地第一種

信徒 貳百五拾八人

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字一之瀬

村社

八坂社

祭神 素戔鳴神 大己貴神

由緒 勧請延慶二己酉年月日不詳、明治四年辛未十二月村社三列

セラル

神殿 竪老間 横老間二尺

押殿 竪六間五尺 横二間

境内 七拾三坪 官有地第一種

境内神社 老社

三島社

祭神 大日本根子彦大瓊命 大日本根子彦 国彦命

大山祇神

由緒 吉松村常覚院境内地ノ西山林ニ鎮座ナルヲ明治十

年三月本社ニ移転ス

石祠 竪一尺、横一尺

氏子 三拾四戸

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字本谷

村社

山神社

祭神 大山祇神 麓山祇神 離山祇神 原山祇神

由緒 中山祇神 正勝山祇神 關山祇神 奥山祇神

勧請年月日不詳、明治四年辛未十二月村社三列セラル

神殿 竪老間四尺 横老間老尺

押殿 竪七間五尺 横二間

神饗殿 竪四間 横二間

境内 六百三坪 官有地第一種

境内神社 老社

井上社 祭神 大日靈貴神

由緒 吉松村字ホキ山鎮座ナルヲ明治十年三月本社ニ移

転ス

石祠 一尺 一尺二寸

氏子 九拾老戸

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字七郎

無格社

祭神 大山祇神 中山祇神 麓山祇神 正勝山祇神
麓山祇神 奥山祇神 關山祇神 原山祇神
戸山祇神

由緒

勸請年月日不詳

神殿 竪五間 横五尺

押殿 竪六間 横二間

境内 百拾五坪 民有地第一種

氏子 貳拾六戸

山神社

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字田口

無格社

黄船社

祭神 高靈神 雷神 岡象女神

由緒 慶長六年辛未年十二月十日ノ勸請

神殿 竪四尺 横三尺

押殿 竪二間三尺 横二間

境内 貳拾五坪 民有地第一種 持主後藤正照

境内神社 三社

岑平社

祭神 猿田彦神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勸請年月日不詳

石祠 六寸 九寸

加來社

祭神 武内宿祢神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勸請年月日不詳

石祠 七寸 七寸

産靈社

祭神 天御中主神 高皇産靈神 神皇彦靈神

由緒 吉松村字向鎮座ナルヲ明治十年三月本地ニ移転ス

勸請年月日不詳

石祠 九寸 九寸

信徒 百五十人

大分県管下豊後国東国東郡瀬戸田村字宮ノ本

郷社

八幡社

祭神 菅田別尊 武内宿祢神

由緒 兼龜元乙卯年十一月菅田別尊ヲ豊前國宇佐宮ヨリ、武内宿祢神ヲ筑後國高良玉垂社ヨリ勸請ス、依之宇佐神宮ヨリ細

男神事流鎮神事ヲ分移シ六月廿九日十月十一日行幸アリテ、

当安岐ノ郷ノ總社ナリ

神殿 竪二間 横卷間四尺

押殿 竪五間 横二間

神楽殿 竪五間 横二間二尺

御門廻棟門 長拾間 横二間

境内 七百九拾貳坪 官有地第一種

氏子 二百三拾五戸

大分県管下豊後国東国東郡瀬戸田村字伊勢ノ平

村社

大神社

祭神 天照皇大神 豊受大神 猿田彦神

由緒 不詳、明治六癸酉年村社二列セラル

神殿 長三尺六寸 横三尺二寸

拝殿 長七間五尺 横二間

境内 四百四拾坪 官有地第一種

信徒 三百廿人

大分県管下豊後国東国東郡馬場村字政所

村社

熊野社

祭神 天照皇大神 伊佐那義命 熊野久須比神

由緒 人皇八十一代後鳥羽天皇御宇建久六年乙卯六月大友能直豊

後下向之節、五百灘ニ於テ暴風激浪起リ、松船既ニ転覆セ

ントス時能直自紀州熊野神社ニ海上安全ノ祈願ヲナシ神明

ノ加護ニテ危難ヲ免レ当安岐浦ニ着岸ス、依テ神恩ニ報ヒ

奉ラント紀州熊野神社ヲ此地ニ勧請シ社領若干ヲ寄付ス

神殿 竪一間 横一間四尺

拝殿 竪三間七尺 横三間二尺

境内 六百七十四坪 官有地第一種

信徒 六百八拾人

大分県管下豊後国東国東郡馬場村字子ギテ

村社

八坂社

祭神 素戔鳴男神

由緒 寛永元年甲子月日不詳勧請

神殿 竪五尺 横四尺

拝殿 竪三尺 横二尺

境内坪数 百十七坪 官有地第一種

境内神社 五社

惠美須神

祭神 事代主命

由緒 不詳

石祠 七寸 一尺二寸

金刀比羅社

祭神 猿田比古大神

由緒 不詳

石祠 七寸 一尺二寸

稲荷社

祭神 宇賀魂神

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺二寸

井峯社

祭神 蒼魂社尊

由緒 不詳

石祠 七寸 九寸

五十鈴社

祭神 大日靈神

由緒 不詳

石祠 六寸 七寸

六百八十人

大分県管下豊後国東国東郡馬場村字平

無格社

秋葉社

祭神 火産靈神

由緒 不詳

石祠 一尺五寸 二尺六寸

一 押殿 長四間 横二間

一 境内 貳拾坪 民有地第一種 村持山林ノ内

一 信徒 二百五拾人

大分県管下豊後国東国東郡下原村字宮ノ本

村社

賀茂社

祭神 賀茂武角見命 伊加古夜姫命 玉依姫命

加茂別當命 瓊々杵命 神日本磐余比古命

五十鈴姫命

一 由緒 人皇七拾四代鳥羽天皇御宇保安二年六月塩屋村下原村漁人

当浦ニ於テ漁ルニ網中青石五箇ヲ得ル、之ヲ海中ニ投棄シ

網代ヲ換ヘ漁ルニ復タ五青石ヲ得ル事三度ニ及ヒ漁人怪テ

携ヘ帰ル、即夜水口次郎右エ門ナル者夢ニ老翁告テ曰、汝

等得所ノ五青石ハ洛陽加茂ノ神靈也ト、依之村民職官ニ

請テ此地ニ勧誘ス、明治五年申村社ニ列セラル

一 神殿 長二間卷尺二寸、横三尺

一 押殿 長拾三間三尺、横貳間

一 境内 四百拾四坪 官有地第一種

一 境内神社 五社

惠美須神

祭神 八重事代主命 底筒男命 中筒男命 表筒男命

由緒 不詳

社殿 長一間五尺二寸 横六尺

八坂社

祭神 素戔嗚命

由緒 不詳

石社 七寸 一尺

金刀比羅社

祭神 猿田彦命

由緒 不詳

石社 七寸 一尺一寸

稻荷社

祭神 宇加魂神

由緒 不詳

石社 六寸 一尺四寸

生目社

祭神 平泉清靈神

由緒 不詳
石社 五寸 七寸
氏子 戸數 三百拾八戸

大分県管下豊後國東國東郡下原村字垣添

無格社

五十鈴社

一 祭神 大日靈貴神

一 由緒 不詳

一 拝殿 長三間 横二間

一 境内 三百拾六坪 官有地第一種

一 境内神社 一社

貴船社

祭神 高麗神

由緒 不詳

石祠 竪一尺二寸 横一尺五寸

一 信徒 五拾人

大分県管下豊後國東國東郡下原村字天守

無格社

天満社

一 祭神 菅原神

一 由緒

寛延二年己巳九月廿五日当村庄屋足柄久右衛門為村中守護
旧城趾天守台ニ勧請ス、当時松苗數拾本ヲ植附即今現存シ
テ大サ數圍アリ、旧古城村ノ氏神ナリ元來石祠ナリシカ、

明治十四年辛巳八月神殿ヲ造営ス

一 神殿 竪四尺五寸 横一間

一 拝殿 竪一間五尺 横四間半尺

一 境内 三百三拾七坪 官有地第一種

一 信徒 百三拾七人

一 神官 岸山清貞

大分県管下豊後國東國東郡中國村字モリ田

村社

大歳神社

一 祭神 大歳神 御年神 奥津姫神 若年神 奥津彦神

一 由緒 大巳貴神

人皇四十八代称徳天皇御宇神護景靈元丁末年此社地樹林タ
リシニ、赫々タル光明ヲ発ス村民怪ミ神籤ヲ以占スルニ林
中神座ストアリ、故ニ林間ヲ搜索スルニ歳神社ノ三字ヲ彫
刻スル石アリタリト云爾

一 神殿 長卷間五尺四寸 横卷間二尺四寸

一 拝殿 長拾三間 横二間

一 境内 三百六拾六坪 官有地第一種

一 境内神社 老社

一 大歳神社

一 祭神 大歳神

一 由緒 不詳

一 社殿 竪老間 横老間二尺

一 氏子 百拾四戸

境内神社

金刀比羅 石祠 竪七寸五歩 横一尺

稻荷社 竪九寸 横一尺

御浜社 竪七寸 横九寸

權現 竪七寸 横九寸

大分県管下豊後国東国東郡成久村字宮

村社

藏神社

祭神 大藏神

由緒 不詳、明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 長三間 横式間式尺

押殿 長八間 横式間

境内 四百六拾七坪 官有地第一種

氏子 六拾三戸

大分県管下豊後国東国東郡塩屋村字横谷

村社

天神社

祭神 皇彦靈尊

由緒 創立年月日不詳、明治辛未年社格確定村社トナル

神殿 長二間 横老間五尺

押殿 長四間 横二間

境内 七百一坪 官有地第一種

境内神社 六社

住吉社、蛭子社合殿

祭神 上簡男之尊 中簡男之尊 底簡男之尊 少彦名神

由緒 創立年月日不詳、従来当村字浜ニ鎮座明治十年三月十五日日本社境内ニ移転

社殿 長二間二尺 横一間四尺

金毘羅伽社

祭神 大物主命 伊邪那岐命

由緒 創立年月日不詳、当村字浜ニ鎮座明治十年三月十日日本社境内ニ移転

石祠 竪一尺五寸 横一尺五寸

磯神社

祭神 多岐津彦命 多岐津姫命

由緒 創立年月日不詳、当村字浜ニ鎮座明治十年三月十日日本社境内ニ移転

石祠 竪二尺 横二尺

八坂社

祭神 素戔鳴命

由緒 創立年月日不詳、当村字浜ニ鎮座明治十年三月十五日日本社境内ニ移転

石祠 竪三尺 横三尺

産靈社

祭神 皇産靈尊

由緒 創立年月日不詳、当村字白石ニ鎮座明治十年三月十五日日本社境内ニ移転

石祠 竪一尺 横一尺

八坂社

祭神 素戔嗚命

由緒 創立年月日不詳、古來本社境内ニ鎮座

石祠 竪一尺五寸 横一尺五寸

六百二十六人

二合ス

神殿 長卷間三尺二寸 横卷間卷尺七寸

押殿 長五間五尺 横二間

境内 百九拾八坪 官有地第一種

境内神社 三社

金刀毘羅社

大分県管下豊後国東郡塩屋村字原

無格社

熊野社

祭神 伊弉册尊 天照皇大神 熊野久須昆神

由緒 創立年月日不詳、明治十年三月十五日当村字横谷村境内ニ

移転ノ願許可ヲ得テ、同十二年六月十四日復旧ス

長一間二尺 横一間

長四間 横二間

境内 貳百三拾八坪 官有地第一種

信徒 六百廿六人

大分県管下豊後国東郡西本村字三反畑ノ上

村社

観社

祭神 素戔嗚尊 稲魂尊

由緒 養老四庚申年ノ創立ニシテ享保十二丙午年本村字明神山ニ

移転シ天明八戊申年復旧ス、明治四辛未年十月村社ニ定メ

ラル、古來旧安岐郷七社ト称スルニシテ今尚信仰厚シ、

稲魂尊姓古ヨリ字梅友山ニ鎮座ナリシヲ明治十年三月本社

二合ス

神殿 長卷間三尺二寸 横卷間卷尺七寸

押殿 長五間五尺 横二間

境内 百九拾八坪 官有地第一種

境内神社 三社

金刀毘羅社

大分県管下豊後国東郡下山口村字上鶴

無格社

熊野社

祭神 伊弉册尊 天照皇大神 熊野久須昆神

由緒 創立年月日不詳、明治十年三月十五日当村字横谷村境内ニ

移転ノ願許可ヲ得テ、同十二年六月十四日復旧ス

長一間二尺 横一間

長四間 横二間

境内 貳百三拾八坪 官有地第一種

信徒 六百廿六人

大分県管下豊後国東郡下山口村字上鶴

村社

観社

祭神 素戔嗚尊 稲魂尊

由緒 養老四庚申年ノ創立ニシテ享保十二丙午年本村字明神山ニ

移転シ天明八戊申年復旧ス、明治四辛未年十月村社ニ定メ

ラル、古來旧安岐郷七社ト称スルニシテ今尚信仰厚シ、

稲魂尊姓古ヨリ字梅友山ニ鎮座ナリシヲ明治十年三月本社

二合ス

神殿 長卷間三尺二寸 横卷間卷尺七寸

押殿 長五間五尺 横二間

境内 百九拾八坪 官有地第一種

境内神社 三社

金刀毘羅社

大分県管下豊後国東郡下山口村字上鶴

無格社

熊野社

祭神 伊弉册尊 天照皇大神 熊野久須昆神

由緒 創立年月日不詳、明治十年三月十五日当村字横谷村境内ニ

移転ノ願許可ヲ得テ、同十二年六月十四日復旧ス

長一間二尺 横一間

長四間 横二間

境内 貳百三拾八坪 官有地第一種

信徒 六百廿六人

大分県管下豊後国東郡下山口村字上鶴

村社

観社

祭神 素戔嗚尊 稲魂尊

由緒 養老四庚申年ノ創立ニシテ享保十二丙午年本村字明神山ニ

移転シ天明八戊申年復旧ス、明治四辛未年十月村社ニ定メ

ラル、古來旧安岐郷七社ト称スルニシテ今尚信仰厚シ、

稲魂尊姓古ヨリ字梅友山ニ鎮座ナリシヲ明治十年三月本社

二合ス

神殿 長卷間三尺二寸 横卷間卷尺七寸

押殿 長五間五尺 横二間

境内 百九拾八坪 官有地第一種

境内神社 三社

金刀毘羅社

大分県管下豊後国東郡下山口村字上鶴

無格社

熊野社

祭神 伊弉册尊 天照皇大神 熊野久須昆神

由緒 創立年月日不詳、明治十年三月十五日当村字横谷村境内ニ

移転ノ願許可ヲ得テ、同十二年六月十四日復旧ス

長一間二尺 横一間

長四間 横二間

境内 貳百三拾八坪 官有地第一種

信徒 六百廿六人

大分県管下豊後国東郡下山口村字上鶴

村社

観社

祭神 素戔嗚尊 稲魂尊

由緒 養老四庚申年ノ創立ニシテ享保十二丙午年本村字明神山ニ

移転シ天明八戊申年復旧ス、明治四辛未年十月村社ニ定メ

ラル、古來旧安岐郷七社ト称スルニシテ今尚信仰厚シ、

稲魂尊姓古ヨリ字梅友山ニ鎮座ナリシヲ明治十年三月本社

一 押殿 長七間 横貳間

一 境内 千四百三拾坪 官有地第一種

一 境内神社 七社

五十鈴社

祭神 大日靈貴神

由緒 不詳

社殿 長貳間、横壹間三尺

貴船社

祭神 高靈

由緒 不詳

石社 一尺 一尺五寸

多賀社

祭神 伊邪那岐命

由緒 不詳

石社

善神社

祭神 武内宿禰神

由緒 不詳

石社

天満社

祭神 菅原神

由緒 不詳

石社

春日社

祭神 健甕神 天兒屋根命 經津主神 比売神

由緒 不詳

石社 一尺三寸 一尺七寸

金毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石社 七寸 九寸

一 氏子 三拾戸

大分県管下豊後國東國東郡下山口村字菩提寺

村社

八幡社

一 祭神 応神天皇 仲哀天皇 仁徳天皇 神功皇后

一 由緒 慶長十九年甲寅九月創立、其他不詳

一 神殿 長壹間四尺 横八尺六寸

一 押殿 長六間三尺 横貳間

一 境内 百九拾九坪 官有地第一種

一 境内神社 七社

天満社

祭神 菅原神

由緒 不詳

石社

秋葉社

祭神 若稲田比売命

由緒 不詳

石社 六寸 一尺

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳

石社 一尺 一尺八寸

金刀毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石社 五寸 一尺

瓊伽社

祭神 伊邪那岐命

由緒 不詳

石社 六寸 五寸

生目社

祭神 平景清神靈

由緒 不詳

石社 五寸 八寸

稻荷社

祭神 稻魂尊

由緒 不詳

石社 六寸 七寸

五拾戸

一 氏子

大分県管下豊後国東国東郡下山口村字新瀬

村社

天満社

菅原神

祭神 菅保九年甲辰正月創立、明治六年村社卜列セラル

由緒 長老間四尺五寸 横老間卷尺五寸

神殿 長六間、横貳間

拜殿 境内 貳百四拾九坪 官有地第一種

境内神社 六社

金刀毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

金刀毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石祠 七寸 一尺

金刀毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石祠 八寸 一尺一寸

生目社

祭神 平景清神靈

由緒 不詳

石祠 六寸 八寸

山神社

祭神 大祇神

由緒 不詳

石祠 九寸 九寸

山神社

祭神 大抵神

由緒 不詳

石祠

氏子 六拾三戸 信徒二百九拾四人

大分県管下豊後国東国東郡山口村字樋村

村社

山神社

祭神 大山抵尊

由緒 宝永五年戊子四月創立、明治六年村社二列セラレ

神殿 長貳間 横壹間三尺

拝殿 長八間 横貳間

境内 三百六坪 官有地第一種

境内神社 四社

黄船社

祭神 高竈

由緒 不詳

社殿 長壹間、横壹間

稲荷社

祭神 倉稻魂命

由緒 不詳

石祠 五寸 一尺四寸

山神社

祭神 大山抵神

由緒 不詳

石祠 一尺一寸 一尺五寸

生目社

祭神 平泉清神靈

由緒 不詳

石祠 九寸 一尺二寸

氏子 百三拾七戸

大分県管下豊後国東国東郡山口村字馬渡

無格社

山神社

祭神 大山抵尊

由緒 不詳

神殿 長壹間 横四尺

拝殿 長五間 横壹間三尺六寸

境内 貳百五拾九坪 官有地第一種

境内神社 二社

賀来社

祭神 武内宿祢神

由緒 不詳

石社 七寸 九寸

權現社

祭神 素戔鳴尊

由緒 不詳

石社 一尺四寸 一尺六寸
氏子 二十八戸 信徒百三十拾老人

大分県管下豊後国東国東郡大添村字宮ノ原
村社

八幡社

一 祭神 応神天皇
一 由緒 享保二丁酉年三月創立
一 神殿 長老間三尺 横老間三尺
一 押殿 長七間 横貳間
一 境内 七百三十三坪 官有地第一種
一 境内神社 六社

善神王社

祭神 武内宿祢神

由緒 不詳

石祠 一尺三寸 一尺八寸

金毘羅社

祭神 大物主命

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

稲荷社

祭神 稲魂神

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺二寸

天満社

祭神 菅原神

由緒 不詳

石祠 一尺一寸 一尺六寸

八幡社

祭神 応神天皇

由緒 不詳

石祠 一尺四寸 二尺

権現社

祭神 素戔鳴尊

由緒 不詳

石祠 一尺 一尺

八拾戸

一 氏子

大分県管下豊後国東国東郡大添村字妙見

無格社

産靈社

一 祭神 皇産靈尊

一 由緒 不詳

一 神殿 長貳尺七寸 横貳尺老寸

一 押殿 長貳間、横老間三尺

一 境内 四百四拾坪 官有地第一種

一 信徒 三百六拾八人

大分県管下豊後国東国東郡横城村字大將軍

村社

八幡社

一 祭神 氣長足姫命 足仲彦命 菅田別命

一 由緒

養老六壬戌年ノ創立、明治四辛未年十月村社ニ定メラル、往古ヨリ旧安岐郷ノ七社ト称シ 郷中人民特ニ崇敬ノ一ナリ、且西本全村横城村ノ内荒巻ノ氏神ト称シ来リシニ、御繼爾爾來兩社ノ氏子タルヲ得ス依テ今信徒トス

一 神殿 長老間三尺二寸 横老間一尺七寸

一 押殿 長四間五尺 横二間二尺

一 境内 八百七拾四坪 官有地第一種

一 信徒 四百三人

大分県管下豊後国東郡横城村字立ヶ鼻

無格社

日吉社 妙見社

一 祭神

天御中主神 高皇靈神 神皇產靈神 伊弉諾尊
伊弉册尊 大山咋命 天照大御神 大物主命

大山祇神

一 由緒

養老二戊午年創立尔來本村ノ氏神ト崇敬スト雖、六社大權現ト称シ天台宗東光寺奉仕シ仏像神体トナシ祭神不詳ヲ以テ村社ニモ列セラレス、自然埋埋ニ至ラン事ヲ憂ヒ願ニ依リ明治七年三月廿一日官許ヲ得社号ヲ日吉社ト改称シ、祭神ヲ産靈ノ三神諾册ノ二神大山咋命ニ改正シ村社ニ列セラレントヲ願達中ナリ、明治十年四月字山ノ神鎮座大山祇命字堂ノ後鎮座同神字松本鎮座天照大御神大物主命字堂山座靈社等ノ本社ニ合祀ス

一 神殿

一 押殿 長老間二尺 横五尺五寸

一 境内 五百老坪 官有地第一種

一 信徒 百九拾六人

大分県管下豊後国東郡奈多村字龜山

泉社 宇佐神宮摂社

八幡社

一 祭神 応神天皇 一ノ御殿 比売大神 二ノ御殿

一 由緒 神功皇后 三ノ御殿

抑当社ハ応神天皇筑紫巡狩ノ時比売大神ノ古例ニ効ヒ、伊予国御机ヨリ航海シ給ヒ行宮ノ地ナルヲ以テ万民特ニ尊敬シ、其宮殿ヲ再建シ神在カ如クスル事久シク遂ニ聖武天皇ノ敷聞ニ達シ、天皇深ク神徳ノ柄駕タルヲ敬感坐マシ宇佐宿禰公基ニ勅シテ更ニ宮殿ヲ遺宮シ、天平元己巳年鎮座成リ、祭祈創ル天平神護元乙巳年閏十月八日ノ宣旨ニ依テ四年ニ一度宇佐行幸アリ弘仁八丁酉年ヨリ六年ニ一度トナル、寛正二辛巳年ヨリ諸邦兵乱ニ依テ遷転セシヲ元和二丙辰年国守細川越中守忠興修行ス其後亦絶タリ、是天皇在世ニ当宮ヨリ宇佐ニ行幸巡狩シ給ヒテ還幸ノ式ナリト天平元年宇佐公基始テ任大宮司叙從四位永延二戊子年公基孫国基任從四位侍從尔來從四位ヲ以テ家例トス、城ヲ奈多ニ築キ居之因テ奈多ヲ以テ氏トス、天正十五年丁亥八月五日奈多大膳大夫鎮基卒シ家滅フ、天平元年ヨリ八百五十九年ニシテ奈多氏断絶ス、又一條天皇八幡大神ノ徳光ヲ仰クノ地ハ許多

- 神殿 長三間二尺老寸 横三間老尺五寸
- 渡殿 長二間二寸 横老間二尺二寸
- 押殿 長三間老尺 横二間七寸
- 樓門 方貳間五寸
- 回廊 南回廊長五間老尺 横二間五寸
北回廊長三間五寸 横二間五寸
- 神庭 長三間 横二間
- 神饌殿 長四間三尺 横三間老尺八寸
- 衛土屋 長三間 横二間老尺八寸

アリト雖、奈多宮ハ八幡大神ノ在世ニ始リ事皆實踐ヲ以テシテ、初中後此大廟ノ最上タルヲ敬感坐マシ、永延二戊子年日本最上八幡初中後唐ノ十字ノ宸筆ヲ奉ラン、建久年中大友氏豊後国守護職トナリ特ニ当社ヲ崇敬シ神領若干ヲ寄附シ大ニ殿宇ヲ建立シ社屬國中ニ冠タリ、天正年中大宮司奈多家滅亡以後神領ハ豊臣大關ニ没収セラレ年中ノ祭典モ絶タリ、就中慶長元年七月九日海嘯ニヨリ殿宇尽ク、海潮ニ流壞セルヲ元和二年ニ至リ、參議宰相細川越中守忠興神領ヲ寄附シ中絶ノ祭典ヲ興シ、寛永四年社殿造営セラルル其後領主小笠原氏松平氏特別ノ崇敬ニテ、神領ヲ寄附シ殿宇ヲ修繕シ祭典ノ資費ヲ奉ラル、往昔年中ノ祭典七十四度ナリシモ天正ノ兵乱ヨリ廃典トナリシヲ、細川氏再興以後節約シテ年中大中小札ノ祭典廿四度トナリシカ、明治二年己巳六月松平氏版圖奉還ニ付神領返上尙來年中僅ニ四度トナリシ明治五年申年十二月県社ニ定メラレシ、同十年内務省ヨリ宇佐宮撰社ニ被列タリ

- 境内 四千八百六拾五坪 官有地第一種
- 境内神社 十四社

若宮社

祭神 若宮 若姫 宇札姫 久札姫

由緒 不詳

神殿 長二間三尺 横二間老尺

磯神社

祭神 田心姫命 湍津姫命

由緒 創立本社二同シ明治十年本村字岡山ヨリ遷ス

石社

市杵社

祭神 市杵嶋姫命

由緒 創立本社二同シ明治十年本村字権田ヨリ遷ス

石社

産靈社

祭神 皇産靈神 菅原神 大山抵命 藥壺鳴尊

由緒 不詳、大山抵命素戔嗚尊ハ本社旧境内本宮ノ南一丁半距ノ山神社鎮座ナルヲ、明治十年当社合折ス

社殿 長二間、横老間老尺七寸

山造社

祭神 大山抵命 木祖神 彦狹知命 手置帆負命

由緒 創立不詳、本社ヨリ戊亥二方距ル七丁余ノ林中

宇山ノ中ニ有リシヲ明治十年移転ス、旧社地ハ天

平元年本宮建立ノ始ノ地ナリ

石社

稲荷社

祭神 倉稲魂神

由緒 明治十年本村字中ヨリ遷ス

石社

愛宕社

祭神 伊弉册尊 火産靈命

由緒 明治十年本村字荒平ヨリ遷ス

石社

妙見社

祭神 皇産靈神

由緒 明治十年本村字ユフ田ヨリ遷ス

石社

龍神社

祭神 大和多津見命

由緒 明治十年字トウゼンヨリ遷ス

石社

熊野社

祭神 伊弉册尊 奉解男尊 速玉男尊

由緒 明治十年字宮司ヨリ遷ス

石社

金刀毘羅社

祭神 大物主神

由緒 明治十年字六本木ヨリ遷ス

石社

蛭子社

祭神 少彦名神

由緒 明治十年字室屋ヨリ遷ス

石社

八阪社

祭神 素盞鳴尊

由緒 明治十年字平ノ上ヨリ遷ス

石社

諏訪社

祭神 健御名方神

由緒 明治十年字重珍ヨリ遷ス

石社

一 氏子

九百三拾老戸

大分県管下豊後国東郡狩宿村字向

村社

山神社

一 祭神

大山祇命 大年神 御年神 若神神

寛永九年癸申二年丹後国熊野郡祖庄松蔵村住人橋朝臣西垣

勝夫正吉檀那奉山御神社建立、右社頭大宮司藤原朝臣手島

助右衛門宗実此筆記豊前国宇佐郡比婆織部大神信遺書、其

後享保十三年戊申五月再建棟札アルノミ、明治六年村社ニ

列セラレ字神へ鎮座ノ処年数経過神殿等破壊ニ及ヒ殿宇模

様換再営セントスルモ社地嶮岨ニシテ建立スル能サルヲ以

テ明治十四年四月大分県庁へ上願、同年六月移転許可ヲ得

テ此地へ殿宇新築同年十月四日遷座ス

一 神殿 堅老間三尺 横貳間

一 押殿 堅貳間貳尺 横老間三尺

一 境内 九拾坪 官有地第二種

一 信徒 五百三拾七人

境内神社

八坂社 五寸 八寸

天満社 七寸 八寸

大日 六寸 七寸

陵神社 六寸 九寸

從來当所鎮座

字三塚鎮座

字神鎮座 祭神 豊受大神

祭神 八衢比古

八衢比売神

大分県管下豊後國東郡守江村字神場

村社

住吉社

一 祭神 底筒男命 中筒男命 表筒男命 神功皇后

一 由緒 貞享五年辰八月、木付城主松平重頼朝臣江高奉勳ノ節播州明石灘ニテ颶風ニ遇シ船甚危険、於是城主親ラ住吉神ニ祈願シ此難ヲシテ無事ナラシメル領内ニ一社設立永ク奉仕セント、為ニ颶止ミ無事兵庫ニ着ス、巧子使ヲ馳セ左海住吉神宮ニ分靈ヲ請イ元禄二年正月遷宮、蓋シ祭典等本社ノ旧式ニ敬ヒ旧領主ヨリ之ヲ執行シ代々祈願ノ事アリタリ矣

一 境内 三百八拾八坪 但官有地第一種

一 信徒 三百八拾八人

境内神社

一 神殿 長二間 横二間

一 押殿 長三間三尺 横二間

一 神供殿 長六間 横二間

一 境内 貳千五百四拾壹坪 但官有地第一種

一 信徒 二百七拾三人

大分県管下豊後國東郡守江村字王子

村社

八幡社

一 祭神 応神天皇

一 由緒 高橋六郎左エ門織田家ニツカエシ時、織田ノ族ノ為メ名ハ不詳、四国ニ下リ当國灘手村ニ標着アリ、字佐八幡ニ主君ノ加護ヲ祈禱穴左エ門ムメケ崎ノ不潔ヲ恐レ、天正四年九月八日守江村嬖子立テ王子ニ御靈ヲ移ス、即今正保二年松平市正源英親公木付ニ入城アリ、同五年木付城莊寅ノ神ト定メラレ守江社地ノ助ニ矢継ノ幕ヲ下ラレ笹飯曾載セ祭ラレタリ

一 神殿 長二間 横老間半

一 押殿 長六間 横二間

一 神供殿 長二間 横老間半

一 境内 三百八拾八坪 但官有地第一種

一 信徒 三百八拾八人

境内神社

一 神殿 金刀比 一尺方

一 同 九寸 一尺一寸

一 大日 八寸 八寸

一 稲荷 一尺三寸 一尺八寸

一 大帯 一尺八寸 二尺三寸

一 貴船 七寸 六寸

大分県管下豊後国東国東郡守江村字天村

村社

八幡社

祭神 応神天皇

由緒 不詳、明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 長二間 横老間三尺

押殿 長四間三尺 横二間

境内 七百八拾八坪 但官有地第一種

信徒 二百七拾三人

大分県管下豊後国東国東郡守江村字小浦

村社

山神社

祭神 大山祇神

由緒 不詳、明治六癸酉年村社ニ列セラル

神殿 長老間一尺 横老間六寸

押殿 長二間三尺 横二間

境内 百七拾六坪 官有地第一種

信徒 七拾四人

大分県管下豊後国東国東郡守江村字末水

無格社

瀧手社

祭神 応神天皇

由緒 不詳

社殿 長二間三尺 横二間

押殿 長三間 横二間

境内 二百六拾坪 官有地第一種

信徒 六百八拾八人

大分県管下豊後国東国東郡大内村字貴松

無格社

貴松社

祭神 高靈神 大山祇命

由緒 不詳、大山祇命字山ノ神へ鎮坐ノ処、明治八年当社ニ合併

神殿 長貳間 横老間半三尺

押殿 長八間五尺 横貳間

境内 貳百坪 民有地第一種 民有藤ノ川分共有地

境内神社六社

金刀比羅社

祭神 多伎理姫命 多伎都姫命

由緒 是マテ字二田尾ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳

貴松社境内へ移転

石祠

善神王社

祭神 武内宿禰

由緒 是マテ字二田尾ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳

貴松社境内へ移転

石祠

彦山社

祭神 天津日根命

由緒 是マテ字二田尾ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳

貴松社境内へ移転

石祠

八坂社

祭神 素戔嗚命

由緒 是マテ字祇園ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳

境内へ移転

石祠

天満社

祭神 菅原道真公

由緒 是マテ字祇園ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳

境内へ移転

石祠

生目社

祭神 景清公

由緒 是マテ字朝霧ニ鎮座ノ処去ル明治八年月日不詳

境内へ移転

石祠

四百三拾四人

大分県管下豊後国東国東郡大内村字浜

無格社

天満社

祭神

菅原道真霊二柱 大山祇命

由緒 従来ノ沿革不詳、大山祇命宇山ノ神へ菅原道真公宇天神へ鎮座ノ処、去ル明治八年宇浜天神天満社へ合併鎮座同社神

拜殿共年数経過破損シ且社地不潔殊ニ不便ノ地ニシテ再當

難出来付、信徒協議ノ上明治十四年三月社地転換ノ儀大分

県庁へ上頭、同年四月許可ヲ得テ神殿及拜殿改宮同年十一

月廿五日本地へ遷座ス

神殿

横卷間三尺 横卷間四尺

拜殿

横七間

渡殿

横七間

境内

百八拾三坪

民有地第一種

境内金刀比羅社遙拜所

由緒 宇丸尾山へ建立ノ所去ル明治八年宇浜本社境内へ

移転アリシヲ、明治十四年十一月廿五日本社一間

移転ス

石祠

三百三拾三人

信徒

大分県管下豊後国東国東郡大内村字妙見

無格社

草場社

祭神

天ノ御中主神 大山祇命

由緒 宇山ノ神へ鎮座ノ処明治八年合併

長老間半 横老間半

社殿

横老間半

境内

四拾七坪

民有地第一種

境内

四拾七坪

民有地第一種

境内

四拾七坪

民有地第一種

境内

四拾七坪

民有地第一種

境内

四拾七坪

民有地第一種

境内

四拾七坪

民有地第一種

境内

一 信徒 三百四拾七人

大分県管下豊後国東国東郡大内村字宮ノ脇

無格社

山神社

一 祭神 大山祇命 高禰神 多伎理姫命 素盞鳴命

座巢日神 多伎都姫命

一 由緒 不詳、素盞鳴命ハ字向畑へ高禰神ハ字ヤシキへ座巢日神ハ字タ、ラ追へ金刀比羅社ハ字ナラノ木へ鎮座ノ処明治八年不詳当社へ合併

一 神殿 堅貳間三尺 横貳間

一 境内 九拾四坪 民有地第一種

一 信徒 貳百四拾五人

大分県管下豊後国東国東郡大内村字広ヤシキ

無格社

山神社

一 祭神 大山祇命

一 由緒 不詳

一 神殿 長老間半三尺 横老間半三尺

一 境内 九拾六坪 民有地第一種

一 信徒 百五拾三人

IV 小社小堂資料

ここに収載した資料は、安岐町に所在する小社小堂の現地調査の記録である。これらは本調査の調査員であった堀内宜士氏による調査成果である。残念ながら、平成一三年度途中に堀内氏は奇病に遭われ現在も病床にある。そこで、氏の調査成果を新たに調査員となっていた中野昭純氏に補足していただき、今回掲載することとした。

また、現地調査の記録とともに、末尾には大分県公文書館所蔵の「豊後国境外仏堂明細帳」の関係部分も収めた。この記録は、明治政府による在地の寺社堂祠の整理をうけて作成されたものである。もとは明治一五（一八八二）年に作成されたが、その後の実地検査によって改訂を行い、明治一九（一八八六）年に完成したのが本史料である。この明細帳に掲載された仏堂は、果当局によって公認されたものである。在地にはさらに多くの仏堂が所在したが、その多くは廃堂・合祀された。しかし、書類上廃堂という形をとりつつ、実際には存続した仏堂も少なからずあり、果当局はその後も仏堂の整理徹底を宗教行政の一環として行っていた（明治時代の大分県社寺課旧蔵資料・大分県公文書館蔵）。

ここに収載するにあたっては、書式は原本の体裁を尊重したが、紙幅の都合から本尊および建物の規模の項目については一行にまとめ、所在地・大分県庁までの距離に関する項目は省略した。

△ 下原 ▽

1 大師堂（宇黒河原）

（堂宇）一間×一間

①石造弘法大師像（四三㎝）

※黒河原組が祀る。

2 大師堂（字本丸）

（堂宇）二間×二間

①木造如来立像（四〇㎝）、②石造弘法大師像（四五㎝）三軀、③石造弘

法大師像（三〇㎝）

（境内）

石灯籠 ①高一二五㎝、奉寄進／文政七申三月吉日 世話人茂助、②高

一二五㎝、奉寄進／文政十年丁亥三月廿一日／南無大師遍照金剛、庚申

塔 ①高一一五㎝、宝曆四甲戌天二月吉日 組中七人、②高八三㎝、文

政四巳／七月日、③高六二㎝ 無銘

※古城組が祀る。境内に五輪塔五基、一石五輪塔五基、五輪塔残欠三基

分がある。また、隣接して安岐城碑（明治三八年造立）がある。

3 大日様（字千人塚）

（押殿）五間×二間

向かって右から①石祠（七〇㎝、石仏 高一六㎝がある）、②石祠（八

六㎝、牛乗り大日像 高二四㎝がある）、文政六年 未二月吉日、③石

祠（七三㎝、石造地藏菩薩像 高二一㎝がある）、④石造役行者像（六

〇㎝）、⑤石造前鬼像（三〇㎝）、⑥石造後鬼像（三一㎝）、⑦石造十王像

(三七cm)一〇軀 ⑧石造地藏菩薩像(四一cm)、⑨石造狛犬(四八cm)、
⑩石灯籠(八四cm)「天保三辰季冬／浦下原講中」
(境内)

①石造地藏菩薩像 高二六cm、庚申塔 ①高九五cm、享保十七丙午年、
②高七八cm 無銘、③高八九cm 無銘、④高七〇cm 無銘、⑤高九〇cm
無銘、⑥高六二cm 無銘、⑦高七八cm 無銘
※脇田組が祀る。石祠周囲に一石五輪塔九基、五輪塔残欠一〇基分、墓
碑一基がある。

4 弘法堂(字ミナト)

(堂宇) 一間×一間
①木造弘法大師坐像(四五cm)
※脇田組が祀る。

5 阿弥陀堂(字ホキ)

(堂宇) 一間×一間
①木造阿弥陀如来像(九〇cm)
※個人が祀る。

6 山神社(字ミナト)

(拜殿) 三間×二間
鳥居 「願主山本茂七／天保五年堂棟石衛門 山本幸助 山本五右衛門」、
石灯籠 高一九九cm「奉明／天保五甲午天中冬／福力屋富助 福力屋龍
之助 当邑氏子中」
※迫組が祀る。

7 虚空蔵様(字宝蔵寺)

(堂宇) 一三五cm×二八cm ブロック造
①石造虚空蔵菩薩像(二六cm)、②石造地藏菩薩像(四六cm)、③石造弘
法大師像(五三cm)
※脇田組が祀る。十王石殿残欠がある。

8 大師石祠(字安田)

①石造修業大師立像(一一五cm)、②石造馬頭観音像(四四cm)、③石造
不動明王像、④石造納入弘法大師像(二三cm・二七cm)

9 弘法石祠(字吉永)

①石造弘法大師坐像(三三三cm)
※吉永組が祀る。

10 福地観音堂(字福地)

(堂宇) 二間×二間
①石造馬頭観音像(五九cm)、②木造薬師如来坐像(三四cm)、③木造地
蔵菩薩立像(九一cm)、④石造弘法大師像(四七cm)「安政四丁巳年／正
月吉日」
※福地組が祀る。

△ 塩 屋 ▽

11 弘法石祠(字川原)

①石造弘法大師坐像(三三〇cm)
※塩屋新町が祀る。

12 龍神堂(字ハマ)

(堂宇) 一間×一間

※龍神骨片を祀るといふ。

13 真乘院跡(字白石上)

①石造弘法大師坐像(五〇cm余・二七cm余)、②木造不動明王立像(七〇cm余)、③木造不動明王立像(三二二cm余)

※現在は個人宅になっている。

14 観音堂(心月寺境内)

(堂宇) 二間×二間

①木造観音菩薩像(四七cm)、②木造観音菩薩像(四九cm)、③木造祖師坐像(三二五cm)

15 弘法石祠(字横谷)

①石造弘法大師坐像(四〇cm)

※原組が祀る。

16 塔尾観音堂(杵築市)

(堂宇) 一間×一間

①石造観音坐像(三六cm)、②石造弘法大師坐像(三三三cm)
※原組と杵築市横城が祀る。

17 大師堂(字荒巻)

(堂宇) 一間×一間

①石造弘法大師坐像(四〇cm)

※荒巻組が祀る。

△ 馬場 ▽

18 大師堂(下馬場公民館)

①木造薬師如来坐像(三三三cm)、②石造阿弥陀如来坐像(四五cm)、③石造弘法大師坐像(三五cm)、④石造観音坐像(五〇cm)、⑤石造地藏菩薩坐像(三六cm)、⑥木造阿弥陀三尊像(三〇cm・脇侍立像二五cm)
※周辺の仏像を集めたもの。中村組が祀る。

19 穴観音(字子ギテ)

①石造観音菩薩像(四七cm)

※横穴式石室内にある。中に一石五輪塔四基、五輪塔残欠二基分、外に五輪塔一基、石灯笼残欠一基分がある。

20 愛宕堂(字子ギテ)

(堂宇) 一間×一間

①石塔(一六二cm)

(境内)

石灯笼 ①高一〇二cm、奉納/明治三十七年/卯十一月吉日/願主下原村松村長太郎、②高一一四cm、奉納/明治三十七年/卯月吉日

※境内に一石五輪塔一基、五輪塔残欠四基分がある。

21 大師堂(字マツタケ)

(堂宇) 二間×二間

- ①石造観音菩薩立像(七六cm)、②石造威徳明王像(六〇cm)、③石造牛乘大日像(四四cm)、④石造弘法大師坐像(五二cm)、⑤石造弘法大師坐像(三九cm)六軀、⑥石造地藏菩薩坐像(三八cm)

※平組が祀る。

22 観音堂(字マンドコロ)

(堂宇) 二間×一間半

- ①木造観音菩薩坐像(二九cm)、②石造地藏菩薩坐像(三六cm)、③石造弘法大師坐像(三三cm)、④石造牛乘大日像(二五cm)

※向須賀組が祀る。

23 釈迦堂(大権寺境内)

(堂宇) 二間半×二間

- ①木造釈迦立像(九一cm)、②木造十六羅漢坐像(四五cm余)、一六軀、③木造目蓮迦葉立像(六五cm)、④木造晋公神坐像(三〇cm余)

△ 瀬戸田 ▽

24 大日堂(淨国寺境内)

(堂宇) 二間半×二間半

- ①石造地藏菩薩立像(一一五cm)、②石造菩薩坐像(五八cm)、③石造大日塔(七八cm)、④石造弘法大師坐像(五四cm)、⑤石造弘法大師坐像(四三cm)、⑥石造菩薩坐像(四六cm)、⑦石造菩薩坐像(四六cm)、⑧石造弘法大師坐像(四三cm)、⑨石造地藏菩薩坐像(三五cm)、⑩石造地藏菩薩立像(六〇cm)、⑪石造弘法大師坐像(四二cm)、⑫石造大日如来像(五〇cm)、⑬木造祖師坐像(三〇cm)

25 不動堂(字六ツ枝)

(堂宇) 一間半×一間半

- ①石造弘法大師坐像(二八cm)、②石造弘法大師坐像(二七cm)、③石造不動明王立像(九六cm)、④木造十一面観音立像(一一六cm)、⑤石造観音立像(二九cm)

(境内)

供養塔 高八〇cm「奉書写法華経一部金剛經一卷/享保十二丁未七月吉日/沙門瑞明」

26 宮地社(字レンガン)

(拜殿) 二間×一間

鳥居 「喜福成農 紀元二千五百六十三年九月/弘証有余 願主小野誠治 孝之介 石工川野金太、石灯籠 高二一六cm「常夜燈/奉納 明治卅六年十一月設立/世話人 当村是松 岡 佐藤 井上/石工 溝部 井上 高橋」

27 観音堂(實際寺境内)

(堂宇) 二間×二間

① 千手観音像、② 石造准貳観音坐像 (二〇〇cm)、③ 弘法大師像

28 地藏堂 (字 惠良)

(堂宇) 一間×一間

① 石造地藏菩薩坐像 (六五cm)、② 石造地藏菩薩坐像 (四五cm)、③ 石造弘法大師坐像 (四五cm)

※ 惠良組が祀る。

△ 西 本 ▽

29 梅友庵 (字 下西本)

① 金銅釈迦如来坐像 (二七cm)、② 石造弘法大師坐像 (三八cm)

(境内)

石灯籠 高一四五cm「奉寄進/文政十三寅三月廿一日/下総国相馬郡宮和田村宝心、石造地藏菩薩立像 高一三九cm 台座銘「万靈等/寛政九丁巳年正月吉祥日/願主本多氏 弁指山信、供養塔 ① 高七五cm「奉納西国三十三所為供養/寛延三庚午天/六月十一日」、② 高九〇cm「奉書写大乗妙典一字一石/宝永四丁亥天/西本玄右衛門/右者大親眷族須証菩提」、③ 高八七cm「奉供養大乗妙典六十六部/天下泰平 享保四己亥天/国土安全 正月吉祥日/西本村宝心拜」、④ 高一〇五cm「南無阿弥陀仏/文政十一戊子天六月二十二日/西方行者窓口」、⑤ 高八四cm「奉納大乗妙典日本廻国/宝永七庚寅天五月六日/当村門野屋敷利兵衛」、⑥ 高八七cm「奉納大乗妙典日本廻国供養/安永二癸巳年正月廿二日/施主西本村中 豊前願主教信」

30 大師様 (字 田中)

① 禪入石造弘法大師像 (三二cm)

※ 田中組が祀る。

31 覺安寺 (字 内迫)

(堂宇) 三間×三間

① 石造文殊菩薩像 (三六cm)、② 石造普賢菩薩像 (三〇cm)、③ 石造弘法大師坐像 (三〇cm)、④ 木造仏坐像 (一九cm)

※ 内迫組が祀る。

32 観音堂 (字 木野)

(堂宇) 一間半×三間

① 木造阿弥陀如来立像 (六三cm)、② 石造准貳観音像 (五〇cm)「明治式拾五年六月吉日/世話人嘉策」、③ 石造弘法大師坐像 (三九cm)

(境内)

供養塔 高一〇〇cm「大聖十一面觀世音大乗妙典供養塔/天保九戊戌年六月日/西本村斎藤祐助元幸」

※ 木野組が祀る。

33 木野弁天 (字 木野)

① 石造弁天磨崖石祠 (一一cm)、② 石造弘法大師像 (七七cm)

△ 中 園 ∨

34 法雲堂（字高原）

（堂宇）二間×二間

①石造観音菩薩像（四二〇cm）八八軀、②石造弘法大師坐像（三七cm）弘化五戊申三月、

（境内）

石灯籠 二基 高一三六cm 無銘、庚申塔 高一一六cm、奉請背面金剛

講中敬白／享保六年巳天／十二月吉日、供養塔 ①高八九cm、奉供養大乘妙典六十六部／安永二癸巳八月吉日、施主中國邑俄閑造立之願主佐土孫養仙、②高一二〇cm、三界万靈塔／享保十三戊申年／七月十日、

※高原組が祀る。境内には無縫塔一基・五輪塔三基・五輪塔残欠三基分、

石造十王像（欠損）一〇軀がある。

35 阿弥陀堂（字大道）

（堂宇）一間×一間

①木造阿弥陀如来立像（四一〇cm）、②石造准胝観音坐像（三三二cm）、③石造弘法大師坐像（二七cm）

36 地藏堂（字大道）

（堂宇）一間半×二間

①石造地藏菩薩坐像（四三〇cm）、②石造弘法大師坐像（二七cm）

△ 成 久 ∨

37 大師堂（字大道）

（堂宇）一間半×二間

①石造地藏菩薩坐像（五二〇cm）、②石造地藏菩薩坐像（二二〇cm）※大道組が祀る。

38 地藏堂（字福園）

（堂宇）三間×二間

①石造地藏菩薩立像（四六〇cm）、②石造弘法大師坐像（二七cm）（境内）

供養塔 高九〇cm、奉納大乘妙典廻國供養塔／文政十一戊子十月二十九日／行者蜜字知伝首座

※ヒナタ組が祀る。

39 阿弥陀堂（字番畑）

（堂宇）二間×二間

①木造阿弥陀如来立像（八〇cm）、②石造弘法大師坐像（四五〇cm）二軀、③石造弘法大師坐像（四三〇cm）、④石造地藏菩薩坐像（四五〇cm）（境内）

供養塔 高九一cm、奉書金剛經一字一石口口／元禄十五壬午年仲春初九日／相原大藏安昌、

※陰平組と原組が祀る。

40 毘沙門堂（字西山）

〔堂宇〕 二間×二間

①木造毘沙門天立像(七五cm)、②木造准胝觀音像(五三三cm)、③木造觀音坐像(三三三cm)、④木造焼仏七軀(六三三cm・二軀・四七cm・五三三cm・五九cm・七二cm・七六cm)

※現在の堂宇は平成七年に新築。もとは山中にあり廃絶した成久寺の諸仏を安置するといふ。

△ 吉松 △

41 開山堂(宇立中)

〔堂宇〕 一間×一間

①石造開山塔(一一六cm・台石四〇cm)、②石造薬師如来立像(九〇cm)
③木造阿弥陀如来立像(五〇cm)、④石造弘法大師像 二軀(四一cm・三二cm)、⑤石造十王像(三一cm)、⑥棟札「上棟開山御廟一字/天地長久弘化二己巳歲 極楽山西方院開山隱居地也而御廟/再建立地而新石垣馬場道刻直三御忌相勸也現実際寺美山曳誌之/因土安全 一月十二日/世話人 小侯為助 利行善兵衛 中嶋貞右衛門」

〔境内〕

石灯籠 高一四八cm 献燈/安政六歲己未秋八月吉辰/小侯 為助 敏助、庚申塔 高一二二cm 宝曆七丁酉天正月廿八日、供養塔 高七五cm 三界万靈之塔、石幢 高八九cm 無銘
※ノ瀬組が祀る。

42 観音堂(宇柿田)

〔堂宇〕 一間×一間

①木造観音坐像(三五cm)、②石造弘法大師坐像(四五cm)

〔境内〕

石灯籠 ①高一九九cm 奉寄進石燈籠/宝永二乙酉天 後藤善兵衛/九月吉日、②高一八〇cm 献燈/文化十一甲戌四月吉日/石工 岩屋村吉竹良右衛門、西園巡礼供養塔 高一五cm 南無観世音菩薩/奉供西園巡礼同行十六人/正徳二辰天三月日、庚申塔 ①高一三〇cm 享保元丙申歳/八月四日/後藤氏一家中敬白、②高一二五cm 無銘
※後藤一統で祀る。境内には五輪塔一六基と墓碑二基がある。

43 野々田観音堂(宇柿田)

〔堂宇〕 一間×一間

①木造観音菩薩立像(六二cm)、②石造地藏菩薩坐像(六六cm)、③木造観音菩薩立像(五三cm)、④石造弘法大師像 二軀(三九cm・二二cm)、⑤石造観音菩薩坐像(四八cm)

〔境内〕

大乗妙典塔 高九〇cm 奉読誦大乗妙典一部/享保三戊戌天/十月二十四日、三界万靈塔 高九九cm 三界万靈/南無阿弥陀仏/享保十三戊申天正月十二日 野々田佐助

44 尾崎地藏堂(宇地蔵)

①木造観音菩薩立像(四三cm)、②石造地藏菩薩坐像(四九cm)、③石造弘法大師坐像(四〇cm)、④石造弘法大師坐像(五二cm)、⑤木造菅公坐像(一八cm)

〔境内〕

西国巡礼供養塔 高一・二 cm、奉納西国三拾三所願札／元文二丁巳歳／十二月三日／吉松村次兵衛 政三郎 弥介 助七 西本村 助右衛門 弥右衛門、石塔 高一・四 cm、地藏菩薩靈廟／奉寄附 為石細工冥加白石久右衛門、墓碑 高一・七 cm、南無阿弥陀仏 住光信士 心玉信士 常花信女／元禄七甲戌年七月八日 川野長兵衛建之。
※尾崎組が祀る。現在は公民館となっている。棟札五枚と折神札二枚がある。

45 観音堂（字ホクソノ）

①陶製大日如来像（七〇 cm）、②石造弘法大師坐像（四九 cm）、③石造弘法大師坐像（三二 cm）
※中村組が祀る。現在は公民館となっている。

46 七郎観音堂（字ユノ木）

（堂宇）二間×二間

①木造観音菩薩坐像（五〇 cm）、②木造毘沙門天立像（五三 cm）、③木造將軍地藏菩薩坐像、④木造毘沙門天立像（二七 cm）、⑤石造弘法大師坐像（三二・二九 cm、一四 cm）三軀、⑥木造閻魔大王坐像（七〇 cm）

（境内）

庚申塔 ①高一四〇 cm、元禄十五己巳／十一月十三日、②高一〇五 cm 無銘、③高三〇 cm、宝暦八庚寅天／二月吉日／願主□□、西国巡礼供養塔 高一三七 cm、西国巡礼供養塔／寛延二己巳天／七月吉日 当村□□ □□ 伝七 同人妻

※七郎組が祀る。

△ 掛 樋 ▽

47 地藏堂（字小野）

①石造観音坐像（九二 cm）、②石造地藏菩薩坐像（五二 cm）、③石造牛乘大日如来像（五二 cm）、④石造羅漢像（四二 cm）、⑤石造弘法大師坐像（四九 cm）

（境内）

石灯籠 高一八三 cm、奉寄進 神徳光勝新／万延元年庚申六月吉日／世話人溝部和七 溝部周助、供養塔 ①高一・七 cm、奉建立郷七社百日参塔／享保八卯天／六月初十日 願主 円心、②高一・三六 cm、南無阿弥陀仏法界／渡辺小右衛門、③高八七 cm、南無遍照大師金剛尊／元禄七甲戌天／六月廿一日／施主小右衛門、④高七七 cm、郷七社百日詣供養塔／享保十年天／八月廿六日

※小野組が祀る。境内に五輪塔五基、宝塔一基、五輪塔残欠二基分、宝篋印塔残欠一基分がある。現在公民館となっている。

48 山神社（小野谷川）

（拜殿）一間半×一間

鳥居 「山岳日茂生 小野藤原多治郎 石工掛樋小山田松造／神徳光座新 氏子中 明治十七甲申二月吉日、石灯籠 ①高一六八 cm、奉寄進／享和元酉年／六月吉日 溝部俊二 又助 四良左衛門、②高一六八 cm、奉寄進／享和元酉年／七月吉日 矢野順清 定右衛門 吉右衛門
※小野組が祀る。

49 岩屋堂（字岩屋）

〔堂宇〕一間半×一間

- ①石造大威徳明王(五〇cm)、②石造馬頭観音像(三七cm)、③石造馬頭
観音像(六〇cm)、④石造地藏菩薩坐像(五六cm)、⑤石造弘法大師坐像
(三九cm)、⑥石造観音菩薩立像(五七cm)、⑦石造観音菩薩坐像(六九
cm)、⑧庚申塔(一一〇cm)寛延元年二月吉日

〔境内〕

石造修業大師像(二七〇cm)、石灯笼 高一七九cm、奉寄進/安永八亥十
二月/掛樋邑施主八右衛門、供養塔 ①高一二二cm、念仏百万遍塔/合
唱念仏者万法蓮法 宝永二乙酉天正月十三日/依之益万返自他往生、②
高一二二cm、奉説講法華部七部/宝永四丁亥天/二月廿三日、③高一
三三cm、三界万靈塔/施主昌繁益庵信士/逆修造當也/元禄三庚午、④高
五七cm、三界万靈塔、⑤高七七cm、奉書写大乗妙典一部供養塔/享保十
己巳天/卒斐吉祥日/法名梅林溪雲/俗名布施是作

※寛下組が祀る。

50 虚空蔵様(字向野)

①石造虚空蔵菩薩(六二cm)

※石窟内にある。

51 城圍寺跡(字城圍)

〔堂宇〕一間半×一間半

①木造不動明王立像(五二cm)、②木造十二神持像(三三cm)一一匳

〔境内〕

- 岩窟内 ①石造観音菩薩坐像(九九cm)、②石造弘法大師坐像(四二cm)、
③石造地藏菩薩立像(四二cm)、④石造観音坐像(四四cm)、庚申塔 二

基①高一〇六cm「正徳四甲午/二月廿二日」、②高一〇五cm 無銘、石砌

高一二〇cm「奉寄山之神/文政八年/二月吉日」

※境内に宝塔四基、五輪塔八基、五輪塔残欠五基分、墓碑二基がある。

城圍組が祀る。

52 地藏堂(字成澄)

〔堂宇〕一間×一間

①石造地藏菩薩立像(一〇五cm)

※寛上組が祀る。境内に五輪塔七基、五輪塔残欠六基分がある。

△ 油 留 木 ▽

53 観音堂(字口ノ坪)

〔堂宇〕三間×二間

①木造観音菩薩立像、②石造観音菩薩坐像(三八cm)、③木造地藏菩薩立
像(六九cm)、④石造弘法大師坐像(三四cm)、棟札「奉寄進下油留城
村観音堂地藏弘法大師一字 為 敬白/為願主除災安樂/五段豊稔」
※下油留木分で祀る。境内に宝篋印塔一基、三連板碑一基、五輪塔六基、
五輪塔残欠四基分がある。

54 不動堂(字下ヶ追)

〔堂宇〕三間×二間

①石造不動明王坐像(一五五cm)、棟札「不動山不動堂再建/文久三年/
亥八月/大工阿子手永久末村 田辺仙右衛門」

〔境内〕

裏師堂 一間×一間 ①石造薬師如来坐像(七八cm)、②石造阿弥陀如来坐像(六〇cm)、③石造弘法大師坐像(五一cm)、④石造観音菩薩坐像(五五cm)、⑤石造弘法大師坐像(四九cm)

石祠 高一三三cm、当邑/施主喜輔、石祠前に石灯笼二基 ①高一〇五cm、奉献灯/当村喜助、②高一〇五cm、奉献灯/当村新兵衛

供養塔 高一一五cm、奉書写法華一部金剛經一卷/享保十五/七月日沙門口口、石灯笼 ①高一七五cm、献灯/明治廿六年旧十二月中旬/ユルキ渡辺吉平

※上油留木分が祀る。五輪塔一〇基、石殿一基がある。

55 愛宕堂(字蜘蛛取)

〔堂宇〕 一間×一間

①木造将軍地藏菩薩坐像(三二四)、②木造仏坐像(二五cm)

※愛宕講(七軒)で祀る。

56 地藏堂(泉正寺境内)

〔堂宇〕 三間×二間半

①木造地藏菩薩立像(四九四)、②石造観音菩薩立像(二〇三四)、③石造観音菩薩像(四〇四)、④石造観音菩薩坐像(四〇四)、⑤木造弘法大師坐像(四〇四)、⑥石造弘法大師坐像(三八四)、棟札「奉再建地藏堂一字 氏子繁榮諸人快楽新口/親主天中天連陵傾仰声 明治廿參年

当山現住大勇代/哀愍衆生者我等今敬礼 寅旧八月吉日/当邑大工渡辺久右衛門 石工安倍元五郎/世話人茂倉柳太 大蔵松五郎

57 地藏堂(泉正寺境内)

〔堂宇〕 一間×一間

①石造地藏菩薩坐像(二〇三三)、②石造地藏菩薩坐像(五六四)、③石造地藏菩薩立像(六八四)、④石造地藏菩薩立像(七〇四)、⑤石造地藏菩薩立像(七〇四)、⑥石造地藏菩薩立像(七〇四)、⑦石造地藏菩薩立像(七〇四)

△ 下山口 ▽

58 大師堂(字石ノ田)

〔堂宇〕 一間×一間

①石造如来坐像(二二四四)、②木造千手観音立像(三九四)、③木造不動明王立像(三二四)、④石造弘法大師坐像(三二四)

※下組が祀る。

59 行安観音堂(字南行安)

〔堂宇〕 二間×二間

①木造観音菩薩坐像(像高一八四)、②木造不動明王立像(七〇四)、③石造弘法大師坐像(四二四)、「文化十一戊辰/京田 吉左衛門/親主今村友作」、④開口(径一七四) 無銘

※個人が祀る。

60 京田阿弥陀堂(字京田)

〔堂宇〕 二間×二間

①木造阿弥陀如来立像(九八cm)、②木造不明尊型立像(六〇cm)、③石造地藏菩薩立像(五八cm)、④石造弘法大師坐像(二八cm×二)二軀
※京田組が祀る。

61 堂棟(字菩提司)

(堂宇) 一間×一間

①石造観音菩薩像(四二cm)、②石造地藏菩薩像(三九cm)、③石造地藏菩薩立像(四三cm)、④石造弘法大師坐像(三九cm)

※個人が祀る。

62 地藏堂(字菩提司)

(堂宇) 一間×一間

①石造地藏菩薩立像(一一三三cm)

63 十王堂(浄泉寺境内)

(堂宇) 二間半×二間

①石造閻魔大王坐像(四八cm)、②石造十王像 右から上段(1)三三三cm、(2)三三三cm、(3)三三三cm、(4)三三三cm、下段(1)三三三cm、(2)三三三cm、(3)三三三cm、(4)三三三cm、(5)三三三cm、(6)三三三cm、③石造脱衣婆像(三四cm)、④石造青鬼(三三三cm)、⑤石造男像(三三三cm)、⑥石造女人像(二九cm)⑦石造赤鬼(三三三cm)、⑧石造人頭(一一一cm)、⑨石造弘法大師坐像(四六cm)

64 保正庵(字保正庵)

(堂宇) 三間×三間

①木造阿弥陀如来立像(四八cm)、②石造弘法大師坐像(三三四cm)、③木造地藏菩薩坐像(二四cm)、④石造観音菩薩立像(二〇cm)
(境内)

石造仁王像 二軀(高九〇cm) 無銘

※三郎丸組が祀る。境内に五輪塔二基、五輪塔残欠四基分がある。

65 走水観音堂(字走水)

(堂宇) 二間×一間半

①木造菩薩坐像(四三cm)、②石造十一面観音立像(七一cm)、③石造地藏菩薩坐像(六五cm)、④石造弘法大師坐像(三一cm)、⑤鰐口(径一七cm)「永水五戊子二月吉日/下山口 新六」

※三郎丸組が祀る。

△山口▽

66 阿弥陀堂(字ツツ井)

(堂宇) 一間半×一間半

①木造阿弥陀如来坐像(六八cm)、②石造弘法大師坐像(四六cm)、③石造薬師如来坐像(六二cm)
※会舞組が祀る。境内に五輪塔一基がある。

67 阿弥陀堂(字ツツ井)

①木造阿弥陀如来坐像(三三三cm)、②石造地藏菩薩立像(四三三cm)、③石造弘法大師坐像(三〇cm)

棟札「奉再造阿弥陀堂一字吉久ノ千時天保三壬辰三月八日ノ實際寺十一世大悟曼羅記之ノ安岐山口邑 施主阿部又助 高橋今右衛門ノ大工 棟七 仙助」(裏)「御領主松平河内守親良公ノ御代官渡辺近藏ノ庄屋辨田彦次郎 弁指吉田庄右衛門」

※もとは裏山にあった堂が倒壊したため、明治時代に仏像等を個人宅へ移した。

68 弘法様(字ノダ)

①石造弘法大師像(四二cm)、②石造観音菩薩像(七八cm)、③石造地藏龕(七二cm)

※皇宗組が祀る。

69 日鬪観音堂(字日鬪)

①石造文殊菩薩像(四八cm)、②石造弘法大師坐像(四五cm)、③石造弘法大師坐像(二八cm)

(境内)

庚申塔 ①高一五cm 無銘、②高一三三cm 無銘、③高八二cm、元文五庚申天ノ八月廿二日、④高七四cm、安政十二庚申歲十月吉日ノ施主木田十兵衛

現在公民館へ移転 庚申塔 高八〇cm、奉請庚申二世ノ元禄十四辛巳天正月七日ノ涼ノ口太郎 口口、供養塔 ①高一〇三cm、奉供養西国三十ヶ所ノ元文二丁巳天ノ正月吉日、②高一〇cm、大乗妙典一字一石日本廻國供養塔ノ天下和順 宝曆六丙子天正月吉日ノ国土安全 行者布施人口龍

※現在は公共施設に改築された。日鬪組が祀る。

70 馬渡観音堂(字シロキハ)

(堂宇)一間半×一間半

①石造観音菩薩立像(二〇〇cm)、②石造馬頭観音像(六二cm)、③石造弘法大師坐像(五三cm)、④石造観音菩薩坐像(三三cm)

※馬渡組が祀る。

△ 大 派 ▽

71 弘法様(字妙見)

(堂宇)ブロック造

①石造弘法大師坐像(三二cm)、②石造弘法大師坐像(二二八cm)

72 中西観音堂(字前ノ臈)

(堂宇)一間半×一間半

①石造観音菩薩坐像(四八cm)、②石造観音菩薩坐像(三九cm)、③石造地藏菩薩坐像(二四cm)、④石造地藏菩薩坐像(三五cm)

※谷組が祀る。

73 大師堂(字神田)

(堂宇)二間×二間

①石造地藏菩薩坐像(六九cm)、②石造地藏菩薩坐像(五五cm)、③木造如来立像(四〇cm)、④石造弘法大師坐像(四一cm)、⑤石造弘法大師坐像(四五cm)、⑥石造弘法大師坐像(二九cm)二軀、⑦石造地藏菩薩立像

※中西組が祀る。

74 雙宕堂 (字志村)

(堂宇) 八〇cm×五〇cm

①石造地藏菩薩坐像 (四三〇)

75 地藏堂 (字志村)

(堂宇) ブロック造

①石造地藏菩薩立像 (四〇〇cm)、②石造地藏菩薩坐像 (二七〇cm)、③石造

地藏菩薩坐像 (三六〇cm)

※俗にいば地藏とよばれる。

78 地藏堂 (桂徳寺境内)

(堂宇) 二間×二間

①石造地藏菩薩坐像 (像高五〇cm)、②石造十王坐像 (二一・一〇・二五・五cm) 一〇軀、③石造弘法大師坐像 (三七〇cm)、④木造弘法大師坐像 (四〇〇cm)

※古庄一統が祀る。

79 地藏堂 (字狩滴)

①木造地藏菩薩立像 (二五八cm)、②木造十王像 (三八cm) 一軀、③石造威徳明王 (四六cm)、④石造弘法大師像 (四六cm×二) 二軀

※現在は瑠璃光寺境内に移築。

△糸永▽

76 十王堂 (字上杉山)

①石造虚空蔵坐像 (三〇〇cm)、②石造弘法大師坐像 (三五〇cm)、③木造閻

魔大王坐像 (四五〇cm)

※個人宅地に祀られる。

77 観音堂 (桂徳寺境内)

(堂宇) 二間×二間

①木造観音菩薩立像 (二二〇〇cm)、②石造馬頭観音坐像 (五五〇cm)、③石造弘法大師坐像 (三六cm・四三cm・三四cm) 三軀

△富清▽

80 西迎寺跡 (字孝田)

(堂宇)

①石造祠入地藏菩薩坐像 (二五〇cm)、②石造祠入地藏菩薩立像 (五五〇cm)、③石造地藏菩薩坐像 (八一cm・台石四六cm)、④石造弘法大師坐像 (三〇〇cm)、⑤石造地藏菩薩立像 (五八cm)

81 大師堂 (字加鏡)

(堂宇) 一間半×一間半

①石造弘法大師坐像 (九〇cm)

※陽平組が祀る。

82 地藏堂(字中山)

(堂宇) 三間×二間半

- ①石造延命地藏菩薩像(五五cm)、②石造延命地藏菩薩像(六〇cm)、③石造大日如来像(三三cm)、④石造馬頭観音像(三六cm)、⑤石造牛乘大日如来像(四六cm)、⑥石造弘法大師像(三二cm)二軀、⑦石造弘法大師像(二九cm)二軀

(境内)

庚申塔 高一三三cm、天明元辛丑年/七月吉日/世話人伝六 助左衛門

久右衛門 半助 長介 与平 又四郎

※陽平組が祀る。

83 地藏堂(西福寺境内)

(堂宇) 一間半×一間

- ①石造地藏菩薩立像(八五cm)、②木造十王坐像(五二cm)、③石造地藏菩薩像(三九cm)、④石造弘法大師像(二七cm)

△ 両子 √

84 小畑観音堂(字前)

(堂宇) 三間×三間

- ①木造観音菩薩立像(一七二cm)

※境内に五輪塔二基・石塔一基がある。小畑組が祀る。

85 工地藏堂(字岡)

(堂宇) 二間×三間

- ①木造地藏菩薩立像(六六cm)、②石造観音坐像(四〇cm)

※工組が祀る。

86 不動堂(字二郎丸ノ上)

(堂宇) 一間×一間

- ①石造不動明王像(五四cm)

※中分天満社境内にある。

87 阿弥陀堂(字二郎丸ノ上)

(堂宇) 一間半×一間半

- ①木造阿弥陀如来立像(九九cm)

※堂内に一石五輪塔一基がある。中分組が祀る。

88 徳代観音堂(字中ノ追)

(堂宇) 二間×二間

- ①木造観音菩薩立像(一一五cm)

※徳代組が祀る。

89 毘沙門堂(字上ノ追)

(堂宇) 二間×二間

- ①石造祠入威徳明王坐像(三五cm)、②石造祠入大日如来坐像(四〇cm)

(境内) 庚申塔 高一四五cm、享保十巳/三月吉日/願主林伊太郎 六三郎 清

三郎 作太郎 新藏 紀太郎 安藏 曾太郎 佐太郎 久二郎
※横峯組が祀る。本尊である木造毘沙門天像（一七〇cm）は両子寺が保管する。

90 地藏堂（字扠）

（堂宇）一間×一間

①木造地藏菩薩立像（七三cm）、②木造半跏坐地藏菩薩像（四六cm）

※弘組が祀る。

91 大師堂（字久保殿）

（堂宇）二間×二間

①木造弘法大師坐像（三五cm）

※弘組が祀る。

92 走水観音堂（字走水）

（堂宇）三間×二間

①十一面観音菩薩像（八〇cm）、②如意輪観音菩薩像（七一cm）、③石造弘法大師像（四〇cm）、④鋤口（径一五cm）、⑤宝永五戊子年二月吉日ノ下

山口村 新六

112 円寿院跡（字園田）

（堂宇）三間×三間

※建物は壊れており、仏像は所在しない。かつては下分が祀っていた。

113 知福院（字中屋敷）

（堂宇）二間×二間

①木造大日如来坐像（三九cm）、②木造観音菩薩立像（四一・五cm）、③木造不動明王立像（三七cm）、④木造大威徳明王像（六三cm）

※中分が祀る。

△ 山 浦 ▽

93 梁瀬十五堂（字今井ヶ平）

（堂宇）一間半×一間半

①石造地藏菩薩立像（九七cm）、②石造闍婆大王像（六二cm）、③石造十

王像（一）五五cm・（二）五六cm・（三）五二cm・（四）五二cm・（五）五

五cm・（六）五一cm・（七）五三cm・（八）五四cm・（九）五二cm、④石造

観音菩薩立像（六四cm）

※陰平組が祀る。

94 大師堂（字榎木田）

①石造如来立像（五九cm）、②石造弘法大師坐像（四九cm）

（境内）

①石造地藏菩薩立像（七二cm）、②石造弘法大師坐像（三七cm）、③石造

馬頭観音像（六四cm）⑤石造牛乗り大日像（七六cm）

※四国五十四番とされる。小瀬原組が祀る。

95 地藏堂（字宮ノ本）

①石造地藏菩薩立像（五〇cm）、②石造地藏菩薩立像（六五cm）、③鋤口

(径一九〇) 無銘

(境内)

石灯籠 高一八九cm「奉寄進ノ享保十五庚戌年ノ七月吉日」、供養塔 ① 高七八cm、奉納大乘妙典六十六部日本通國ノ安永二癸巳年四月吉祥日ノ行者道徹」、②高八〇cm「南無觀世音菩薩ノ延享二乙丑天四月十一日」
※小瀬原組が祀る。

96 観音堂(宇井ノ上)

①木造観音菩薩坐像(三七cm)、②木造観音菩薩坐像(四二cm)、③石造地蔵菩薩坐像(三九cm)

※現在、堂宇は壊され、仏像は小瀬原地蔵堂に安置される。

97 十王堂(宇密樂院)

(堂宇) 一間半×一間半

①石造閻魔王像(五四cm)、②石造泰広王像(五一cm)、③石造十王像(一)五〇cm・(二)五三cm・(三)五三cm・(四)五四cm・(五)四四cm・(六)五二cm・(七)四二cm・(八)五二cm、④石造地蔵菩薩坐像(六六cm)

※密樂院組が祀る。

98 山神社(宇密樂院)

石灯籠 高九二cm「慈光ノ文政十己天ノ二月吉日ノ当村 紀口 良藏」
※密樂院組が祀る。

99 愛宕堂(宇釘尾)

(堂宇) 二間×二間

①木造地蔵菩薩坐像(五〇cm)

100 阿弥陀堂(宇釘尾)

(堂宇) 二間×二間

①木造如来坐像(七〇cm)、②石造弘法大師像(二七cm)
※釘尾組が祀る。棟札六点がのこる。

101 橋上観音堂(宇西)

(堂宇) 二間×二間

①木造観音菩薩像(二六〇cm)
※境内に五輪塔五基・一石五輪塔三基・五輪塔残欠五基分がある。橋上組が祀る。

△ 矢川 △

102 仏野観音堂(宇新運)

(堂宇) 二間×二間

①木造観音菩薩立像(一〇三cm)、②石造弘法大師坐像(三五cm)二軀、③石造十王像(三二cm・三九cm)、④木造観音菩薩立像(二〇cm余)

(境内)

石遣仁王像 二軀(一一八cm) 無銘、庚申塔 高九八cm 無銘、供養塔 高一四四cm「法華一字一石ノ鎌六ノ口」

※仏野組が祀る。境内に五輪塔一六基、五輪塔残欠九基分、墓碑三基が

ある。

103 長瀬観音堂(宇長瀬)

(堂宇) 一間半×一間半

①石造馬頭観音像(三七〇cm)、②石造大日如来坐像(四二cm)、③木造地藏菩薩像(四〇cm)

(境内)

庚申塔 高一・五cm「文化甲子天ノ十二月吉日ノ組中志」

※長瀬組が祀る。

104 中ノ川観音堂(宇屋敷)

(堂宇) 二間×一間半

①木造観音菩薩立像(一一六cm)、②石造如来坐像(三四cm)、③石造地藏菩薩坐像(三三cm)、④隨身像(四三cm)二軀

※中の川組が祀る。隣接して、宝篋印塔一基・板碑二基がある。

105 中ノ川薬師堂(宇屋敷)

(堂宇) 二間×二間

①木造薬師如来坐像(五四cm)、②石造弘法大師坐像(四四cm)、③石造弘法大師坐像(六三cm)③鑿口(径一九cm)「九州豊後国崎郡中ノ川村ノ元禄十三庚辰歲 九月吉祥日ノ川野善助」

※個人が祀る。

106 玉林寺跡(宇中之迫)

(堂宇) 三間×三間

①木造観音菩薩立像(二七〇cm)

(境内)

石造弘法大師像(石祠入) 高三・五cm 祠銘「文政三庚 九月吉日」

※境内に五輪塔一基がある。

△ 朝 来 △

107 宝寿院(宇小屋光)

(堂宇) 一間半×一間半

①木造如来坐像(七四cm)、②木造不動明王立像(九〇cm)、③木造祖師坐像(五〇cm)

108 観音堂(宇宮原)

(堂宇) 一間×一間

①木造観音菩薩坐像(三二cm)、②石造弘法大師像(三一cm・一一cm)二軀

※倉掛集落で祀る。

109 薬師様(宇上油原)

①石造薬師如来像(三五cm)、②石造弘法大師像(四三cm)、③石造薬師如来像(四〇cm)

※油原組が祀る。以前は堂宇があった。

110 観音堂(宇松ケ木)

〔堂宇〕 一間×一間

①木造観音菩薩立像(二五〇cm)、②木造童子立像(三五cm)

〔境内〕

庚申塔 高一五五cm、奉教待青面金剛講一結束二世安樂所ノ寛文十二壬子天ノ閏六月十七日ノ秋吉茂太夫

111 観音堂(字陣ノ内)

〔堂宇〕 一間×一間

①木造観音菩薩立像(六三cm)、②石造地藏菩薩立像(五七cm)

〔境内〕

庚申塔 高一〇五cm「元禄六年ノ十一月日」

※個人が祀る。

112 弘法堂(字一ツ鏡)

〔堂宇〕 三間×二間

①石造弘法大師坐像 一七軀(三五cm、七〇cm)

※中村組が祀る。

113 堂様(字寺野)

〔堂宇〕 一間×一間

①石造地藏菩薩坐像(七七cm)、②石造地藏菩薩坐像(五九cm)

〔境内〕

庚申塔 高一四〇cm、宝永元年ノ十一月廿四日ノ三助 清四郎 仁介
新六 与介

※寺野組が祀る。

114 平原地蔵堂(字平原)

〔堂宇〕 ブロック造

①木造地藏菩薩坐像(四二cm)

※平原組が祀る。

115 追地藏堂(字京穂)

〔堂宇〕 ブロック造

①石造地藏菩薩坐像(五〇cm)、②石造十王坐像(四八cm×二)二軀、③石造伽藍神(四三cm)、④石造薬師如来立像(六二cm)、⑤木造地藏菩薩坐像(三七cm)

※京穂組が祀る。

116 中原観音堂(字中原)

〔堂宇〕 一間×一間

①木造観音菩薩坐像(五八cm)、②石造弘法大師坐像(二六cm)

〔境内〕

供養塔 高九七cm、日本廻国供養塔ノ安永七戊戌天ノ十一月吉祥日ノ施主村長亦左衛門ノ願主新藏亦助

※中原組が祀る。

117 木馬寺跡(字鳥越)

①石造牛乘大日坐像(五四cm)、②供養塔 高一五二cm「草創仁開大土藏国寺古達道空庵ノ開山伝伝 祖心和尚ノ二祖密伝 祖灯大和尚」

△ 明治 ▽

118 愛宕堂 (宇中國)

(堂宇) 一間半×一間半

- ①石造地藏菩薩坐像(五五cm)、②石造觀音菩薩像(三〇cm)、③石造地藏菩薩像(二九cm)

(境内)

庚申塔 高一五五cm 無銘

※中國組が祀る。

119 阿弥陀堂 (宇岩詰)

(堂宇) 二間×二間

- ①木造如来坐像(六三cm)、②木造觀音菩薩立像(五四cm)、③木造如来立像(三七cm)、④石造地藏菩薩坐像(二六cm)

※岩詰組が祀る。

120 柚ノ木観音堂 (宇柚ノ木)

(堂宇) 二間×二間

- ①木造觀音菩薩像(五二cm)、②石造地藏菩薩像(九〇cm)、③木造十王像五軀(四〇cm)、④石造弘法大師像二軀(四九cm・三一cm)

※柚ノ木組が祀る。現在は倒壊している。

121 寺園観音堂 (宇宮ノ平)

(堂宇) 九〇cm×七〇cm

- ①木造如来坐像(六〇cm)、②木造如来坐像(六〇cm)

122 吉行観音堂 (宇吉行)

(堂宇) 二間×二間

- ①石造馬頭観音像(四〇cm)、②石造准胝観音像(四五cm)、③石造弘法大師坐像(三一cm)、④石造不動明王立像(六六cm)、⑤石造弘法大師坐像(二八cm)、⑥石造如来立像(六三cm)、⑦石造不動明王立像(六五cm)、⑧石造地藏菩薩立像(六二cm)、⑨石造地藏菩薩立像(四二cm)

⑩石造不動明王立像(三一cm)
※吉行組が祀る。

123 金剛院観音堂 (宇金剛院)

(堂宇) 二間×二間

- ①木造觀音菩薩立像(一四二cm)
※境内に板神一基がある。

124 旭堂 (宇切畑)

(堂宇) 一間半×一間

- ①木造阿弥陀如来坐像(四九cm)、②木造勢至菩薩像(二二cm)、③木造觀世音菩薩像(二七cm)、④木造地藏菩薩像(五六cm)
※切畑組が祀る。

125 紺屋地藏堂 (宇紺屋)

(堂宇) 三間×一間半

- ①石造地藏菩薩像(五八cm)、②石造弘法大師像(三五cm)、③鋸口(徑

一七〇 奉寄進御宝前／安永八年戊三月吉日／中野村財前氏子中

（境内）

石灯笼 ①高一五六cm、奉寄進 石燈籠一基／享保八癸卯年／正月吉祥日／諸田村、②高一五六cm、奉神燈 石燈籠／天明六壬辰三月吉日／願主 当村勝平、③高一五六cm、奉寄進 石燈籠／文化三年寅二月、供養塔 高六〇cm、南無阿弥陀仏 大乗妙典一、字一石／元文三戊午天九月吉日／享保十三庚戌天九月吉日／財前氏次郎兵衛安信 諸田村石工 次兵衛

※紺屋組が祀る。

126 市ノ尾観音堂（字市ノ尾）

（堂宇）二間×一間半

①木造観音菩薩立像（八〇cm）、②木造阿弥陀如来立像（七八cm）、③石造地藏菩薩坐像（三四cm）、④石造普賢菩薩像（三七cm）、⑤木造千手観音菩薩立像（二五cm）

（境内）

庚申塔 高一四六cm、明和八年／卯月吉日、供養塔 高四六cm、大乗妙典 日本回国供養塔／安政己酉天十月吉日／願主玄心、

※市ノ尾組が祀る。

127 弥勒堂（字中畑）

（堂宇）

①木造弥勒菩薩坐像（五三cm）、②木造阿弥陀如来坐像、③鋳口（径二五cm）奉掛御仏前／願主当村重兵衛／安永二癸巳年三月、

（境内）

庚申塔 高一〇〇cm 無銘

※中畑組が祀る。

128 愛宕堂（字大坪）

（堂宇）一間半×一間半

①木造地藏菩薩像、②木造不動明王立像

（境内）

庚申塔 高一四〇cm 無銘、供養塔 高一〇〇cm、奉唱念仏百万遍 神力院義伝供養塔／于時享保廿乙卯歳 现住大荒坊／寒露月下旬第七回忌 菩提也

※諸田下組が祀る。

129 観音寺（字寺田）

（堂宇）八m×八m

①木造千手観音菩薩坐像（一七五cm）、②石造地藏菩薩坐像（四五cm）③木造毘沙門天立像（八三cm）、④木造不動明王立像（六二cm）

（境内）

無縫塔 三基、石殿 總高二四五cm、宝篋印塔 二基、石灯笼 ①高一四六cm、奉寄進燈籠兩器／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村住三浦仁右衛門啓白、②高一四六cm、奉寄進燈籠兩基／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村住三浦仁右衛門義浄、③高一四八cm、奉寄進燈籠兩器／享保八癸卯天仲夏吉祥日／施主当村住堀助兵衛、④高一五五cm、奉寄進燈籠一基／享保八癸卯天四月吉祥日／願主当村堀助兵衛啓白、

130 杉園菜師堂（字尾園）

（堂宇）一間半×一間半

①石造薬師如来像（三〇cm）、②石造如来像（三五cm）、③木造弘法大師坐像（三〇cm）、④木造威徳明王坐像（六〇cm）

（境内）

①石造阿弥陀如来像（五〇cm）、②石造菩薩像（五六cm）、④石造菩薩像

（七六cm）、⑤石造地藏菩薩坐像（四五cm）、⑥石造弘法大師像（三〇cm）、

⑦石祠（六四cm）、

庚申塔 高一三五cm、享保四己亥年／十二月廿一日／茂助 又七 久平

藤七 紋七 次良平 久助

※上組が祀る。境内に宝篋印塔一基・墓碑一基がある。

131 大吉堂（宇尾園）

（堂宇）ブロック造

①石造仏像（五〇cm）、②木造如来立像（二〇cm）、③石造弘法大師像（二九cm）

※境内に圓東塔がある。

豊後国境外仏堂明細帳（明治一九年） ○大分県公文書館蔵

大分県管下豊後国東国東郡山浦村字古屋敷

愛宕堂

一 本尊 愛宕地藏尊 愛染明王 十王尊

一 由緒 不詳

一 堂宇 竪一間四尺 横一間二尺八寸

一 敷地 拾三坪 民有地第一種

一 境内仏堂 三字

十王堂

本尊 十王尊

由緒 不詳、元当村字カゲ平安置ノ処明治八年此境内ニ

移ス

堂宇 竪一間三尺 横二間

観音堂

本尊 観音尊 弘法大師 地藏尊 愛染明王

大日如来

由緒 不詳、元当村字東ノ浦安置ノ処明治八年此境内へ

移ス

堂宇 竪一間三尺 横一間三尺

阿弥陀堂

本尊 阿弥陀如来

由緒 不詳、元当村字釘尾安置ノ処明治八年此境内へ

移ス

一 信徒 堂宇 竪二間 横一間三尺
三百五拾六人

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字岩屋

観音堂

一本尊 観音尊 地藏尊 弘法大師 大日如来
愛染明王
一 由緒 不詳
一堂宇 竪一間 横一間
一 敷地 式拾七坪 民有地第一種
一 信徒 三百五拾老人

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字上油留木

不動堂

一本尊 不動尊 弘法大師
一 由緒 不詳
一堂宇 竪二間 横二間三尺
一 敷地 式百廿三坪 民有地第一種
一 信徒 百五拾六人

大分県管下豊後国東国東郡掛樋村字下油留木

地藏堂

一本尊 地藏尊 弘法大師 観音尊 文殊菩薩
一 由緒 不詳
一堂宇 竪二間 横三間

一 敷地 四拾五坪 民有地第一種
一 信徒 百廿五人

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字向

観音堂

一本尊 観音菩薩 十王尊 毘沙門
一 由緒 開基不詳、当村内山被路傍ニ在来ノ諸仏体明治十年三月
此敷地ニ合併ス
一堂宇 竪一間四尺 横一間二尺
一 敷地 廿四坪 民有地第一種
一 信徒 廿七人

大分県管下豊後国東国東郡吉松村字地藏

地藏堂

一本尊 愛宕地藏
一 由緒 開基不詳、当村内山野路傍ニ在来ノ諸仏体明治十年三月
此敷地ニ合併ス
一堂宇 竪二間 横二間三尺
一 敷地 廿九坪 民有地第一種
一 信徒 式拾人

大分県管下豊後国東国東郡中国村字法南

観音堂

一本尊 観音菩薩 弘法大師 地藏菩薩
一 由緒 不詳

- 一 堂 宇 竪二間 横一間五尺
- 一 敷地 三拾五坪 民有地第一種
- 一 信徒 四拾五人

大分県管下豊後国東国東郡成久村字原

- 一 本 尊 阿弥陀如来 弘法大師 毘沙門菩薩 観音菩薩
- 一 地蔵菩薩

- 一 由 緒 不詳、観音菩薩ハ本村字久作分ニ、弘法大師ハ字砂原ニ、毘沙門菩薩ハ字西山ニ安置ノ処明治八年七月合併
- 一 堂 宇 竪一間二尺 横一間
- 一 敷地 拾坪 民有地第一種
- 一 信徒 式拾四人

大分県管下豊後国東国東郡西本村字覚安寺

阿弥陀堂

- 一 本 尊 阿弥陀仏
- 一 由 緒 創立年月不詳、奈多八幡初中後口記ニアリ、昔ハ奈多宮地ハ死体ヲ不葬西本村ニ葬地アリ、内迫山覚安寺ト云、因テ按スルニ堂社旧大宮寺奈多家ノ建立スル処ナラン
- 一 堂 宇 竪二間一尺五寸 横二間一尺五寸
- 一 敷地 式拾五坪 民有地第一種
- 一 信徒 三百八拾式人

大分県管下豊後国東国東郡山口村字トウ

- 一 本 尊 観世音 地蔵尊 観音堂
- 一 由 緒 不詳
- 一 堂 宇 竪二間 横一間三尺
- 一 敷地 拾式坪 民有地第一種
- 一 信徒 三百三拾四人

大分県管下豊後国東国東郡大添村字宮ノ原

地蔵堂

- 一 本 尊 地蔵尊
- 一 由 緒 不詳
- 一 堂 宇 竪一間三尺 横一間三尺
- 一 敷地 九坪 民有地第一種
- 一 信徒 百八拾六人

V 石造文化財実測図

安岐町には様々な石造物が豊富に所在する。その中で、板碑については一四世紀代の紀年銘のあるものが少なくない。これは従前の調査対象地と異なる点であるが、その他については無銘のものも多く、今回の調査でも編年の基準をつくるため、主な石造物の実測調査を実施した。また、ここでは安岐郷と関係の深い奈多宮に所在する宝篋印塔も実測した。以下に掲げた図面はその成果であり、ここでは石造物の種類ごとに推定年代順に配列した。なお、掲載図面はすべて縮尺二〇分の一である。

- | | | |
|----|---------------------------|-----------|
| 1 | 釜ヶ迫園東塔（建武二八・一三三五〇年銘） | 大字朝来字宮原 |
| 2 | 西福寺園東塔（一四世紀後半） | 大字富清字田ノ上 |
| 3 | 大吉堂園東塔（一四世紀後半） | 大字明治字尾園 |
| 4 | 木野園東塔（一四世紀末～一五世紀初） | 大字西本字木野 |
| 5 | 恵良園東塔（一五世紀前半） | 大字瀬戸田字恵良 |
| 6 | 桂徳寺宝篋印塔（一四世紀後半） | 大字糸永字柚ノ木 |
| 7 | 中ノ川宝篋印塔（一四世紀後半） | 大字矢川字屋敷 |
| 8 | 両子蔵神社宝篋印塔（一五世紀前半） | 大字両子字天徳 |
| 9 | 護聖寺宝篋印塔（一五世紀前半） | 大字朝来字広舞 |
| 10 | 泉正寺宝篋印塔（一五世紀前半） | 大字油留木字寺ヶ迫 |
| 11 | 報恩寺宝篋印塔（一五世紀後半） | 大字明治字寺田 |
| 12 | 報恩寺宝篋印塔（二五世紀後半） | 大字明治字寺田 |
| 13 | 実際寺宝篋印塔（一六世紀前半） | 大字瀬戸田字小川 |
| 14 | 奈多宮宝篋印塔（一六世紀前半） | 杵築市奈多 |
| 15 | 護聖寺板碑（一五世紀）（正応四八・一二九一〇年銘） | 大字朝来字広舞 |
| 16 | 柳井田板碑（元亨元八・一二二一〇年銘） | 大字明治字大久保 |
| 17 | 岩尾板碑（元亨四八・一二二四〇年銘） | 大字朝来字若名田 |
| 18 | 護聖寺板碑（二五世紀）（嘉暦四八・一二二九〇年銘） | 大字朝来字広舞 |
| 19 | 弁分八坂社板碑（元弘三八・一三三三〇年銘） | 大字朝来字宮園 |
| 20 | 金剛院板碑（一四世紀後半） | 大字明治字金剛院 |
| 21 | 中ノ川板碑（一四世紀後半） | 大字矢川字屋敷 |
| 22 | 実際寺開山堂無縫塔（貞和五八・一三四九〇年銘） | 大字吉松字立中 |
| 23 | 報恩寺無縫塔（一五世紀） | 大字明治字寺田 |
| 24 | 報恩寺無縫塔（二五世紀） | 大字明治字寺田 |
| 25 | 報恩寺無縫塔（三三世紀）（一五世紀） | 大字明治字寺田 |
| 26 | 七郎一石五輪塔（一五世紀） | 大字吉松字今屋敷 |
| 27 | 報恩寺石殿 | 大字明治字寺田 |

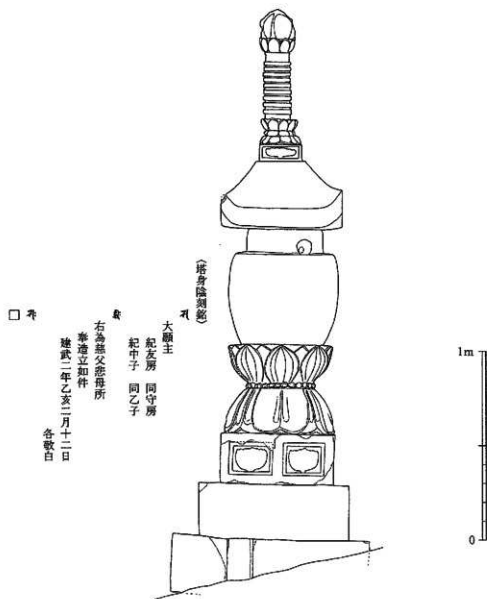


圖1 蘇我追園東塔



图3 大吉堂东塔

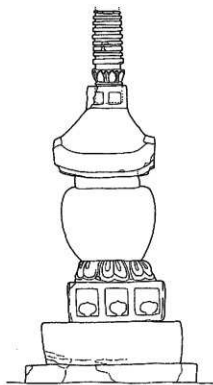


图2 西福寺东塔

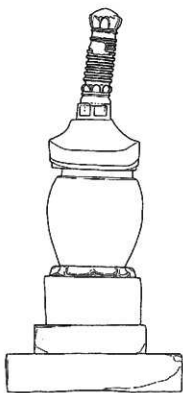


图5 惠良东塔

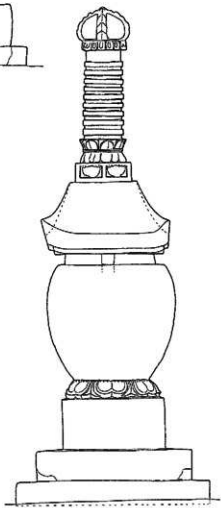


图4 木野东塔

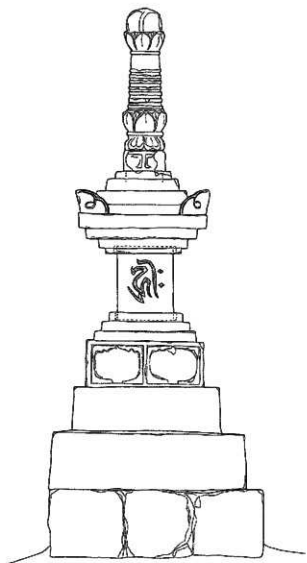


图7 中ノ川宝篋印塔

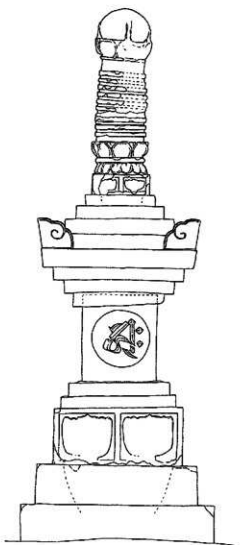


图6 桂徳寺宝篋印塔



图9 護聖寺宝篋印塔

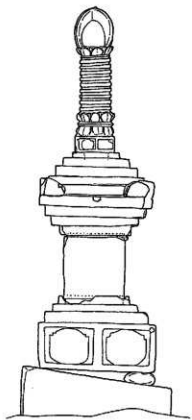


图8 兩子歲神社宝篋印塔

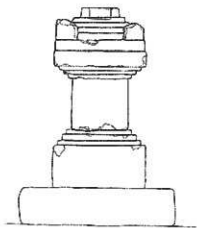


图12 報恩寺宝篋印塔(2号)

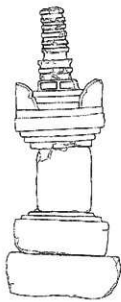


图11 報恩寺宝篋印塔(1号)

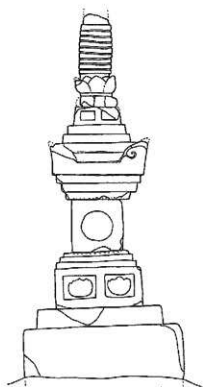


图10 泉正寺宝篋印塔

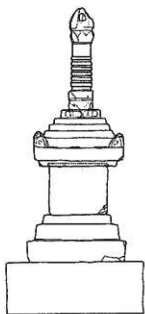


图 14 奈多宮寶印塔

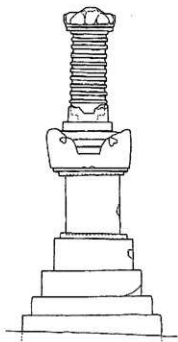
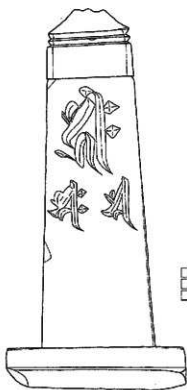


图 13 實際寺寶印塔



(碑身除刻銘)

因因 四季卯月廿七日

孝子

敬白

图 15 護聖寺石板碑 (1号)

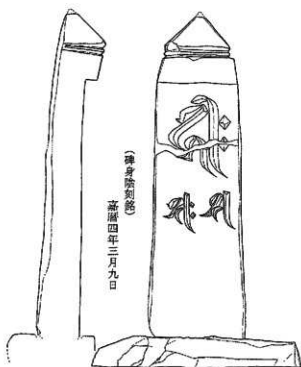


图 18 護聖寺板碑 (2号)

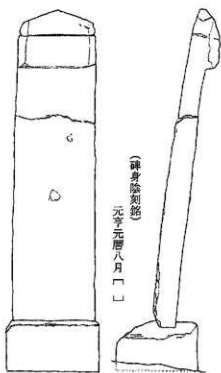


图 16 柳井田板碑

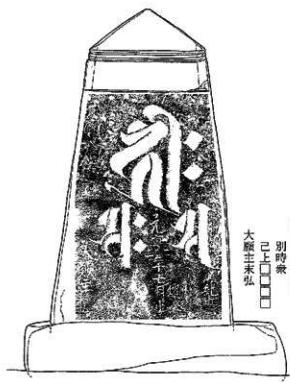


图 17 岩尾板碑



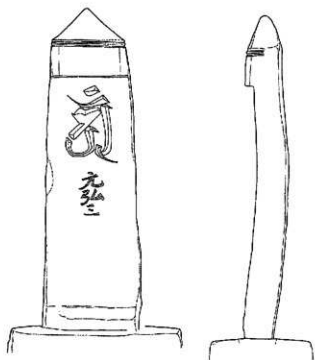


图 19 井分八坂社板碑

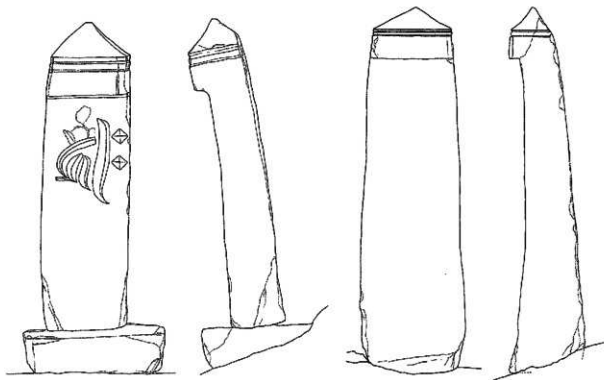


图 21 中ノ川板碑

图 20 金剛院板碑

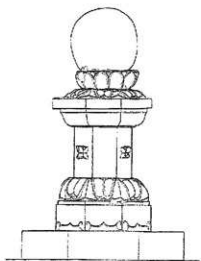


圖 23 報恩寺無縫塔 (1号)

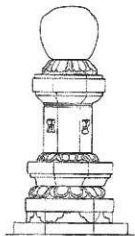


圖 24 報恩寺無縫塔 (2号)

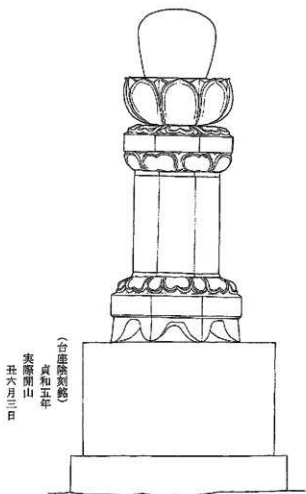


圖 22 實際寺開山堂無縫塔

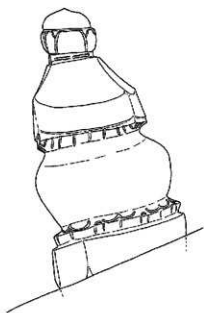


图 26 七郎一石五輪塔

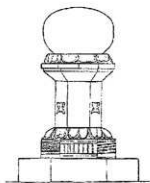


图 25 報恩寺無縫塔（3号）

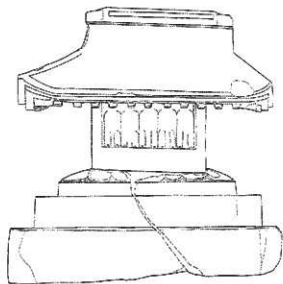


图 27 報恩寺石殿



（柱竿陰刻銘）
千壽應永廿五龍集戊辰三月二日

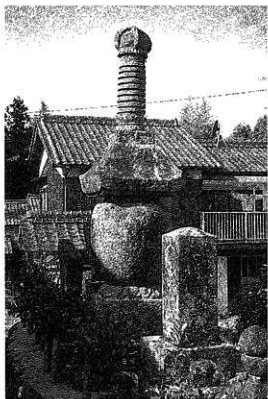
（柱竿）



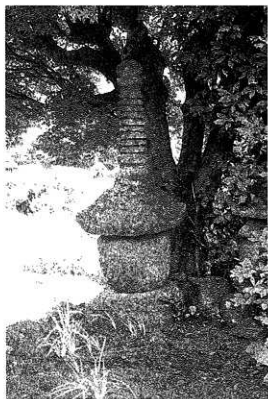
2 西福寺国東塔



1 釜ヶ迫国東塔



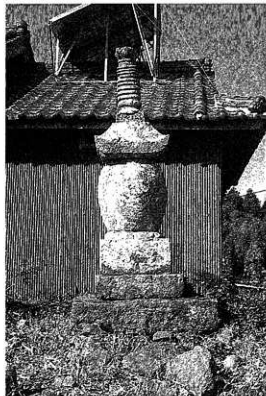
4 木野国東塔



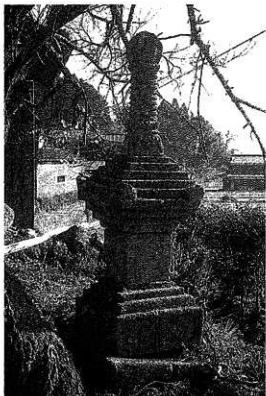
3 大吉堂国東塔



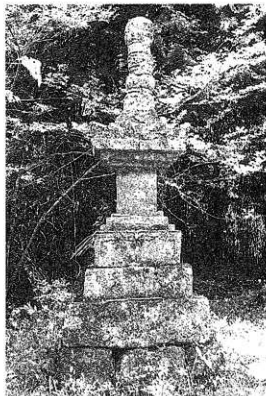
6 桂徳寺宝篋印塔



5 恵良園東塔



8 両子巖神社宝篋印塔



7 中ノ川宝篋印塔



10 泉正寺宝篋印塔



9 護聖寺宝篋印塔



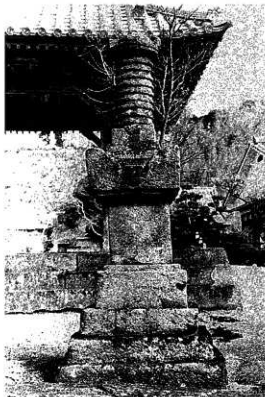
12 報恩寺宝篋印塔 (2号)



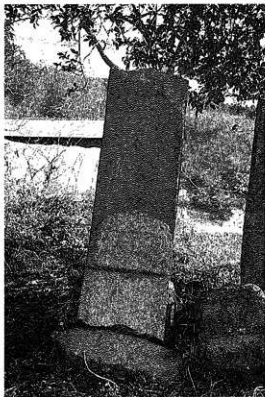
11 報恩寺宝篋印塔 (1号)



14 奈多宮宝篋印塔



13 實際寺宝篋印塔



16 柳井田板碑



15 觀聖寺板碑(1号)



18 護聖寺板碑 (2号)



17 岩尾板碑



20 金剛院板碑



19 弁分八坂社板碑



22 実際寺開山堂無縫塔



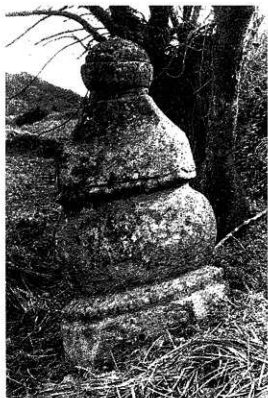
21 中ノ川板碑



24 報恩寺無縫塔（2号）



23 報恩寺無縫塔（1号）



26 七郎一石五輪塔



25 報恩寺無縫塔(3号)



27 報恩寺石殿

VI 小字・シコナ一覽

この一覽表は、東国東郡安岐町全域の小字とシコナ（小字内地名）・屋号などを収録したものである。

今回の収録にあたっては、従前の田染荘・都甲荘・香々地荘の調査方法を踏襲し、小字ごとに地番を記すとともに、シコナについても地番表示を行った。このうち、シコナの収録については一〇〇〇分の一あるいは二〇〇〇分の一地形図の中に聞き取ったシコナを記入し、後に明治二二（一八八九）年・明治二五（一八九二）年編纂の字図によって地番を確認する方法をとった。ただし、地番表示のないものはシコナの位置を特定できなかったところである。今後の調査で確認されたものについては、本編に補遺として掲載することとした。

さて、今回の一覽表に開かれて留意される点を三点ほど指摘しておくたい。

一つは、安岐町大字塩屋および富清で顕著にみられる小字設定の在り方である。例えば大字塩屋では小字番号六〇一に端的に示されているが、一つの小字が一筆から四筆の耕地で構成されている。この他小字番号一〇二〜一五一まででも、一〇筆以上の耕地から成るものもあるが、一筆のものも見られ、基本的に小字の設定が細くなされている。特に筆数の少ない小字が分布する範圍は荒木川右岸の水田部分であり、この一帯での小字設定はシコナ単位に近い形で実施されたことが窺える。このような状況は、大字富清のうち、旧富永村の領域に属する小字番号一四〇、一五八などに代表されるように、両子川右岸および左岸の集落一帯で顕著である。この他にも、安岐町内では小字設定が細くなされている地

区があり、ここに従前の調査対象地とは異なる安岐町な特徴を見ることができると。

二点目としては、現在大字塩屋のうち、後掲の一覽で旧横城村分とされた地である。この一帯は俗に荒巻と呼ばれ、荒木川右岸に位置する。本書所収の『東国東郡村誌』の横城村の項を見ると、村域について、「北へ西本村ト耕地ヲ接シ田畔ヲ境トス」とあり、『神社明細録』の横城村大將軍所在の八幡社の由緒にも、「且西本全村横城村ノ内荒巻ノ氏神」と記されている。ただ、現在の所どの時期から荒巻一帯が横城村であったことを知ることはできず、何故に山地を越えて横城村が荒木川右岸まで領域としたかは詳らかでない。昭和三〇年の村集市成立時、この一帯は安岐町に編入され、大字塩屋の一部となった。一覽では現況の地番を示した。三点目は、大字油留木の地番についてである。一四一一から始まっているが、これは『東国東郡村誌』に明記されているとおり、明治八（一八七五）年に油留木村が掛橋村に合併されたことに遡っている。

最後に、シコナの所に付けた記号であるが、◎は二つ以上の小字にまたがるもの、※小字が特定できない地名を示している。なお、判読できなかった文字については□で示し、地番の特定できないものはシコナのみ表示した。

△ 下原 ∇

- 一 大海田 (一〇一四四)
- 二 權田 (一五〇二八)
- 三 フクミ (二九〇四五)
- 四 石渡り (四六〇八二)
- 五 長迫 (八三〇一〇四)
- 六 キンゼ (一〇五〇二七)
- 七 西迫 (二二八〇一八六)
- 八 東カナ (一八七〇二五二)
- 九 西カナ (二五二〇二九〇)
- 一〇 アシ (二九一〇三四七)
- 一一 士林 (三四八〇三七三)
- 一二 カナイツ (三七四〇四二三)
- 一三 西小野田 (四二四〇四四七)
- 一四 小野田 (四四八〇五〇七)
- 一五 熊尾 (五〇八〇五四〇)
- 一六 神田 (五四一〇六一)
- 一七 下神田 (六一二〇六四二)
- 一八 マグミ (六四三〇六九三)
- 一九 中尾 (六九四〇七四九)
- 二〇 カツラヲ (七五〇〇七八五)
- 二一 金ユリ川 (七八六〇八二三)
- 二二 黒川原 (八二四〇八四七)
- 二三 下野地 (八五〇〇八九九)

- 二四 中ノ原 (九〇〇〇九八〇)
- 二五 大人 (九八一〇九九一)
- 二六 七ツ枝 (九九二〇三八)
- 二七 向野 (一〇三九〇一四四五)
- 二八 野田 (一一四六〇一七九)
- 二九 原 (一一八〇〇一二三五)
- 三〇 上ノ町 (一二三六〇一二六二)
- 三一 尾合 (一二六三〇一二九七)
- 三二 南大人 (二九八〇一三二五)
- 三三 塔ノ本 (三二六〇一三八〇)
- 三四 菖蒲 (三三一〇一四一七)
- 三五 経塚 (四一八〇一四三二)
- 三六 川ツラ (四三三〇一四四九)
- 三七 原口 (四四五〇一四九五)
- 三八 長命 (四九六〇一五一四)
- 三九 イノシシ (五一一五〇一五三二)
- 四〇 堀ノ内 (五三二〇一五六八)
- 四一 西経塚 (五六九〇一五九〇)
- 四二 上野地 (五九一〇一六四五)
- 四三 松迫 (六四六〇一六六八)
- 四四 市木 (六六九〇一七〇五)
- 四五 崩シ (七〇六〇一七二二)
- 四六 寺尾 (七二二〇一七六〇)
- 四七 塚入 (七六一〇一七八八)
- 四八 福地 (七八九〇一八〇九)

1オニシ(二七九五・一七九七)

四九 野村(二八一〇〜一八九九)

五〇 貴船(一九〇〇〜一九〇三)

五一 追(一九〇四〜一九一三)

五二 吉永(一九一四〜一九九五)

1オヒガシ(一九六三・2スヤ(一九七六)

五三 辻(一九九六〜二〇〇一)

五四 迫田(二〇〇二〜二〇〇三)

1テラニシ(二〇〇六・二〇〇七)

五五 立燵(二〇〇三〜二〇〇四)

五六 久保(二〇三五〜二〇六二)

五七 カキノイ(二〇六三〜二〇九九)

五八 西喜寺(二一〇〇〜二一〇七)

五九 宝蔵寺(二一〇八〜二一一八)

六〇 竹ノ内(二一一九〜二二四二)

六一 利正寺(二二四三〜二二六二)

六二 池ノ上(二二六三〜二二七二)

六三 千人塚(二二七三〜二二九八)

六四 直持庵(二二九九〜二二一九)

六五 膳田(二三三〇〜二三五四)

1フタバ(二三二七)

六六 ミナト(二三五五〜二五二四)

1タビラ(二三八二)・2海老屋(二四七〇)・3ニシ(二四

八〇)・4ドウ(二四九〇・二五二四)

六七 猫畑(二五二五〜二五四一)

1ネコバタケ(二五三六〜二五三八)

六八 正太郎(二五四二〜二五九六)

六九 ツガニソノ(二五九七〜二六一二)

七〇 大太郎(二六一二〜二六三〇)

七一 安田(二六三一〜二六八六)

七二 潤ノ上(二六八七〜二六九八)

七三 川原(二六九九〜二七四三)

七四 御馬ノ松(二七四四〜二七四七)

七五 裏門(二七四八〜二七五六)

七六 水吐(二七五七〜二〇六〇)

七七 熊谷寺(二七六一〜二七七六)

七八 下池(二七七七〜二八一)

七九 煙田(二八一〜二八五)

八〇 中ノ切(二八五二〜二八八三)

八一 井手口(二八八四〜二九一一)

八二 亀井(二九一三〜二九三五)

八三 北堀(二九三六〜二九五九)

八四 長若寺(二九六〇〜二九七二)

八五 門口(二九七三〜三〇〇一)

八六 西出口(三〇〇二〜三〇一九)

1オオニシ(三〇一五)

八七 南堀(三〇二〇〜三〇三四)

八八 町(三〇三五〜三〇六八)

八九 内堀(三〇六九〜三〇八二)

九〇 小丸(三〇八三〜三一〇〇)

九一 天守 (三二〇一〜三二二〇)
九二 本丸 (三二二一〜三二三八)

1 シオヤ (三一四六)

九三 ホキ (三二三九〜三二七四)

1 イチャ (三一七〇)

△ 塩屋 ▽

一 シンガイ (一〜八三)

1 シング (五〇・五二)

二 新田 (八四〜一〇六)

三 川原 (二〇七〜一〇八)

四 北ノ田 (二〇九〜二一八)

五 塩屋 (二一九〜三二)

六 松堀 (一三二)

七 水口後 (二三三〜二三六)

八 水口 (二三七〜三八)

九 神ノ木 (二三九)

一〇 アゲ (一四〇)

一一 丸ムタ (一四一)

一二 用作 (二四二〜一四九)

一三 門ノフケ (一五〇〜一五二)

一四 西新田 (一五三〜一五六)

一五 畑田 (二五七〜一七二)

一六 イノキ田 (一七三〜一七六)

一七 大地 (二七七〜一八六)

一八 アノウ (一八七〜一九二)

一九 横枕 (一九二)

二〇 宮畑 (一九三〜一九六)

二一 田高田 (一九七〜一九八)

二二 樋ノ本 (一九九〜二〇五)

二三 高田 (二〇六〜二二二)

二四 長田 (二二三〜二二四)

二五 ワミ鳥 (二二五〜二二二)

二六 フケ (二二二)

二七 氏那 (二二三〜二三〇)

二八 カノ本 (二三一〜二四五)

二九 灣添 (二四六〜二四七)

三〇 蔵ノ田 (二四八〜二五七)

三一 桐子付 (二五八〜二六六)

三二 小徳田 (二六七〜二七一)

三三 鍬ヲサ (二七二)

三四 美盛 (二七三〜二七七)

三五 塩田 (二七八〜二八八)

三六 ハシノ本 (二八九)

三七 室 (二九〇〜二九八)

三八 古屋敷 (二九九〜三〇六)

三九 内ノ田 (三〇七〜三〇九)

四〇 清内 (三一〇〜三二二)

四一 松本 (三二三〜三三九)

四二 長畑 (三四〇〜三五三)
 四三 屋敷田 (三五四〜三六九)
 四四 彦代 (三七〇〜三八二)
 四五 白石下 (三八三〜四〇四)
 四六 シホウ (四〇五〜四〇九)
 四七 西池下 (四一〇〜四一三)
 四八 仁入 (四一四〜四一九)
 四九 山田 (四二〇〜四三〇)
 五十 沖 (四三一〜四三八)
 五一 四十田 (四三九)
 五二 下ノ山 (四四〇〜四四四)
 五三 イヨノ下 (四四五〜四八〇)
 1 ミヤデン (四六一)
 五四 平田 (四八一〜五〇二)
 五五 御馬田 (五〇三〜五一〇)
 五六 アシユウ (五一〜五五〇)
 五七 犬ホウシ (五六一〜六一六)
 五八 幸神 (六一七〜六一八)
 五九 外畑 (六一九〜六三二)
 六〇 ウラ (六三三〜六三五)
 六一 リョウ (六三六〜六六五)
 六二 塔ノ本 (六六六〜六七三)
 六三 尾バナ (六七四〜六九九)
 六四 井ノ尻 (七〇〇)
 六五 西迫 (七〇一〜七一二)

六六 西 (七二二〜七二五)
 1 白石 (七二四)
 六七 西迫口 (七二六〜七二七)
 1 白石 (七二七)
 六八 白石上 (七二八〜七二五)
 1 白石 (七二九・七二五)・2 ナカニシ (七二五)
 六九 白石 (七二六〜七六〇)
 1 オオニシ (七二六)・2 白石 (七二六・七三七・七三八・七五八)
 七〇 原口 (七六一〜七八七)
 1 白石 (七六一・七六二・七六六・七六七)
 七一 谷 (七八八〜八〇三)
 七二 後原口 (八〇四〜八〇六)
 1 白石 (八〇六)
 七三 アザミ (八〇七〜八〇八)
 1 白石 (八〇七)
 七四 東迫 (八〇九〜八二三)
 七五 上ノ畑 (八二四〜八二八)
 七六 歴敷 (八二九〜八三四)
 七七 ヘヤ (八三五〜八四二)
 1 ヘヤ (八三五)・2 サンゲンマチ (八三七・八四〇)
 七八 横谷 (八四三〜八九〇)
 七九 黒土 (八九一〜九五六)
 1 ヘル (九三五〜九三八・九四二)
 八〇 迫ノ上 (九五七〜九六三)

八一 向 (九六四〜九八八)

八二 伊予野 (九八九〜一〇四八)

1 コーヤ (九九〇・九九二・九九五〜九九七・2 ヨノ (二〇一六・一〇一八・一〇二〇・一〇二八・一〇三三))

八三 原 (二〇四九〜一四四二)

八四 伊予ノ原 (一四三三〜一三〇二)

八五 小金田 (一三〇三〜一三二四)

八六 ホキ (一二二五〜一五五〇)

八七 前 (一五五一〜一五六六)

1 〇サンゲンマチ (一五五三〜一五六二)

八八 水呉 (一五六七〜一五九二)

八九 塚山 (一五九三〜一六〇〇)

1 インキョ (一五九六・2 ショウヤモト (一五九八))

九〇 池下 (一六〇一〜一六〇四)

九一 ハマ (一六〇五〜一八七四)

1 コーヤ (一六五九・2 ゴマツ (一七二九))

九二 大水谷 (一八七五)

九三 殿山 (一八七六〜一八七八)

(旧横城村分)

大將軍 (一八七九〜一九〇八)

谷迫 (一九〇九〜一九六七)

1 タニ (一九四〇・一九五一)

緑リ (一九六八〜二〇六三)

ミフ (二〇六四〜二〇九一)

1 マエ (二〇六四・二〇六五)

△ 馬場 ▽

キサンダ (二〇九二〜二二三二)

宮ノ下 (二二三二〜二七〇〇)

溝淵 (二二七一〜二二八二)

一 陣山 (二)

二 アカ (二〜二二)

三 ラニ (二二〜三二)

四 アシ (三三〜六八)

五 山神 (六九〜一三一)

六 大石 (一三二〜一五五)

七 原 (一五六〜二三〇)

八 ナカサユ (二三一〜二三六)

九 西平 (二三七〜二四三)

一〇 池ノ下 (二四四〜二五三)

一 タタラ (二五四)

二 中ノ尾 (二五五〜二八〇)

三 黒林 (二八一〜三六六)

四 榎ノ木 (三六七〜三六八)

五 ハルシタ (三六九〜三八二)

六 クズシ (三八二〜三八七)

七 タナ (三八八〜三九四)

八 ヤヤマダ (三九五〜四〇二)

九 ヒラエ (四〇二〜四一〇)

- 二〇 カラキ(四一〜四二〇)
 - 二一 ハヤシ(四二一〜四九八)
 - 二二 ケリキ(四九九〜五四五)
 - 二三 子ギテ(五四六〜六三五)
 - 二四 カハツラ(六三六〜六六一)
 - 二五 トクゼ(六六二〜六六四)
 - 二六 マエ(六六五〜七六三)
- 1 コイチロウサマ(六八三北欄)・2 ナカシヨウジ(七〇四)・
七〇五

- 二七 コダ(七六四〜八二一)
- 二八 カハラ(八二二〜九四〇)
- 二九 ラツフケ(九四一〜九五八)
- 三〇 スナカハラ(九五九〜九六八)
- 三一 ミソトイ(九六九〜九七七)
- 三二 ナカノキレ(九七八〜九八三)
- 三三 カイメン(九八四〜九九二)
- 三四 ゴラダ(九九三〜一〇〇三)
- 三五 クチブケ(一〇〇四〜一〇〇五)
- 三六 エノキダ(一〇〇六〜一〇〇九)
- 三七 ドテ(一〇一〇〜一〇二二)
- 三八 ウワテ(一〇三三〜一〇二九)
- 三九 コヤ(一〇三〇〜一〇七二)
- 四〇 中川原(一〇七三〜一一一五)
- 四一 下堀田(一一一六〜一一九四)
- 四二 マンドコロ(一一九五〜一二四二)

- 四三 1フルテヤ(一一九七)・2カジヤ(一二三七)
- 四三 コシヨウジ(一二四三〜一二七九)
- 四四 上犬田(一二八〇〜一三一六)

1 モンデ(一三〇三)

- 四五 下犬田(一三一七〜一三六六)
- 四六 ナリマツ(一三六七〜一三八八)
- 四七 マツタケ(一三八九〜一五二七)
- 四八 井尻(一五二八〜一五四九)

1 イジリ(一五四五)・2 アンノウエ(一五四〇)

- 四九 ノブヨシ(一五五〇〜一六四〇)

1 ノブヨシ(一五七二)・2 オシヤモト(一五九〇)・3 ナカ

ダ(一六二八)

- 五〇 サコ(一六四一〜一七二四)
- 五一 1サコ(一六五〇・一六五一)
- 五一 ヒラ(一七二五〜一八四七)
- 五二 タニ(一八四八〜一九二九)
- 五三 カラス山(一九三〇〜一九八〇)
- 五四 ヒラマツ(一九八一〜二〇〇二)
- 五五 柳迫(二〇〇三〜二〇一五)
- 五六 ヒラバル(二〇一六〜二〇四三)
- 五七 出口(二〇四四〜二〇七五)
- 五八 アゲノ田(二〇七六〜二一二二)
- 五九 カキホコ(二一二三〜二一四八)
- 六〇 ミノベ(二一四九〜二二九八)
- 六一 堤迫(二二九九〜二四一五)

△ 瀬戸田 ▽

- 一 仁王 (一〇八八)
- 二 西ノ平 (八九〇二二三)
- 1 ショウエン (松園) (二三九)
- 三 山首 (二二四〇二八)
- 1 オオニシ (二三八)
- 四 ショウジ (二八二〇三一四)
- 五 伊勢平 (三一五〇三九五)
- 六 杉園 (三九六〇四四六)
- 1 イセヤ (四三五)・2 ミヤモト (四四二)
- 七 山ケヤシキ (四四七〇四六六)
- 八 福正司 (四六七〇五一〇)
- 九 石代 (五一〇五四七)
- 一〇 下藤田 (五四八〇五九六)
- 一一 藤田 (五九七〇六二六)
- 一二 土屋 (六二七〇六五三)
- 一三 末永 (六五四〇六九五)
- 一四 岡本 (六九六〇七三八)
- 1 オオウエ (七一三)
- 一五 六ツ枝 (七三九〇七八二)
- 一六 菊瀬 (七八三〇八〇二)
- 一七 小川 (八〇三〇八四〇)
- 1 タンガ (八〇七付近)
- 一八 レンガン (八四一〇八六四)

- 一九 西ノ原 (八六五〇八七五)
 - 二〇 安曾山 (八七六〇八七九)
 - 二一 安曾 (八八〇〇九一〇)
 - 二二 五田 (九一〇九二七)
 - 二三 黒土 (九二八〇九七〇)
 - 1 ヤネ (九四五付近)
 - 二四 迫掃 (九七一〇一〇三)
 - 二五 鳥越 (一〇一四〇九〇)
 - 二六 カラミ (一〇九一〇一五二)
 - 二七 井手ノ原 (一一五二〇一〇八)
 - 二八 上下 (一二〇九〇一三三)
 - 二九 椿 (一二三四〇二六三)
 - 三〇 油津リハ (一二六四〇二九二)
 - 三一 西椿 (一二九三〇一三三)
 - 三二 上下谷 (一三一四〇一三四六)
 - 三三 恵良 (一三四七〇一五二九)
 - 1 コイチロウ (一四〇三懸)・2 イツキ (一五〇一〇一五〇)
 - 五・一五〇八〇一五一・二五一四)・3 ハシノダン (二四〇七)
 - 三四 田平 (一五三〇一五九一)
- △ 西本 ▽
- 一 荒木 (二〇六三)
 - 二 平田 (六四〇一三九)

- 三 水アリ (一三〇〜一八一)
- 1 オイデン (一三九東)
- 四 山ノ田 (一八二〜二一〇)
- 五 木野 (二一〜三五五)
- 1 ニシヒラ (二一七)・2 ナカマ (三三〇)
- 六 大明神 (三五六〜四〇三)
- 七 高辻 (四〇四〜四四九)
- 八 作田 (四五〇〜五四〇)
- 九 藤ヶ迫 (五四一〜六一二)
- 一〇 二月田 (六一三〜六四七)
- 一一 内迫 (六四八〜七三〇)
- 一二 庚申 (七三一〜七六三)
- 一三 三府 (七六四〜八三六)
- 1 テラダ (七九六)・2 ミフ (八二二)
- 一四 田中 (八三七〜八八一)
- 1 オオニシ (八四二)・2 カジヤ (八五八)・3 コーヤ (八七七)
- 三)・4 フジヤ (八七四)・5 オオヒガシ (八七七)
- 一五 田中前 (八八二〜九〇七)
- 1 ニガツデン (八九〇)
- 一六 平野 (九〇八〜九九四)
- 一七 清水 (九九五〜一〇四四)
- 一八 園田 (一〇四五〜一〇七八)
- 一九 黒川原 (一〇七九〜一一二)
- 二〇 下西本 (一一二二〜一二八七)
- 1 オイデン (一二八一)

△ 中 園 ▽

- 一一 嶋廻 (一二八八〜一三四〇)
- 一二 フナコデ (一三四一〜一四〇二)
- 一三 平原 (一四〇三〜一四六九)
- 一 大蓮 (二〜八七)
- 1 クラヤシキ (四〇)・2 カジヤ (七〇)
- 二 光広 (八八〜一三八)
- 1 タロマル (一一・一一四)
- 三 西山田 (二二九〜二四九)
- 四 見分田 (二五〇〜二九〇)
- 五 荒木 (二九一〜三〇九)
- 六 下荒木 (三一〇〜三二五)
- 七 流 (三二六〜三二八)
- 1 ◎オヒマチデン (御日待田) (三二八二)
- 八 川ベタ (二八三〜三三二)
- 1 ◎ヤトウデン (夜灯田) (二九八)
- 九 蔵所 (三三三〜三五五)
- 1 シタグチ (三三三北西隅)・2 ◎ヤトウデン (夜灯田) (三三四)
- 一〇 トガリ (三五六〜三七六)
- 一一 白掛 (三七七〜四一一)
- 一二 城畑 (四一二〜四四〇)
- 一三 竿 (四四一〜四七二)

1 イワサキ (四四二)・2 オク (四六六)

一四 高原 (四七三)~五九六

1 ホウナン (四七四・四七七)・2 ニシゴウラ (四八〇・四八二)・3 カワシウエ (五一五)・4 清友 (五二二)・5 オオニシ (五四〇)・6 コーヤ (五五六・五五七・五六二)・7 ヘーヤ (五六八)・8 マエヤシキ (五七六)・9 ヨコマクラ (五八〇)・10 オクザコ (五八五・五八七)・11 オカタ (五八九・五九三)

一五 四反田 (五九七)~六三〇

一六 黒田 (六三一)~六五五

一七 六反田 (六五六)~六七二

1 ◎アマダ (六六六)~六七二

一八 中川原 (六七三)~七二六

1 新神田 (六九七・六九八・七〇二・七〇六・七〇七・七一〇)

六

一九 石田 (七二七)~七六五

1 ◎アマダ (七三六)~七四三・七四七・七四八)・2 ◎古神田 (七六四)

二〇 柳田 (七六六)~七九二

二一 才田 (七九三)~八一二

1 ◎オヒマチデン (御日待田) (八〇六)

二二 池田 (八一三)~八四〇

1 アカツチ (八三〇)・2 マロサ (八三九)

二三 森田 (八四一)~八六四

1 ◎古神田 (八四五)・2 モリバタケ (八五六・八五七)

二四 天神面 (八六五)~八七八

1 テンジンメン (八六五)

二五 買漆 (八七九)~八八四

二六 五反田 (八八五)~九一二

二七 覚安寺 (九一三)~九三四

二八 川原 (九三五)~九六八

二九 小松竹 (九六九)~九九四

三〇 地原 (九九五)~一〇一八

1 金比羅田 (一〇〇七)~一・2 イナリデン (一〇〇七)~二 (一一三)

三一 沢掛 (一〇一九)~一〇八〇

三二 スナガワ (一〇八一)~一〇九七

三三 川ノ上 (一〇九八)~一一五三

△ 成久 ▽

一 大道 (一)~五四

1 ヤマシロ (一五)・2 ニヤマシロ (二〇)・3 スナワラ (二四)

二 西ノ園 (五五)~七七

三 ヒヨウノ田 (七八)~一〇六

1 ◎ミヤデン (七八)~八七・一〇四・一〇五

四 長貫 (一〇七)~一二九

五 大通寺 (一三〇)~一六〇

六 上野 (一六一)~三二九

七 宮ノ本 (三三〇)~三三四

八 七反坪(三四四〜三七八)

1◎ミヤデン(三四四〜三六一)

九 クグチ田(三七九〜三九九)

1トウモト(三八五〜三八七)

一〇 五反田(四〇〇〜四四一)

一一 小田(四四二〜四四九)

一二 小路畑(四五〇〜五一二)

1ヒガシヤシキ(四七四)

一三 中川原(五一三〜五六七)

一四 番畑(五六八〜六一二)

1片峯(五九九)

一五 福園(六一三〜六六一)

1フルヤシキ(六一六〜六一八)・2ミナクチ(六四二)

一六 宮ノ西(六六二〜六七〇)

一七 台(六七一〜六九五)

一八 西山(六九六〜七八四)

一九 通山(七八五〜八三六)

二〇 内山(八三七〜九七七)

二一 内ヶ畑(九七八〜一五三)

1オオヒガシ(一〇四・2ナカ(一一四五)・3オオニシ

(一一五))

二二 内ヶ畑前(一一五四〜一二七)

二三 長葉山(一二七三〜一二〇四)

二四 内山ノ上(一二〇五〜一二四六)

二五 マイフチ(一二四七〜一二九五)

二六 ヤケノ(二九六〜二九七)
二七 明戸木(二九八〜二九九)

△ 吉松 ▽

一 仁王(一〜三二)

1コウジヤ(二七)

二 市場(三三〜一〇)

三 鶴(一一〜一四)

1カジヤ(三一〜一四二)

四 前田(一四二〜一八六)

1ミヤノク(一四二・一四三)・2カジヤ(一四四〜一四六)

五 北園(一八七〜二二四)

1ヒラ(二二)

六 平(二二五〜二七四)

1シクタク(二四七)・2オオヒガシ(二四九)・3ヤド(二

六二)

七 大久保(二七五〜二八九)

八 勝戸(二九〇〜三二二)

九 魚ヅル(三二二〜三五七)

1インキヨ(三四三)・2◎ミヤノシタ(三五七)

一〇 立中(三五八〜三八一)

1◎ミヤノシタ(三五八)

一一 鳥越(三八二〜四一〇)

一二 宮ノ下(四一一〜四三六)

一三 塚ノ本(四三七〜四七七)

1オオニシ(四七二)

一四 広畑(四七八〜四九二)

1ヒロバタケ(四八四〜四八六)

一五 寺ヶ谷(四九三〜五一六)

一六 六ツ枝(五一七〜五三九)

一七 油留木越(五四〇〜五五二)

一八 久保田(五五二〜六一八)

一九 胡麻尻(六一九〜六四三)

二〇 岩ノ西(六四四〜六六二)

二一 水志(六六三〜六九四)

二二 長迫(六九五〜七一六)

二三 ヲノハナ(七一七〜七三二)

二四 上平原(七三三〜七五二)

二五 三ツ石(七五三〜七九八)

二六 長尾(七九九〜八一三)

1ボウツクリ(七七九〜八〇二)

二七 役蔵(八一四〜八二四)

二八 松堀(八二五〜八三八)

二九 櫻鷺(八三九〜八五七)

三〇 大坪(八五八〜八八五)

1ヒナタ(八七四〜八七六)

三一 桑原(八八六〜九〇九)

1ヤマウチ(八九〇)

三二 森ノ元(九一〇〜九五六)

三三 東ノ前(九五八〜九九三)

1フタノキダ(九五七〜九五八・九六三・九六四)・2アンメ

ン(九八一)

三四 ユノ木(九九四〜一〇二〇)

1シンタク(一〇〇五)

三五 今ヤシキ(一〇二一〜一〇四七)

三六 立道(一〇四八〜一〇七二)

三七 楠板(一〇七二〜一〇四)

三八 半ノ木(一〇五二〜一二七)

三九 宮ノ上(一二八〜一六三)

四〇 宮ノ西(一六四〜一八七)

四一 ケイチン(一八八〜二二六)

四二 石原(二二七〜二四九)

四三 宮ノ前(二五〇〜二九四)

四四 トシヤク(二九五〜三二六)

四五 竹ノ上(三二七〜三四八)

四六 ヤシキ(三四九〜三九六)

1インキョ(一三五六)

四七 藤ヶ尾(三九七〜四三二)

四八 田尾(四三二〜四九五)

四九 一ツオサ(四九六〜一五五二)

五〇 浅苔(一五五二〜一五九〇)

五一 チシヤノキ(一五九一〜一六一四)

五二 中ノ迫(一六一五〜一六二六)

五三 細工(一六二七〜一六七三)

五四 西ヶ坂 (一六七四〜一七〇八)
 五五 ササケ平 (二七一〜一七六二)
 五六 ホクソ (一七六三〜一八四三)
 1 タバタ (一七九五・2 コノシ (一八〇三)・3 オオニシ (一八〇四)・4 ホークーツ (一八一七)
 五七 向 (一八四四〜一八六一)
 五八 岡 (一八六二〜一九〇三)
 五九 惣津 (一九〇四〜一九二八)
 六〇 馬ノ瀬ヨリ西 (一九二九〜一九五一)
 六一 山ノ上 (一九五二〜二〇〇三)
 六二 園田 (二〇〇四〜二〇三九)
 六三 古神田 (二〇四〇〜二〇五四)
 六四 鼻崎 (二〇五五〜二〇七二)
 六五 下ヶ平 (二〇七二〜二一三四)
 1 ナカ (二〇八三)・2 ヒガシ (二〇八四)・3 ムコンヤマ (二一〇)
 六六 後 (二一三六〜二一六八)
 六七 出口 (二一六九〜二二二八)
 1 デグチ (二一九五)
 六八 地蔵 (二二二九〜二二八二、二二八四)
 1 タナカ (二二四三)
 六九 平原 (二二八三〜二二八五、二二三二)
 1 サコ (二二八三)・2 ヒラバル (二二九九・二三一一)
 七〇 中尾 (二三二四〜二三八九)
 七一 大平 (二三九〇〜二四〇〇)

七二 赤井 (二四一〇〜二四四七)
 七三 同免 (二四四八〜二四八六)
 七四 水付 (二四八七〜二五一五)
 七五 草場浦山 (二五一六〜二五三四)
 七六 上 (二五三五〜二五五四)
 七七 草場ノ上 (二五五五〜二五七四)
 七八 七ツ江 (二五七五〜二六五〇)
 1 ヒガシ (二五八八)・2 ナカ (二五九〇)・3 ヘヤ (二六一五)・4 インキヨ (二六二二)・5 ウエ (二六二四)・6 タバタ (二六三二)
 七九 柿木田 (二六五一〜二六九五)
 八〇 井手ノ上 (二六九六〜二七四八)
 1 ホウキヤマ (二七三六)
 八一 溝ヶ平 (二七四九〜二七七九)
 八二 野々山田 (二七八〇〜二八〇六)
 八三 苦ヶ坂 (二八〇七〜二八二四)
 八四 シリナシ (二八二五〜二八四四)
 八五 土地吉 (二八四五〜二八七二)
 八六 ニタバ (二八七三〜二九一一)
 八八 小迫 (二九一二〜二九二九)
 八九 東 (二九三〇〜二九五五)
 1 ヒガツセ (二九三六)・2 シタンヤシキ (二九五二)
 九〇 上ノ谷 (二九五六〜二九八三)
 九一 ワサダ (二九八四〜三〇二八)
 九二 広永 (三〇二九〜三〇八二)

- 九三 貴船本 (三〇八三) (三二〇八)
- 九四 楠田 (三〇九) (三一四四)
- 九五 行安 (三一四五) (三一六七)
- 九六 トフノフ (三一六八) (三二〇四)
- 九七 東トフノフ (三二〇五) (三二二二)
- 九八 小ヤブ (三二二三) (三二三〇)
- 一九九 1 ニシ (三三三二)・2 オカ (三三三六)
- 九〇 丸田 (三三三一) (三三六六)
- 一〇〇 ヲヤブ (三三六七) (三三九九)
- 一〇一 仁王平 (三三〇〇) (三三四四)
- 一〇二 セバケ谷 (三三四五) (三三五二)
- 一〇三 ミノベケ平 (三三五三) (三三七八)
- 一〇四 引田 (三三七九) (三四〇三)
- 一〇五 ミノベ (三四〇四) (三四一三)
- 一〇六 大入道 (三四四九) (三四五七)

△ 掛 樋 ▽

- 一 藤ヶ谷 (一) (九三)
- 二 下藤ヶ谷 (九四) (一三六)
- 三 向野 (二三七) (二五七)
- 一 アミダドウ (二二五)・2 クリュウ (二四七) (二四八) (二五二) (二五三)
- 四 大平 (二五八) (二八八)
- 五 鳴川 (二八九) (三七八)

- 六 阿弥陀ヶ平 (三七九) (四四〇)
- 七 小野 (四四一) (五七八)
- 一 コーヤ (四四二)・2 タナカ (五四二)
- 八 大慶 (五七九) (六二九)
- 九 須藤寺 (六三〇) (六八五)
- 一〇 岩屋 (六八六) (七六七)
- 一一 寛 (七六八) (九一〇)
- 一 ゴンゲンイワ (七八七付近)・タナカ (八二九)・3 タカギ (八三二)・4 フカタ (八五二) (八五三)・5 カマオサ (八五〇西)・6 オシキオサ (八五六東)・7 オサキ (八五七) (八五八)
- 一二 西ヶ坪 (九一一) (九三二)
- 一三 鬼下 (九三三) (九七六)
- 一四 成澄 (九七七) (一〇一七)
- 一五 城園 (一〇一八) (一〇六〇)
- 一六 田ノ口 (一〇六一) (一三六)
- 一 ヒガシ (一〇八〇)・2 ウエ (一一〇四)・3 ニシ (一一〇七)
- 一七 北西 (一一三七) (一一〇〇)
- 一 ホケキヨウサマ (一一四九)・2 セイキヨウサマ (一一六四)・3 ホクソ (一一六五)・4 オトコノハタ (一一八六南西部)・5 セイキヨウダ (一一九二)
- 一八 荒井 (一二〇一) (一二五四)
- 一 アライ (一二三三) (一二三三)

- 一九 長野 (二二五) ~ 一三六七
- 二〇 奉祭 (二二六八) ~ 一四〇九
- 一 クルマヤ (二三八六) ・ 2 ウサデン (宇佐田) (二三八九)
- 二 後野 (二四一〇)

△ 油留木 ▽

- 一 中ノ迫 (二四一一) ~ 一四八六
- 二 向田 (二四八七) ~ 一五二三
- 三 ホキノ上 (二五二四) ~ 一六四九
- 一 ソウズガモト (二五三四) ・ 2 トウダン (二五四六) ・ 3 トウモト (二六一二)
- 四 口ノ坪 (二六五〇) ~ 一七九〇
- 一 カゲヒラ (二六六九) ・ 一七三〇 ~ 二四二四) ・ 2 ミヤノタ (二七〇五付近)
- 五 チサノ木 (二七九一) ~ 一八四八
- 六 佐野木田 (二八四九) ~ 一八六八
- 七 御取 (二八六九) ~ 二〇五四
- 一 スケジユウ (二〇一九) ・ 二〇二〇 ・ 二〇三九
- 八 水ケ迫 (二〇五五) ~ 二一二五
- 一 コウヤ (二〇九三)
- 九 中ノ迫越 (二二二六) ~ 二二八四
- 一〇 寺ノ迫 (二二八五) ~ 二四〇三
- 一一 奥ケ迫越 (二四〇四) ~ 二五三四
- 一 クボタ (二四五四)

- 二 長迫越 (二五三五) ~ 二六九三
- 三 北高地 (二六九四) ~ 二七五七
- 四 大徳越 (二七五八) ~ 二八一五
- 五 台良 (二八一六) ~ 二九五九
- 一 シジュウダ (二七八九) ・ 二八六〇 ・ 2 コブランチ (二九〇八) ~ 二九一〇 ・ 二九一六 ~ 二九三二
- 一六 水無 (二九六〇) ~ 二九八一
- 一七 神ノ平 (二九八二) ~ 三一一四

- 一八 塔ノ尾 (三一五) ~ 三二四五
- 一 七ガシバタ (三二二一) ・ 三二三四 ・ 三二三五 ・ 三二四一 (〇四八)
- 一九 下ケ迫 (三二四六) ~ 三三八三
- 一 ビワザ (三三〇五) ~ 三三一二
- 二〇 久保田 (三三八四) ~ 三四六八
- 一 ヒナタ (三四一九)
- 二 尾迫 (三四六九) ~ 三五六〇
- 一 オサコ (三四八九) ・ 三五〇六
- 二 前田 (三五六一) ~ 三六七九
- 一 オヒマチデン (三五七七) ・ 七八) ・ 2 タブチ (三五九三) 3 ナカ (三五九四) ・ 4 オオニシ (三五九五) ・ 5 ナガバタケ (三六三七) ・ 6 ヒガシ (三六五七) ・ 7 ワイラガサコ (三六六

八〇七四・三六七八・七九

二三 ワイラガ迫(三六八〇)三三七八

1◎ワイラガサコ(三六八〇)八四・三六九〇)九二・三六
九四)九七

二四 山ノ神(三七三九)三八二四

1ヤマノカミ(三七四四)五四・三七六二)六七・三七七〇)

八二・三七九〇)九二・三七九九・三八〇〇)

二五 鏡石(三八二五)三九〇二)

△ 下山口 ▽

一 石ノ田(二)四二)

二 延吉(四二)八二)

三 上鶴(八二)二九三)

四 重尾(二九四)三三七)

五 深迫(三三八)三八一)

六 小原(三八二)四〇九)

七 向田(四一〇)四二五)

1ムカイダ(四二二)

八 下小原(四二六)四八二)

九 行安(四八三)五三六)

一〇 一ノ坪(五三七)五五六)

一一 立道(五五七)五七二)

1◎リューツ(柳津)(五六七・五七二)

一二 大坪(五七三)六二二)

1◎リューツ(柳津)(五七九・五八〇・五九六)

一三 保正庵(六二二)六五一)

1ホウシャノヒガシ(六三四)・2ホウシャノマエ(六三七)・
3ホウシャノニシ(六四九)

一四 三郎丸(六五二)七七一)

1オクンヤシキ(六五九)・2ナカンニシ(六六二)・3シン
タク(六八九)・4オオスエ(七〇四)・5ナカノヒガシ(七

〇五)・6シタンヤシキヒガシ(七〇八)・7シタンヤシキニ

シ(七一〇)・8シタ(七二二)

一五 木墓(七一七)七七三)

1タニヤシキ(七一八)・2タニガシラ(七二五)・3ヘヤ(七

四〇)・4ドウノシタ(七六六)

一六 藤工原(七七四)八二六)

一七 今在家(八二七)八四九)

一八 走水(八五〇)八八九)

一九 西ヶ谷(八九〇)九〇六)

二〇 小城ヶ谷(九〇七)九二四)

二一 妙見(九二五)九五四)

二二 三郎坊(九五五)九七二)

二三 船光(九七三)一〇二二)

二四 野原(一〇二三)一〇五六)

二五 カイモチ(一〇五七)一一一六)

二六 徳永(一一一七)一一五二)

1シゲノ(一一四七)

二七 大間(一一五二)一一七一)

1 ダイマ (一一六一)

二八 城ノ越 (一一七二) 一一八三

二九 蕃提司 (一一八四) 一二三〇

三〇 紺屋鼻 (一二三九) 一二九七

三一 山ノ神 (一二九八) 一三三二

三二 エコ畑 (一三三二) 一三七三

三三 下山 (一三七四) 一四三七

三四 堤 (一四三八) 一四四四

三五 丸山 (一四四五) 一四九五

三六 京田 (一四九六) 一五九九

一ヒガシ (一五三八)・2 シモンタ (一五三九) 一五四〇

3 キド (一五四四) 一五八八・4 ウエンイエ (一五五五)

三七 上徳 (一六〇〇) 一六三二

1 ジョウトク (一六二二) 一六二三・一六二八・一六二九

三八 下ノ田 (一六三二) 一六四六

三九 尾ノ鼻 (一六四七) 一六九六

四〇 ユウノ木 (一六九七) 一七三二

四一 南行安 (一七三三) 一七七五

1 ユキヤス (一七三六)・2 サルデン (一七七四) 一七七五付

近

△山口▽

一 大坪 (一一二七)

二 サヲタ (二八) 四七

三 平ヲサ (四八) 七二

四 カイマイ (七三) 一五八

1 マエ (一四〇)・2 ウエオモヤ (一五六)

五 迫 (一五九) 二二八

1 ヒガシ (一六六)・2 ウエンキョ (一八七)

六 六地藏 (二二九) 二五六

七 重尾 (二五七) 二八〇

八 ツツ井 (二八一) 三〇二

九 中島 (三〇三) 三〇七

一〇 半田 (三〇八) 三二二

一一 カ子石 (三二二) 三三二

一二 実次 (三三三) 三四八

一三 清水 (三四九) 四〇四

1 キヨミズ (三九五)

一四 元屋敷 (四〇五) 四三三

一五 カウソフ (四三六) 四四五

一六 西ノタ (四四六) 五〇二

1 ドウノシタ (四五二)

一七 平西 (五〇三) 五四九

1 ヒラニシ (五二六)

一八 シンカイ (五〇五) 六〇三

一九 畑ソイ (六〇四) 六一五

二〇 ノダ (六一六) 六六三

1 ニシノダ (六三三)

- 二一 下深田 (六六四〜七〇一)
- 二二 下川原 (七〇二〜七二五)
- 二三 了仙成 (七二六〜七五〇)
- 二四 鼠追 (七五一〜七七二)
- 二五 立山 (七七三〜七八四)
- 二六 ツミ (七八五〜七八八)
- 二七 サヲ (七八九〜八二二)
- 二八 イモホリ (八二三〜八三四)
- 二九 四郎追 (八三五〜九〇八)
 - 1 シタシロ (八五六)・2 シロ (八六四)
- 三〇 畑ノ辻 (九〇九〜九二四)
- 三一 徳市 (九二五〜九三二)
 - 1 ◎トクイチ (九二七)
- 三二 小原田 (九三三〜九八三)
 - 1 ◎トクイチ (九七二・九七七)
- 三三 ソラス (九八四〜九九〇)
- 三四 中川原 (九九一〜九九七)
- 三五 ソノタ (九九八〜一〇三七)
- 三六 東竹ノ下 (一〇三八〜一〇四六)
- 三七 中山 (一〇四七〜一〇五九)
- 三八 ミツヲサ (一〇六〇〜一〇七八)
- 三九 南ヶ追 (一〇七九〜一三六)
- 四〇 フツワラ (一一三七〜一七七)
- 四一 倉谷 (一一七八〜一二七〇)
- 四二 峠 (一二二一〜一三二六)

- 四三 波柿 (一三二七〜一三八〇)
- 四四 流田 (一三八一〜一四〇一)
- 四五 小岩鼻 (一四〇二〜一四二三)
- 四六 松ノ木 (一四二四〜一四四六)
- 四七 ムキシリ (一四四七〜一四六一)
- 四八 遣ヶ追 (一四六二〜一四七九)
- 四九 山田 (一四八〇〜一五三六)
- 五〇 水ヶ本 (一五三七〜一五五一)
- 五一 乱橋 (一五五二〜一六二五)
- 五二 畑中 (一六二六〜一六五八)
- 五三 七郎田 (一六五九〜一七七七)
- 五四 穴田 (一七二八〜一七七二)
 - 1 シタノヤ (一七三二)
- 五五 ハナヤシキ (一七七二〜一七八三)
 - 1 ハナヤシキ (一七八一)
- 五六 小ヶ倉 (一七八四〜一八五六)
- 五七 丸田 (一八五七〜一八六三)
- 五八 楠 (一八六四〜一八八四)
- 五九 上川原 (一八八五〜一九〇五)
- 六〇 ヲヘキ (一九〇六〜一九九三)
- 六一 西ノ久保 (一九九四〜二〇三三)
- 六二 コウシンノ上 (二〇三三〜二〇三九)
- 六三 後野 (二〇四〇〜二〇四三)
- 六四 日陽ノ上 (二〇四四〜二〇五二)
- 六五 長山 (二〇五三〜二〇七二)

- 六六 シマタ (二〇七三〜二〇九四)
- 六七 西堤 (二〇九五〜二一三五)
- 六八 日平 (二一三六〜二一五七)
 - 1 ユリガサコ (二一五二)
- 六九 カン子尾 (二一五八〜二二一六)
- 七〇 梅久保 (二二一七〜二二二七)
- 七一 日陽 (二二二八〜二二三八)
 - 1 ドウノサキ (二二七四)
- 七二 大東 (二三二九〜二三五九)
 - 1 オヒガシ (二三三九・二三三四・二三三五・二三三七・二三五〇)
- 七三 神テン (二三六〇〜二三七九)
- 七四 上ノタ (二三八〇〜二四〇五)
- 七五 一ノ坪 (二四〇六〜二四五七)
- 七六 セイシン田 (二四五八〜二四六一)
- 七七 一升取 (二四六三〜二四八八)
- 七八 西ヶ谷 (二四八九〜二五三三)
- 七九 北水ヶ木 (二五三四〜二五七二)
- 八〇 原 (二五七三〜二六〇〇)
- 八一 原ノ下 (二六〇一〜二六一三)
 - 1 トオリミチ (二六〇六)
- 八二 フカタ (二六一四〜二六二二)
- 八三 間ノ神 (二六二三〜二六七一)
- 八四 喜太郎 (二六七二〜二七三三)
- 八五 陰平 (二七三四〜二八一二)

- 1 ナカ (二七五四)・2 ドウノヤシキ (二七五五)・3 ニシヤ (二七八〇)
- 八六 寺ノ前 (二八一三〜二八四五)
- 八七 城山 (二八四六〜二八七七)
- 八八 上林 (二八七八〜二九一一)
- 八九 百合ヶ道 (二九一二〜二九三八)
- 九〇 カリノ (二九三九〜二九六四)
- 九一 追田 (二九六五〜二九九七)
- 九二 ヒカケ (二九九八〜三〇一九)
 - 1 ヒガシヤ (二九九八)
- 九三 小追下 (三〇二〇〜三〇五五)
- 九四 小追 (三〇五六〜三〇六八)
- 九五 ササヲ (三〇六九〜三〇九五)
- 九六 西竹ノ下 (三〇九六〜三一四八)
- 九七 西ミツツサ (三一四九〜三一五四)
- 九八 椎ノ木 (三一五五〜三一七五)
- 九九 六田ヶ道 (三一七六〜三一九三)
- 一〇〇 立岩 (三一九四〜三二四四)
- 一〇一 原ノ上 (三二四五〜三二九三)
- 一〇二 高城 (三二九四〜三二九五)
- 一〇三 高雲 (三二九六〜三三〇七)
- 一〇四 大久保 (三三〇八〜三三三三)
- 一〇五 木暮 (三三一四〜三三五七)
- 一〇六 中津尾 (三三五八〜三三七一)
- 一〇七 北ノ又 (三三七二〜三三九八)

- 一〇八 後田 (三三九九〜三四三〇)
- 一〇九 中津尾台 (三四三一〜三四三四)
- 一一〇 トラセ (三四三五〜三四七七)
- 一一一 池ノ口 (三三七八〜三五一九)
- 一一二 池尻 (三五二〇〜三五六〇)
- 一一三 エノコ石 (三五六一〜三五九六)
- 一一四 打越 (三五九七〜三六〇九)
- 一一五 前 (三六一〇〜三六五四)
- 一一六 向 (三六五五〜三六七四)
- 一一七 シヲキハ (三六七五〜三六八七)
- 一一八 西ソノタ (三六八八〜三七九九)
- 一一九 ウシロ (三八〇〇〜三八八四)
- 一二〇 マツホリ (三八九四〜三九〇八)
- 一二一 アラタ (三九〇九〜三九五二)
- 一二二 正月 (三九五三〜三九九八)
- 一二三 市木 (三九九九〜四〇〇五)
- 一二四 東板木 (四〇〇六〜四〇〇八)

△ 大 添 ▽

- 一 志村 (一〜五九)
- 二 堀田 (六〜七二)
- 三 市井子 (七三〜七七)
- 四 松川 (七八〜九一)
- 五 六ツヲサ (九二〜一七五)

- 六 長迫 (一七六〜二二七)
 - 七 金クソ (二二八〜二六五)
 - 八 成 (二六六〜二九五)
 - 九 向 (二九六〜三〇二)
 - 一〇 庚申 (三〇三〜三四七)
 - 一一 西ノ久保 (三四八〜三九五)
 - 一二 岩ノ下 (三九六〜四三九)
 - 一三 尾迫 (四四〇〜四五一)
 - 一四 三本松 (四五二〜四六六)
 - 一五 乳母懐 (四六七〜四八七)
 - 一六 一本木 (四八八〜五〇〇)
 - 一七 堂山 (五〇一〜五〇八)
 - 一八 内層敷 (五〇九〜五二三)
 - 一九 尾下 (五二四〜五三一)
 - 二〇 前田 (五三二〜五三四)
 - 二一 妙見田 (五三五〜五六四)
 - 二二 平ヲサ (五六五〜五九五)
 - 二三 楠田 (五九六〜六二六)
 - 二四 田平 (六二七〜六六〇)
 - 二五 荷多田 (六六一〜六七九)
 - 二六 割布毛 (六八〇〜七〇〇)
 - 二七 フラン (七〇一〜七二四)
 - 二八 御館 (七二五〜七四〇)
- 1 オカタ (七一〜七一九)

- 二九 谷ヶ迫 (七四一〜七五)
 三〇 クヌキ山 (七五四〜七八八)
 三一 西野々 (七八九〜八〇六)
 三二 岩鼻 (八〇七〜八八三)
 三三 正月 (八八四〜八九二)
 三四 平 (八九三〜九一四)
 三五 峠 (九一五〜九二四)
 三六 宮ノ谷 (九二五〜九九七)
 三七 水口 (九九八〜一〇一〇)
 三八 宮ノ前 (一〇一一〜一〇三三)
 三九 神田 (一〇三三〜一〇三四)
 四〇 藤十殿 (一〇三五〜一〇五八)
 四一 高地神 (一〇五九〜一〇七三)
 四二 松尾 (一〇七四〜一〇九六)
 四三 迫 (一〇九七〜一一三三)
 四四 泉追 (一一一四〜一一五三)
 1 ナカヤシキ (二〇九九)・2 ショウワノテ (二一〇四)
 1 サコダ (一一三三)・2 イズミサユ (一一四一)・3 コザロ (一一五三)
 四五 奥ノ畑 (一一五四〜一六一)
 1 オクバタケ (一一五八)
 四六 七畝田 (一一六二〜一九三)
 1 コザコシタ (一一六三)
 四七 老町田 (一九四〜二二〇)
 四八 仲畑 (二二二〜二二七)

- 四九 三府 (二二八〜二四六)
 1 マエバタケ (二三四)
 五〇 下 (二四七〜二五二)
 五一 砂川 (二五三〜二七九)
 1 ウエングン (二五四)
 五二 天神 (二八〇〜三一四)
 五三 前ノ脇 (三一五〜三三七)
 五四 谷 (三三八〜三七七)
 五五 井ノ平 (三三八〜四一三)
 五六 尾坪 (四一四〜四三七)
 五七 野添 (四三八〜四五四)
 五八 藪田 (四五五〜四八一)
 五九 丸尾 (四八二〜四八八)
 六〇 尾払 (四八九〜五一三)
 六一 教子尾 (五一四〜五四〇)
 六二 前畑 (五四一〜五五四)
 六三 大山 (五五五〜五六四)
 六四 松畑 (五六五〜五九〇)
 六五 柿ノ木田 (五九一〜六一三)
 六六 出口 (六三三〜六三八)
 六七 栗山 (六三九〜六七七)
 六八 長尾追 (六七八〜一七〇)
 1 ウエンハル (六八九)
 六九 城 (七一〇〜七五五)
 七〇 園田 (七五六〜七九四)

- 一〇 妙見下 (一七八七)
- 七一 原 (二七九五〜一八四〇)
- 一〇 妙見下 (一七九六・一八〇二)
- 七二 鍛冶屋迫 (一八四一〜一八九三)
- 七三 岩ノ本 (一八九四〜一九一九)
- 七四 下り山 (一九二〇〜一九二四)
- 七五 城ノ越 (一九二五〜一九六五)
- 七六 妙見 (一九六六〜二〇一〇)

△ 糸 永 ▽

- 一 諸管 (二〜一九)
- 二 西ノ下 (二〇〜六〇)
- 三 新開 (六一〜七二)
- 四 狩満 (七三〜八四)
- 五 西ノ圃 (八五〜九二)
- 一 ニシノソノ (八六)
- 六 紺屋ノ谷 (九三〜一〇二)
- 七 馬乗石 (一〇三〜一一七)
- 八 向川原 (一一八〜一五〇)
- 九 西ノ上 (一五一〜一七七)
- 一〇 新地 (一七八〜一九七)
- 一一 助太ヶ迫 (一九八〜二一八)
- 一二 竹ノ平 (二一九〜二三三)
- 一三 御堂ノ上 (二三四〜二四七)

- 一四 鬼籠園 (二四八〜二六二)
- 一五 ロンデ (二六三〜三一)
- 一六 堂面 (三一二〜三二九)
- 一オヘヤ (三二一)
- 一七 上ノ迫 (三三〇〜三六二)
- 一八 松原 (三六三〜三八二)
- 一九 常祥 (三八三〜三九八)
- 二〇 柿木迫 (三九九〜四〇四)
- 二一 迫ノ口 (四〇五〜四四六)
- 二二 貴船 (四四七〜四六八)
- 二三 永正寺 (四六九〜四八〇)
- 二四 南 (四八一〜四八九)
- 一オオエ (四八九)
- 二五 井向 (四九〇〜五一九)
- 二六 十王 (五二〇〜五二七)
- 二七 東迫ノ口 (五二八〜五五二)
- 二八 中ノ迫 (五五二〜五七六)
- 二九 峯 (五七七〜六七二)
- 三〇 宇登山 (六七三〜六八六)
- 三一 峯上 (六八七〜六九五)
- 三二 群石 (六九六〜七一七)
- 三三 大平 (七一八〜七二八)
- 三四 寝田場 (七二九〜七五三)
- 三五 山下 (七五四〜七八八)
- 三六 富園 (七八九〜八〇七)

- 三七 釜ノ谷 (八〇八〜八四二)
三八 柳迫 (八四三〜八七二)
三九 下り松 (八七三〜八九八)
四〇 勝負ヶ本 (八九九〜九〇二)
四一 関山 (九〇三〜一〇三二)
四二 野田ノ迫 (一〇三三〜一〇八九)
一 クルマヤ (一〇三三)
四三 牛王ヶ久保 (一〇九〇〜一〇九五)
四四 鳴神 (一〇九六〜一一二二)
四五 猪ノ平 (一一三三〜一一三九)
四六 糸永境 (一一四〇〜一一四七)
四七 山中 (一一四八〜一一五〇)
四八 上杉山 (一一五一〜一一六九)
一 シンタク (一一六二)
四九 岩ヶ鼻 (一一七〇)
五〇 山ノ神 (一一七一〜一一七三)
五一 横畑 (一一七四)
五二 奥屋敷 (一一七五〜一一八〇)
五三 福田 (一一八一〜一一八五)
五四 光枝 (一一八六〜一一九〇)
五五 野田 (一一九一〜一二二〇)
一 ノダ (一二九四)
五六 神出 (一二二一〜一二六六)
一 ゲニンボウ (一二二七〜一二二八付近)・2 イケダ (一二三三
七)・3 メイセキ (一二六三)
- 五七 花棚 (一二六七〜一二六九)
一 〇 ハナダナ (一二六七〜一二六八)
五八 中ノ切 (一二七〇〜一二七八)
一 〇 ハナダナ (一二七〇〜一二七八)
五九 上田 (一二七九〜一二八〇)
一 〇 ハナダナ (一二七九〜一二八〇)
六〇 山下 (一二八一〜一二八七)
一 〇 ハナダナ (一二八二〜一二八五)
六一 常泉院 (一二八八〜一二八九)
一 〇 ハナダナ (一二八九)
六二 迫田 (一二九〇〜一二九八)
六三 下前田 (一二九九〜一三〇六)
六四 前田 (一三〇七〜一三一三)
六五 下堂 (一三一四〜一三二五)
六六 中尾渡 (一三二六〜一三二九)
六七 古池 (一三三〇〜一三三二)
六八 先達 (一三三三〜一三三五)
六九 堂ノ上 (一三三六〜一三三八)
一 ドウノヒガシ (一三三七〜一三三八付近)
七〇 講堂山 (一三三九〜一三四〇)
七一 蓮池 (一三四一〜一三四二)
七二 西ヶ迫 (一三四三〜一三四九)
七三 堂ノ東 (一三五〇〜一三五五)
七四 カンノヲ (一三五六〜一三五七)
七五 岡ノ久保 (一三五八〜一三六二)

七六 中尾ノ上(一三六三)一三六九

七七 中尾(一三七〇)一三八八

七八 松尾(一三八九)一四〇〇

七九 芋畑(一四〇一)一四四五

1 キネダ(一四〇二)

八〇 高尾(一四四六)一四五四

八一 輪ヶ迫(一四五五)一四六四

八二 寒山平(一四六五)一四六七

八三 下芋畑(一四六八)一四七〇

八四 保木ノ下(一四七一)一四八二

八五 出口(一四八二)一四九四

八六 園田(一四九五)一五〇二

1 ミズトウシ(一五〇八)・一五〇九・2 ソデノタ(一五二〇)

・一五二一

八七 梅添(一五一三)一五四三

八八 下鶴(一五四四)一五八五

八九 鷲ヶ巢(一五八六)一五九九

九〇 倉谷(一六〇〇)

九一 荒井(一六〇一)一六二三

九二 山田(一六二四)一六五一

九三 板垣(一六五二)一六七八

1 クルマヤ(一六五三)

九四 保ノ木(一六七九)一七〇三

九五 竹田(一七〇四)一七一九

九六 楢ノ木(一七二〇)一七三七

九七 靴畝(一七三八)一七六八

九八 塚原(一七六九)一七八二

九九 壬生(一七八三)一八〇六

一〇〇 松ヶ原(一八〇七)一八三四

一〇一 善兵衛田(一八三五)一八五〇

一〇二 森多田(一八五一)一九一七

1 ナガヌキ(一八九六)・2 サンセギレ(一八九七)・3 フケ

(一九〇〇)・4 マルオサ(一九〇一)・5 クブダ(一九〇四)

一〇三 中川原(一九一八)一九四〇

1 ポウギモト(一九二一)・2 ムセギレ(一九二二)

一〇四 尾出ノ下(一九四一)一九四四

一〇五 峯ノ下(一九四五)一九九五

1 ◎ガラン(一九四五)一九五〇

一〇六 古屋敷(一九九六)二〇一五

一〇七 大井(二〇一六)二〇四八

一〇八 川原田(二〇四九)二一二六

1 ◎ガラン(二〇七〇)・二〇七九)二〇八九

一〇九 前田(二二七)二二五六

一一〇 殿川(二二五七)二二九九

一一一 宮ノ西(二二三〇)二二三七

一一二 内ノ丸(二二三八)二二五二

一一三 宮ノ下(二二五二)二二七〇

一一四 神松葉(二二七一)二二八二

一一五 中園(二二八三)二二八八

一二六 小久保(二二九九)二四一五

1ウラ(二三二七)・2ミスミヤ(二三二九)・3ナカ(二三
 三二)・4モトミヤ(二三三五付近)・5カキデ(二三五八)・
 6シンタク(二三七七)・7シンヤシキ(二四〇八)・8ナカ
 デ(二四三〇)・9トリボウズ(トウリアン)(二四三六)
 一七 松尾(二四一六)二四三五)
 一八 上中園(二四三六)二四八三)
 一九 堀切(二四八四)二四九六)
 二〇 小山ヶ追(二四九七)二五二五)
 二一 宮ノ上(二五二六)二五三三)
 二二 東林庵(二五三三)二五四六)
 二三 宮ノ追(二五四七)二五五五)
 二四 追畑(二五五六)二五八五)
 二五 山中(二五八六)二六一〇)
 二六 丸山(二六一)二六一四)
 二七 熊田(二六一五)二六二八)
 二八 向田(二六二九)二六四一)
 二九 曲畑(二六四二)二六五〇)
 三〇 下り山(二六五一)二六九六)
 三一 虎御前(二六九七)二七一三)
 三二 保木(二七一四)二七三六)
 三三 保木ノ上(二七三七)二七四四)
 1ホキノウエ(二七三九)
 三四 市木(二七四五)二七七七)
 三五 赤禿(二七七八)二七八八)
 三六 尾出ノ上(二七九九)二八三四)

1タカミヤ(二八三三)
 一三七 尾出(二八三五)二八八三)
 1インキヨ(二八五六)・2オモヤ(二八五七)
 一三八 柚ノ木(二八八四)二九一八)
 1ヘーヤ(二九〇三)・2アンノシタ(二九〇四)・3ナカ(二
 九〇七)・4ナカヤマ(二九一六)
 一三九 成永(二九一九)二九四二)
 一四〇 夏焼(二九四三)二九九九)
 1ホンケ(二九四六)・2イシズカ(二九六四)
 一四一 恩ヶ追(三〇〇〇)三〇一)
 一四二 小八薙(三〇一八)三〇三〇)
 一四三 中山(三〇三一)三〇三九)
 一四四 小浦ヶ追(三〇四〇)三〇八九)
 一四五 追(三〇九〇)三一一〇)
 一四六 山神追(三一三一)三一四八)
 一四七 平原(三一四九)三一六六)
 一四八 中尾(三一六七)三二二二)
 一四九 武蔵越(三二一三)三二三九)
 一五〇 小園山(三二四〇)三二八二)
 一五一 小園(三二八二)三三三三)
 1タンバヤ(三二九四)
 一五二 原(三三一四)三三三三)
 一五三 妙見(三三三三)三三三九)
 一五四 東小園山(三三三三)三三五二)
 一五五 納戸ヶ平(三三五三)三三六三)

- 一五六 柳尾 (三三六四〜三三七三)
- 一五七 崩脱 (三三七四〜三三七六)
- 一五八 交合石 (三三七七〜三三八一)
- 一五九 石字谷 (三三八二〜三三八五)
- 一六〇 上保ノ木 (三三八六〜三四一七)
- 一六一 古西寺 (三四一八〜三四四四)
- 一六二 小田ヶ追 (三五四五〜三五六六)
- 一六三 火燃場 (三五六七〜三五九六)
- 一六四 大笹 (三五九七〜三五九八)
- 一六五 荒井道ノ上 (三五九九〜三六〇一)
- 一六六 児子松 (三六〇二)

△ 富 清 ▽

- 一 安政 (二〜二八)
- 二 妙見 (二九〜四四)
- 三 白杵川 (四五〜五四)
- 四 見追 (五五〜一〇一)
- 五 柿添 (一〇二〜一五)
- 六 大井 (一六〜一五一)
- 七 障ノ下 (一五二〜一五四)

- 八 下小田 (一五五〜一六三)
- 九 小田 (一六四〜一八六)
- 一〇 飯道 (一八七〜一九三)
- 一一 中根 (一九四〜二〇〇)
- 一二 道妙 (二〇一〜二三三)
- 一三 立平 (二三四〜二四一)
- 一四 山王 (二四二〜二八二)
- 一五 芋地 (二八三〜三〇六)
- 一六 金比羅平 (三〇七)
- 一七 赤禿 (三〇八〜三四四)
- 一八 長野平原 (三四五〜三七〇)
- 一九 長野 (三七一〜三八八)
- 二〇 竹ノ下 (三八九〜三九四)
- 二一 膳所 (三九五〜四〇二)
- 二二 市木 (四〇三〜四〇五)
- 二三 西 (四〇六〜四〇八)
- 二四 十五 (四〇九〜四一四)
- 二五 前畑 (四一五〜四一七)
- 二六 貴船 (四一八〜四四四)
- 二七 長野山 (四四六〜四七九)
- 二八 多々良 (四八〇〜五二八)

- 二九 小不毛(五二九)・五五七
 三〇 藤原(五五八)・五九一
 三一 小屋ケ鼻(五九二)・五九五
 三二 袖ノ木(五九六)・六四六
 三三 松ケ園(六四七)・六七五
 1 ウエンダン(六六四)
 三四 新園(六七六)・六八五
 三五 小御堂(六八六)・六九二
 三六 谷口(六九三)・六九四
 1 タニグチ(六九四)
 三七 塔西(六九五)・七〇三
 1 アンノシタ(六九六)・2 トウニシ(七〇二)
 三八 西ノ谷(七〇四)・七三〇
 1 ナカンイエ(七一八)
 三九 外圍(七三一)・七四四
 四〇 明覚(七四五)・七五五
 四一 小迫(七五六)・七五九
 四二 殿山(七六〇)・七七二
 四三 妙見(七七三)・七八六
 四四 寺山(七八七)・八〇二
 四五 風呂ノ本(八〇三)・八一
 四六 南(八一九)・八二八
 四七 西迎寺(八二九)・八四二
 1 コウノイケ(八三九)
 四八 孝田(八四三)・八六二
- 四九 鷲ケ迫(八六三)・八九三
 1 ハゼヤマ(八六五)
 五〇 高見(八九四)・九五〇
 五一 迫(九五一)・九八三
 五二 今在家(九八四)・一〇〇七
 1 ウエハシ(九八九)
 五三 野入(一〇〇八)・一〇九三
 五四 棚田(一〇九四)・一一一八
 五五 堂ノ下(一一一九)・一二二五
 1 サネボウ(一二五一)・一二五七・一二五九
 五六 歳神(一二一六)・一三六二
 1 ナガヌキ(一二六四)・一二六七・2 ジュウオウ(一二二六)・
 3 ウメノキ(一二六八)・4 ゴセギレ(一二九七)
 五七 左山(一三六三)・一五一二
 五八 三札(一五一三)・一五九〇
 1 シタ(一五八四)
 五九 由里(一五九一)・一六三四
 六〇 向田(一六三五)・一八〇〇
 六一 高野(一八〇一)・一八三六
 六二 大平(一八三七)
 六三 伊勢(一八三八)・一八九〇
 六四 丸尾(一八九一)・一九三七
 六五 狐石(一九三八)・一九五四
 六六 保木(一九五六)・一九七七

六七 谷 (一九七八〜一九八五)

六八 長燭 (一九八六〜二〇〇二)

六九 井ノ木 (二〇〇三〜二〇一九)

七〇 内河野 (二〇二〇〜二〇四七)

七一 難野 (二〇四八〜二〇五八)

七二 住吉 (二〇五九〜二〇九七)

七三 西内河野 (二〇九八〜二二二二)

七四 高尾 (二二二三〜二二五七)

七五 加鶴 (二二五八〜二二〇四)

七六 井ノ迫 (二二〇五〜二二三二)

七七 加羅木 (二二三三〜二二五二)

七八 左山平原 (二二五三〜二二〇四)

七九 向田 (二二〇五〜二二三二)

1 ヒロゾノ (二三一一)

八〇 烏帽子 (二三一一〜二三三八)

八一 尾平 (二三三九〜二三五一)

八二 尾迫 (二三五二〜二三五七)

八三 徳ヶ迫 (二三五八〜二三七三)

八四 永迫 (二三七四〜二三九五)

八五 広園 (二三九六〜二四四一)

八六 恩ヶ迫 (二四四二〜二四四七)

八七 出口 (二四四八〜二四五三)

八八 丸山 (二四五四〜二四五七)

八九 畑殿 (二四五八〜二四六一)

九〇 鍛冶墨園 (二四六二〜二四六九)

九一 木白 (二四七〇〜二四七六)

九二 井ノ本 (二四七七〜二四八九)

九三 平原 (二四九〇〜二五〇一)

1 ヒラバル (二四九二)

九四 老町畑 (二五〇二〜二五一〇)

九五 日場方 (二五一一〜二五一六)

九六 墓山 (二五一七〜二五二〇)

九七 迫田 (二五二一〜二五二三)

九八 峯殿 (二五二四)

九九 大良 (二五二五〜二五三一)

一〇〇 中尾 (二五三二〜二五三四)

一〇一 深迫 (二五三五〜二五五〇)

一〇二 草場 (二五五一〜二五六九)

一〇三 天神平 (二五七〇〜二五八四)

一〇四 松ヶ本 (二五八五〜二五八六)

1 アンノウエ (二五八五)

一〇五 天神ノ前 (二五八七〜二六〇二)

一〇六 市場 (二六〇三〜二六一一)

一〇七 菅松 (二六一二〜二六一三)

一〇八 立平 (二六一四〜二六一八)

一〇九 宮畑 (二六一九〜二六三三)

一一〇 岡ノ山 (二六三四〜二六四〇)

一一一 鳥越 (二六四一〜二六五五)

一一二 大久保 (二六五六〜二六五八)

一一三 大石ヶ平 (二六五九〜二六七二)

- 一一四 横畑 (二六七三〜二六八七)
- 一一五 水口 (二六八八〜二六九四)
- 一一六 芋畑 (二六九五〜二七一四)
- 一一七 岡 (二七一五〜二七二九)
- 一一八 田ノ上 (二七三〇〜二七三七)
- 一一九 花田 (二七三八〜二七四五)
- 一二〇 柚ノ木 (二七四六〜二七四九)
- 一二一 笹ヶ尾 (二七五〇〜二七七九)
- 一二二 上圃 (二七八〇〜二七九八)
- 一二三 1ウエソノ (二七九五)
- 一二四 宮ノ上 (二七九九〜二八一三)
- 一二五 立葉園 (二八二二〜二八二六)
- 一二六 楢園 (二八二七〜二八二九)
- 一二七 1ナラソノ (二八二七)
- 一二七 垣添 (二八三〇〜二八四〇)
- 一二八 1カキノエ (二八三〇)・2カドバタケ (二八三七)
- 一二八 中ノ迫 (二八四一〜二八七六)
- 一二九 西ノ迫 (二八七七〜二九一九)
- 一三〇 台良 (二九二〇〜二九三)
- 一三一 大石ヶ本 (二九三一〜二九四〇)
- 一三二 光安 (二九四一〜二九五三)
- 一三三 三隅園 (二九五四〜二九五七)
- 一三四 米丸 (二九五八〜二九六七)
- 一三五 神ノ木 (二九六八〜二九七二)

- 一三六 桑鶴 (二九七三〜二九八五)
- 一三七 倉園 (二九八六〜二九八八)
- 一三八 十二ヶ田 (二九八九〜二九九二)
- 一三九 宮ノ前 (二九九三〜三〇〇二)
- 一四〇 1ジソウヤマ (三〇〇〇〜三〇〇二)
- 一四〇 堂面 (三〇〇三〜三〇一一)
- 一四一 井ノ尻 (三〇一三〜三〇一四)
- 一四二 深田 (三〇一五〜三〇二五)
- 一四三 海添 (三〇二六〜三〇四四)
- 一四四 1マルオサ (三〇三八・三〇三九)・2元宮 (三〇四一付近)
- 一四四 下田 (三〇四五〜三〇五二)
- 一四五 油長尾 (三〇五三)
- 一四六 大神田 (三〇五)
- 一四七 両ヶ田 (三〇五五〜三〇五九)
- 一四八 小神田 (三〇六〇〜三〇六三)
- 一四九 尾坪 (三〇六四〜三〇七一)
- 一五〇 保木ノ下 (三〇七二〜三〇七三)
- 一五一 油田 (三〇七四)
- 一五二 行部作 (三〇七五〜三〇七七)
- 一五三 鶴田 (三〇七八〜三〇八三)
- 一五四 井田 (三〇八四〜三〇九一)
- 一五五 当堂田 (三〇九二)
- 一五六 前川 (三〇九三〜三一〇三)
- 一五七 弓場ノ本 (三一〇四)
- 一五八 風呂ノ本 (三一〇五)

- 一五九 石垣(三二〇六)三二一(一)
- 一六〇 別宮氷(三一二)三二二(七)
- 一六一 四十田(三一二八)三二三五
- 一六二 御供田(三一三六)三二四〇
- 一六三 早田(三一四一)三二六六
- 一六四 瓜川原(三一六七)三一七〇
- 一六五 新漕(三一七一)三一八二
- 一六六 土生田(三一八三)三二三五
- 一六七 出口(三二三六)三二五一
- 一六八 峯田(三二五二)三二七六
- 一六九 羽田(三二七七)三二九一
- 一七〇 溝添(三二九二)三二九四
- 一七一 用ノ坪(三二九五)三三一九
- 一七二 志多田(三三三〇)三三五〇
- 一七三 十二ヶ添(三三五一)三三五九
- 一七四 川原田(三三六〇)三四一九
- 一七五 岩淵(三四一九)三四二九
- 一七六 米丸(三四三〇)三四三七
- 一七七 野添(三四三八)三四四六
- 一七八 田平(三四四七)三四六九
- 一七九 御羅(三四七〇)
- 一八〇 宮原(三四七一)三四九六
- 一八一 上山(三四九七)三五二一
- 一八二 山首(三五二二)三五四〇
- 一八三 中山(三五四一)三六二九
- 一八四 腰ヶ道(三六三〇)三六四〇
- 一八五 箱燭(三六四一)三六五〇
- 一八六 寺ノ谷(三六五一)三六五四
- 一八七 久吉(三六五五)三六六四
- 一八八 寺(三六六五)三六七二
- 一九一 櫻本(三六九四)三六九六
- 一九二 中園(三六九七)三七〇九
- 一九三 古久井(三七一〇)三七四五
- 一九四 天道寺(三七四六)
- 一九五 山添(三七四七)三七五七
- 一九六 迫ノ口(三七五八)三七八一
- 一九七 大薮野(三七八二)三七八八

1ペンテンヒラ(三四五九・三四六一・三四六二付近)

- 一七九 御羅(三四七〇)
- 一八〇 宮原(三四七一)三四九六
- 一八一 上山(三四九七)三五二一
- 一八二 山首(三五二二)三五四〇
- 一八三 中山(三五四一)三六二九
- 一八四 腰ヶ道(三六三〇)三六四〇
- 一八五 箱燭(三六四一)三六五〇
- 一八六 寺ノ谷(三六五一)三六五四
- 一八七 久吉(三六五五)三六六四
- 一八八 寺(三六六五)三六七二
- 一九一 櫻本(三六九四)三六九六
- 一九二 中園(三六九七)三七〇九
- 一九三 古久井(三七一〇)三七四五
- 一九四 天道寺(三七四六)
- 一九五 山添(三七四七)三七五七
- 一九六 迫ノ口(三七五八)三七八一
- 一九七 大薮野(三七八二)三七八八

1ミズクチ(三七八〇・三七八一付近)

一九八 水ヶ本 (三七八九〜三八一五)
 一九九 勝負ヶ追 (三八一六〜三八三四)
 二〇〇 平畑 (三八三五〜三八四一)
 二〇一 神園 (三八四二〜三八四九)
 二〇二 永吉 (三八五〇〜三九〇四)
 二〇三 妙見平 (三九〇五〜三九一四)

△ 両子 ▽

一 園田 (一〜二四)
 一ニシ (一一)
 二 園田ノ上 (二五〜六〇)
 三 伽羅 (六一〜七八)
 四 水ヶ追 (七九〜一〇二)
 一マルヤマ
 五 川原 (一〇三〜一五一)
 一インキョ (一二五)・2クボヤシキ (二二六)・3ウエンハ
 シ (二三五)・4カワラ (二四五)
 六 峯ノ上 (二五二〜二八二)
 七 徳光 (二八三〜三二二)
 八 天徳 (三二二)
 九 師坊 (三二三〜三〇五)
 一〇 財間 (三〇六〜三六四)
 一フクトク (三一四)
 一一 二郎丸ノ上 (三六五〜四五二)

一二 二郎丸 (四五三〜四七八)
 一三 中屋敷 (四七九〜五四一)
 一ナカヤシキ (四九九)
 一四 迫田 (五四二〜五六六)
 一五 東ノ上 (五六七〜六〇八)
 一六 徳代 (六〇九〜七二二)
 一七 中ノ迫 (七二三〜七六三)
 一八 河内ヶ追 (七六四〜八〇八)
 一九 堂ヶ追 (八〇九〜八三四)
 二〇 新屋敷 (八三五〜八六九)
 一エンノキ (八五五)
 二一 小園 (八七〇〜九二七)
 一ニシキョゼ (九〇二)・2ゴソノ (九二二)
 二二 小園ノ上 (九二八〜九五六)
 二三 平石 (九五七〜九六八)
 二四 馬場 (九六九〜九八三)
 二五 老反田 (九八四〜一〇六六)
 一カワバタ (九八八〜九九一)・一〇〇二・一〇〇三・一〇〇
 六・2ミンバタ (九九九〜一〇〇〇)・一〇〇八・一〇一〇)・
 3ムセオサ (一〇〇二)
 二六 上馬場 (一〇六七〜一〇九二)
 二七 笹ヶ尾 (一〇九二〜一〇九五)
 二八 久保殿 (一〇六〜一三三)
 二九 山添 (一一三四〜一一四八)
 一◎ムコダイ (一一四五)

- 三〇 実相坊(二四九〇〜一九三三)
 一◎ムコダイ(二八五・二八六・二八八・二一九二)
 三一 大般若(二一九四〜二二九九)
 三二 ノノ井手(二四〇〜二四八)
 三三 權ノ木(二四九〜二七七)
 一シタゲノキ(二四九)・2◎ヤンタケ(二二七三)
 三四 弥嶽(二七八〜三一四)
 一◎ヤンタケ(二九四・二九七・二九九)
 三五 杖立(二一五〜二五〇)
 三六 八間石(二五二〜二七七)
 一オコウシンハナ(二七〇)
 三七 六地藏(二七八〜四一〇)
 一ケンノキ(二七九・一三九一・一三九二・一三九七・一三九八)・2シンヤシキ(一四〇二)
 三八 箕ノ手(二四一〜二四二)
 三九 平床(二四一〜二四四)
 四〇 中ヶ谷(二四一〜二四九)
 四一 下り松(二四二〇〜二四二二)
 四二 代(二四二四〜二四四二)
 四三 広畑(二四四三〜二四七四)
 四四 初着岩(二四七五〜二四八二)
 四五 内ヶ払(二四八三〜二五〇三)
 四六 西(二五〇四〜二五四五)
 四七 両子山(二五四六〜二五五七)
 四八 走水(二五五八〜二五八九)

- 四九 上ノ原(二五五八〜一六〇二)
 五〇 多新畑(二六〇二〜一六一八)
 五一 山ノ神(二六一九〜一六二六)
 五二 堀切(二六二七〜一六四五)
 五三 上畑(二六四六〜一六五一)
 五四 神岩(二六五二〜一六八四)
 五五 ノノ私(二六八五〜一七三七)
 五六 山ノ下(二七三八〜一七五九)
 五七 竹ノ本(二七六〇〜一七八〇)
 五八 米山(二七八一〜一八一)
 五九 払山(二八一〜一八三〇)
 六〇 柳ノ本(一八三一〜一八五)
 六一 払(一八五七〜一九三五)
 一カミテダイ(一八五七・一八六五〜一八六八・一八七〇・一八七一・一八九五)・2ソラ(一八七五)・3シモテダイ(一九〇九〜一九一一・一九一八)・4サコダ(一九三三)
 六二 神ノ森(一九三六)
 六三 宮ノ上(一九三七〜一九四九)
 六四 上ノ迫(一九五〇〜一九八五)
 六五 向田(一九八六〜二〇〇八)
 一ヒソロキ(一九九八〜二〇〇三・二〇〇五)・2ミズトウシ(二〇〇六・二〇〇七)
 六六 横峯(二〇〇九〜二〇七九)
 一セス(二〇一〇)・2ヤセダ(二〇〇九)・3オオサ(二〇一一)・4デーマン(二〇一三)・5ヨコオサ(二〇一四)・6

シモンタ (二〇一七)・7カミテ (二〇五九)

- 六七 別荘出 (二〇八〇) (二〇九六)
- 六八 園ノ上 (二〇九七) (二一三八)
- 六九 中ノ尾 (二一三九) (二一九四)
- 七〇 巳尾 (二一九五)
- 七一 天水 (二一九六) (二二二四)
- 七二 中尾ノ下 (二二二五) (二二九四)
- 七三 早田 (二二九五) (二三三三)
- 七四 道面 (二三三四) (二三七九)
- 七五 山王田 (二三八〇) (二三九九)
- 七六 正月田 (二四〇〇) (二四六八)
- 七七 峯ノ丸 (二四六九) (二五〇五)
- 七八 神命 (二五〇六) (二五七〇)
- 七九 権現田 (二五七一) (二六〇五)
- 八〇 明徳田 (二六〇六) (二六三二)
- 八一 川原田 (二六三二) (二七〇七)
- 八二 大万坊 (二七〇八) (二七二七)
- 八三 新地 (二七二八) (二七四六)
- 八四 鬼田 (二七四七) (二七五〇)
- 八五 上川原田 (二七五一) (二七八七)
- 八六 田中丸 (二七八八) (二九二二)
- 八七 上田中 (二九二四) (二九八四)
- 八八 平原 (二九八五) (二九九九)
- 八九 墓堂 (三〇〇〇) (三〇三三)
- 九〇 下田中 (三〇三四) (三〇六七)

九一 法眼 (三〇六八) (三〇九五)

- 九二 岡 (三〇九六) (三一三三)
- 九三 工圃 (三一四) (三二一五)
- 九四 平石 (三二一六) (三二四七)
- 九五 大良 (三二四八) (三三〇八)
- 九六 明徳 (三三〇九) (三三五一)
- 1 オク (三三二〇)
- 九七 小畑 (三三五二) (三三七二)
- 1 ホンキョ (三三五八)・2 モトヤシキ (三三六八)
- 九八 小畑ノ上 (三三七二) (三三九九)
- 九九 前 (三四〇〇) (三四一五)
- 一〇〇 薬王丸ノ上 (三四一六) (三四六二)
- 一〇一 薬王丸 (三四六三) (三五三四)
- 1 カジヤ (三四九二)・2 ヒガシ (三五〇九)
- 一〇二 小迫 (三五三五) (三五六一)

△ 山 浦 ▽

- 一 福出 (一) (六三)
- 二 陽春田 (六四) (一〇八)
- 1 イマイ (一〇三)
- 三 櫻木田 (一〇九) (一四三)
- 1 シンタク (一四〇)
- 四 今井ヶ平 (一四四) (二〇四)
- 五 砂子 (二〇五) (二九二)

- 一ノデ(二四〇)・2タプチ(二六一)・3インキョ(二六二)
 4ナカマ(二六三)・5ニシ(二六九)
 六宮ノ本(二九三)〜三四四
 一オク(三〇一)・2ドウンマエ(三二四)・3ナカズリ(三二七)〜三二九・三三二〜三三六・4ニナジリ(三三〇)
- 七 小瀬原平(三四五)〜三六七
 八 向田(三六八)〜四〇四
 九 西向田(四〇五)〜四一七
 一〇 向田平(四一八)〜四五三
 一一 釘尾(四五四)〜五二六
 一二 赤二田(五二七)〜六三八
 一三 光山(六三九)〜六九九
 一四 一カミヤマ(六五一)・2ヤマテ(六九六)
 密乗院(七〇〇)〜八六〇
 一オク(七四九)・2ナカ(七五三)・3ソラ(七六九)・4ミナクチ(八二五)・5シシタク(八三九)・6サンジュウダ(八五〇)
- 一五 川原田(八六一)〜九〇五
 一テラノウエ(九〇四)・九〇五
 一六 神手(九〇六)〜九五五
 一七 大谷(九五六)〜九九三
 一八 井ノ上(九九四)〜一〇五二
 一ムコウ(一〇〇七)・2ヘーヤ(一〇二八)
- 一九 水落(一〇五三)〜一〇九九
 二〇 カゲ平(一一〇〇)〜一一五二

二一 屋那瀬(一一五三)〜一二八一

一オオニシ(一二五四)・2ワカヤ(一二五七)

二二 大山(一二八二)〜一三二六

二三 正月屋敷(一三二七)〜一三六四

一カドマツ(一三五二)・一三五三(一)・2カヤジマ(一三五四)東

部

二四 大久保(一三六五)〜一四二九

二五 板木(一四三〇)〜一四九〇

一イタギ(一四四三)・2シシガキ(一四八八)付近

二六 前田(一四九一)〜一五七五

一ミヤンサキ(一五三二)

二七 追(一五七六)〜一六四二

二八 西(一六四二)〜一七一八

一ヒガシノウエ(一七一〇)

二九 橋ノ本(一七一九)〜一八〇〇

三〇 山ノ田(一八〇一)〜一八四八

三一 丸尾(一八四九)〜一八六六

△ 矢川 ▽

一 馬場(一〜五五)

二 川又(五六)〜一三三

一ヒガシ(七〇)・2シリタ(七一)

三 下矢川(一三四)〜二一五

一クボヤシキ(一八八)〜一九〇

四 大平 (二一六〜三三三)

1 ハイシダイ (二二二〜三三四・二五四・二五六)・2 ドンサコ (三三〇)

五 鳥越 (三二四〜三七九)

1 ハチバタケ (三五二)

六 尾松 (三八〇〜三九八)

七 久石 (三九九〜四七七)

1 ソノヤシキ (四〇九)

八 前田 (四七八〜五四八)

1 オカタダイ (五一二・五一六・五二三)

九 大内迫 (五四九〜六一三)

1 タカオ (五八七付近)

一〇 向田 (六一四〜六九一)

1 ムカイダ (六四三・六四四・六五〇)

一一 宮ノ上 (六九二〜七五九)

一二 広坪 (七六〇〜八〇九)

一三 新漕 (八一〇〜九〇三)

1 ヤマンクチ (八三八)

一四 長瀬 (九〇四〜一〇二二)

一五 神田 (一〇二三〜一〇九七)

1 ジンデン (一〇三八〜一〇四二・一〇四九〜一〇五二)・2

ジンヂ (一〇六四)

一六 屋敷 (二〇九八〜一一八五)

1 オドリバカ (一一三八・一一三九)・2 アンノウエ (一一一四)

九)・3 アンシタ (一一五〇)・4 ウェンサコ (一一五五)

一七 中之道 (一一八六〜一二六四)

1 ナカノサコ (一二二〇)・2 タケノスエ (一二三四)・3 ア
ンチ (一二二七)

一八 花付 (一二六五〜一三二六)

1 マツガサコ (一二七七)

一九 大中野 (一三二七〜一四〇二)

1 ソウノキ (一三七〇)

二〇 其田 (一四〇二〜一四六一)

1 シンタク (一四四二)

二一 上大坪 (一四六二〜一五〇四)

二二 大野 (一五〇五〜一五四二)

二三 原 (一五四三〜一六一七)

二四 知幸坊 (一六一八〜一六八四)

二五 城ヶ谷 (一六八五〜一七六九)

1 イツボ (一六八七)

二六 大坪 (一七七〇〜一八五二)

二七 畑成 (一八五三〜一九五八)

△ 朝 来 ▽

一 京徳 (一〜一四五)

二 尾追 (一四六〜二六七)

三 貴船 (二六八〜三九三)

1 ハゲ (二七八)

四 流田 (三九四〜四五〇)

五 大石ヶ本(四五〇〜五八二)
六 鳥越(五八二〜七二九)

1 テラオ(五九二)・2 オクノソノ(六一九)

七 広舞(七三〇〜八〇一)

八 八反田(八〇二〜八八四)

九 中原(八八五〜九八二)

一〇 猿喰(九八三〜一〇七〇)

一一 内屋敷(一〇七一〜一二三七)

一二 新漕(一二三八〜一二九三)

一三 杵築田(一二九四〜一三六四)

一四 谷ノ上(一三六五〜一四一八)

一五 中野(一四一九〜一四二五)

一六 平原(一四二六〜一五六九)

一七 平原ノ下(一五七〇〜一六二〇)

一八 寺野(一六二一〜一七五八)

1 シモテ(一七〇〇)・2 ヘヤ(一七〇七)

一九 年天(一七五九〜一八六〇)

二〇 一嶽(一八六一〜一九七三)

二一 栗ノ木田(一八七四〜二〇七四)

二二 小屋光(二〇七五〜二一九三)

二三 若名田(二一九四〜二二二四)

二四 宇津ヶ原(二二二五〜二二六三)

二五 富原(二二六四〜二四五五)

二六 間方(二四五六〜二五二七)

二七 宮園(二五二八〜二七一八)

二八 宮ノ前(二七一九〜二九二六、四二三七〜四二五三)
二九 松ヶ本(二八二七〜二九二六、四二二七〜四二二六)

1 ヤドタ(二八二六〜二八三九)

三〇 大田(二九二七〜三〇一三)

三一 田中(三〇一四〜三〇七五)

三二 前田(三〇七六〜三一九八、四二五四〜四二六二)

三三 権現(三一九九〜三三一一)

三四 吉行(三三一八〜三四七〇、四二二三〜四二二六)

三五 陣ノ内(三四七一〜三五八三)

1 ヤマオカ(三五五七)・2 サカヤ(三五七五)・3 ミネザ(三

五八三)

三六 天神山(三五八四〜三七五一)

三七 中ノ段(三七五二〜三八九九)

三八 上油原(三九〇〇〜四〇二一)

1 ガクニワ(三九九三付近)

三九 下油原(四〇二二〜四二二二)

△ 明治 ▽

一 山捨(一〜一七三)

1 ハタケダ(三〜五・七・九・一一)・2 スポタ(五八)・3
サルガワ(一六三)

二 大坪(一七四〜三三八)

1 オオツボ(一八七)・2 ヒナタ(二〇六)・3 イノサコ(二
四六)・4 ヒラノクチ(二五七)・5 ショヤモト(三二六)・6

ビワオサ(三三二)・7ヒロオサ(三三二)・8ミネノシタ(三三六)

三 寺田(三三九)四九八)

1テラダ(三五三)四〇〇)・2寺ノ下(三五八)

四 尾園(四九九)七五二)

1杉園(五四〇)五五四)・2ウエノハル(五八四)五八六)

3ウサジ(六二五)六二九付近)・4ホウキヨウ(七一)七

一四付近)

五 多々良元(七五三)九一三)

六 屋形(九一四)一〇五六)

1ヤカタ(九七四)九六一)・一〇三四)一〇三六)・一〇二五)

一〇一八)一〇二八)

七 高地(一〇五七)一五二)

八 竹ノ下(一一五三)一四二七)

九 榎迫(一二四二)一五八四)

1テンジンタ(一四三六)一四三七)・2ホトケダ(一五〇六)

3クボタ(一五二六)

一〇 平田(一五八五)一六八一)

一一 尾崎(一六八二)一七二五)

一二 宮ノ平(一七二六)一七九二)

一三 樋ヶ迫(一七九二)一九〇二)

一四 川床(一九〇二)二〇一九)

一五 益ヶ原(二〇二〇)

一六 萩ヶ迫(二〇二二)二一〇七)

一七 寺園(二一〇八)二二七三)

一八 金剛院(二二七四)二四三九)

一九 後田(二四四〇)二五〇七)

二〇 半田(二四四〇)二五八四)

二一 大久保(二五八五)二七四八)

1ヤネダ(二六一五)二六一六)・二六九八)・二七〇一)・二七

〇七)

二二 吉行(二七四九)二八九五)

1ミナミイシヤ(二八七二)

二三 柚ノ木(二八九六)三一七)

二四 岩詰(三一八)三二〇四)

二五 中園(三二〇五)三三三三)

1コザロ(三三五〇)三三五一)

二六 中園田(三三三二)三四二六)

二七 切畑(三四二七)三七一〇)

二八 紺屋(三七一)三九五〇)

1ナカマ(三七二〇)・2オシヤモト(三七二八)・3ヒラン

ノ(三七九二)・4フクミツト(三七九五)・5オバナ(三八

一一)・6トクマツ(三八三三)

二九 市ノ尾(三九五)四二九二)

三〇 中畑(四二九二)四五五〇)

三一 大内(四五五)四六一五)

三二 本手(四六一六)四六八七)

1タツノツボ(四六二四)四六二六)

三三 紺屋下(四六八八)四八四二)

1ヤネンシタ(四七〇三)・2シツタンガツボ(四八二二)

三四 松代 (四八四三～四九六三)

三五 新開 (四九六三～五〇〇五)

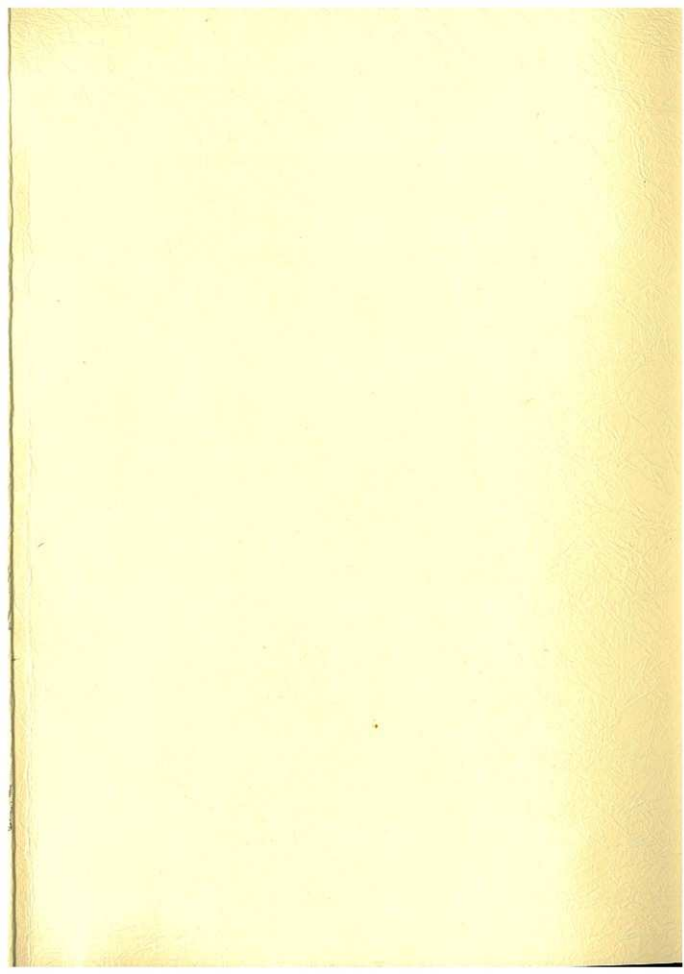
三六 高盛 (五〇〇六～五〇三八)

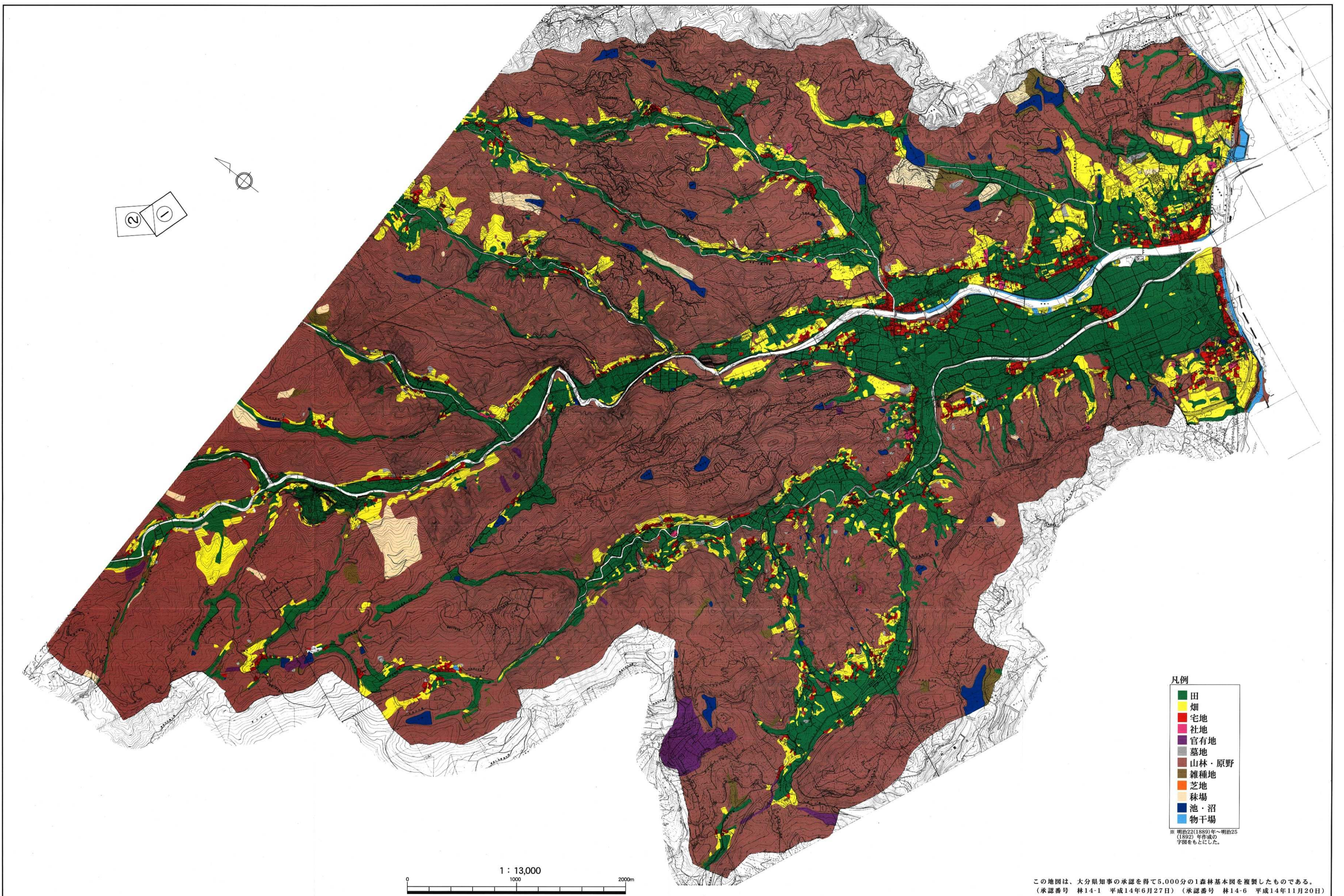
1 テラダ (五〇二六・五〇三二・五〇三三・五〇三五～五〇

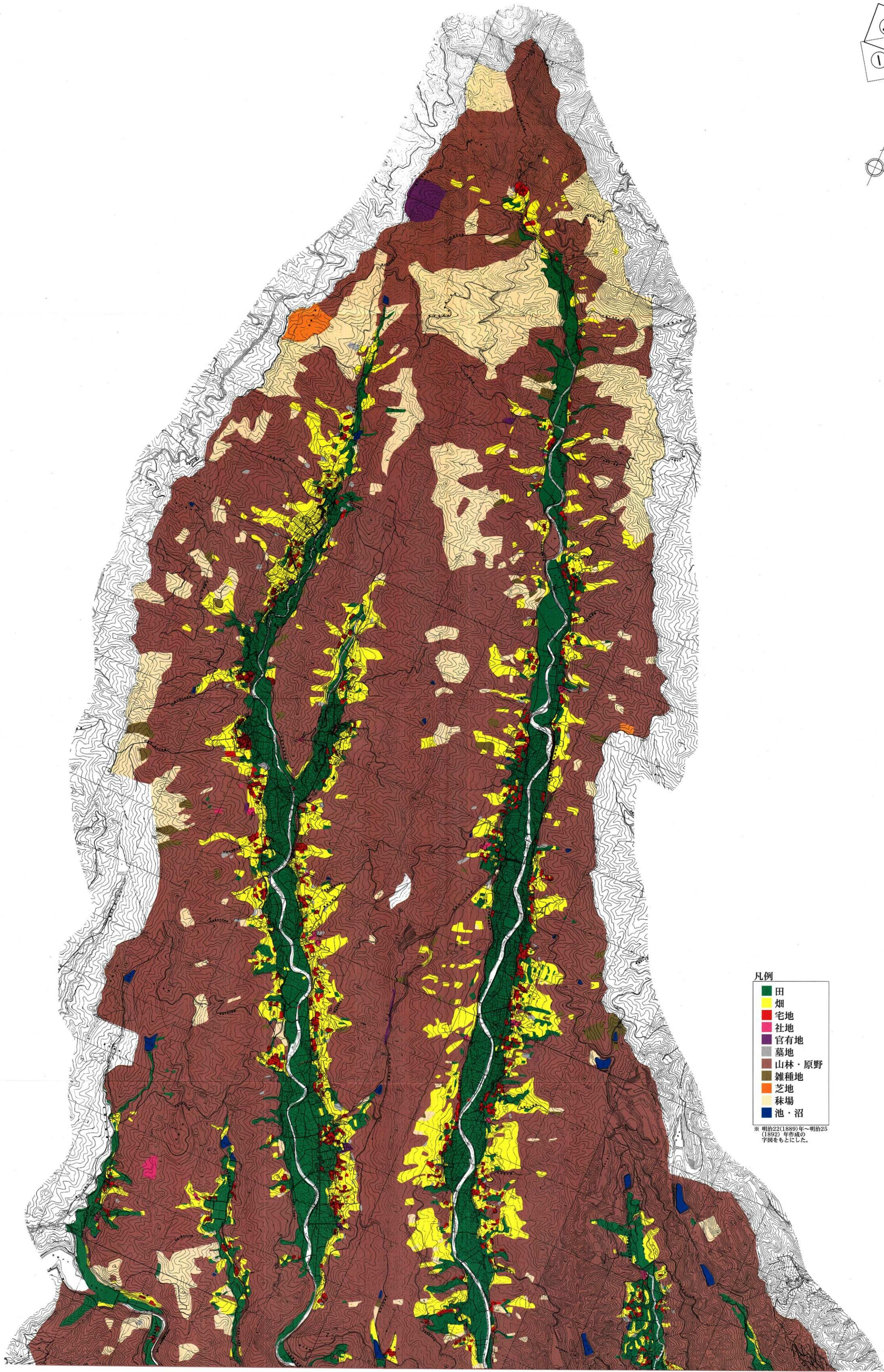
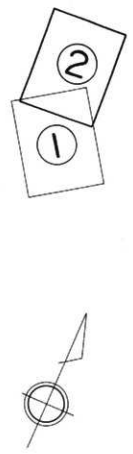
三七)

報 告 書 抄 録

ふりがな	ぶんごのくにあきごうのちょうさ しりょうへん							
書名	豊後國安岐郷の調査 資料編							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第7集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2003年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
安岐郷	大分県 東国東郡 安岐町	443255				990401 5 040331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物	特記事項			
安岐郷	荘園村落	中世～近代						



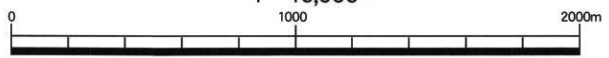




- 凡例
- 田
 - 畑
 - 宅地
 - 社地
 - 官有地
 - 墓地
 - 山林・原野
 - 雑種地
 - 芝地
 - 秣場
 - 池・沼

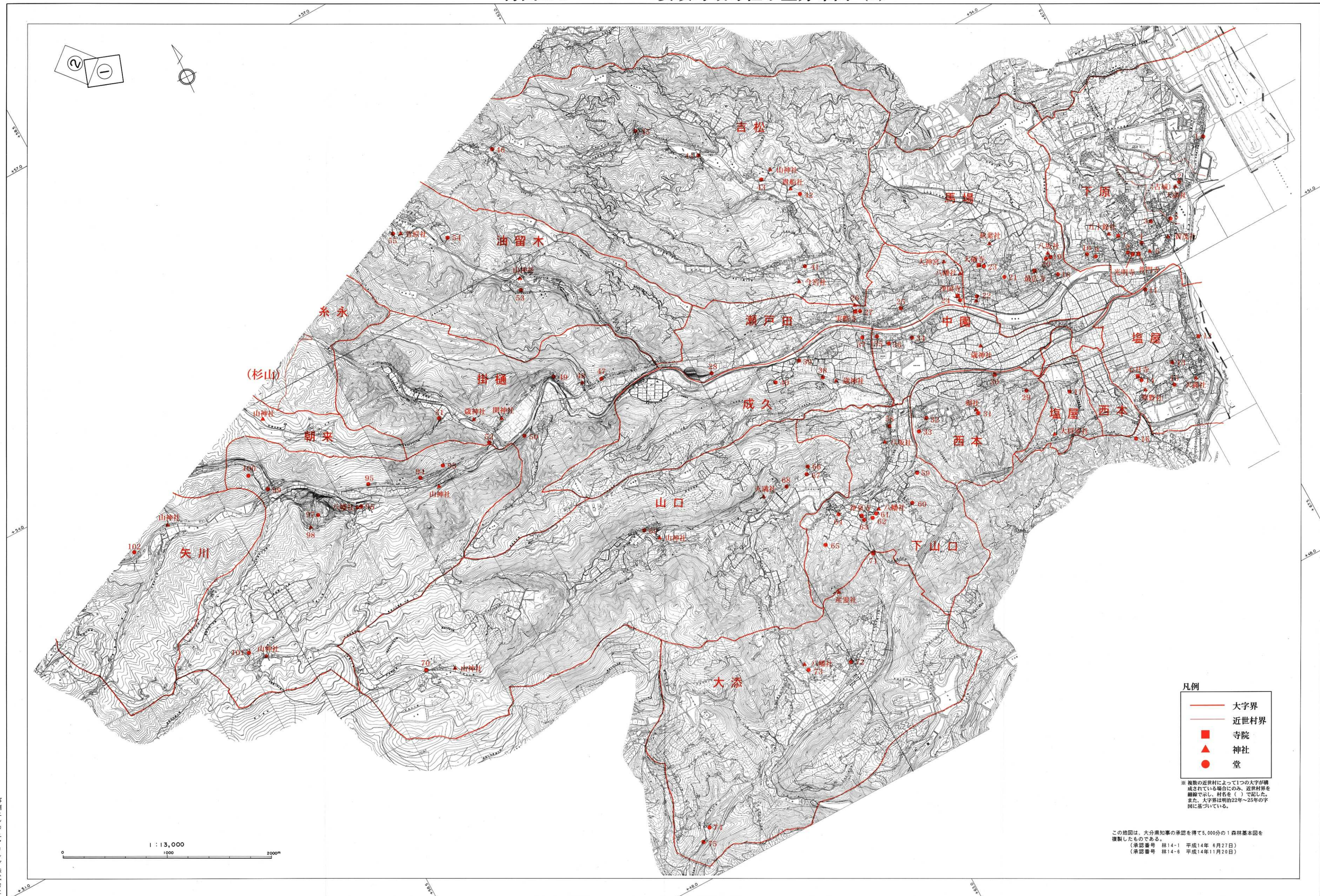
※ 明治22(1889)年～明治25(1892)年作成の字図をもとにした。

1 : 13,000



写測エンジニアリング株式会社

大分県立歴史博物館

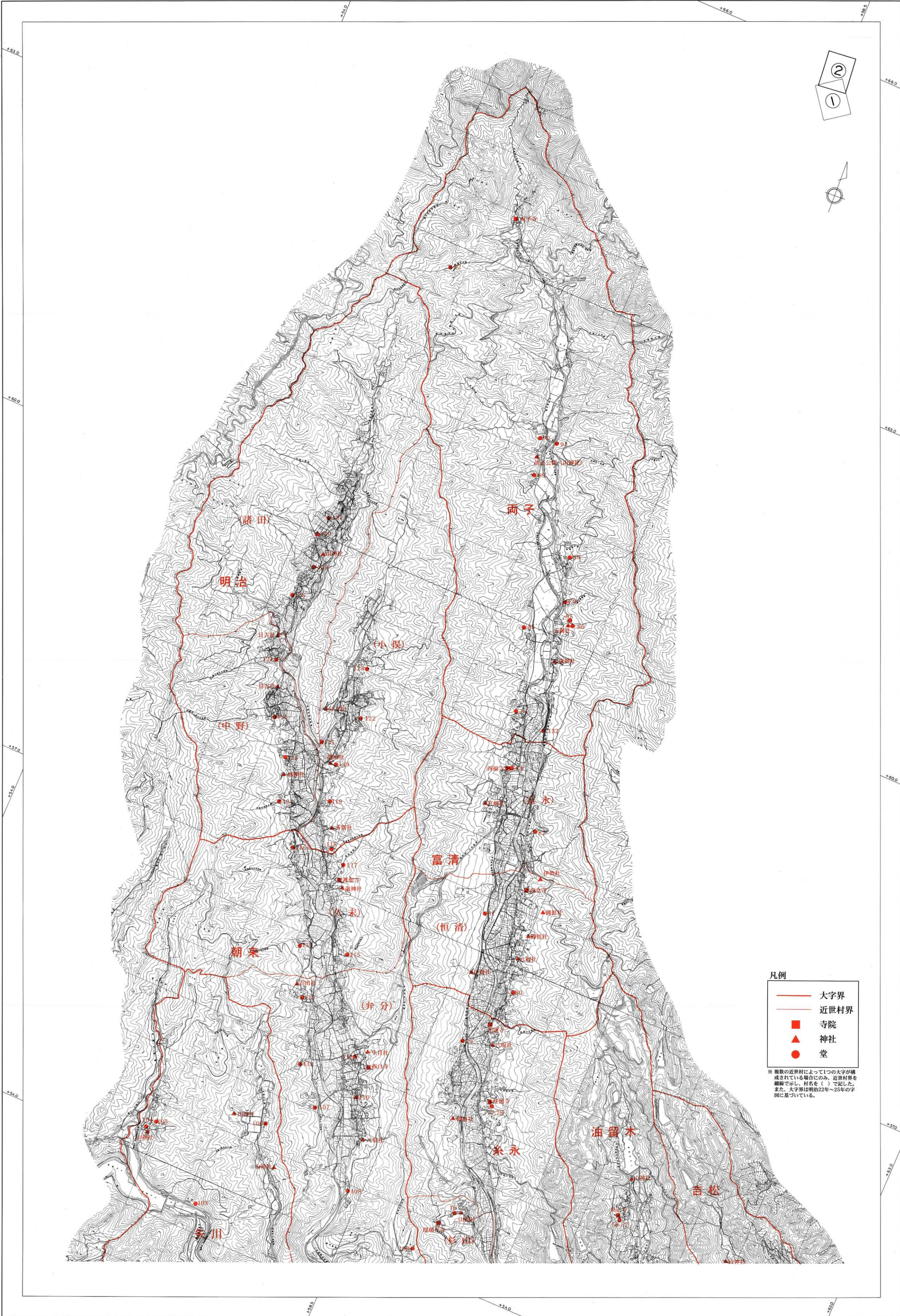


凡例

- 大字界
- 近世村界
- 寺院
- ▲ 神社
- 堂

※ 複数の近世村によって1つの大字が構成されている場合にのみ、近世村界を細線で示し、村名を()で記した。また、大字界は明治22年～25年の字図に基づいている。

この地図は、大分県知事の承認を得て5,000分の1森林基本図を複製したものである。
 (承認番号 林14-1 平成14年 6月27日)
 (承認番号 林14-6 平成14年11月20日)



凡例

— (thick red line)	大字界
— (thin red line)	近世村界
■ (red square)	寺院
▲ (red triangle)	神社
● (red circle)	堂

※複数の近世村によって1つの大字が構成されている場合にのみ、近世村界を細線で示し、村名を()で記した。また、大字界は明治22年～25年の字図に基づいている。

